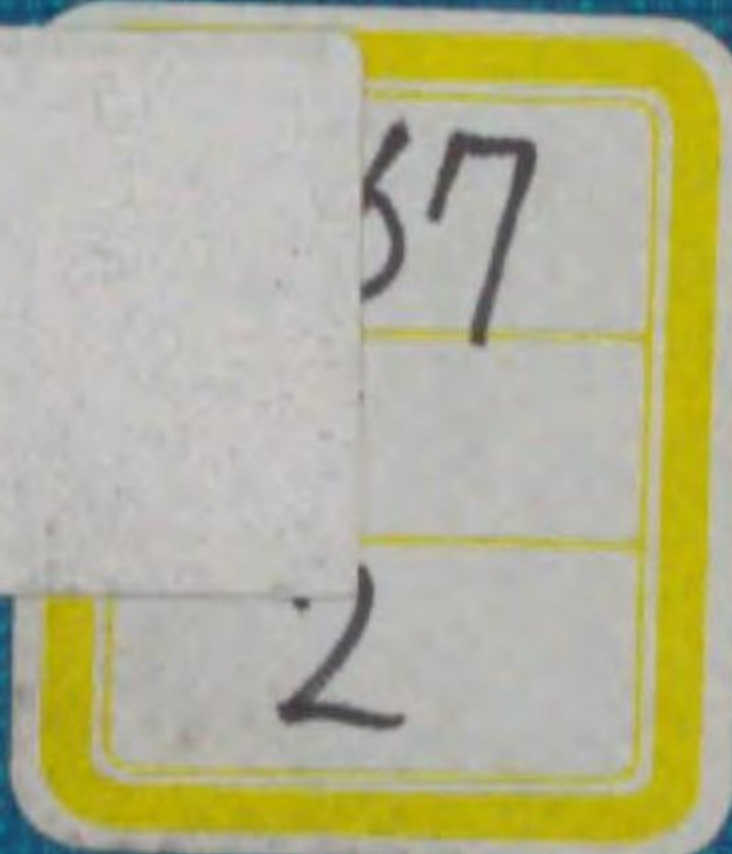


567-2



1200501515116





6E95



THE TRANS-SIBERIAN EXPRESS

Shortest route from the Far East to Europe

歐洲旅行の最短距離

シベリヤ急行鐵道

浦潮斯德
哈爾賓

チターイルクーツク

ノオシビルスク—莫斯科—ワルシヨウ
伯林—巴里。

營業課目

回遊券。各國鐵道。汽船切符發賣。
ソ聯邦旅行手續代理

ソヴェート國營旅行案内局

〔滿洲經由〕

「インツォーリスト」日本支部

東京・丸ノ内仲通五號館
電話丸ノ内(23)二三〇七、二三〇八、二三〇九番

The Representative of State Travel Bureau
of U.S.S.R.

“INTOURIST”

Tokyo, Kodjimachi-ku, Marunouchi 3 chome, Nakadori,
Mitsubishi Bld. № 5.

Tel. № (23) Marunouchi 2307, 2308, 2309.

АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО

Северо-Сахалинской Нефти (Кита-Карафутто Секию Кабусики Кайша)

Президент о-ва: Накасато Сигецугу.

Основной капитал 20.000.000 иен.

Главная контора: Токио, Коодзимачи-ку, Маруноучи,
здание „Юраку-кан“.

Телефоны: Маруноучи (23) №№ 1890, 1891.

資本金 貳千萬圓

事業

(一) 北樺太東海岸既開油田ノ試掘、深掘屯其ノ附帶事業
(イ) 探掘鐵區
オハ、エハビ、ビリツンヌトウオ、チャイウオ、
ヌイウオ、ウイグレットク、リタンクグリ
以上 八個所 約八百萬坪
(ロ) 試掘鐵區
北オハ、エハビ、クキドラルリン、ボロマイ、北部ボ
アターシン、南部ボアターシン、チエメルニンダ
ーギ、カタンクグリ、ムキンカコング、チャクレ
ナンビチヤング、ウエンゲリ
以上 拾壹個所 約三億五千萬坪
(二) 利權期間 大五十四年十二月四日ヨリ
試掘十一ヶ年 探掘四十五ヶ年間
(三) 探掘作業 (昭和五年十月現在)
オハ鐵場 概位 東經百四十三度
北緯五十三度三十五分
横濱ヨリ千四百哩

北樺太石油株式會社

社長 中里重次

本社 東京市麴町區丸ノ内南有樂館

電話丸之内(23)一、八九〇番

現在油井數 五七坑
最近日產 約六五〇吨

Н. К. П. С.

Уссурийская железная дорога ХАРБИНСКОЕ КОММЕРЧЕСКОЕ АГЕНТСТВО

(Пристань, Школьная - 31).

Телефоны №№ 41-75, 26-84, 31-93, 44-82 и 46-84.

Производит все операции по экспорту, импорту и
транспортированию грузов из и в Сев. Маньчжурию.

1. Хранение грузов на складах во Владивостоке и Харбине.
2. Выполнение таможенных обрядностей и экспедиторских работ, а также доставка грузов на склады клиентов.
3. Выдача прямых документов на грузы, следующие из Сев. Маньчжурии в порты Японии и Китая и обратно.
4. Страхование грузов в пути и на складах.

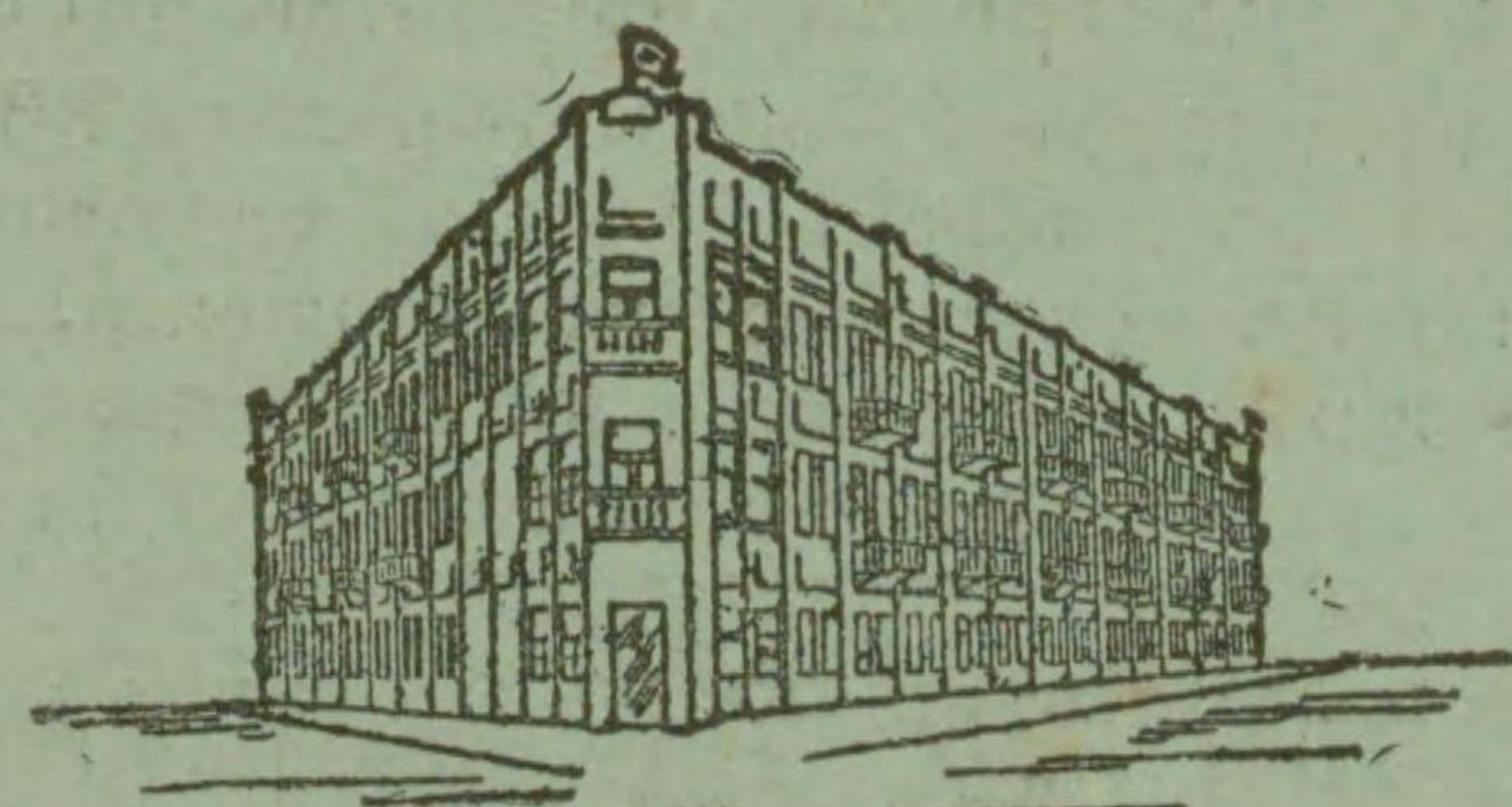
Агентство выдает всякого рода тарифные справки о стоимости и об условиях перевозки грузов, багажа и проезда во всех существующих сообщениях.

交通人民委員會 烏蘇里鐵道 哈爾濱商事部

埠頭區學堂街三一番地

營業課目

保管, 稅關手續, 保險. 北滿, 日本, 支那各港行直通貨物證券發行
其他蘇滿間の輸出入・運輸に関する總ゆる事務を取扱ふ



ОТЕЛЬ „АЗИЯ“

Харбин, Пристань, Диагональная, 98.

Телефон представителя 2205.



亞細亞ホテル

電話代表長二二〇五番

哈爾濱市斜紋街九八

Китайская Восточная жел. дор.

Управление дороги: Харбин, Большой пр., Тел. 27-25.

Линии: Маньчжурия-Харбин-Пограничная. Харбин-Куаньченцзы.

Находясь в прямом пассажирском (Европейско-Азиатском, через Сибирь) сообщении с главными пунктами Западной Европы и Дальнего Востока, КВЖД поддерживает беспересадочное движение поездов от и до Владивостока, согласованное с расписанием сквозных поездов Маньчжурия-Столпце (граница СССР и Польши) и Маньчжурия-Рига, а равно с паромными рейсами Владивосток-Цуруга.

Для удобств коммерсантов с 1-го марта 1932 года открыт прием к перевозке грузов из Европы и в прямом Германско-Дальневосточном сообщении.

Полное транспортное обслуживание грузоотправителей и грузополучателей производится аппаратом Дополнительных Предприятий через сеть Агентств и транспортных пунктов.

Адрес Харбинского Коммерческого Агентства—Русская улица, угол Китайской.

Агентствами производятся следующие операции:

Транспортирование грузов, страхование грузов в пути и на складах, выдача ссуд под грузы, хранение в гарантийном пакгаузе в Харбине без оплаты пошлиной в течение 12 месяцев с частичной выдачей, ответственность за срочность доставки.

ПРОДАЖА БИЛЕТОВ НА СИБИРСКИЙ ЭКСПРЕСС.

Билеты можно приобрести в Бюро Путешествий КВЖД, Китайская ул. № 194 или заказать по телефону 24-65 для доставки билета на дом.

Запись на комнаты и выдача справок производится в Бюро Путешествий—Китайская 194, тел. 24-65 и в Новом городе—„Гранд Отель“, тел. 21-99.

北滿鐵道〔舊東支鐵道〕

本社 哈爾濱大直街 電話 二七二五番

線路 { 滿洲里—哈爾濱—ホケラニチナヤ
哈爾濱—寬城子

ソ聯邦, 西歐—太平洋, 極東諸國間の最短至便の聯絡路

貿易關係者の便宜を圖り一九三二年三月一日より歐洲發貨物の輸送及び獨逸—極東直通運輸の受付開始

哈爾濱商業部の所在—ルースカヤ通キタイスカヤ角

同商業部の取扱事項

貨物輸送。輸送中及び倉庫内貨物の保險。貨物抵當の貸付。

哈爾濱保證倉庫内, 部分的交附による十二ヶ月間の無料保管等。

シベリヤ急行列車は哈爾濱發每水曜, 土曜, 日曜。

當鐵道は果實水工場の他, 貸別荘, ホテル等を有す。

КИТА НИХОН КИСЕН КАЙША

Регулярные рейсы между Цуругой и Владивостоком.
 Пароход „Амакуса мару“ общий тоннаж-2.346 тонн.
 Совершает рейсы 3 раза в месяц.

Расписание.

ПРЯМОЙ РЕИС: Отход из Цуруги: 6,16 и 26 числа каждого м-ца в 2 час. дня.
 Приход во Владивосток: 8,18 и 28 числа каждого м-ца в полдень.

ОБРАТНЫЙ РЕИС: Отход из Владивостока: 10,20 и 30 числа каждого м-ца в 11ч. утра.
 Приход в Юуки: 10,20 и 30 числа каждого м-ца в 7 ч. веч.
 Отход из Юуки: 11,21 и 31 числа каждого м-ца в 9 ч. утра.
 Приход в Сейсин: 11,21 и 31 числа каждого м-ца в 1-30 м. дня.
 Отход из Сейсина: 11,21 и 31 числа каждого м-ца в 7 час. веч.
 Приход в Цуругу: 13,23 и 3 числа каждого м-ца в 2 час. дня.

PROEЗДНАЯ ПЛАТА		Цуруга			Владивосток			Юуки			Сейсин		
1 кл.	48 иен	48 иен	45 иен	1 кл.	15 иен	21 иен	1 кл.	6 иен					
2 кл.	32 „	32 „	30 „	2 кл.	10 „	14 „	2 кл.	4 „					
3 кл.	16 „	16 „	15 „	3 кл.	5 „	7 „	3 кл.	2 „					

Примечание: 1 кл. — с европейским столом. 1-й класс с европейским столом. 2 и 3 кл. — с японским столом. 2, 3-й класс с японским столом.
 За проезд детей в возрасте до 12 л. проездная плата взимается в размере половины стоимости билета за проезд взрослого. 12-летним детям — 1/2 стоимости.
 Проездная плата за 1 ребенка до 4 летн. возраста не взимается. 4-летним детям — 1/4 стоимости. 4-летним детям — 1/4 стоимости. 4-летним детям — 1/4 стоимости.

О подробностях просим справляться:
 Главная контора: г. Отару, Минами Хама-чо.
 Агентства: г. Токио, Токийское отд. пар. о-ва „Осака Шосен Кайша“.
 г. Цуруга, Транспортное отделение фирмы Оовада.
 г. Владивосток, Транспортная контора „Сиосен Гуми“.
 Агентства по приему и продаже билетов: все отделения парох. о-ва „Осака Сиосен Кайша“, фирмы „Томас Кук“, „Интурист“ СССР.

北日本汽船株式会社

遞信省命令航路 敦賀—浦鹽—直線 „天草丸“ 2.346噸 速力13浬
 營業本部 小樽市南濱町 東京在勤員 大阪商船東京支店
 敦賀代理店 大和田回漕部 浦鹽代理店 商船組
 日滿聯絡及歐亞聯絡切符發賣 切符代賣特約店—大阪商船各地支店, ジャパン・ツ
 ーリスト, トーマス・グツク, インターリスト

最新刊

最新露和辭典

附ソヴエト兵語集略語新語集

本書はソヴエトロシアの新正字法に據て編纂されたもので、其一語毎に羅馬字に依て至難なるロシア語の發音を示されたる著者多年の苦心に成る最新最善の露和辭典である。

ペトログラード大學文學士 吉田 薫 編 (內容見本)

スミルニツキ 薫 共著 模範日露露日會話
 八杉貞利著 かなつき日露會話
 定價金 壹圓五拾錢
 送料 壹圓六錢

三六判 七百頁 總革
 定價金 五圓五十錢
 昭和八年十二月限
 特價 四圓五拾錢
 送料 金貳拾壹錢

東京日本橋區吳服橋 大坂屋號 電話 三三三七番
 東京日本橋區吳服橋 大坂屋號 電話 三三三七番
 東京日本橋區吳服橋 大坂屋號 電話 三三三七番

Отделение **ТОРГПРЕДСТВА СССР С. Маньчжурии.**

Харбин, Китайская ул., уг. Магазиной, 186.

- (1) Отдел „Промэкспорта“, тел. 44-90.
Ткани, сода, электро-лампочки, резиновые изделия.
- (2) Отдел „Техноэкспорта“, тел. 41-93.
Разные машины и инструменты. Прием заказов на монтаж и оборудование промышлен. предприятий.
- (3) Отдел „Рудозэкспорта“, тел. 41-93.
Нефрит, шпат молотый.
- (4) Отдел „Минтоплива“, тел. 44-90.
Каменные и бурые угли.
- (5) Отдел „Рыбозаконсервэкспорта“, тел. 26-61.
Консервы рыбные и др., икра и рыба.
- (6) Отдел „Плодоэкспорта“, тел. 27-80.
Фрукты сушеные, грибы, кондитерские изделия.
- (7) Отдел „Лектехсырья“, тел. 41-93.
Медикаменты всевозможные, лекарственные травы.
- (8) Отдел „Экспортлеса“, тел. 26-61.
Пиломатериалы, ящичные комплекты.
- (9) Отдел „Коверкустэкспорта“, тел. 41-93.
Полудрагоценн. уральские камни, музыкальн. инструменты.
- (10) Отдел „Табакозэкспорта“, тел. 41-93.
Табачные изделия.
- (11) Отдел „Разноэкспорта“, тел. 41-93.
Щетки разные.
- (12) Отдел „Минералсиликатэкспорта“, тел. 41-93.
Посуда стеклянная, фарфоров. и фаянсов., силикатн. изделия.

ソヴェート通商部北滿支部

哈爾賓キタイスカヤ街マガジンナヤ横丁角186.

- | | |
|-----------|--------------|
| ◇ 工業品輸出部 | ◇ 醫藥原料部 |
| ◇ 技術機械輸出部 | ◇ 木材輸出部 |
| ◇ 鑛産物輸出部 | ◇ 絨氈及手工業品輸出部 |
| ◇ 燃料部 | ◇ 煙草輸出部 |
| ◇ 罐詰輸出部 | ◇ 雜貨輸出部 |
| ◇ 果實輸出部 | ◇ 鑛業品陶磁器輸出部 |



駐日ソヴェート聯邦通商代表部

通商代表部は國家經濟諸機關のため日本に於て物資の購賣を爲し本國工業製品農産物の販賣を爲す

各部 — 輸入部 ● 備木船材部 ● 漁業部 ● 石油係 其他

本 部 東京市麴町區丸ノ内三丁目十番地 仲五號館
支 部 函館市北區末廣町十六番地
支 部 大 阪 市 北 區 衣 笠 町
出 張 所 大 連 ・ 京 城 ・ 靜 岡

電話丸之内(23)二三〇七・二三〇八・二三〇九

近藤林業公司

本店 哈爾濱道裡地段街106

經營者 近藤 繁司

浦鹽斯德商船組

本店 浦鹽斯德

支店 哈爾濱

業務: 倉庫業, 船車聯絡運輸

代理店: 大阪商船, 日本郵船

北日本汽船, 朝鮮郵船

北陸汽船, 北樺太石油

北樺太鐵業

ЛЕСОПРОМЫШЛЕННАЯ ФИРМА „КОНДО“

Правление: Харбин, Пристань, Участковая, 106.

Владелец фирмы: Кондо Сигедзи.

Пароходное о-во „Шосен Гуми“ во Владивостоке

Отделение: Харбин.

Предметы операций: складское дело
транспортное дело

Агент: Акц. о-ва пароходства „Осака Шосен“,
„Нихон Юсен“, „Кита Нихон Кисен“,
„Чосен Юсен“, „Хокурику Кисен“, акц.
о-ва Северо-Сахалинской нефти „Кита
Карафутто Секию“ и Горнопромышлен-
ного о-ва „Китакарафутто Когию“.

АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО ЛЮРИ И КО., ТОКИО

Экспорт: рыбные, крабовые и другие консервы, различные продукты моря и проч.

Импорт: представители Английских, Американских и Германских заводов, изготовляющих консервные машины, морские и стационарные моторы, жечь и проч.

Главная контора: Шова Билдинг 512, Маруноучи, Токио.

Телефон (ЭЗ) 3069.

Агентства: Хаэодате, Шанхай, Харбин.

ДАЛЬНЕ-ВОСТОЧНЫЙ БАНК („ДАЛЬБАНК“)

(учрежденный в Харбине)

Производит все банковские операции.

Принимает вклады по мелким сбережениям с 10 ч. утра до 1 ч. дня и вечером с 5½ до 7½ ч.

Максимальный размер для вкладов по сберегательным счетам допускается по Харб. долл. и Иен. до 10 тыс., в А.\$ до 5 тыс.

Минимальный вклад от 1 долл. или иены.

Начисление %% по сбер. счетам производится 2 раза в год: 25 июня и 25 декабря.

Ставка % по сбер. счетам установлена в размере 5% годовых, а на остаток вклада не меньше Х.\$ 200, Иен 100 и А.\$ 50.—оставшийся недвижимым в течение 6-ти мес. начисляется дополнительная премия в размере 1½% годовых.

„Дальбанк“ по поручению „Торгсина“ производит прием переводов на Торгсин на все пункты СССР („Торгсин“ имеет в городах и портах СССР больше 500 отделений). Переводы на Торгсин принимаются без ограничения количества и суммы перевода. По желанию перевододателей Дальбанк принимает поручения на Торгсин на отправку стандартных посылок во все пункты СССР. Количество посылок на одно и тоже лицо неограничено.

極東銀行 „ダリ・バンク“ 哈爾濱

銀行業務一切取扱

小額貯蓄預金受付 {自午前十時 至午後一時
自午後五時半 至午後七時半

最高貯蓄預金額: 一萬哈爾濱幣、一萬圓或は五千米幣まで。

同最低 一幣或は一圓より。

利子算入は年二回: 六月二十五日及び十二月二十五日。

利率は年五分、但し六ヶ月間据置残額二百哈爾濱幣、百圓及び五十米幣より少からざるものに対しては更に年一分五厘のプレミアムを附す。

„ダリバンク“は„トルクシン“の委託によりソ聯邦各地行„トルクシン“宛爲替の取扱をなす。„トルクシン“宛爲替は數及金額に制限なく受付く。

又爲替發送人の希望により„ダリバンク“はソ聯邦各地への標準小包發送を„トルクシン“へ委託することを引受く。同一人に對する小包數量は制限なし。

567
2

昭和八年版に序す

昭和八年版は、豫定よりも約三ヶ月おくれで、漸く今日世に送る運びとなつた。既に見らるゝ如く本年版は内容において完全に舊版から一新されたが、これは主として客觀的情勢の激變が不可避的に編輯方針にも反映して、新版の内容を全然一變せしむるに至つた事に歸因するといふべきであらう。然らば客觀的情勢の激變とは何か？ 今や日本並に世界は未曾有の危機に直面してゐる。非常時はなほ解消されてゐない。滿洲國は建設されたばかりで前途遼遠なるものがある。世界經濟不況も打開の見込が未だ立たない。他方においてソヴェト聯邦では昨一九三二年末を以つて第一次五ヶ年計畫を完成し、直に第二次五ヶ年計畫遂行に突入した等々である。殊に滿洲國を健全に發達せしめ極東平和の防壁たらしめるために我日本は全國運を賭しつゝあるところであつて、本年鑑の主要な對象をなす日露關係は新滿洲國の出現によつて、事前何人も豫想し得ざる大なる變動を受けた。従つて我日本の對露關係は滿洲國の建設に關聯して世界的尺度において重大性を加へ來り、この事實は必然的に本書の内容に反映せざるを得なかつたのである。本社が建設途上の滿洲國の實情を本年鑑によつて紹介すべく資料蒐集のために今春社員を特派したのはこれがためである。次に本年鑑の對象たるソヴェト聯邦自身においても、前述の如く、第一次五ヶ年計畫が一九三二年末に完成され、本年から社會主義の本建築と稱せらるゝ第二次五ヶ年計畫が着手されたのである。そこで第一次五ヶ年計畫實施の全

なほ解消されてゐない。
の見込が未だ立たない。
を完成し、直に第二次五ヶ年計畫遂行に突入した等々である。殊に滿洲國を健全に發達せしめ極東平和の防壁たらしめるために我日本は全國運を賭しつゝあるところであつて、本年鑑の主要な對象をなす日露關係は新滿洲國の出現によつて、事前何人も豫想し得ざる大なる變動を受けた。従つて我日本の對露關係は滿洲國の建設に關聯して世界的尺度において重大性を加へ來り、この事實は必然的に本書の内容に反映せざるを得なかつたのである。本社が建設途上の滿洲國の實情を本年鑑によつて紹介すべく資料蒐集のために今春社員を特派したのはこれがためである。次に本年鑑の對象たるソヴェト聯邦自身においても、前述の如く、第一次五ヶ年計畫が一九三二年末に完成され、本年から社會主義の本建築と稱せらるゝ第二次五ヶ年計畫が着手されたのである。そこで第一次五ヶ年計畫實施の全



ОТКРЫТА ПОДПИСКА

на ежедневную газету
НОВОСТИ ВОСТОКА

издающуюся в Харбине. 11 год издания.
НОВОСТИ ВОСТОКА выпускают по воскресным дням еженедельное бесплатное иллюстрированное приложение и выходят ежедневно, не исключая понедельников.

УСЛОВИЯ ПОДПИСКИ:

Мес.	В Китае сер. долл.	Японии иен.	В Европе и Америке амер. долл.
1	2.50	2.50	1.00
3	7.00	7.00	2.50
6	13.50	13.00	5.00
12	24.00	24.00	10.00

Подписка принимается с любого числа по телеграфу, почте и телефону № 47-03. Адрес редакции и конторы: г. Харбин, Корейская, № 68, уг. Китайской. Телефон № 47-03.

年中 ノーウオスチ・ウオストーカ 無休

購読料	支那(銀幣)	日本(圓)	歐米(米幣)	申込先:
一ヶ月	2.50	2.50	1.00	哈爾濱キタイスカヤ街 コレースカヤ横丁角68 電話 47-03.
三ヶ月	7.00	7.00	2.50	
半年	13.50	13.00	5.00	
一年	24.00	24.00	10.00	

ЗАРЕГИСТ.



МАРКА

Производство и экспорт рыболовных сетей

„Найгай Фишинг нетс мфги Ко“.

Фирма основана в 1903 г.

Япония, префектура Миэ, г. Цу.

Телефон № 757.

THE NAIGAI FISHING NETS MFG. Co.

Manufactures and Exporters of Fishing Nets.

Established 1903

Tel: No 757

TSU-SHI, MIYE-KEN, JAPAN

成果と第二次五ヶ年計畫の豫定プランとを具さに紹介することにした。

かくて本年鑑の取材対象の上に發生した重大變化に基因する編輯方針の變更とそれに伴ふ新資料の蒐集と、更に最近に至つて滿露、從つて日滿露關係の今後の推移を卜するに最も重大な問題であり、その成行は極東の前途に容易ならざる關係を有する北滿鐵道讓渡交渉經緯を本年鑑中に収録したことにより、止むなく昭和八年版の刊行を著しく遅延せしめ、多數讀者諸氏に多大の御迷惑を掛けるに至つた。こゝに謹んで陳謝の意を表する次第である。だが發行の遅延によつて、本版には昭和七年全一年間の總決算がなされてゐるに止まらず、昭和八年の五月乃至六月まで約一年半の期間に亘る諸事件、諸變化が悉く網羅され、しかも其等は何れも劃期的重大問題である點から見ると、從來のどの版にも無い程本書の内容を豊富ならしめてゐる。これは遅刊の罪の一半を償ふものとも云ひ得やう。

日露間に横わる客觀的諸情勢が、日本人の正しい對露智識擴充と、露國人の正しい日本智識獲得の必要を今日ほど重要たらしめてゐる時代は過去の何れの時代にもなかつた。日露關係を無視して極東平和はあり得ない。日露關係は必ずしも悲觀を要しないが、徒らに樂觀をも許さない。一步誤れば、如何なる重大事態が惹起されるか測り知り得ない。日滿露の相互理解の必要なる所以は茲にある。本年鑑がこれのために多少とも貢献し得たなら、本社の喜びこれに過ぎるものはなし。

昭和八年八月一日

日 露 通 信 社

例

一、昭和八年版は昭和七年一月より昭和八年五月乃至六月に至る約一ヶ年間に、日露兩國關係の上に發生し、變化せる諸事件の精確なる客觀的分析並に報告を中心として「日露關係の部」に屬する諸部門を編纂し、又昭和七年（一九三二年）一ヶ年間に於けるソヴェート聯邦の政治・外交・國防・財政・産業・貿易・交通・文化の諸部門及び第一次五ヶ年計畫の全成果と第二次五ヶ年計畫の豫定プランを調査記述して「ソヴェート聯邦の部」を編み、更に昭和六年九月に勃發した滿洲事變に筆を起し、昭和八年六月末に開催された北滿鐵道讓渡交渉會議の經過をも含み、且つまた滿蒙の國勢、新興滿洲國の建設實情を調査記述した「日滿露關係の部」を増補し、之に加ふるに最近日本國勢諸部門の鳥瞰圖と昭和七・八年日露關係、北滿鐵道讓渡交渉經過の記述より成る露文欄を加へたものである。

二、本年鑑に取材し反映せる時期は大體において前掲の如きも、而も資料の發表と入手期に遅速あるため統計其他時間的に多少の不揃あるを免れなかつたが、全篇を通じて精確と生新とをモットーとして編輯にあたつた。

三、ソヴェート聯邦の國名は、種々の關係上本書においても亦、徹底的な統一が出来なかつた。一般に呼び馴れてゐる露國、露西亞、ロシア、ロシアを始め、ソヴェート社會主義共和國聯邦、ソヴェエト社會主義共和國聯邦乃至はそれらの略稱が共用されてゐることをこゝでしをく。

四、年號は、日露關係の部においては明治、大正、昭和等日本固有のそれを原則として使用し、ソヴェート聯邦の部並に露文欄においては西曆を原則として使用し、日滿露關係の部においては新年號大同を使用した。

五、今度新に設けた日滿露關係當路者一覽には、日滿露間の政治・外交・通商・文化各分野において第一線で現實に活躍してゐる人々を網羅せんとめ努めたが、時間と紙面の制限上知名の士にして掲載洩れが尠くない。

六、本年鑑材料は、前記の如く精確と生新とをモットーとして本社調査部備付のもの、外、外務省・大藏省・商工省・農林省・鐵道省・逓信省・拓務省・陸軍省・參謀本部を始め、其他諸官廳・日露協會・滿鐵・露水組合・日ソ文化協會並に對露關係團體及個人、露國側においては駐日大使館・通商代表部等にこれ需め、特に「日滿露關係の部」のためには滿洲年鑑に負ふ所多かつた以外に、其他兩國出版物からも多くのものを得た。

日刊 日露通信 (日露文)

(創立 大正四年五月)
◆本社の飛躍發展

日本帝國の過去にとつて最も重大な問題の一つは對露關係でありました。しかして現在滿洲國の出現發達によつて日露關係の重大性は更らに倍加しました。恐らく將來においても日露關係は複雑化すると共に重大化するであらうことは何人も豫想し得る所であります。この情勢に處して從來の日露關係最高の情報機關たりし本通信を擴大し且つ内容を豊富にし發展せしめた

◆日本唯一の滿露情報機關

たる本社の通信は、露文の洗練と共に他の追隨を許さぬ独自の存在として一般にもその眞價を認められて來ました。又刻下の對露貿易不振を打開し、その發展振興のために本通信が如何に努力してゐるか、は對露關係者諸氏の熟知されてゐる處と信じます。

本通信の使命を十二分に發揮し得るため

◆本社事業一般

- 日刊邦文 「日露通信」
日刊露文 「日露通信」
日露兩文 「日露年鑑」
日露兩文 「ゴロロス、ヤポニー」
調査部、出版部
翻譯部、代理部

館號一十二菱三・内ノ丸・市京東

社信通露日 所行發

番五四六四・番四四六四(23)内之丸話電
〇チニケウト號路信電・番五一〇三四京東座口替振

日露年鑑 (昭和八年版) 目次

日露關係の部

政治・外交關係

- 日露關係の部
(一) 帝制露國との關係
一、初期一世紀半
二、樺太千島交換まで
三、明治時代の關係
四、歐洲大戰前後
(二) ソヴェト聯邦との關係
一、日本の西伯利出兵時代
二、新國交の創造へ
三、國交恢復直後
四、通商關係概要
五、漁業交渉の錯綜
六、其他の諸關係
昭和六年日ソ政治・外交關係
(三) ルーブル問題交渉

- 一、外交々渉始まる
二、東京交渉紛糾
三、漁區競賣と絡む
四、兩國輿論の硬化
五、遂に妥協成る
(二) 漁業切揚期の外交々渉
(三) 漁業條約解釋確定會議
(四) 浦鹽鮮銀閉鎖事件概要
(五) 第六回ソヴェト大會と日露問題
(六) クレヂット問題交渉
(七) 日ソ小包郵便條約の締結
(八) 廣田大使暗殺陰謀事件
(九) 駐日ソヴェト外交官移動
(十) 滿洲事變と日ソ外交關係經緯
一、滿洲事變とソ聯邦の立場
二、最初の警告的對日通牒
三、日本政府の對ソヴェト回答
四、ソ政府再度の對日覺書

- 昭和七年日ソ政治・外交關係
(一) 滿洲事變と日ソ政治外交關係
一、哈爾濱事變と日ソ交渉
二、東支東部線出兵と日ソの應酬
三、ソ聯邦の極東防備問題
四、赤軍集結と白軍策動問題とに關する日ソ外交復文書
イ、赤軍國境集結
ロ、滿洲の白軍活動
ハ、滿洲新國家承認問題
ニ、ポーツマス條約
ホ、日軍の國境集中問題
イ、モロトフ氏の言明
ロ、ラデツク氏の警告
ハ、齋藤兼攝外相の聲明
ニ、夏秋龜一氏の所説
ホ、田中都吉氏の日ソ關係批判
六、日本の滿洲國承認とソ聯邦
七、ソ聯邦の嚴正不干渉主義
(二) 日ソ不侵略條約問題
一、ソ聯邦側提案前後

目次

一

- 二、日本朝野への影響……………四〇
- 三、日本政府の態度……………四〇
- 四、問題の再燃……………四〇
- (三)日ソ漁業暫定協約……………四〇
- (四)蘇炳文事件と日ソ關係……………四〇
- 一、邦人引揚問題……………四〇
- 二、蘇炳文引渡問題……………四〇
- (五)駐ソ日本大使異動……………四〇
- 一、廣田大使の歸國……………四〇
- 二、太田大使着任……………四〇
- 三、松岡代表の露都訪問……………四〇
- (六)國際聯盟と日ソ關係……………四〇
- 一、國際聯盟とソ聯邦……………四〇
- 二、滿洲事變とソ聯邦……………四〇
- 昭和八年の日ソ政治・外交關係……………四〇
- 一、駐日ソヴェート大使の異動……………四〇
- イ、トロヤノフスキー大使歸國……………四〇
- ロ、ユレーネフ大使着任……………四〇
- 二、露國捕鯨船國際船法違反問題……………四〇
- 三、聯盟諮問委員會への露國參加……………四〇
- 招請問題……………四〇
- 四、北滿鐵道讓渡問題……………四〇

- イ、折衝經過……………五五
- ロ、北滿鐵道讓渡の影響……………五五
- 五、昭和八年の日ソ政治・外交關係展望……………五五
- イ、好條件下の日ソ關係……………五五
- ロ、前途に横はる暗礁……………五五
- 日本政府の對ソ外交政策……………五五
- 一、我對ソヴェート政策の基調……………五五
- 二、政友、民政兩黨政府の對ソ政策……………五五
- 三、日本共產黨事件と對ソ政策……………五五
- 四、對ソ關係悪化の他の原因……………五五
- 五、濱口・若槻内閣の對ソ政策……………五五
- 六、犬養内閣の對ソ政策……………五五
- 七、齊藤内閣の對ソ政策……………五五
- 日本各政黨の對ソ政策……………五五
- 一、政友、民政兩黨の對ソ政策……………五五
- 二、國民同盟の對ソ政策……………五五
- 三、社會大衆黨の對ソ政策……………五五
- ソヴェート政府の對日外交政策……………五五
- 一、對日政策の基調……………五五
- 二、最近の對日外交政策……………五五
- 日露基本條約……………五五

- 日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約……………七三
- 議定書(甲)……………七三
- 議定書(乙)……………七三
- 聲明書……………七三
- 交換公文……………七三
- 附屬公文……………七三
- 署名議定書……………七三
- 千九百二十四年八月二十九日日本國代表者に依り聯邦の代表者に交付せられたる覺書……………七三
- 石油試掘作業……………七三
- 炭坑作業……………七三
- 日露講和條約……………七三
- 同上追加約款……………七三
- 樺太千島交換條約要綱……………七三
- 日ソ兩國の外交機關……………七三
- (一)ソヴェート駐日日本外交機關……………七三
- 一、駐ソ日本大使館……………七三
- 二、駐ソ日本總領事館……………七三
- イ、在浦鹽斯德……………七三
- ロ、在アレクサンドロフスク……………七三

- ハ、在オハ分館……………八三
- ニ、在ハバロフスク……………八三
- 三、駐ソ日本領事館……………八三
- イ、在オデツサ……………八三
- ロ、在ブラゴウエシチエンスク……………八三
- ハ、在ベトロバウロフスク……………八三
- ニ、在ノゾオンビルスク……………八三
- 四、駐ソ日本隊附將校……………八三
- (二)日本駐劄ソヴェート外交機關……………八三
- 一、駐日ソヴェート大使館……………八三
- 二、駐日ソヴェート總領事館……………八三
- イ、在東京……………八三
- ロ、在神戸……………八三
- ハ、在京城……………八三
- 三、駐日ソヴェート領事館……………八三
- イ、在函館……………八三
- ロ、在敦賀……………八三
- ハ、在小樽副領事館……………八三
- ニ、在大連……………八三
- 四、駐日ソ聯邦隊附將校……………八三
- 五、駐日ソ聯邦主要職員閱歴……………八三
- イ、ユレーネフ氏……………八三
- ロ、スピリワーネク氏……………八三

- ハ、コチエートフ氏……………八五
- (補遺)
- トロヤノフスキー……………八六
- アサートキン……………八六
- 通商關係……………八七
- 日露貿易の沿革……………八七
- (一)帝制露國との貿易……………八七
- 一、明治時代の通商關係……………八七
- イ、明治三十六年(日露戰爭前)の日露貿易……………八七
- ロ、明治三十九年(日露戰爭後)の日露貿易……………八七
- ハ、明治四十年の日露貿易……………八七
- ニ、明治四十三年以後の日露貿易……………八七
- ホ、大戰前重要輸出品目別對露貿易……………八七
- ヘ、大戰前重要輸入品目別對露貿易……………八七
- 二、大戰當時の通商關係……………八七
- イ、本邦對露輸出額と其順位……………八七

- ロ、本邦對露輸入額と其順位……………九一
- (二)ソ聯邦との貿易……………九一
- 一、革命當時の通商關係……………九一
- 二、國交恢復後の通商關係……………九一
- 三、昭和元年の日ソ貿易……………九一
- 四、昭和二年の日ソ貿易……………九一
- 五、昭和三年の日ソ貿易……………九一
- イ、取引額の激増……………九一
- ロ、ソ聯邦より日本への輸入……………九一
- ハ、日本よりソ聯邦への輸出……………九一
- ニ、貿易發展上の障害……………九一
- 六、昭和六年の日ソ貿易……………九一
- イ、日本の輸入……………九一
- ロ、日本の輸出……………九一
- ハ、取引品目の増加と市場の理解……………九一
- ニ、漁業と利權及勞働……………九一
- 七、昭和五年の日ソ貿易……………九一
- 漁業勞働賃銀受取勘定……………九一
- 海運賃受取勘定……………九一
- 八、特別中間年度の日ソ貿易……………九一
- 九、昭和六年度の日ソ貿易……………九一
- イ、日ソ貿易の轉機……………九一

日露年鑑

一〇二、クレヂット問題の重要性……一〇二

一〇三、朝鮮銀行浦鹽支店閉鎖……一〇三

一〇三、對露クレヂット擴張問題經過……一〇三

昭和七年の日ソ通商關係……一〇七

一、減退を續ける日ソ貿易……一〇七

二、對露クレヂット擴張問題其後の經過……一〇九

イ、犬養内閣の態度……一〇九

ロ、齋藤内閣の態度……一一〇

三、ソ領木材關稅問題……一一〇

イ、ソ領木材關稅問題概要……一一〇

ロ、改正木材關稅の影響……一一三

ハ、該問題の影響……一一四

ニ、不公平な木材關稅改正……一一六

ホ、ソ材ダンピング問題……一二七

ヘ、關稅改正後の露領材の本邦進出……一二八

ト、露領木材の米弗建の始り……一二九

四、露油輸入の諸契約……一二九

イ、松方幸次郎氏の露油輸入契約……一二九

ロ、堀清氏の露油輸入契約……一三三

一〇三、北樺太石油會社とのガソリンを除く露油一手販賣……一〇三

一〇三、露油朝鮮進出の企圖……一〇三

一〇三、朝鮮の露油賣買紛議……一〇三

一〇三、露油取引訴訟事件……一〇三

一〇三、該訴訟事件の概要……一〇三

一〇三、露國通商部當局の言分……一〇三

一〇三、紛争は署名權問題……一〇三

一〇三、露油取引事件公判の經過……一〇三

一〇三、駐日通商代表更迭……一〇三

一〇三、前通商代表の更迭……一〇三

一〇三、新任ソ聯邦通商代表……一〇三

一〇三、本邦商品の對露輸出統制……一〇三

一〇三、對露輸出取締規則内容……一〇三

昭和八年の日ソ通商關係……一〇三

一、昭和八年の日ソ通商關係展望……一〇三

二、對露クレヂット協定成立……一〇三

三、露油輸入の其後の經過……一〇三

イ、松方幸次郎氏の露油輸入準備……一〇三

ロ、松方氏と需要者との賣買折衝……一〇三

一〇三、六社側の松方露油對策……一〇三

一〇三、松方氏の原油輸入……一〇三

一〇三、露油の朝鮮專賣契約成立……一〇三

一〇三、北樺太石油の露油輸入交渉……一〇三

ト、露油取引訴訟事件其後の經過……一〇三

昭和七・八年の對ソ海運……一〇三

一、昭和七年の對ソ海運……一〇三

二、昭和八年の對ソ海運……一〇三

イ、對露船舶界の神戸移轉……一〇三

ロ、昭和八年の對ソ海運展望……一〇三

(一)最近の日ソ貿易の分析……一〇三

最近數ヶ年の日ソ貿易……一〇三

(二)對ソ輸入の解剖……一〇三

一、ソ聯邦外國貿易人民委員部發表……一〇三

二、ソ聯邦駐日通商代表部發表……一〇三

三、大藏省發表……一〇三

四、主要輸入品解説……一〇三

イ、魚類……一〇三

ロ、木材……一〇三

ハ、白金、サントニン及滿俺鑛……一五〇

ニ、石油……一五〇

五、昭和八年第一・四半期の對ソ輸入……一五二

(三)對ソ輸出の解剖……一五二

一、ソ聯邦外國貿易人民委員部發表……一五二

二、ソ聯邦駐日通商代表部發表……一五二

三、大藏省發表……一五二

四、主要對ソ輸出品解説……一五二

イ、漁網……一五二

ロ、茶……一五二

ハ、船舶及金屬製品……一五二

ニ、電氣用品……一五二

五、昭和八年第一・四半期の對ソ輸出……一五二

日ソ重要取引契約一覽……一五二

(一)昭和七年の重要取引契約……一五二

一、露國側の漁業仕込物資成約……一五二

二、林兼の浦鹽輸入……一五二

三、八坂商事のロープ類輸出……一五二

四、三菱商事の露國造船注文引

受……一五二

五、増田合名の露領材輸入契約……一五二

六、日魯漁業の露領生鮭輸入契約……一五二

七、三井の露國サントニン一手販賣契約見送り……一五二

八、大倉商事の滿俺鑛輸入……一五二

九、函館水産、靱山商店のロシヤ鹽魚輸入契約……一五二

一〇、大阪同業者組合の鹽魚輸入契約……一五二

一一、函館の中瀬氏のロシヤ炭購入契約……一五二

一二、肥後磚茶の取引契約……一五二

一三、ロシヤ鹽魚追加輸入契約……一五二

一四、桑山製材の露領材輸入契約……一五二

(二)昭和八年の重要取引契約……一五二

一、日立製作所の發電機注文引受け……一五二

二、大倉商事のロシヤ滿俺輸入契約……一五二

三、大倉商事のウラル・アスベ

スト成約……一五二

四、田中商店のロシヤ白金一手販賣新契約……一五二

五、三菱商事の露領材一手販賣新契約……一五二

六、三井物産の露、英、獨サントニン一手販賣……一五二

七、横山製材の露材初取引契約……一五二

八、ソヴェート映畫獨占契約……一五二

露油取引關係……一五二

(一)昭和七年の露油取引關係……一五二

一、不成立に終つた露油輸入商談……一五二

二、松方氏の露油輸入契約……一五二

三、其他露油輸入交渉……一五二

四、極東露油の躍進と我が燃料政策……一五二

(二)昭和八年の露油取引關係……一五二

一、本年の露油一手販賣契約一括……一五二

二、朝鮮の露油販賣戰……一五二

三、松方氏の露油輸入期迫る……一五二

四、朝鮮商事の露油・六社提携

折衝	一六九
日ソ貿易有望品	一六九
(一)日本の對ソ輸出有望品	一六九
一、歐露向	一六九
二、歐露及び亞露	一七〇
(二)ソヴェートの對日輸出有望品	一七〇
ソ聯邦第二次五ヶ年計畫による極東開發と日ソ貿易	一七〇
對露輸出補償法と実績	一七一
(一)輸出補償法	一七一
輸出補償法施行期日	一七二
(二)輸出補償法施行規則	一七三
第一章 荷爲替手形に關する補償契約	一七三
第一節 總則	一七三
第二節 甲種補償契約	一七四
第三節 乙種保證契約	一七六
第二章 約束手形に關する補償契約	一七七
(三)輸出補償法第一條の規定に依る指定地域	一七九
(四)對露輸出補償実績	一八〇
一、昭和五年度輸出補償実績	一八〇
二、昭和六年度輸出補償実績	一八〇
三、昭和七年度輸出補償実績	一八〇
四、昭和八年度四、五月輸出補償実績	一八〇
對露取引の金融状態	一八一
一、最近三ヶ年の對ソ輸出補償適用金額	一八一
二、昭和八年度對ソ輸出補償額	一八二
三、年度後に互る契約	一八三
四、商品別の支拂期限	一八三
五、補償手形の期限	一八三
六、受命銀行の追加	一八四
昭和七年度の日ソ收支勘定	一八四
對ソ貸借勘定	一八四
本邦對露關係者一覽	一八五
(一)輸出入關係	一八五
一、東京府	一八五
二、神奈川縣	一八六
三、靜岡縣	一八六
四、三重縣	一八六
五、山口縣(下關)	一八六
六、福井縣(敦賀)	一八六
七、富山縣	一八七
八、大阪府	一八七
九、京都府	一八七
一〇、兵庫縣	一八七
一一、新潟縣	一八七
一二、石川縣	一八七
一三、青森縣	一八七
一四、朝鮮	一八七
一五、廣島縣	一八七
一六、北海道	一八七
(二)利權	一八八
(三)金融	一八八
一、東京府	一八八
二、兵庫縣(神戸)	一八八
三、福井縣	一八八
四、岐阜縣	一八八
五、大阪府	一八八
六、石川縣	一八八
七、靜岡縣	一八八
八、山口縣(下關)	一八八
九、北海道	一八八
一〇、三重縣	一八八
(四)運輸	一八八
(五)保險	一八九

(六)造船	一九九
(七)對露輸出組合	一九九
(八)大阪日露貿易協會	一九九
(九)神戸對露貿易協會	一九九
(一〇)小樽日露貿易協會	一九九
(一一)哈爾濱商陳列館	一九九
駐日ソヴェート通商代表部	一九九
(一)ソヴェート通商代表部官制	一九九
一、通商事務に據る外國派遣規則	一九九
二、商談及び商取引規定	一九九
三、決算及び會計規定	一九九
四、派遣手當に關する規定	一九九
五、本施行令に反せる場合及び意見の相違を生じたる場合の規定	一九九
附録第一號	一九九
附録第二號	一九九
附録第三號	一九九
附録第四號	一九九
附録第五號	一九九
(二)駐日ソヴェート通商代表部の資格	一九九
署名權の件	一九九
駐日通商代表部取引署名人一覽表	一九九
駐日ソヴェート通商代表部職員	一九九
一、東京本部	一九九
二、大阪支部	一九九
三、函館支部	一九九
四、大連支部	一九九
五、京城支部	一九九
ソヴェート通商代表部商取引手續變更	一九九
(ソヴェート聯邦通商代表部の書類署名及同外國貿易に關する委任狀發給手續變更)	一九九
第一章	一九九
第二章	一九九
北洋漁業問題の沿革	二〇〇
一、ポーツマス條約締結前	二〇〇
二、日露漁業協約要項	二〇〇
三、露國革命後の變則的出漁時	二〇〇
漁業關係	二〇〇
代	二〇〇
四、日露基本條約に依る漁業權再確保	二〇〇
五、新日露漁業條約の締結	二〇〇
六、罐詰工場特別契約成立	二〇〇
七、昭和四年の漁業關係	二〇〇
イ、出漁條件の日ソ紛議	二〇〇
ロ、宇田派の日魯漁區奪取事件	二〇〇
八、昭和五年の漁業關係	二〇〇
イ、國營十八漁區問題	二〇〇
ロ、漁區競賣の紛糾	二〇〇
九、昭和六年の日露漁業問題	二〇〇
イ、ルーブル問題経緯	二〇〇
ロ、昭和六年漁區競賣結果	二〇〇
ハ、切揚期の漁業問題紛糾	二〇〇
ニ、漁業條約解釋確定新交渉	二〇〇
ホ、貴族院の北洋漁業權益確保決議	二〇〇
ヘ、衆議院の北洋漁業權益確保に關する建議及質問書	二〇〇
昭和七年の日ソ漁業關係	二〇〇
一、昭和七年漁區競賣	二〇〇

- イ、同年度漁區發表表……………三三三
- ロ、漁區競賣の結果……………三三三
- 二、露領漁業者大合同の實現……………三三四
- イ、合同問題の經過……………三三四
- ロ、露水首腦部の新運動……………三三五
- ハ、合同計畫具體化……………三三八
- ニ、新漁區の合併參加問題……………三三〇
- 三、日ソ暫定漁業協定の調印……………三三三
- イ、日ソ間に蟠る重要懸案……………三三三
- ロ、對策準備委員と官民の結合……………三三三
- ハ、愈々對露交渉に入る……………三三四
- ニ、ハバロフスク日ソ協定内容……………三三五
- ホ、殘された國營漁區問題……………三三五
- ヘ、漁業協定覺書に調印方向……………三三六
- ト、協定成立と覺書の内容……………三三六
- チ、交渉の経緯と協約の成果……………三三七
- リ、暫定協定と日ソの分野……………三三九
- 四、現場で惹起した日ソ紛争……………三四一
- 五、浦鹽漁業交渉も一段落……………三四一
- 六、日ソ漁業條約改訂準備會……………三四三

- 七、露領漁業關係支拂勘定……………三四三
- 八、太平洋水域漁業取締の新規則……………三四三
- 昭和八年の日ソ漁業關係……………三四三
- 一、昭和八年漁區競賣……………三四七
- イ、本年度日本側漁區出願……………三四七
- ロ、本年度漁區發表……………三四七
- ハ、漁區競賣總決算……………三四八
- ニ、漁區入札は日魯が優先……………三四八
- 三、露領漁業統制案成立……………三四八
- 四、太平洋漁業規則中の沖出制限適用延期……………三四八
- 北洋漁場の地理及魚膏……………三四九
- 一、北洋漁場の地理……………三四九
- 二、北洋の魚富……………三四九
- 昭和七年の日ソ聯邦漁業計畫と実績……………三四九
- 一、三二年度漁獲準備……………三四九
- 二、浦鹽に極東漁民大會……………三四九
- 三、極東漁業總聯合社長の漁場視察……………三四九
- 三、尼港の漁業技術會議……………三四九

- 五、國營漁業の有害分子の懲戒免官……………三五八
- 六、極東漁業増獲計畫……………三五八
- 七、對日新協定後のソ側發展策……………三五九
- 八、全聯邦漁業成績……………三六〇
- 九、極東漁獲実績……………三六〇
- 北樺太漁業第二次五ヶ年計畫……………三六一
- 一、北樺太共產黨州大會……………三六一
- 二、北洋漁業の自給自足計畫……………三六二
- 邦人露領漁業実績趨勢……………三六三
- 一、自昭和七年租借經營漁區數及漁獲高表……………三六三
- 二、昭和七年度經營漁區數及漁獲高表(監視區別)……………三六五
- 三、自昭和七年經營漁區數及鹽鮭製造高表……………三六六
- 四、昭和七年度經營漁區數及鹽鮭製造高表……………三六七
- 五、自昭和七年鮭鱈製造高表……………三六九
- 六、昭和七年度鮭鱈工場數及鮭鱈製造高表(監視區別)……………三七〇
- 七、自昭和七年經營漁區數及蟹鱈製造高表……………三七〇

- 製造高表……………三七一
- 八、昭和七年度蟹鱈製造高表……………三七三
- 九、自昭和七年經營漁區數及従業員數……………三七三
- 一〇、昭和七年度租借漁區従業員數及漁場在留日數明細表(監視別)……………三七三
- 一一、自昭和七年租借漁區使用船舶數及噸數……………三七五
- 一二、昭和七年度租借漁區使用船舶數及總噸數……………三七七
- 一三、昭和七年度經營漁區到着及切揚期日……………三七九
- ソ聯邦の極東漁業実績……………三八一
- 一、ソ聯邦經營の極東漁區數……………三八一
- 二、昭和七及八年度のソ聯邦極東漁區數……………三八二
- イ、鮭鱈漁區の部……………三八二
- ロ、蟹漁區の部……………三八二
- 三、昭和八年現在ソ聯邦漁業内容……………三八三
- イ、鮭鱈の部……………三八三
- ロ、蟹漁區の部……………三八三

- 四、ソ聯邦の極東漁獲高概要……………三八四
- 五、ソ聯邦雇傭の日本漁夫數……………三八四
- 六、露國の對日備船……………三八四
- 日ソ兩國の極東漁業關係機關……………三八四
- (一)日本の露領漁業關係團體……………三八四
- 一、露領水産組合……………三八四
- イ、沿革……………三八四
- ロ、目的及事業……………三八五
- ハ、組織……………三八五
- ニ、組合員……………三八五
- 一、北洋協會……………三八六
- イ、沿革……………三八六
- ロ、北洋協會定款……………三八六
- ハ、北洋協會顧問、役員……………三八七
- 三、日魯漁業株式會社……………三八七
- イ、沿革……………三八七
- ロ、會社の現状……………三八八
- 四、北洋合同漁業株式會社……………三八九
- (二)ソ聯邦の極東漁業關係……………三八九
- 一、ソ聯邦漁業統一機關「ソユーズ・ルイバ」……………三八九
- イ、總則……………三八九
- ロ、統一機關の組織……………三八九

- ハ、統一機關の資本……………三九〇
- ニ、統一機關の目的……………三九〇
- ホ、管理……………三九一
- 二、東方漁業聯合「ウオストク・ルイバ」……………三九一
- 三、カムチャツカ株式會社「アコ」……………三九二
- 四、國營極東漁業トラスト 略稱「ダリゴスライブレスト」……………三九三
- イ、沿革……………三九三
- ロ、經營漁場……………三九三
- 五、サハリン株式會社漁業部 略稱「アソルイバ」……………三九三
- 六、コオペラチヴ又は個人漁業者……………三九三
- イ、「ダリ・ルイボ・プロドウクト」……………三九三
- ロ、「フセコ・プロム・ルイバク・ソユーズ」……………三九四
- ハ、「ルビンシテイン」……………三九四
- ニ、「リユーリ」……………三九四
- ホ、「ソボレフスカヤ・インテグラリーナヤ・コペオラーチャ」……………三九四

- ヘ、「ネムチインスカヤ・プロムイスロワヤ・アルデーリ」……………二九四
- 七、ソ國々營企業……………二九四
- イ、鮭鱒漁區の部……………二九四
- ロ、蟹漁區の部……………二九四
- 八、露國側租借漁區數……………二九四
- 日露漁業條約……………二九四
- 日本國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間漁業條約……………二九四
- 議定書(甲)……………二九八
- 議定書(乙)……………三〇四
- 議定書(丙)……………三〇六
- 最終議定書……………三〇九
- 第一附屬書……………三二六
- 第二附屬書……………三三八
- 公換公文……………三三〇
- 千九百十七年漁業協約改訂に關する日本國及「ソヴェート」聯邦間會議錄……………三三三
- 昭和八年の極東漁區貸付條件……………三三三
- 露領漁業被使用者救恤規則施行細則……………三三三
- 超過勞働暫定契約……………三三三

- 極東露領漁業用無稅品目表……………三三六
- ソ聯邦の漁業監視新規則……………三三一
- 漁業監視官吏、民警及國境警備員の漁業規則並に生魚買入及加工規則違反の摘發に對する褒賞金の授與手續に關する訓令……………三三一
- 外國領海水產組合法……………三三五
- 外國領海水產組合法施行規則……………三三五
- 附則……………三三五
- 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦太平洋水域に於ける漁業及水產物採取規則(假譯)……………三三五
- 露領水產組合法定款……………三三三
- 第一章 總則……………三三三
- 第二章 組合員の加入及脱退……………三三三
- 第三章 組合員の權利義務……………三三三
- 第四章 役員の選任並に業務執行……………三三三
- 第五章 會議……………三三三
- 第六章 會計……………三三三
- 第七章 違約處分……………三三三
- 第八章 定款の變更……………三三三

公海漁業關係

- 第九章 解散……………三三六
- 第十章 附則……………三三六
- 露領水產組合露領出漁規程……………三三六
- 公海漁業關係……………三三七
- 公海漁業關係概說……………三三七
- 一、北洋公海漁業の性質……………三三七
- 二、日露關係の複雑化……………三三七
- 日本の工船蟹漁業……………三三八
- 一、工船蟹漁業概說……………三三八
- イ、工船漁業の沿革……………三三八
- ロ、蟹工船概說……………三三八
- ハ、漁場と漁期……………三三八
- ニ、蟹工船の従業員……………三三八
- ホ、蟹の漁獲……………三三八
- ヘ、罐詰の製造……………三三八
- 二、日本蟹工船の漁獲実績……………三三八
- 大正十二年……………三三八
- 大正十三年……………三三八
- 大正十四年……………三三八
- 大正十五年……………三三八
- 昭和二年……………三三八

日本の鮭鱒工船漁業

- 昭和三年……………三七六
- 昭和四年……………三七七
- 昭和五年……………三七八
- 昭和六年……………三七八
- 昭和七年……………三七九
- 最近三ヶ年之間罐詰輸出高表……………三六〇
- 昭和八年度蟹工船出漁表及罐詰製造豫定……………三六一
- 三、陸上對工船蟹漁業紛糾問題……………三六三
- ソ聯邦の工船蟹漁業……………三六四
- 一、蟹工船の創業と初年度の業績……………三六四
- 二、昭和四年の業績……………三六五
- 三、昭和五年の業績……………三六五
- 四、昭和六年の業績……………三六五
- 五、昭和七年の計畫と業績……………三六七
- 六、ソ聯邦昭和八年度公海漁業計畫……………三六九
- イ、ソ國側蟹工船……………三六九
- ロ、北洋漁業警備監視船出動……………三六九
- ハ、極東捕鯨業大計畫……………三六九
- ニ、ソ聯邦公海漁業トロール船擴張……………三六九

- 一、鮭鱒工船漁業の沿革……………三六一
- 二、昭和八年度新規許可表……………三六一
- 三、昭和八年度母船出漁狀況……………三六一
- 四、鮭鱒沖取漁業新會社創立……………三六一
- 五、過去四ヶ年の業績……………三六一
- 日露の海獸狩獵關係……………三六一
- 一、四國條約の成立……………三六一
- 二、條約滿期後の過程……………三六一
- 工船蟹漁業取締規則……………三六一
- 「タラバ」蟹類取締規則改正……………三六一
- 輸出蟹罐詰取締規則……………三六一
- 工船蟹漁業取締規則改正……………三六一
- 母船式鮭鱒漁業取締規則……………三六一
- 附則……………三六一
- 樣式……………三六一
- 海獸獵獲禁止法の内容……………三六一
- 補遺、魚糧工船兩會社準備進む……………三六一
- 昭和八年の北洋蟹漁生産見透……………三六一

- 日ソ利權關係概說……………四〇八
- 一、ソ聯邦利權政策の沿革……………四〇八
- 二、日ソ利權關係……………四〇八
- (A)日ソ基本條約の決定により獲得せる利權……………四〇八
- (B)個人の立場で獲得せる利權……………四〇八
- 北樺太石油利權……………四〇八
- (一)對露交涉經過……………四〇八
- 一、利權契約交渉……………四〇八
- 二、試掘地積の利權契約交渉……………四〇八
- 三、同社の勞働團體契約交渉……………四〇八
- 四、一千平方露里試掘期限延長再交渉開始……………四〇八
- (二)北樺太石油會社の組織……………四〇八
- 一、組織……………四〇八
- 二、役員……………四〇八
- (三)北樺太石油會社の業績……………四〇八
- 一、第一年度……………四〇八
- 二、第二年度……………四〇八
- 三、第三年度……………四〇八
- 四、第四年度……………四〇八
- 五、第五年度……………四〇八

利權關係

- 六、第六年度……………四九
- 七、第七年度……………四〇
- 八、第八年度計畫と商工省の補助政策……………四二
- 北樺太石油會社の對露契約……………四三
- 一、利權契約要項……………四三
- 二、試掘地積の新規利權契約要綱……………四五
- 北樺太石炭利權……………四五
- (一)對露交渉概要……………四五
- 一、利權契約交渉……………四五
- 二、労働團體契約交渉……………四五
- (二)北樺太鑛業會社の組織……………四六
- イ、組織……………四六
- ロ、役員……………四六
- (三)北樺太鑛業會社の業績……………四六
- 一、第一年度……………四六
- 二、第二年度……………四六
- 三、第三年度……………四七
- 四、第四年度……………四七
- 五、第五年度……………四八
- 六、第六年度……………四八
- 七、第七年度……………四九

- (四)北樺太鑛業會社の利權契約内容……………四九
- 北樺太利權に関する勅令及法律……………四八
- 補遺、對露労働團體契約貨銀要項……………四〇

交通郵便聯絡關係

- 歐亞運輸聯絡協定……………四一
- 一、國際的鐵道聯絡の三系統……………四一
- 二、歐亞旅客聯絡運輸の復舊と第一回莫斯科會議……………四二
- 三、第二回柏林會議……………四三
- 四、第三回リガ會議……………四三
- 五、第四回プラーグ會議……………四四
- 六、第五回オデッサ會議……………四五
- 七、第六回東京會議……………四六
- 八、第七回ナポリ會議……………四八
- 九、歐亞聯絡運輸設定の效果と現行規則の概要……………四九
- 其一、旅客運送規則の概要……………五〇
- 其二、歐亞小荷物聯絡運輸……………五一
- 歐亞聯絡貨物運輸協定……………五一

- 一、第一回莫斯科會議……………五一
- イ、聯絡運輸規定……………五一
- ロ、貨物貨率規則……………五三
- 二、第二回東京會議……………五四
- 三、第三回カウナス會議……………五四
- 四、シベリヤ經由小荷物及貨物取扱注意事項……………五五
- 歐亞航空聯絡……………五五
- 一、ソ聯邦方面……………五五
- 二、支那方面……………五六
- 入露案内……………五七
- 一、旅券と査證……………五七
- 二、乗車券と寢臺豫約……………五七
- 三、手荷物……………五七
- 四、列車の運輸概況……………五八
- 五、食堂車……………五九
- 六、旅券検査及手荷物税關検査……………五九
- 七、貨幣……………六〇
- 八、外人の入露携帶品通關規則……………六〇
- 九、時差……………六三
- 川崎汽船・烏鐵直通聯絡協定……………六三
- 栗林汽船會社の勘察加航路……………六三
- 北日本汽船會社の敦浦聯絡航路……………六三

日ソ郵便關係

- 一、對ソ通常郵便物關係……………四四
- イ、規定關係……………四四
- ロ、郵便線路……………四四
- 二、小包郵便關係……………四四
- イ、條約の要項……………四四
- ロ、施行規則……………四五
- 日本帝國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する約定の施行規則……………四五
- 三、日ソ間小包郵便交換局設定……………四七
- 四、日本内地と北樺太小包交換開始……………四七
- 日ソ電信關係……………四八
- 一、日ソ電信連絡の沿革……………四八
- 二、日ソ間電信連絡の現況……………四八

文化關係

- 昭和七年の日ソ文化關係……………四九
- 一、ピリニヤーク氏の再來遊……………四九
- 二、ゴリキ一氏記念祝賀會……………四九
- 三、日本文學のロンヤへの紹介……………五〇
- 四、米川文子嬢……………五〇
- 五、劇壇入露禁止さる……………五〇
- 六、松竹舞臺監督園池氏の訪露……………五〇
- 七、ソヴェート映畫の輸入……………五一
- 八、レーニン圖書館の日本室設置……………五一
- 九、インツリリスト日本代表M・ヂューク氏の歸國……………五二
- 一〇、出版界……………五二
- 一一、極東探検隊シビリヤコフ號の來航……………五三
- 昭和八年の日ソ文化關係……………五三
- 一、山田耕作氏の渡露……………五三
- 二、メクシン、クラフチェンコ兩氏の來朝……………五三
- 三、ソ聯邦教育家歡迎會……………五四
- 日本の對露技術援助關係……………五四
- 一、ソ聯邦に對する邦人の技術的援助……………五四
- 二、本邦鐵道技術の移入契約……………五四
- 三、ソヴェート側の評價……………五五
- 四、第二回招聘契約中止……………五五
- 五、日本製罐技師援助契約……………五五

- 六、本邦水力電氣技師招聘問題……………五七
- 七、アスベストの技術的指導……………五七
- 八、蠶業技師の渡露問題……………五七
- 日本の對ソ文化關係團體……………五八
- 一、日露協會……………五八
- イ、協會の沿革……………五八
- ロ、協會の會則……………五八
- ハ、役員及會員……………五八
- 二、日露通信社……………五九
- 三、日ソ文化協會……………五九
- イ、創立の要旨……………五九
- ロ、規則……………五九
- ハ、組織及活動……………五九
- ソヴェート友の會の改造……………五九
- ソヴェート友の會……………五九
- 露西亞事情調査會……………六〇
- 露西亞通信社……………六〇
- 日露經濟通信社……………六〇
- 日露通報社……………六〇
- ナウカ社……………六〇
- 橘書店……………六〇
- ソヴェート研究會……………六〇
- 南北書院……………六〇

日本の露語關係學校……………四六
 哈爾濱學院……………四六
 東京外國語學校……………四六
 露國の對日文化關係團體……………四七
 全聯邦對日文化聯絡協會(ゾオクス)……………四七
 一、ゾオクスの對日文化聯絡……………四七
 二、ゾオクスの雜誌……………四八
 三、出版界への寄與……………四八
 四、展覽會……………四八
 五、書籍交換……………四八
 六、寫眞交換……………四九
 七、外國人に對する文化奉仕……………四九
 八、親善の夕べ……………四九
 九、藝術聯絡……………四九
 一〇、科學聯絡……………四九
 一一、翻譯其他……………四九
 一二、諸外國の文化親善諸團體……………四九
 ソ聯邦の日本語研究狀態……………四九
 一、舊ロシアの日本語研究……………四九
 二、ソヴェートの日本語學校と學者……………四九
 三、ソヴェートの日本語研究法……………四九

ソ聯邦の日本語關係學校……………四五
 一、極東大學……………四五
 二、レーニンград大學……………四五
 三、レーニンград東洋學院……………四五
 四、モスクワ東洋學院……………四五
 五、モスクワ陸軍大學……………四五

日・滿・露關係の部

(一)東北政權時代……………一
 我が特殊權益の侵害……………一
 イ、旅大回收問題……………一
 ロ、滿鐵經營權侵害……………一
 ハ、鐵道問題を中心としての支那側の不法……………一
 ニ、領事裁判權侵害……………一
 ホ、邦人鑛山經營に對する壓迫……………一
 ヘ、森林事業に對する壓迫……………一
 ト、邦人商業に對する妨害……………一
 チ、商租權妨害問題……………一
 (二)滿洲新國家創成前後……………一
 一、舊張學良系政權の倒壊……………一
 二、東北四省の獨立氣運……………一

三、錦州平定……………五
 四、建國への歩み……………六
 五、準備急進……………六
 六、建國會議……………七
 七、立憲共和國制……………七
 八、上海事變……………八
 九、國號其他決定……………九
 一〇、執政溥儀氏推戴……………九
 一一、對外通電發表……………一〇
 (三)卒先新國家承認……………一〇
 一、日本援助……………一〇
 二、政治的基礎……………一一
 三、經濟的地固め……………一一
 四、幣制統一と中央金融機關……………一二
 五、關稅の獨立……………一二
 六、鐵道の統制……………一二
 七、對外關係……………一二
 八、ロシアの態度……………一二
 九、聯盟調査團……………一二
 一〇、日本の承認……………一二
 一一、日滿議定書の内容……………一二
 一二、承認に關する日本政府の聲明……………一二

一三、同滿洲國謝外交總長の聲明……………一六
 滿露關係……………一六
 一、舊露西亞侵略政策の遺業……………一六
 二、帝制倒壊に附込む舊東北軍閥……………一六
 三、露の既得權益逐年縮少……………一六
 四、滿洲國創立以後……………一九
 五、親善促進氣運……………一九

滿洲國……………一九
 滿洲事變カレンダリー(事變發生から承認まで)……………一九
 昭和六年……………一九
 九月……………一九
 十月……………一九
 十一月……………一九
 十二月……………一九
 昭和七年……………一九
 一月……………一九
 二月……………一九
 三月……………一九
 四月……………一九
 五月……………一九
 六月……………一九
 七月……………一九

八月……………三三
 九月……………三三
 滿洲國執政府以下現最高務要人……………三三
 滿洲國政府外交機關……………三四
 駐滿日本帝國外交機關……………三四
 在滿洲國各國外交機關……………三五
 大連……………三五
 安東……………三五
 牛莊……………三五
 奉天……………三五
 哈爾濱……………三五
 在滿洲國ソ聯邦外交機關……………三五
 同ソ聯邦營通商代表機關……………三五
 熱河平定により全滿領土確保……………三六
 一、敢然討伐開始……………三六
 二、先づ皇軍の聲明……………三六
 三、身の程知らぬ反滿軍……………三七
 四、高速度の撃滅過程……………三七
 五、目的達成……………三七
 滿洲國の國勢……………三七
 滿洲國の面積及人口……………三六
 一、面積……………三六
 二、人口……………三六

各省縣別人口統計……………三九
 人口靜態總數……………三九
 滿蒙の資源……………三九
 一、農産資源……………三九
 二、林産資源……………三九
 イ、鴨綠江流域……………三九
 ロ、松花江流域……………三九
 ハ、東支鐵道沿線……………三九
 ニ、三姓地方……………三九
 三、畜産資源……………三九
 イ、東三省……………三九
 ロ、内外蒙古……………三九
 四、水産資源……………三九
 五、鹽業資源……………三九
 六、鑛業資源……………三九
 七、工業生産……………三九
 八、輸出貿易……………三九
 滿洲の農業……………三九
 一、農業の概觀……………三九
 農業地帯……………三九
 滿洲の氣象と農業……………三九
 滿洲の土壤……………三九
 農村狀況……………三九

滿洲の農法	一四	ハ、内國稅	一五	見込	一六
經營法	一四	ニ、其他	一五	滿洲國金融機關	一六
農業經營の合理化	一四	滿洲國大同二年度歲出豫算成立	一四	一、滿洲中央銀行	一六
耕地面積	一四	歲入豫算の王座を占むる滿洲國海關收入實績	一四	イ、概説	一六
概況	一四	大同元年四月分收入實價	一五	ロ、組織及目的	一六
可耕地と既耕地	一四	滿鮮國境に港灣稅關新設	一五	ハ、本、支店所在地	一六
三、耕作物種類	一五	國幣建による關稅の計算法	一五	ニ、資本及株主	一六
高粱	一五	イ、輸入の場合	一五	ホ、營業の種類	一六
粟	一五	ロ、輸出の場合	一五	ヘ、役員及機關	一六
玉蜀黍	一五	滿洲國新權度法	一五	ト、營業期	一六
小麦	一五	稅捐局統制現況	一五	チ、積立金	一六
滿蒙工業一覽	一七	大同元年九月末以降同二年四月末迄の稅捐局統制狀況の變化	一五	リ、附屬營業	一六
一、工業概況	一七	舊政權時代收稅狀況	一五	二、其他の金融機關	一六
二、油房工業	一七	一、奉天稅務監督署管内	一五	日本側金融機關	一六
三、紡績工業	一七	二、吉林稅務監督署管内	一五	一、橫濱正金銀行支店	一六
四、柞蠶製絲業	一七	三、濱江稅務監督署管内	一五	二、朝鮮銀行支店	一六
五、羊毛工業	一七	四、龍江稅務監督署管内	一五	三、東洋殖殖株式會社	一六
六、製糖工業	一七	好成績を示せる幣制統一	一五	四、事變直後の狀況	一六
七、製粉工業	一七	イ、舊貨幣流通高	一五	五、昭和七年の金融概計	一六
滿洲國の財政概況(大同二年二月現在)	一四	ロ、新國家の貨幣法	一五	滿洲に於ける日本側主要銀行表	一六
一、關稅	一四	ハ、明年六月迄には全部回收	一五	外國側金融機關	一六
ロ、鹽稅	一四			在滿外國銀行一覽表	一六

イ、露亞銀行	一七	ニ、哈市の密輸入	一七	一、統制經濟の方策	一八
ロ、極東銀行	一七	ホ、對外蒙貿易	一八	二、交通の充實	一八
ハ、滙豐銀行	一七	哈爾濱管區輸移出入貿易額累年比較	一八	三、農礦工業の發展	一八
ニ、渣打銀行	一七	在ハルビンソ聯邦側官公機關及其代表者	一八	四、金融	一八
滿洲國の商業沿革	一七	露油の滿洲進出	一八	一、滿洲石油會社	一八
一、總説	一七	一、關東州方面	一八	二、滿洲炭礦會社	一八
二、日滿經濟關係	一七	二、北滿地方	一八	三、日滿マグネシウム會社	一八
日本の經濟的貢獻	一七	三、哈爾濱の近況	一八	四、硫安工業	一八
滿洲國の商業統制案	一七	ロシヤの對蒙古輸出躍進	一八	五、滿洲電氣會社	一八
日滿貿易關係	一七	滿洲國事業展望	一八	六、滿洲採金會社	一八
滿洲國昨年の對外貿易	一七	主要日滿合辦事業一覽	一八	七、アルコール會社	一八
日本商品の滿洲輸入經路	一七	主要なる合辦鑛業	一八	滿洲移民具體案	一八
在滿邦人商工會議所	一七	主要なる合辦木材事業	一八	交通網の完成を急ぐ滿洲國	一八
滿洲日本人商工會議所一覽	一七	主要なる合辦銀行	一八	一、鐵道	一八
在滿外商の潛勢力	一七	主要なる電氣事業	一八	二、道路	一八
一、一般外商	一七	主要なる合辦會社	一八	三、航空	一八
二、ロシア商の活躍	一七	合辦取引所並に取引所信託會社	一八	四、水路	一八
北滿の貿易	一七	其他の合辦會社	一八	滿洲國の鐵道全貌	一八
哈爾濱・環環貿易	一七	株主配當豫定	一八	滿蒙既成鐵道一覽	一八
イ、概況	一七	合辦投資に新例	一八	全滿鐵道直通輸送實施	一八
ロ、南滿經由貿易	一七	滿洲國經濟建設の四大根本原則	一八	滿洲國の水運	一八
ハ、對ソ聯邦貿易	一七			一、總説	一八

二、松花江……………九六
 イ、概況……………九六
 ロ、水運……………九六
 哈爾濱より水運各市に至る距離……………九六
 三、嫩江……………一〇三
 四、黒龍江……………一〇三
 イ、概況……………一〇三
 ロ、水運……………一〇四
 滿洲國の航空……………一〇六
 一、日滿航空事業……………一〇六
 二、滿洲航空輸送會社……………一〇六
 滿洲國の通信……………一〇七
 一、郵政接收経緯……………一〇七
 二、通信の現状……………一〇七
 三、航空郵便……………一〇七
 日本側の通信……………一〇七
 一、現況……………一〇七
 二、制度……………一〇七
 三、通信機關……………一〇七
 四、郵便……………一〇七
 五、電信……………一〇七
 六、電話……………一〇七
 北滿經濟發達小史……………一〇八

一、東支鐵道開通……………一〇八
 二、歐洲大戰……………一〇九
 三、滿洲事變前……………一〇九
 四、滿洲事變後……………一〇九
 五、其後の情勢……………一〇九
 熱河經濟事情……………一一〇
 一、面積……………一一〇
 二、風習……………一一〇
 三、氣候……………一一〇
 四、交通……………一一〇
 五、通信……………一一〇
 六、行政……………一一〇
 七、財政……………一一〇
 八、貨幣及銀行……………一一〇
 九、産物及貿易……………一一〇
 一〇、農業……………一一〇
 一一、鑛業……………一一〇
 一二、結論……………一一〇
 滿ソ國境驛滿州里方面近況……………一一〇
 一、在留各國人の動靜……………一一〇
 二、國境線の經濟的價値……………一一〇
 三、東支鐵道運賃政策の影響……………一一〇
 四、滿ソ國境線の経緯……………一一〇

滿洲國回教徒大同盟結成……………一一一
 在滿朝鮮人の動向……………一一一
 在奉赤白露人の動向……………一一一
 赤白系ハルビン言論界總説……………一一一
 イ、新聞の部……………一一一
 ロ、雜誌の部……………一一一
 ハ、電報通信の部……………一一一
 滿蒙に躍進する哈爾濱學院……………一一一
 日本語を必須科目に、哈市の露人中學校で……………一一一
 滿洲官署休日表……………一一一
 滿蒙主要地名讀方……………一一一
 一、奉天省……………一一一
 二、吉林省……………一一一
 三、黒龍江省……………一一一
 四、熱河省……………一一一
 關東州に於ける日本の超特權益と其關係……………一一一
 一、總説……………一一一
 二、南滿及東蒙に關する條約……………一一一
 三、華府會議と滿蒙關係……………一一一
 四、租借地及對外關係……………一一一
 五、日本側の行政……………一一一

歴代關東都督及長官一覽……………一四
 地方行政……………一四
 會制度……………一四
 附屬地行政……………一四
 滿蒙開拓の殊勳者、南滿洲鐵道株式會社……………一四
 一、總説……………一四
 二、會社の設立……………一四
 三、資本及株式……………一四
 四、利益配當……………一四
 五、會社の事業……………一四
 六、職制……………一四
 七、事業概況……………一四
 北滿(東支)鐵道問題……………一五
 一、はしがき……………一五
 二、東支鐵道建設の経緯……………一五
 三、東支鐵道會社創立……………一五
 四、日露戰爭と南滿支線割讓……………一五
 五、米國の滿鐵買収計畫と米國の鐵道中立提案……………一五
 六、露國の革命勃發と東支鐵道……………一五
 七、奉直戰後の情勢……………一五
 八、支那側の回收運動……………一五

九、ハバロフスク協定……………一五
 一〇、ソ支交渉の停頓と滿洲國出現……………一五
 一一、ソ側の車輛ソ領引込……………一五
 一二、ソ側日本に紛争調停依頼……………一五
 一三、帝國政府の回答……………一五
 一四、東支讓渡提議……………一五
 一五、日本讓渡に賛意……………一五
 一六、讓渡交渉正式決定……………一五
 一七、佛國の割込運動……………一五
 一八、ソ滿第一次會商……………一五
 内田外相の挨拶……………一五
 ソ聯邦代表答辭……………一五
 滿洲國代表答辭……………一五
 一九、ソ滿第二次會商……………一五
 二〇、ソ滿第三次會商……………一五
 滿洲國側の提出案……………一五
 ソ側の提出案……………一五
 二一、ソ滿第四次會商……………一五
 滿洲國の聲明書……………一五
 ソ聯代表の聲明……………一五
 二二、ソ滿會商停頓……………一五
 二三、北滿鐵道の營業狀態……………一五

イ、鐵道従業員……………一七
 ロ、鐵道財産並びに投資額……………一七
 ハ、最近の營業実績……………一七
 ニ、北鐵運賃換算率……………一七
 二四、北滿鐵道關係條約……………一七
 イ、ハバロフスク議定書……………一七
 ロ、露支同盟密約……………一七
 ハ、ソ支協定……………一七
 ニ、ソ奉協定……………一七
 ソヴェート聯邦の部……………一七
 國家組織……………一七
 一、國家組織の特徴……………一七
 二、ソ聯邦構成の七共和國……………一七
 三、聯邦と各加盟共和國との關係……………一七
 ソ聯中央統治組織……………一七
 一、聯邦最高權力としてのソヴェート大會……………一七
 二、聯邦中央執行委員會……………一七

- 三、聯邦中央執行委員會幹部會……………二
- 四、聯邦人民委員會……………三
- イ、労働國防會議……………四
- ロ、實施委員會……………四
- ハ、合同國家保安部……………四
- 五、聯邦最高裁判所……………五
- ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國中
央機關……………五
- 一、全露ソヴェト大會……………五
- 二、全露中央執行委員會……………五
- 三、全露中央執行委員會幹部會……………六
- 四、全露人民委員會……………六
- 各ソヴェト共和國中
央國家機關重要職員表……………六
- 一、ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國……………六
- 二、ウクライナ社會主義ソヴェト共和國……………七
- 三、白ロシア社會主義ソヴェト共和國……………七
- 四、後高加索社會主義聯邦ソヴェト共和國……………七
- 五、ウズベツク社會主義ソヴェト共和國……………七

- 一ト共和國……………七
- 六、トルクメン社會主義ソヴェト共和國……………八
- 七、タヂツク社會主義ソヴェト共和國……………八
- ソヴェト聯邦の領土……………八
- ソヴェト社會主義共和國聯邦加盟國と其行政區劃……………九
- ソヴェト聯邦の人口……………三
- 人口十萬以上の都市及人口……………三
- 極東土人人口……………四
- 極東地方行政區劃組織……………四
- 一、分管區劃の設定……………四
- 二、分管區劃の變更……………四
- 三、「東部シベリヤ地方」新設……………五
- 四、管區廢止に伴ふ行政組織の變更……………五
- 五、極東地方行政機關……………五
- 六、極東經濟機關……………六
- ソヴェト聯邦の憲法(改正)……………六
- 第一編 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦構成に關する宣言……………六
- 第二編 條約……………七

- 第一章 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦權力の最高機關の權限事項……………二
- 第二章 「ソヴェト」社會主義共和國の主權並に同聯邦の國籍……………二
- 第三章 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦「ソヴェト」大會……………二
- 第四章 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會……………二
- 第五章 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會……………二
- 第六章 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦人民委員會……………三
- 第七章 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦最高裁判所……………三
- 第八章 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦人民委員會……………三
- 第九章 合同國家政治部……………三

第十章 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦を構成する諸

- 共和國……………六
- 第十一章 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦の國章、國旗及首府……………七

外交……………六

- ソヴェト國家の外交關係……………六
- 一、ソ聯邦の國交締結諸國……………六
- 二、ソ聯邦の對外關係概説……………六
- 昭和七年の外交關係……………六
- 一、ソヴェト聯邦の外交關係……………六
- 二、獨土支三ヶ國との關係……………六
- 三、ソヴェト承認の機運……………六
- 四、英露通商條約廢棄……………六
- 五、ソヴェト聯邦の軍縮政策……………六
- 昭和八年の外交關係……………六
- 一、英人技師逮捕事件……………六
- 二、紛争解決に關する英露協定……………六
- 三、其他の諸事件……………六

ソ聯邦並に他各國間の條約、協約及び協定……………三

- 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦及他各國間不侵略條約文……………三
- 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦及土耳其古間條約……………三
- 獨逸國及「ソヴェト」社會主義共和國聯邦間條約……………三
- 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦及「リスアニア」共和國間條約……………三
- 「ソヴェト」聯邦及波斯國間保障及中立條約……………三
- 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦及阿富汗國間中立及相互不侵略條約……………三
- 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦及芬蘭國間不可侵及紛争の平和的處理條約……………三
- 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦及「ラトヴィア」國間不侵略條約……………三
- 「ソヴェト」社會主義共和國……………三

聯邦及「エストニア」間不侵略及紛争の平和的解決に關する條約……………三

- 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦及波蘭共和國不侵略條約……………三
- 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦及佛蘭西共和國間不侵略條約……………三
- 侵略者定義條約……………三
- ソ聯邦在外交代表……………三
- 各國の駐ソ外交代表……………三
- 外務人民委員部參與會並に各局外交代表に關する規定……………三
- (補遺)ソ米兩國の接近……………三

全聯邦共產黨……………三

- 一、全聯邦共產黨概観……………三
- 二、全聯邦共產黨員の數字的解剖……………三
- 三、全聯邦共產黨と組織……………三
- 全聯邦共產黨所屬機關……………三
- 一、全聯邦レーニン共產主義青年同盟……………三

- 一〇、赤軍の教育……………六
- 一一、特殊軍……………六
- 一二、國民の軍事化……………六
- 海軍……………七
- 一、概観……………七
- 一、ソ國海軍軍港及要港……………七
- 三、ソ國艦隊の大勢……………七
- 四、海軍養成機關……………七
- 五、海軍内の教化成績……………七
- 空軍……………七
- 一、概説……………七
- 二、空軍の編制及兵力……………七
- 三、空軍の擴張……………七
- オソアヴィアヒム……………七
- 飛行船建造……………七
- 陸海軍人民委員部及革命軍事會議……………七
- 白系軍事組織・露西亞軍事總同盟……………七

國防

- 陸軍……………六
- 一、勞農赤軍の沿革……………六
- 二、産業五ヶ年計畫と國防の關係……………六
- 三、國際情勢とソ聯邦國防の關係……………六
- 四、勞農赤軍建軍の要旨……………六
- 五、勞農赤軍の編制大要……………六
- 六、赤軍の階級構成……………六
- 七、赤軍の兵力……………六
- 八、軍事義務制度……………六
- 九、勞農赤軍の素質……………六

産業

- 一〇、供給人民委員部……………八三
- 一一、國營企業合同に關する法令……………八三
- 一二、全聯邦的意義を有する企業合同……………八四
- (一)工業の生産状態……………八五
- 重工業……………八五
- 電化……………八五
- 一、電化の重要性と統制機關……………八五
- 二、電化事業概説……………八六
- 農業……………八六
- (一)ソヴェート農業政策……………八六
- (二)農業社會化過程……………八八
- (三)一九三三年の農業計畫……………八八
- 聯邦國家計畫委員會直屬中央社會經濟統計局……………八九
- 重工業人民委員部……………八九
- 輕工業人民委員部……………九〇
- 林業人民委員部……………九〇
- 農務人民委員部……………九〇
- (補遺)ソ聯邦農業政策の轉向……………九二

五ヶ年計畫

- 一、最高國民經濟會議の改造……………八三
- 工業……………八三
- (一)工業の管理組織……………八三
- 一、製鉛鑛業……………二一六
- ル、化學工業……………二一六
- ヲ、林業……………二一六
- ワ、漁業……………二一六
- カ、石炭……………二一六
- ヨ、石油……………二一六
- 二、極東第二次五ヶ年計畫と日本……………二一六
- イ、極東石油の第二次五ヶ年計畫……………二一六
- ロ、シベリヤの大發電所建設と日本機械……………二一七
- ハ、ブリヤート蒙古共和國の第二次五ヶ年計畫案……………二一八
- (補遺)極東ビロビヂヤンの五ヶ年……………二一八

第一次五ヶ年計畫

- (一)該計畫の概説……………九三
- (二)工業第一次五ヶ年計畫の實績……………九三
- 一、工業化政策……………九四
- 二、機械工業、石炭、石油……………九四
- 三、鐵……………九五
- 四、電化……………九五
- 五、その他の諸工業……………九六
- 六、生産性と生産費……………九六
- (三)農業第一次五ヶ年計畫實績……………九六
- 第二次五ヶ年計畫の展望……………九七
- (一)該計畫の概説……………九七
- 五ヶ年計畫對比表……………九八
- (二)第二次五ヶ年計畫の第一年たる一九三三年度の國民經濟計畫……………一〇一
- 一、工業……………一〇一
- イ、冶金業……………一〇一
- ロ、燃料……………一〇三
- ハ、電化……………一〇五
- ニ、化學工業……………一〇七
- ホ、輕工業……………一〇七
- ヘ、食料工業……………一〇八

極東第一次五ヶ年計畫實績

- ト、林業……………一〇九
- 一、農 業……………一〇九
- 二、概 要……………一一一
- 一、マグニツト・ストロイ……………一一一
- 二、マグニツト・ゴルスク都市……………一一一
- 三、クズネツキー工場……………一一三
- 四、有色金屬……………一一三
- 五、西伯利の機械化……………一一三
- 六、西伯利コンバイン……………一一四
- 七、全ソ聯邦の化學中心地……………一一四
- 八、電力事業……………一一四
- 九、該計畫の概要……………一一五
- 一、人 口……………一一五
- ロ、住 民……………一一五
- ハ、農 業……………一一五
- ニ、電 化……………一一五
- ホ、鐵道運輸……………一一五
- ヘ、水 運……………一一五
- ト、其他交通……………一一五
- チ、自治經濟……………一一五
- リ、含鐵金屬……………一一五

極東第二次五ヶ年計畫の展望

- ソヴェート財政概観……………一〇五
- 一、ソヴェート財政制度の特色……………一〇五
- 二、單一財政計畫……………一〇九
- 三、租稅收入の大宗取引稅……………一〇九
- 四、直接收入……………一一三
- 財政・金融……………一一三

五、銀行の機能……………一三三
 一九三二年度國家豫算……………一三三
 一九三三年度國家豫算……………一三四
 一九三三年第一・四半期の財政計畫遂行……………一三五
 公債發行……………一三六
 一、公債の種類……………一三六
 二、利息及期限……………一三七
 三、ソ聯邦新公債發行……………一三七
 四、新公債發行の目的……………一三八
 ソヴェート公債政策の實績……………一三九
 第二次五ヶ年計畫内國債……………一四〇
 通貨……………一四〇
 金融機關……………一四〇
 ソ聯邦貯金局と貯金者の社會相……………一四一
 國立銀行の外客預金取扱新規則……………一四二
 外貨公定相場……………一四三
 財務人民委員部……………一四三
 銀行重要職員……………一四三
 労働法……………一四六

一、沿革……………一四五
 二、雇傭……………一四五
 三、義務労働……………一四五
 四、團體契約……………一五五
 五、労働契約……………一五五
 六、労働に對する報酬……………一五五
 七、保障及賠償……………一五五
 八、労働時間……………一五五
 九、休暇……………一五五
 一〇、婦人及未成年者の労働……………一五五
 一一、爭議團解決及び労働に關する法規違反……………一五五
 社會保險……………一五五
 一、ソヴェート社會保險概観……………一五五
 二、社會保險料……………一五五
 労働賃銀……………一五五
 労働組合……………一五五
 突撃労働者の現在數……………一五五
 ソ聯邦労働人民部廢止……………一五五
 労働檢察人民委員部……………一五五
 外國貿易……………一五五

外國貿易の組織……………一五五
 一、政府獨占事業たる外國貿易……………一五五
 二、外國貿易人民委員部……………一五五
 三、委員部の内外代表機關……………一五五
 四、通商代表部……………一五五
 五、外國貿易許可團體……………一五五
 六、輸出入貿易策……………一五五
 七、貿易の許可……………一五五
 八、海運と傭船……………一五五
 九、税關手續及税率……………一五五
 一〇、特惠關稅……………一五五
 外國貿易紛争調停機關設置に關する法令……………一五五
 ソ聯邦の在外通商機關……………一五五
 一、通商代表部……………一五五
 二、外國駐在貿易機關……………一五五
 外國貿易の實績……………一五五
 (一)外國貿易十五年の成果……………一五五
 (二)一九三二年のソ聯邦對外貿易各國別統計……………一五五
 (三)一九三二年の對外貿易品目別統計……………一五五
 一、ソ聯邦の對外輸出品……………一五五

A、農業……………一五九
 B、工業……………一六〇
 一、ソ聯邦の外國よりの輸入品……………一六〇
 (四)一九三二年度主要品別貿易趨勢……………一六四
 一、主要品の輸出狀況……………一六四
 イ、穀物の輸出大減退……………一六四
 ロ、世界に進出する露油輸出の内容……………一六六
 ハ、ソ聯邦の石油タンク船……………一六六
 ニ、露材の對外輸出狀況……………一六九
 ホ、滿俺とアスベストの對外輸出狀況……………一七〇
 ヘ、ロシア砂糖の對外輸出狀況……………一七三
 二、主要品の輸入狀況……………一七三
 イ、ソ聯邦の製茶輸入狀況……………一七四
 ロ、ソ聯邦の機械輸入狀況……………一七四
 ソ聯邦の各國との主要通商關係……………一七五
 一、獨逸との通商……………一七五
 イ、最近三ヶ年間の貿易關係……………一七五

ニ、獨逸の對ソ金融狀況……………一七五
 ハ、クレヂット運用方法……………一七六
 ニ、短資協定と獨逸の對ソ取引……………一七七
 ホ、短資協定に依る對ソ取引金融……………一七九
 二、伊太利との貿易……………一七九
 三、佛國との通商……………一七九
 四、北米合衆國との通商……………一七九
 五、英國との通商……………一七九
 六、ソヴェート聯邦と其他諸國との關係……………一八〇
 外國貿易十五ヶ年祝賀會に於けるローゼンゴリツ氏の演説の結論……………一八三
 國家獨占十五週年とブラウダ……………一八三
 外國貿易人民委員部……………一八三
 ソヴェート國內商業……………一八四
 全聯邦共產黨中央委員會總會決議……………一八四
 一、ソヴェート商業の發展……………一八四
 二、協同組合……………一八四
 三、今後のソヴェート商業政策……………一八五

四、ソヴェート商業の發達に就て……………一八六
 供給人民委員部……………一八八
 交通……………一八九
 交通運輸概観……………一八九
 交通運輸沿革……………一八九
 一九三三年度運輸計畫……………一九〇
 (一)鐵道の部……………一九〇
 一、革命後の鐵道事業經緯……………一九〇
 二、一九三三年鐵道計畫……………一九一
 三、第二次鐵道五ヶ年計畫新線……………一九三
 四、ソ聯邦式列車自働停止機の試験……………一九三
 五、超速飛行列車の發明……………一九三
 (二)郵電の部……………一九三
 一、九三三年の郵電計畫概要……………一九三
 イ、モスクワ・上海間の直通無線電信……………一九四
 ロ、モスクワ・浦鹽間直通電話……………一九四

ハ、ソ聯邦郵便料金の變更……………一四四
 ニ、ソ聯邦の郵電施設面目……………一四五
 新……………一四五

(三)水運の部……………一四五
 一、ソヴェートの水運概観……………一四五
 二、一九三二年の水運計畫……………一五六
 三、一九三二年の海運界の躍進……………一五六
 四、一九三三年の水運計畫……………一五七

(四)民間航空……………一五七
 一、民間航空沿革……………一五七
 二、ソ聯邦航空網の發達趨勢……………一五七
 三、一九三二年の航空事業……………一六六
 四、定期航空網の擴張……………一六六
 五、一九三三年の民間航空計畫……………一六六

六、極東民間航空網の擴張……………一六六
 七、一九三三年の大飛行計畫……………一六六
 外國行乘車船券の外貨發賣……………一六六
 外國人ソ聯邦通關規則改正……………一六六
 交通人民委員部……………一六六
 聯絡人民委員部……………一六六
 水運人民委員部……………一六六

四、マルクス主義學術特別研究機關……………一六六
 五、人工降雨研究所の計畫……………一六六
 出版……………一六六
 一、ソヴェート出版界……………一六六
 二、ソヴェート主要新聞名……………一六六
 イ、「ブラウタ」(眞理)……………一六六
 ロ、「イズヴェスチヤ」(報道)……………一六六
 ハ、「エコノミチエスカヤ」(ジズニ) (經濟生活)……………一六六
 ニ、「ザ・インダストリアリザーチユ」(工業化のために)……………一六六
 ホ、「トルード」(勞働)……………一六六
 ヘ、「クラスナヤ・ズヴェズダ」(赤い星)……………一六六
 ト、「コムソモリスカヤ・ブラウダ」(コムソモルのブラウダ)……………一六六
 チ、「ソチアリスチーチエスコエ・ゼムデーリエ」(社會主義農業)……………一六六
 リ、「ラボチヤヤガ・ゼータ」(勞働新聞)……………一六六

聯邦中央道路、自動車運輸局……………二〇五
 中央民間航空隊管理局……………二〇五

社會施設

都市建設……………二〇六
 一、新都市の建設……………二〇六
 二、舊都市の改造……………二〇七
 三、都市建設の意義……………二〇六
 四、一九三三年の都市建設事業……………二〇六
 五、モスクワに歐羅巴一の大ホテル建設……………二〇六
 六、各地に建設される新劇場……………二〇六

住宅建設……………二〇六
 一、全聯邦に技師・専門家の住宅建設……………二〇六
 二、三十億留に達する住宅建築計畫……………二〇六
 國民保健……………二〇六
 一、國民保健費十九億留……………二〇六
 二、一九三三年の保養所と休息の家……………二〇六
 三、ソ聯邦特別休日設定……………二〇六

ヌ、「クレスチャンスカヤ・ガゼータ」(農民新聞)……………二〇六
 三、一九三二年の新聞發行狀態……………二〇六
 四、勞働農民通信員……………二〇六
 五、書籍及雜誌……………二〇六
 六、ロシア共和國における書籍發行高……………二〇六
 宗教……………二〇六
 一、宗教の現状……………二〇六
 二、反宗教運動……………二〇六
 赤色スポーツ……………二〇六
 一、ソヴェート・スポーツ概観……………二〇六
 イ、革命前のスポーツ……………二〇六
 ロ、革命後のスポーツ……………二〇六
 二、ソヴェートのスポーツマン……………二〇六
 三、スポーツ團體及び會員數……………二〇六
 四、赤色スポーツ大會……………二〇六
 ラヂオ……………二〇六
 一、ソヴェート・ラヂオの概観……………二〇六
 二、ソ聯邦赤い電波の擴大……………二〇六
 三、極東地方放送局擴張……………二〇六
 民族文化……………二〇六
 民族文化概観……………二〇六

文化施設

教育……………二〇六
 一、教育の根本方針……………二〇六
 イ、一般教育……………二〇六
 ロ、職業教育……………二〇六
 ハ、成人教育……………二〇六
 二、一九三二年の國民教育……………二〇六
 イ、ソ聯邦小學校生徒數……………二〇六
 ロ、ソ聯邦中學校生徒數……………二〇六
 三、ソ聯邦の文盲清算運動……………二〇六
 四、教育用宣傳飛行機……………二〇六
 五、ソ聯邦のローマ字化……………二〇六
 六、一九三三年の中等及高等學校入學者及卒業者數……………二〇六
 五ヶ年計畫文化建設費の概算……………二〇六
 世界最大のレーニン記念公衆圖書館……………二〇六

一、ソ聯洲學術界概観……………二〇六
 二、科學研究の新任務……………二〇六
 三、科學研究機關……………二〇六

文學……………二〇六
 一、ソヴェートの文學概観……………二〇六
 二、右翼同伴者並に新ブルジョア文學……………二〇六
 三、左翼同伴者の文學……………二〇六
 四、農民文學の位置……………二〇六
 五、プロレタリア文學……………二〇六
 六、ソヴェート報告文學……………二〇六
 七、突撃部隊の文學……………二〇六
 八、文藝出版界……………二〇六
 九、ラツプの解消……………二〇六

演劇……………二〇六
 一、革命初期の演劇……………二〇六
 二、一九二七年以後の演劇……………二〇六
 三、工業化と演劇……………二〇六
 四、演劇勞働者の進出……………二〇六

美術……………二〇六
 一、ソヴェート畫壇概観……………二〇六
 二、今日の繪画界……………二〇六

音樂……………二〇六
 一、革命と音樂……………二〇六
 二、勞働者音樂團の成長……………二〇六
 三、モスクワの交響樂團……………二〇六

四、レニンググラードの交響樂團……………三三

九、竈の束縛を脱してソヴェエトの新生活へ……………三六〇

三、日本側當路者……………三

一、映畫の目的……………三五

一〇、婦人解放の展望……………三六

イ、外務省關係……………三

二、産業の一部門としての映畫……………三四

一一、男女關係……………三六

ロ、駐ソ外交官……………三

三、第一回全聯邦映畫會議の決議……………三五

一二、兒童……………三六

ハ、各官廳勤務……………三

四、ソ聯邦大映畫製作工場建設……………三五

一、兒童に對する設備の沿革……………三三

ニ、對露貿易……………三〇

五、「人生案内」巴里で絶讃……………三五

二、託兒所と幼稚園の意義……………三三

ホ、其 他……………四

(補遺)文化稅徵收……………三五

三、兒童の校外教育……………三三

露文欄目次 (露文欄の卷頭にあり。邦文譯載省略す)

婦人と兒童

婦人……………三七

兒童……………三六

一、革命初期の大事業……………三七

一、美術教育……………三三

二、文盲退治の前夜に立つソヴェエト婦人……………三五

ロ、科學教育……………三六

三、男女共學と婦人教育の躍進……………三五

ハ、體 育……………三六

四、生産戦線の戦士へ……………三五

四、最近ソ聯邦の兒童娛樂設備……………三六

五、婦人労働者數の増加と將來……………三五

五、兒童の讀書芝居……………三五

六、第二次五ヶ年計畫と婦人の地位……………三六

日・滿・ソ關係當路者一覽……………一

七、ソヴェエト婦人の政治生活……………三六

一、ソ聯邦側當路者……………一

八、社會保護の發達と家事より……………三六

イ、在ソ聯邦本國……………一

……………三六

ロ、駐日公館勤務……………一

……………三六

ハ、駐滿公館勤務……………九

……………三六

ニ、滿洲側當路者……………三

日露關係の部

政治・外交關係

日露關係の沿革

(一) 帝制露國との關係

一、初期一世紀半

昭和七年三月一日滿洲國が獨立して以來、顧に濃度を加へた我國とソヴエート聯邦間の最新の諸關係を理解するには、先づ日本と帝制露國との諸關係を知る必要がある。日露兩國は嘉永六年ペルリの黒船が浦賀を訪れ日本を鎖國の夢より醒ます約一世紀前から既に私的公的に種々の關係を持ち、爾來仲々複雑な關係を経て今日に及んでゐるのである。

日露兩國の私的交渉は元祿七年（一六九四年）大阪の漁民が勘察加に漂着して土人に拘禁され、その後一六九九年露人アトラソフによつて首都モククワに連行されたに始つてゐる。その後約一世紀間

日本の漁民や商人にして勘察加方面に漂着して或は殺され或は露國に歸化して日本語の通譯となつた者も少くなかつた。

一方露國は歴代支配者の東方侵略政策の結果として、十八世紀の初年（ピョートル大帝時代）には勘察加より進發して千島を攻略し、次第に北海道を掠めんとした。

露國の對日關心は政治的侵略以外に、勘察加の無盡藏な魚類仕向地として近國の日本を求めるといふ通商上の要求からも發してゐる。これが爲露國は日本官邊との公式の諒解を必要とし、安永七年（一七七八年）次で寛政四年（一七九二年）公式に使を派して接衝して來たが、日本は之を拒絶した。その後更に露國は長崎に第三回目の使節を送つて通商を求めたが、遂に三度日本の拒絶を受けた。

これらの關係は當時まで尙日本官民を支配せる封建的鎖國主義と、一方これを

挑發する露國並に其他所謂夷敵の日本侵略政策の反映によつて、偶々平和的關係における通商交易の要求が無視され拒否されたものである。

其後日露の關係は益々惡化し、日本は露國測量船長ゴロニン其他を捕縛し、露國は又大獲的に日本商人高田屋嘉兵衛を捕虜とする等の事件が續發したが、一八一三年には兩國間に捕虜交換の協定が成立し、之が實現を見るに至つた。

之に先ち我國の上下には露國研究熱油然として勃興し、日本最初の露語學者の稱ある村上貞助、足立左内、上原熊次郎等輩出する一方有識者の間には對露策の論議頻りに動き茲に於て徳川幕府でも北境方面の警備を大いに重視するに至り、同地方を一松前藩に托する事は危険なりとして一七九九年と一八〇七年の兩年度に蝦夷を完全に幕府領とし、且つ千島方面まで探險踏査隊を派遣する等の舉に出た。大探險家間宮林蔵が單身ダツタン海峡の東西沿岸を踏査したのも其頃（一八〇八、九年）のことであつた。日本でダツ

タン海峡を一名間宮海峡と呼ぶのも、にその起源を發する。

然るに其後アレキサンドル一世に續くニコライ一世が其對外政策の主力を近東に集中し極東方面をや、閑却するに至つたのと、徳川幕府が蝦夷支配に要する巨額の費用の負擔に堪へ切れなくなつたところへ、舊領主松前氏の猛運動もあつて、文政四年(一八二二年)幕府は蝦夷を松前氏に還付するに至り、其後約三十年對露問題は稍下火となりさしたる事件も起らなかつたが、嘉永六年(一八五三年)ロシアはプチャーチンを提督に有力なる艦隊を派して長崎を訪はしめ

- (一)日露間に修交條約を締結する件
- (二)北邊に於ける兩國の境界を劃定する件

の二問題を幕府に提出せしめ、幕府は阿部伊勢守川路左衛門尉等の人才を長崎に遣して之と交渉せしめたが、當時我國論は鎖國主義と開國主義の二派に分れ、單に露國に對してのみならず、全世界に對して善處する大方針が確定してゐなかつた。

の戰爭に勝目は感ぜられなかつたので、半歳の後幕府は僅かに英國の干渉を乞ふて露國兵を對馬から撤退せしむるを得たのであつた。

幕末時代に入つて其外交上の代表者を日本の首都江戸に駐割せしめた國家は少くなかつたが、露國は修交條約締結後たゞ領事を開港場に置き必要に応じて函館駐割の總領事を江戸へ派遣してゐた。然るに維新革命を遂行した明治政府が露國との間に北境劃定の談判を開始する様になつて露國は愈々正式公使を江戸に駐割せしむるに至つた。日露間の久しい懸案である樺太の歸屬乃至國境の劃定問題は屢次の日露折衝においても明確なる條約的決定を見るに至らず、日本は一度は露國人を南部樺太から追ふことに成功したが、一八六〇年から露人の南下は漸く激しくなり、慶應三年(一八六七年)日本は小出大和守を露都に派遣して露國政府との間に談判せしめたが、樺太は日露兩國の所屬であるから兩國人は何れの部分に去來するも自由である」といつたやうな

たため、露國の提案も殆んど具體的成果を得ずに終らうとした。然し相當條理ある露國の提案を全く有耶無耶の内に葬り去ることも成りがたく、翌安政元年(一八五四年)日本側全權川路左衛門尉と露國側全權プチャーチンとの間に曲りなりにも日露修交條約が締結されるに至り、樺太國境については前年長崎交渉當時まで日本人とアイヌ人の住んでゐた地域は日本領とすべしといつたやうな漠然とした協定を見、日露兩國はこゝに始めて、私的接觸開始以來約一百五十年を経て公式國交を結ぶに至つた。

然しこの修交締結の如きも殆んど日本側に自主性は無く、嫌々ながらも強ゐられて之を結んだといつた方がより適切な位で、國內の對露輿論の如きも何等良好とはならなかつた。殊に之等に現れた日本幕府の對外政策の不徹底、無力さは國內における封建的經濟制度の行詰りと共に、事毎に曝露されるに至り、吉田松陰、藤田東湖、坂本龍馬を始め多數の反幕府的急進主義者、失業武士(浪人)等を急先

曖昧模糊たる協定をつかみ得たに過ぎなかつた。

日本政府はこの協定の背後に露國が事實上樺太を自國領として掩有し去らうとする野心を藏せることを見、維新直後の匆忙の中にありながら種々對策を考究するところあり明治二年(一八六九年)には外務省の吏員一行は樺太に渡つて、露國士官に對し、小出氏對露國政府の日露人雜居協定は無効とする旨提言したが、露國側は之を承認しなかつた。そこで日本政府は外務卿副島種臣を浦鹽に差遣して再交渉せしむる段取であつたが露國側は會議地として東京を選び、公使ビウツォフと副島氏との間に樺太問題の交渉を開始せしめた。それは明治五年の交であつた。此交渉に於て露國は樺太全島の讓與を求めたに對し副島は之が買収意見を提出し交渉繼續中のところ明治六年五月(一八七三年)開拓次官黒田清隆は樺太全島を露國に與へ其代りに千島を日本領とする所謂樺太千島交換に關する建白書を太政官に提出し、討議三箇月の後八月に

鋒に次第に維新革命に向つて急ぎつゝあつた。

二、樺太千島交換まで

十九世紀の中葉露國の極東に於ける南侵略政策は年々積極的となり、勇猛果敢の侵略主義者ムラウイヨフを東部西伯利亞總督に任命し、黒龍江地方を侵略し、更に支那の清帝が英佛の侵略主義と事を構へつゝあるを奇貨として遂に沿海州をも其領土に加ふるに至り、一方樺太及千島方面に於ても日本人の既得領域を冒さんとして邦人との間に紛議頻發し、文久元年(一八六一年)には、當時我對馬を睨ひつゝあつた英國に一步を先んじて其一軍艦を對馬に派し船艦修理の下に上陸して恣に伐木、食料品を求め、投錨港の割與を要求し、我番所の固めを無理に押し通らんとして番卒と流血の衝突を演ずる等の事件勃發し、我人心を極度に激昂せしめ、積年の恐露心に加へて憎露心を挑發せしめたが、何分にも科學の遅れた我國には近代的武器の用意無く、到底露國と

至つて廟議は此建白を可決する事に一致を見、露國側の承認するところとなり、明治八年(一八七五年)に至つて樺太千島交換は實現され、日露修交の締結後二十年振りに兩國間の宿案たる樺太問題はこゝに完全に解決を見るに至つた。

三、明治時代の關係

明治維新の革命後日本は、既に發展せる外國資本主義の強烈なる影響の下に、新しい國家的體制を樹立し、國民生活を改進することに全力を擧げ一方露國も亦極東よりも近東の方により多く國力を傾注しつゝあつたため、樺太問題解決後當分の間日露間の特記すべき何等の問題も起らなかつたが、明治二十四年に至つて例の有名な大津事件が勃發した。これは當時恰も來朝中の露國皇太子に巡査津田三藏が危害を加へんとした事件で、此蠻行には日本朝野全く色を失ひ、當路大官の處分や其他凡ゆる陳謝方法を以て辛じて善後處分を了したのであつたが、此一巡査の非法的行動は、偶々當時の我國

民の一部に根強く巢食ふてゐた積年の對露憎惡感の發露であつたと見られる。

然るに此日本人の露國に對する惡感情は明治二十七年、八年（一八九四、五年）の日清戰役後に至つて愈々深刻を加へて來た。即ち支那に對する命がけの戰勝の結果を日本から挽ぎ取つた所謂三國干涉の張本人が當時再び極東特に對支侵略政策に進出した露國であつたことは、當時未だ資本主義が幼弱で階級的分化の稀薄であつた日本國民の凡ゆる階級に強い憎露の感情を瀰漫せしめたのであつた。

日清戰争後露國が外交上の手段で、戦はずして連戰連勝の日本を挫いたのを見た韓國の事大黨は、從來清國に寄りかゝつてゐたのを新に露國に轉じ、一旦日清戰争の後朝鮮に勢力を伸張し出した日本人を再び驅逐するに至つた。是れ明治二十九年（一八九六年）日本が露西亞皇帝戴冠式に際し山縣有朋を露都に遣はして、日露協商の彌縫的手段を結ばねばならなかつた次第であつたが、既にして露國は日本がさきに臺灣を清國から割取したる

鬻に倣ひ對日關係の報酬として關東半島を清國に租借し又之等の港灣を西伯利亞鐵道に結びつける鐵道の新線を布設せんとし、その傍若無人なる帝國主義的侵略政策は、我國人の憎露熱に益々油を注いだ。

日本に於ける憎露熱は、支那では最險惡なる排外運動の形をとつて現れた。明治三十三年（一九〇〇年）春の義和團事件はこれである。然るに此騷亂に乗じて軍兵を滿洲に入れたる露國は、そのかねての宣言に違背し、當に期日に至つて其兵を撤退しないのみならず永久に滿洲を占領する風を示した。滿韓に淺からざる利害關係を有する日本を始め世界列強は露國の行動に注視を怠らなかつた。そして明治三十四年春（一九〇一年）露支間の密約が曝露し、露國の極東に對する陰謀が發かれるに至り、日本の對露敵對關係は緊張し、憎露感情は高調の極に達した。而して日清戰勝後十年間に既に或程度の資本主義的發展と、國力の充實を計り得た日本は、露國の侵略主義と利害對立す

る英國との間に日英同盟を結んで、且つ米國との好意的關係を背景として明治三十七年（一九〇四年）遂に驟然憤起して露國と開戦するに至つた。そして一般の豫想を裏切つて露國に對し戰勝を擔ふに至つたのである。

翌三十八年（一九〇五年）まで續いた日露戰の經過について茲に省略するが、米國大統領ルーズベルトを仲裁役とし日本全權小村壽太郎、露國全權ウイツタとの間にポーツマスに於て日露講和談判が開かれ、同三十八年九月五日和議成つて調印、同十一月二十五日華盛頓に於て批准交換を了した所謂ポーツマス條約は本文全十五條及追加約款から成り、日露兩國の關係に歴史的な意義を持つものであるが、其包含するところの内容は「日露兩國永久の和親」「韓國に於ける日本國卓絶利益の承認」「韓國在留露國民の最惠國待遇」「露韓領土の安全」「滿洲撤兵」「滿洲の還附」「清國主權及機會均等主義の尊重」「滿洲商工業の發達」「旅順大連等租借權の讓與」「露國官民財產權の尊重」長

春旅順間鐵道及其の支線並同鐵道用炭坑の讓與」「滿洲に於ける日露兩國鐵道經營の目的及其除外」「鐵道接續業務に關する別約締結の承諾」「薩哈噠島南部の割讓」

「薩哈噠島に堡壘等築造の禁止宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海」「割讓地住民退去の自由」「漁業協約締結の承諾」「通商航海に關する最惠國待遇」「俘虜の還附及其の方法」「俘虜收容費の拂戻」「本條約の批准通告」「本條約の決定文」「滿洲撤兵及其の順序」「鐵道守備兵」「薩哈噠島境界の設定」等其中最も重要意義を有する條項左の如し。

一、露西亞帝國政府ハ日本國方韓國ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻害シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス。

二、露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓

與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス、露西亞帝國政府又ハ前記租借權ガ其ノ效力ヲ及ボス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス。

三、露西亞帝國政府ハ長春（寬城子）旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトヲナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スベキコトヲ約ス。

四、日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限り經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス。該制限ハ遼東半島租借權ガ其ノ效力ヲ及ボス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ。

五、露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠ニ日本帝國政府ニ讓與

ス、其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十五度ト定ム。該地域ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ協定スヘシ。

六、露西亞國ハ日本海、「オホーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與センガ爲日本側ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス。

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及サザルコトニ雙方同意ス。

右の中漁業權の許與に關する日露漁業條約は前記條文の基礎に立つて明治四十年（一九〇七年）七月二十八日彼我代表者間に締結された。

四、歐洲大戰前後

日露戰勝の結果日本の國際的地位は著しく上つた。戰争の直接の原因たりし韓國並に滿洲に對する露國の支配的地位は其まゝ日本の手に移り、日本を無力な東洋の小國と見くびつてゐた歐米列強の見

解の上にも急激な變化が起つた。其獨自の利害關係から彼等の或ものは日本に親近の情を呼び起し(例へば英國の如く)或ものは將來怖る可き競争者として之に敵意乃至反感を懷き始めた(例へば獨逸、米國の如く)。

日露戦争直後、日本の滿鮮進出と相俟つて敗戦の恨みを懷く露國との關係は必ずしも圓滿でなく時に第二の戦争の危険すら豫想されなかりなかつた。

然るに當時露國が日露戦の敗北、第一革命の勃發(一九〇五年)等内憂外患の爲め勢力を失墜せるに反し、獨逸の帝國主義の發展は旭日の如き勢威をもつて單に歐羅巴に於てのみならず、アフリカ方面にまで延び廣がりそれが一九〇四年には英佛兩國を協商に結びつけ一九〇七年には英佛兩國の斡旋にて日露間に第一回協商を締結せしむる素因をつくつた。

而して此當時から日露兩國の相互關係は曾て存せざる親近に向つて進み、一九一〇年アメリカ政府が滿洲鐵道中立の提議をなすや、共に同地方に鐵道利権を有

する日露兩國は協同して之を拒絶し、一九一〇年七月には第二回協商を締結し、翌一九一一年には相議つて支那の四國約款に抗議を提出する等其利害一致の線に立つて大いに協調親善を示すに至つたが、一九一二年七月には日本の韓國併合の意圖を含む第三回協商(密約)を締結するまでに發展した。

一九一四年七月に至つて未曾有の世界大戦が獨逸並に奥匈國と英佛露聯合國との間に勃發し日本も亦獨逸に宣戦して極東に於ける獨逸の根據地青島を抜くに及んで日露兩國の關係は、更に親近の度を加へ、大正五年(一九一六年)七月日露協約締結されるに及んで、兩國の軍事的並に經濟的相互關係は、事實上同盟と同一の意義を有するまでに親密を加へるに至つた。

ソヴェート露國との關係

一、日本の西伯利出兵時代

日露兩國の國交關係が日露協約の基礎

さまざまの悲喜劇についてはこゝに略すが、日本とソヴェート露國との軍事的敵對關係は、一九一八年、一九一九年、二十年をクライマックスとして一九二二年まで前後五箇年の長期間つゞいた。

ところでソヴェート露國の企圖する世界革命の急速なる實現は、獨逸社會革命の蹉跌、匈牙利勞農革命の失敗、伊太利ファシスト政權の樹立等資本の世界的攻勢の擡頭と共に不可能となり、國內の勞農階級の鞏固なる提携により漸進的方法をもつて進む外無くなつたが、他方資本主義諸國の對露武力干渉と經濟封鎖の方法を以てする勞農革命打倒も、革命の基礎が豫想外に鞏固にして全然失敗の經驗であることが明瞭になり、聯合國はその共同戦線を放棄して英、米、伊、佛各々反革命軍援助を打ち切り、露國から手を引くに到つた。

日本は列國の西伯利撤兵にも拘らず、最もおそくまで其軍兵を露領に駐派した一九二〇年三月三十一日には日本政府は西伯利駐兵新宣言を發表した。同じ年の

に空前の好調を示したのも東の間、協約締結の翌年たる大正六年(一九一七年)三月十二日には露國に民主主義的革命勃發し、ロマノフ王朝三百年の礎は土崩瓦解するに至つたので強敵獨逸を前に控へて聯合國の間には可なり大きな不安が傳へられた。然しリウオフ、ケレンスキイの民主主義的政府は尙聯合國との協定を守つて獨逸との戦争行爲を中止しなかつたが、同じ年の十一月七日ボリシエヅキイ黨に率ゐられる勞働者と農民が「一切の政權をソヴェートへ」の標語を掲げて彼等自身の政權を樹立し、帝國主義戦争からの即時脱退、帝制時代に締結された條約の破棄、秘密協定の曝露、一切の内債外債の破棄を斷行するに及んで單に露國と締約國の國交が斷絶したにとゞまらず、全資本主義世界と完全に對立するに至つた。

露國が企圖する世界プロレタリア××のプログラムは全世界の××的プロレタリア政黨を指導して直ちに實行に着手され、獨逸及び奥匈國には社會××が起つ四月から六月へかけて尼港事件の後始末をつけるため數雙の軍艦と陸戦隊を北樺太及び尼港方面に出動せしめ七月三日付宣言をもつて北樺太の保障占領を行ひ北樺太富源の開発に着手した。

日本軍の後貝加爾撤退によるセモイノフの失脚は極東露領統一の機運を進め一九二一年十一月には共產黨を中心勢力とする極東共和國の創立を見、極東露領ソヴェート化の準備と日本に對する緩衝國の役割を司ることゝなつた。

ソヴェート政權極東統一運動が進展し來る一方、資本主義列國とソヴェート露國との間は一九二一年三月英露通商條約の締結同年四月露獨條約の締結等を手始めに平和的關係が促進せられ、日本のみ全く無意味なる駐兵を續ける事が困難になり、何等かの轉換をする必要に迫られてきたところへ、浦鹽派遣軍政務部長松平恒雄氏が一九二〇年十一月外務省歐米局長に轉じた前後から對日政策の主體は陸軍側から外務省に移り、對露政策も亦一變することとなり、極東共和國政府と

た。之に脅威された資本主義諸國は武力干渉と經濟封鎖とを以て之と對抗した。即ち英米兩國は其陸軍を北露の要港ムルマンスクやアルハンゲリスク及南露に派遣し、軍艦を黒海方面へ急派した。佛國コトラスへ出兵した。これにやゝ後れて日、英、米、佛の了解が成立し、東に於て西伯利出兵を敢行することゝなり、日本政府は大正七年(一九一八年)八月二日に至り「露領内に於て獨逸俘虜に壓迫されるチエツク・スローワツク軍の援助の爲に西伯利に出兵する」云々の意味の出兵宣言書を發表し米國、英國、佛國、支那の五箇國と前後して八月中旬沿海州及後貝加爾州に一萬五千の大軍を派し、先づ最初にはチエツク軍を援け、其後コルチャツクのオムスク政府軍を支持し、更にセモイノフの後貝加爾政權メルクローフの浦鹽政權といつた具合に次から次に興亡する反革命軍を軍事的に或は物質的に支持援助してソヴェートの革命政策と抗争した。此日本軍の出兵期間に極東露領や西伯利に於て演ぜられた

の間に通商交渉を開くに至つた。

これは前後五箇年にわたる日本政府對露政策の重大なる轉機でこの機運は極東共和國外務次官ユゼウニコフ氏が一九二一年五月ハルビンに來た時、島田副領事(滋)との間に打開され一九二一年八月二十六日から大連にて日本側代表松島肇氏と露側代表ユーリン氏(後ベトロフ氏に代る)との間に豫備交渉開始され、會議は翌一九二二年四月にかけて八箇月間繼續されたが日本軍の沿海州並に北樺太撤退問題其他につき兩者間に重要な意見の疎隔があり、遂に何等の具體的成果を見る事なくして決裂に終つた。

然るに日本政府は一九二二年六月二十四日に至り、

一九二二年十月末西伯利沿海州より日本軍全部の撤退を決定したり。在留日本臣民の保護については適當の方法を講ずる筈なり

と極く簡単に、政情の安定とか、共產主義の脅威とか従來の宣言に使用された一切の言葉を抜きにして思ひ切つた撤兵の

之を否むことはできないであらう。

例へば後藤伯の依頼によりヨツフェ氏の好意的斡旋にて大正十二年日本漁業家の露領出漁問題が平和に解決し、浦鹽から査證用務の爲ホルツマン氏の一行がわざわざ來朝した如き、又日ソ國交恢復の豫備交渉開催の段取となつた如き、その直接の効果と見ることができやう。

長春會議の露國主席全權はよしヨツフェ氏であつたにせよ、日本の關する限りではそれは極東共和國の知多政府を相手とするものであつた。ところが日ソ豫備交渉は、名實共にソヴェート露國を相手取る最初の會議として歴史的な意義を持つた。此の會議は大正十二年六月末から日本側代表川上俊彦氏ソ側代表ヨツフェ氏との間に東京精養軒ホテルで開催された。會議は當面の懸案たる諸問題(一)尼港事件の責任について(二)北樺太保障占領並に撤兵問題について(三)日露漁業協約の存續露國の對日舊債務等を含む國際義務の問題について兩國代表間に論議を重ねられること十二回、三十餘日に及ん

聲明を公表した。そしてこれと同時に當時日本駐在のロスタ通信員アントノフ氏を通じて非公式に第二回日露交渉開始を露國に申し込んだ。この結果開かれたものが長春會議である。此會議には日本側から主席代表として松平歐米局長が乗り込み、露側は當時の露國駐支全權ヨツフェ氏が主席代表として出席した。會議はヨツフェ氏の資格問題、大連會議の協定案を本會議の基礎とするや否やの問題、北樺太撤兵問題等について、最初から紛糾し、日露兩國とも極めて強硬なる態度を持したため九月五日から二十五日に至る三週間といふもの殆んど停頓と請訓の中に過ぎた觀があり、何等決定的な協定に到達することなく決裂してしまつた。

沿海州駐在の日本軍は前記六月二十四日付宣言に基いて八月二十六日から撤兵行動を開始し長春會議決裂後間もなく十月二十五日迄に全部浦鹽を引揚げて祖國に歸還し、西伯利大陸から完全にその影を消した。浦鹽方面に居住して各種の業務に従事してゐた多數の日本人は、日本

だが、七月三十一日に至つて、交渉は打切られた。此會議が進行して正式交渉の基礎案を確定的に獲得し得るか否かの豫想を懐いた大多數者は稍失望せぬでもなかつたが、然し豫備交渉としての目的が可能な程度に達せられたことは當時の日本政府首相加藤友三郎氏が次の如く語つてゐるのを見てわかる。

「今回の日ソ豫備交渉は殆んど豫備交渉そのものとしての目的を達成し得たものであつて、少くとも日本の希望案件はやがて開かる可き正式交渉に於て之を獲得し得る程度の確信を得たるものである。而して正式交渉はヨツフェ氏の歸莫後日ソ兩國政府の間に交渉を重ね、十月頃より哈爾濱もしくは浦鹽に於て開始さるゝ可能性を有するものである」

此年の八月十五日から莫斯科に開催の全露農業博覽會には日本から主として日露關係實業團の視察に赴くあり、露國の復興の顯著なると共に日ソ國交恢復の機運は時と共に促進されつゝあつた。

軍の撤退と前後してほんの一部を除く外殆んど故國に引揚げてしまつた。日本軍の撤退と關連して浦鹽方面から全く影を消したものの一つに白軍殘黨がある。最後の反革命軍首領デトリツクスと其一味は十月中旬何處ともなく亡命してしまつた。極東共和國成立當時から既に熟してゐたソヴェート露國の極東地方統一の機運は日本の撤兵を機會に遂に實現を見るに至り、緩衝國存続の必要も消滅して間もなく極東共和國は廢止され極東革命委員會之に代り、露領極東地方は北樺太を殘す外完全にソヴェート化された。

二、新國交の創造へ

長春會議決裂による日ソ關係の行詰りは大正十二年(一九二三年)早春後藤伯のヨツフェ氏招待によつて打開された。當時日本の政界並に社會一部に於ける反動的分子はヨツフェ氏招待に反對し、妄動をつゞけ後藤伯を國賊とまで罵つたが然しこのことが、日ソ國交の恢復に極めて必要なる階梯となつたことは今日何人も

前掲加藤首相の聲明にある日ソ兩國の正式交渉期は、同年九月一日突如として前古未曾有の大震災が日本の首都地方を襲ふたため豫定よりも遅れて翌大正十三年(一九二四年)五月十五日から北京に開かれた。日本側全權は駐支日本公使芳澤謙吉氏、ソヴェート側全權は駐支大使カラハン氏、尤も非公式私的交渉は兩氏の間にその以前から行はれてゐたがよい。兩國の腹が極つて正式交渉に入つたのは、五月十五日からであつた。日ソ兩國の輿論が諸懸案の解決を前提とする此本交渉開始を歓迎したことはいふまでもない。

然し前後七箇年にわたつて國交斷絶し敵對的關係にあつた兩國間には尼港問題、北樺太問題、漁業問題、舊債務問題、宣傳禁止問題を始め十指にあまる重大問題が横つてゐた。これは兩國の輿論が國交恢復を熱望してゐるにも拘らず必ずしも簡單に解決し得る性質のものではなかつた。果然交渉は幾度か難關に逢着し、停頓したことも一再ではなかつた。が然

し世界の大勢と兩國の要求とは交渉の前途に横はる幾多の難問題を一つ一つ解決して翌大正十四年(一九二五年)一月二十日には遂に日本のソヴェート露國承認と日ソ國交の恢復を特色づける日ソ基本條約、正確には「日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本法的法則に關する條約」の締結を見、過去八年の長きに亘つて兩國を蔽ふてゐた不自然にして陰鬱なる關係はこゝに一掃せられ、兩國は正常なる友好的關係に入るこゝが出来たのである。

三、國交恢復直後

日ソ基本條約の締結によつて歴史的意義ある轉換の第一歩を踏み出した日ソ兩國はその國交の具體的事實である種々の懸案を合理的に解決し整理し、守り立てて行かねばならなかつた。

先づ第一に起つて來たものは相互外交代表の交換でこれについてソヴェートはヴィクトル・コツプ氏を駐日大使(正確には駐日ソヴェート全權代表)に任命し

コツプ大使は一等書記官アスターホフ氏以下多數館員を隨へて四月二十四日着京五月五日正式信任状を宮中に捧呈し、日本側は前外務次官田中都吉氏を駐露日本全權大使に山崎二郎氏を大使館參事官に酒匂秀一氏を一等書記官に以下夫々任命してソヴェート大使の赴任に遅ること約二箇月六月三十日東京出發任命地に赴き、又日本政府は本邦對ソ關係要衝の地たる浦鹽斯德、ハバロフスク、アレクサンドロフスク、オデツサ、ブラゴウエスチエンスク、ベトロパウロフスク、ノイヴオシビリスクの七箇所に總領事館又は領事館を順次開設、ソヴェートは東京、神戸、京城、函館、敦賀、大連、小樽の七箇所に同じく總領事館又は領事館を順次開設(但し當初開設決定の長崎及大阪は其後中止したので茲には省く)して兩國出入者の査證其他領事事務を執掌することとなつた。因にソ側の大使は初任のコツプ氏からドウガレフスキイ氏に代り後任トロヤノフスキイ氏を経て更に現任のユレーネフ氏に四度び變つた。

日ソ基本條約の締結によつて保障占領を解かれた日本の北樺太派遣軍は條約第三條規定の通り北樺太の自然的狀態が軍隊の輸送を可能ならしむる時期たる五月十五日までに全部日本内地に向つて北樺太を引揚げた。こゝにおいて北樺太はソヴェート露國の管理下に歸屬し、露領極東地方の統一乃至ソヴェート化はこゝに完全に實現を見たのである。

日ソ基本條約の重要規定事項の一たる北樺太の石油石炭利權協約は日本軍の北樺太撤兵の日より數へて五箇月以内に兩國關係者間に之を締結しなければならぬ事になつてゐるので、日本側では石油利權の交渉全權委員に海軍中將中里重次氏を、石炭利權の交渉全權委員に三菱合資參與奥村政雄氏を同顧問に前波蘭駐割日本公使川上俊彦氏を夫々任命、七月二十二日より莫斯科中央利權局本部に於てソ側交渉全權委員ヨッフエ氏、次席メリニコフ氏との間に交渉を開始せしめ迂餘曲折の末何れも十二月十四日正式調印を見てこゝに國交恢復後最初の日ソ開重

要懸案は具體化されるに至り爾來約半歳を経て組織されたる北樺太石油株式會社及び北樺太鑛業株式會社の二大利權會社は、着々として企業經營を進め、何れも可成りの好成績を擧げて今日に及んでゐるが、これはそれぞれ其當該欄(利權企業の項参照)に記述されてゐるから茲には略する。

四、通商關係概要

ソヴェート政府は日ソ國交恢復後ヤコフ・ヤンソン氏を駐日ソヴェート通商代表に任命したが、此通商代表の資格を獨逸其他に派遣のソヴェート通商代表同様外交官待遇とするは勿論、其通商代表部に治外法權を與へよとのソヴェート側の要求は日本政府の反對するところとなり日ソ兩國間に種々折衝の末、ヤンソン氏のみはソヴェート大使館商務參事官の資格で外交官待遇を與へ、他の通商代表部員並に代表部其ものには治外法權を與へぬ事に兩國間の協定成りヤンソン氏は、スムスキー、ジーグリーン氏等の新任通商

部員と共に大正十四年十二月二十七日着京、翌廿八日から愈々通商代表部の開設を見、爾來ソヴェートの日本に對する唯一の獨占的通商機關として輸出に輸入に商取引を發展せしめてゐる。因みにヤンソン氏は其後病の爲辭任して歸國しアニケーフ氏が昭和元年十二月下旬後任通商代表として就任し、日ソ貿易の發展に貢献するところ少くなかつたが不幸昭和六年三月日本人佐藤某のため狙撃遭難し、同八月歸國轉任し、氏の後任には臨時通商代表の資格でフレイマン氏が七月來任した。次で駐日ソヴェート通商代表に極東通のアサートキン氏が任命され、昭和六年十二月夫人同伴來任し、爾來日ソ貿易振興のため盡力してゐたが、昭和七年十一月十八日宿痾療養のため東京發歸國し、その後任としてコチエトフ氏が同年十二月九日來着して今日に及んでゐる。通商代表部の設置によつて正規の狀態に置かれた日ソ兩國の貿易は其後時と共に順調なる發展を遂げ、一九二五・二六年度に於て兩國の取引總額一千三百十六萬

一千圓(内譯日本の輸出二百八十八萬三千圓、日本の輸入一千二十七萬八千圓)であつたものが、一九二六・二七年度には一千八百六十一萬八千圓(内譯日本の輸出五百九十一萬一千圓、輸入一千二百六十九萬六千圓)、一九二七・二八年度には二千九百七十八萬圓(内譯日本の輸出一千八十八萬五千圓輸入一千九百五十九萬八千圓)一九二八・二九年度には三千六百八十八萬七千圓(内譯日本の輸出一千五百二十二萬二千圓輸入二千七百七十六萬四千圓)一九二九・三〇年度には四千三百萬圓に達し、此中日本の對ソ輸出は前年度迄一千五百萬圓程度であつたものが、同年度に至り、一躍二千二百萬圓となり七百萬圓の激増で、從來輸入超過を以て特色としてゐた日ソ貿易はこゝに位置を轉換して、我國は少額ながら對ソ出超國となつた。然るに一九三一年度に至るや兩國の輸出入總額は二千五百三十八萬三千圓(内譯日本の輸出九百四十六萬三千圓輸入一千五百九十一萬五千圓)となり總額においても輸出入とも一九三〇年

度に比し激減した。この傾向は一九三二年度にも著しく顯れてゐるが、日ソ貿易激減の原因に就ては通商關係の項において詳説することとし、茲では兩國貿易發展上の最大の支障の一つはクレジット問題であることを強調するに止めておく。

ソヴェート貿易の特質に基く長期クレジットの要求は、例の五箇年計畫の實施による資金の莫大なる需要と關聯して、昭和六年に入り從來の最長六箇月を更に延長して九箇月とするやうソ側から要求を提出され、ソの後に至つて更に對露輸出クレジット期限は九ヶ月乃至十二月月に延長されたが昭和八年になつてソ側は十八ヶ月を主張するに至り對露輸出當業者の資金難は一層増大するに至つた。尤も此對露クレジット設定と密接なる關係にある政府の輸出補償法制定は既に久しい間本邦對露輸出業者の熱心に要望するところとなつて來たが、遂に昭和五年の第五十八議會に於て商工省提出の輸出補償法通過を見同法施行細則も公布されて愈々昭和五年八月一日より實施されるに

至つた。然しながら同法には種々の不備缺陷があり當業者をして満足せしむるに至らず彼等の期待に反くところ少くなかつた。是等の結果昭和六年の兩國貿易は著しく減少し昭和七年度も同じく減少の傾向を辿つたのである。なほ商工省では對露輸出の増進を計るため、駐日露國通商部側の要請により今後の對露クレジット期限を商品別に協定することになり、雙方間に折衝中であつたが、最近協定を見るに至つた。

五、漁業交渉の錯綜

然し何れにしても對露貿易はクレジット問題が決定的に解決せぬ間は、根本的打開は困難であるかに見られてゐる。

日ソ基本條約の基礎に立つて解決を要すべき他の重要懸案は漁業問題であつたが之は他の利權交渉と異り、對國家的の交渉條件であるだけに、日本政府では田中駐ソ大使を全權委員に、外務、農林兩省、露領水産組合等からそれぞれ委員を任命露國側全權委員アロフ氏等との間

に大正十四年十二月二十二日から莫斯科で漁業協約改訂交渉を開始したが、兩國の主張に重大なる開きあり、兩國何れも強硬に自國の主張要求を固執したため別項(漁業關係欄)記載の通り稀に見る長期の難交渉となり幾度か停頓、決裂を見た末、二年一ヶ月の長年月を費して相互に検討に検討を重ね、妥協を積むだ結果昭和三年一月二十三日、日本側田中、露側カラハ、兩全權間に新日ソ漁業條約の調印を見るに至り、同五月十三日批准交換を了し、茲に日ソ兩國の歴史的大懸案は、漁業問題の解決を後日殘して解決を見るに至つた。此條約に於て一般競賣から切離し、特別の利權契約によつて日本側に貸與されることとなつたものは罐詰工場附屬漁區であるが、之については日本側當業者代表眞藤慎太郎氏とソヴェート政府との間に昭和三年一月三日モスクワに於て契約の正式調印を了し、二十一日工場に附屬する四十二漁區を向ふ十年間無競賣にて日本側に貸下げることとなつた。

昭和四年の出漁條件を露國地方官憲により發表して後、此條件に極度に不満を懷く日本側當事者とソヴェート側との間に紛議が醸成されて以來同年は例の島徳藏氏一派の横槍的漁區入札が行はれて此紛糾の火に更に油を注ぎ、其後今日に至るまで漁區關係は兩國紛糾の焦點となるに至つた。當時の漁業問題諸懸案中には

- 一、國營企業の漁區取得問題
- 二、個人企業と國營企業の内部關係
- 三、漁獲標準高に關する問題
- 四、漁區最低價格決定の問題

等を中心し幾多の未解決問題が横つてゐた。之等の内容については別項記載の通りであるからこゝには略するとして、日本側ではこれら諸懸案の發生とソ側の急激なる進出を可能ならしむる原因が、漁業條約に對する兩國解釋の相違に起因してゐるとの見解からソヴェート政府に提議して漁業條約の解釋を確定する會議を昭和六年九月モスクワに開始するに至つた。

是に於て我が全權廣田大使は現行條約

實施以來發生せる各種の問題と條約解釋上の不一致點に關する解決を期し、更に邦人現有漁區の安定によつて將來における紛糾勃發を未前に防止すべく、具體案を提げて交渉に入つた。

六、其他の諸關係

斯くて一星霜、昭和七年八月十三日夜十時、邦人漁區安定に關する日露漁業暫定協約の調印がモスクワに於て廣田カラハ、兩全權代表の間に行はれた。この協約成立は日ソ漁業交渉中において持筆大書すべき事件であるから漁業關係の項において特に詳述する。

二月廿三日からモスクワで利權交渉を開始したが、これも亦可成りの紛糾と時日を費して翌一九二七年四月六日正式調印を了し同年十月廿八日露領林業株式會社を了し、同年十月廿八日露領林業株式會社なる利權會社を組織し、同年末より企業開始に入つたが、利權契約、勞働團體契約の不備乃至不利、ソヴェート側の有望林區自營策との衝突、國內市場の惡材料に崇られて遂に採算立たず、着業後間もなく操業中止に入つたが、遂に再起せず昭和五年代表を露都に派遣してソ側と折衝の結果、遂に該利權解除契約を結んで、完全に企業を放棄するに至つた。

昭和金礦會社其他對ソ利權は、何れも對內的もしくは對ソ的惡材料のため何等の成果をも擧げず假死の状態であり、今後と雖も五箇年計畫の段階に於ける露國の國內資源自力開發策と相俟つて本邦對ソ利權の將來は全般的に極めて極限され且つ悲觀的なものである。但し種々の特殊性を持つ北樺太石油利權は大體此の圈外にあると見てよからう。

交通運輸の方面に於て兩國の連絡關係は過去六年間に著しい發展を示して來た。即ち第一回歐亞直通連絡協定の成立以後、年毎に重ねられる國際會議は昭和五年の第五回會議に於て貨物輸送の方面にまで擴張されるに至つた。

日ソ外交關係の歴史に於て洩し難い事件を摘記すれば、復交直後の日ソ關係の地均らしに多くの貢獻を残した初代コツプ大使は大正十五年七月賜暇歸國の形式で日本を去つたまゝ再び歸任せず参事官ベセドフスキイ氏が大使事務を代行し漁業問題、利權問題等に活躍し昭和二年三月二十六日ドブレフスキイ大使の赴任を見、同年十一月氏がラコウスキイ氏の後を襲うて駐佛大使に轉任するに至り、第三次駐日大使として昭和三年一月二十一日前トロヤノフスキイ大使が來任、昭和六年七年賜暇歸國するに及んで前哈爾濱駐劄總領事メーリニコフ氏が代理大使として着任し、十一月下旬滿洲事變の進展と共に日露關係にも種々重要な影響をもたらされるに至りト大使は急遽歸任

した。從つてメ氏の代理大使は解任され、歸國した。トロヤノフスキイ大使は在任滿五ケ年に亘り日ソ國交親善に盡すところ多大であつたが、遂に昭和八年二月十七日離任し、第四次駐日大使としてユレーネフ氏が同年三月十日着任した。又通商代表も昭和元年十二月病ヤンソン氏に代つてアネケーフ氏が着任し、種々日ソ貿易關係の發展に貢獻したが、不幸昭和六年三月兎漢佐藤信勝のため狙撃され重傷を負ひ、同八月靜養を兼ねて歸國、同十二月之に代つてアサートキン氏が後任駐日通商代表として來任した。爾來約一ケ年間病をおして日ソ貿易振興のため盡力してゐたが、昭和七年十一月十八日歸國の途に就きその後任としてコチエトフ氏が同年十二月九日着京來任した。即ちソヴェエト側駐日外交官の移動は可なり頻繁であつたが、日本側も田中郡吉大使が昭和五年十月歸任し、之に代つてオランダ駐劄公使廣田弘毅氏が駐露大使に任命され、爾來滿二ケ年常に日ソ兩國親交のため盡力し、幾多の重要な

問題を解決する等その手腕を揮つてゐたが、昭和七年十月歸任し、後任駐日大使として太田爲吉氏が任命され、氏は同年十二月九日東京發任地に赴いた。

日ソ復交後の人事については是非共一筆を染む可きは本邦對ソ關係の巨頭としてヨツフェ氏招待以來國交の恢復に或は其促進に偉勳を樹て、昭和二年末にも親しく彼地に赴いてソ側に最大級の人氣を博したる日露協會會頭後藤新平伯が昭和四年四月十三日京都にて薨去した事で、之は今後とも多事多端なるべき日露の國交上失へる處蓋し淺少でない。

伯に代つて我國家的大家人物齋藤實子が新に昭和四年六月六日日露協會會頭に就任された事も然し乍ら之を補ふものとして茲に特筆しなければならぬ。

藝術、學術方面に於ける日ソ兩國の關係交渉は他の如何なる國にも劣らず密接を極め、昭和三年七、八月市川左團次大一座の訪露興行の成功、美術、書籍、映畫各種展覽會の續開、藝術文人學者の頻繁なる來往、圖書の相互的譯刊等は其の

一端を語るものである。

殊に兩國國情の根本的對立から文化關係者の渡來、出版物の轉入等にも相互に種々の大なる不便を持つてゐるにも拘らずソヴェエト文化を先鋒とする所謂ロシアニズム乃至ソヴェエチズムはアメリカニズムと共に本邦社會傾向の二大主流と呼ばれるほど大なる普及力を一時は持つに至つた。

ソ聯邦における五箇年計畫の實施と關聯して各國の優秀技術の習得は最近極めて積極化するに至り、米國獨逸等と特に密接に技術的援助契約を設定しつゝあるが、我國からも昭和五年に至り鐵道技師十二名を招聘して多大の成功を収めた外、漁業、蠶業、製罐業、水電業等各種産業に亘り本邦の先進優良技術の輸入に努めつゝある。

昭和六年日ソ政治

外交關係

(一) ルーブル問題交渉

政治・外交關係

昭和七年度の日ソ政治・外交關係を詳述するに先だち、前年度昭和六年の日ソ政治・外交關係を全般に亘つて要記するとする。

一、外交交渉始まる

昭和六年の日ソ外交關係はルーブル問題の外交交渉と共に明けた。元來このルーブル問題はソヴェエト官憲の朝鮮銀行浦汐支店検査に端を發する露貨自由賣買の特權剝奪のため、從來この特權によつて非常に廉くルーブル貨を入手し、漁業諸納金の支拂を済まして來た日本側が、今後は暴落せる市中相場の外五、六倍以上もする公定相場によるの外露貨入手の方法なく、從つて事實上換算不可能に陥るべき形勢に當面せるため、必然的に發生せる問題である。

日本政府は之が解決を借區料引下によるか、或は日貨に對する露貨の比率引下によるかの二途に求め、外交交渉をソヴェエト政府に提起したが、ソ聯邦は、何等かの形式による比率の緩和に同意し、

之が方法として、ソ聯邦ウスリー鐵道發行公債の例に倣ひ、ソ聯邦國營アコ會社發行公債の賣出實額を引下げて之を額面通りに扱ふといふ方法を原則的に承認し、其比率決定に關する交渉を昭和五年十月下旬頃よりモスクワに於て開始するに至つた。

二、東京交渉紛糾

此交渉は當時未だ廣田大使赴任前であつたため豫備的性質を帯びたもので専ら天羽参事官と外務人民委員部長カラハン氏との間に行はれたが、十二月十四日東京駐劄ソ聯邦大使トロヤノフスキイ氏は幣原外相を訪問し、本問題は本國政府の命により、東京に於て交渉する事、公債の賣渡價格はその額面に對し露貨の公定相場より二割五分引きとする旨陳述した。即ち露貨一留に對し日貨約七十五錢の換算率となるのである。然るに日本側は二十錢替を適當と認むる旨話した。ト大使は十二月二十日再び幣原外相を訪問し、公債換算率の先決協定を主張し、之

に對して幣原外相も同意したが、七十五
錢替と二十錢替とは其開き五十五錢に
達し、到底協定の可能なく、日本ではソ
側の譲歩を要望し、同二十三日ト大使は
我當局と會見露貨一留對五十錢迄譲つ
た。一方一月二日に迫れる昭和六年度上
半期借區料納期は、換算率不定のため十
二月三十一日に至り數日間延期の協定成
り、兩交渉當局は年末年始の祭日も廢
して、折衝したが交渉は依然進捗せず其
間ト大使は日魯會社の經營採算に疑義を
挟み、其經濟的内容を指摘して、自己の
主張する五十錢率の貫徹に努め、川上日
魯社長は帳簿を提出して日本側の主張を
裏書きした等の事もあり、一月十七日ソ
側は止むなく三度び譲歩して四十錢替を
提議するに至つた。即ち、

之に對し日本側は三十錢以上の譲歩絶
對不可能なる旨を繰説し、九錢の開きの
まゝ再び協定難に陥つた。
尙日魯以外の本邦漁業者は鮮銀支店存
置時代に合法的に手持せる留紙幣により
ソ側の上半期分借區料延期々限内に之が

納入を終るを得策とし、二月二日迄に五
十二萬ルーブルを完納するに至つた。之
は本邦營業者の不統制を語るものとして
一部に非難されたが事實はむしろ其反對
にて、交渉が長引きソ側が自己の貸下條
件を斷行する場合本邦營業者の足並が亂
れて三十錢以上にソ側に應諾する者な
きにしも非ざるを豫想しての策戰であつ
た。

三、漁區競賣と絡む

一方二月二十五日の入札期は刻々切迫
せるも交渉は何等進展せず、日本側營業
者の間には自由出漁説が再燃し、東京交
渉は徹底的に行詰つたため、問題は再び
モスクワに移され、二月十五日廣田カラ
ハン第一次會見となり、十八日第二次會
見となつたが、日本の三十錢に對してソ
側は依然四十錢を固執して譲らず、此形
勢の下に本邦營業者の競賣参加も不可
能のため、露領水産組合は二月十八日の組
合會に於て、當問題解決の上競賣参加可
能の日まで邦人營業者の權利を保留する

旨決議するに至つた。

尙ソヴェト政府は當問題紛糾の渦中
において自國々營業のため新に二十八
漁區の追加經營を提議し來つたが、其中
には種々問題の漁區等もあり日本側では
懸案の十八漁區解決まで應じ難しとして
之を拒絶した。

日本側の強硬態度に辟易したソ側は更
に昭和六年一年間の暫定協定として三十
五錢まで譲歩するから日本側も之に應ぜ
られたしと、カラハン氏から廣田大使に
提議し來つたが、之に對し日本政府は
「一留三十錢を以て取敢ず租借料抵代税
並に工場附屬漁區、特別報償其他の公課
金を假納して日本營業者は競賣に参加し
兩國政府は引續き交渉を重ね協定を遂げ
たい」旨提議し、依然五錢の開きのまゝ
妥協點に達せず、推移した。

四、兩國輿論の硬化

かゝる形勢の下に日本側營業者は今度
こそ斷然自由出漁を斷行すべしとて、種
々之が準備を進め、一方日本諸大新聞の

輿論も、曾て無い位沸騰し來つたが、一
方ソ聯邦においても、政府機關紙イズヴ
エスチヤ紙始め日本漁業家を「掠奪者」の
名を以て責め一方時恰も開催を見た第六
回ソヴェト大會では別項の如く極東出
身の議員ボロダフキンによつて、痛烈な
る日本攻撃の演説がなされ、モロトフ議
長も亦之に答へ、漁業問題を中心として
兩國の輿論は極度に悪化した。此焔に
更に油を注いだものは三月十六日突如と
して湧いて起つた日本人佐藤信勝による
駐日ソヴェト通商代表アニケーフ氏狙
撃事件であつた。此不幸なる突發事件に
よつてソ側の對日感情は愈々刺戟されて
悪化し、漁業問題の解決を更に遠方に押
しやることとなつた。

四月二十日には日本人不参加のまゝソ
ヴェト側の極東漁區再競賣が再び斷行
され、第一回競賣の分をも合せて發表さ
れたが、此中には宮越重作競落の沿海州
鮭鱒漁區があつた。日本政府は、第一
回競賣の時同様、此單獨競賣に對してソ
ヴェト政府に抗議したが、イズウェス

チヤ紙は、例へ一人でも又それが如何な
る人間でも日本人が参加した以上之は單
獨競賣に非ずと籍口することも出来る
書いた。
かくて沿海州出漁はすでに期を失し、
勘察加出漁もすでに時期到來せる關係上
當業者の自由出漁熱昂揚と關聯して我政
府當局も懸案解決に焦慮し、日本政府の
訓電により廣田大使は四月二十日三十一
錢五厘替を提議せるに對し、カラハン氏
は翌二十一日同大使に三十四錢まで譲歩
を回答した。

五、遂に妥協成る

一方機運切迫と共にモスクワ交渉と並
行して東京に於ても、四月二十三日トロ
ヤノフスキー大使幣原外相間に最後の折
衝始まり、二十六日に至つて遂に半歳以
上に亘る留交渉は次の如き條件をもつて
妥協成立するに至つた。
一、六年度の留換算率はアコ會社社債を
以て支拂ひ一留對三十二錢五厘替と
する。

二、右による借區料完納者には査證を與
へること。

三、日本は四月二十日の競賣を承認する
代り、ソヴェト政府は五月五日以
内に追加入札を行ひ、日本側の参加
を可能ならしめること。

四、國營新規要求二十八漁區中十七漁區
はソ聯邦の經營を承認するが日本側
に異議ある十一漁區は更に交渉をつ
づけて解決すること。

此決定に基き五月五日浦汐に於て邦人
参加の追加入札が行はれたが、露側の進
出は益々急を告げ、六年度に於ては邦人
漁區三〇九に對し露人のそれは三〇四と
いふ殆んど同數に近い接近を示すに至り
此事實は再び日本側をして權益擁護問題
を燃焼せしむる材料となつた。

尙日魯漁業では既に漁期到來のため、
當問題解決に先ち、第一船信濃丸の送込
準備を整へ、遂に五月二十四日無査證の
まゝ函館港を出帆せしめたが、其後問題
が解決したので、本邦政府からソヴェ
ト政府に外交々渉の上西勘察加キシカの

ソヴェート税關にて査證を受け出漁を完了した等の事件もあつた。

(二) 漁業切揚期の外交

交渉

其後露國の本邦漁船拿捕事件、又ソ聯邦のトロール船「ブレウエストニク」の本邦千島未開港入港による拿捕事件等もあつたが、それよりも特に六年において兩國間の外交交渉問題となつたのは、漁場切揚期に際して、ソ側が五年より六年へかけての本邦漁業家の違約金を現場で支拂ふべしと迫り、日本側が之に應じ得ざる事情にあつたため遂に漁獲物を差押へるに至り、新なる係争を惹起した事である。即ち露水組合並に政府當局ではこれについて十數日に亘り種々ソヴェート側と交渉の結果、漸く九月十一日に至り解決を見るに至つた。即ち漁獲物を差押へられたる東邦水産並に島山合名では解決遅延のため現場における停船二旬に亘り、漁夫の食糧缺乏問題まで惹起して係争は最後のどたん場に追ひやられたため

永井外務次官、武富通商局長、島田書記官、露水組合代表佐々木平次郎、須田孝太郎の諸氏は、最後の解決をつけるべく十日午後八時駐日ソヴェート大使館にメーリニコフ代理大使を訪問ボドリスキー一等書記官も立會の上徹夜交渉をつゞけた結果翌十一日午前七時に至り、漸く双方の意見は次の如き條件によつて一致を見るに至つた。

- 一、日本側は五年までの違約金として取敢えず十二萬圓を通商代表部に供托し追つてルーブル換算率協定の計算すること(過般協定のルーブル換算率三十二錢五厘替は單に漁區料にのみ適用すべきものであるとのソヴェート側の主張により、違約金其他の換算率については他日之を兩國間に協定することとなつた)
- 二、目下係争中に屬する違約金の納入については判決確定の上速かに露水組合が其支拂に盡力すること。
- 三、ソヴェート側は差押中の日本人漁獲物を即時釋放すること。

(三) 漁業條約解釋確定會議

日ソ漁業紛争は單に年々恒常的に繰り返されるばかりでなく、後から後から生産され蓄積し來り、かくては何時紛争の止むべしとも期待されない状態となつて來たので、我政府では日ソ國交のために之を憂ひ、紛争頻發の根本原因が畢竟日ソ漁業條約の字句精神の解釋並に運用が兩國間に相違せるにありとなし、之が確定整備の必要を痛感し、昭和六年六月二十二日廣田大使に訓電を發し、從來の諸懸案並に條約解釋の確定に關する交渉開始をソ政府に提議したが、最初ソ政府は中々これに應諾の態度を示さなかつた。然るにソ政府は八月トロヤノフスキー大使の歸國を俟つて事情を聴取し、種々協議中であつたが、八月下旬に至り廣田大使を通じて我交渉に應ずる旨應諾し來つた。そこで日本側は駐ソ大使館天羽參事官に歸國命令を發し、同參事官歸國後關係當局對策協議の結果訓令を授けて之を

歸任せしめ、昭和六年十一月二十七日廣田、カラハン兩全權間に日ソ漁業條約解釋確定交渉が開始されるに至つた、爾來該交渉は諸種の重要問題のため屢々中断され、爲に昭和六年中には未だ具體的協定の域に達するに至らなかつた。一方此交渉と並んで日本當業者代表とソヴェート間にも漁業諸懸案の解決が進められてゐたが、此問題については別項漁業關係欄にその詳細をつゞけることとする。

(四) 浦鹽鮮銀閉鎖事件概要

鮮銀浦沙支店閉鎖事件は昭和五年から六年へかけて日ソ外交關係の重要な一部をなすものであつて、問題の發生は昭和五年八月十二日ソヴェート官憲の同支店検査に始まり十月二日漸く之を終り其間本邦對ソ輿論を刺戟するところ極めて大きかつたが、十月二日以後は一時小康状態を呈したにも拘らず、十二月十七日に至り極東財務全權の指令を以て三箇月中に同行の清算完了すべきを嚴命し、且

つ所得税追徴として二百六十一萬留の即時納入を命じ更に有門氏以下三行員の召喚を行ふ等彈壓振りを示した。之に先ち日本政府は天羽代理大使に命じて鮮銀支店検査事件に關聯し、ソヴェート政府に抗議を提出し、同政府との間に外交交渉を開始したが、交渉半にして鮮銀の業務閉鎖を命じ、且つ前記の如き行動に出たことは一層日本側の心證を害するところとなつた。かくて鮮銀は斷然ソ側の行爲に抗議すると共に、追徴課税についてはソヴェート地方官憲に訴訟を提起する等飽くまで對抗策を講じた。

四、鮮銀の自主的清算遂行等を中心として天羽代理大使(後廣田大使之に當る)ソヴェート側全權カラハン氏と外交交渉をつゞけ來つたが、ソ側は飽くまで鮮銀支店業務閉鎖以下既定方針を頑守して交渉何等進捗を見るに至らず、殊に鮮銀問題と相即不離の關係にあるルーブル換算率交渉は別項の如く兩國の主張固く、容易に解決を見ず、之が鮮銀問題にも悪影響を與へて來たが、四月七日に至り、兩外交當局は

- 一、銀行業務閉鎖命令の撤回
- 二、所得税、追徴課税命令の撤回
- 三、行員裁判問題無條件撤回

歴史を有し、殊にソヴェト治下に於ける唯一の外國銀行として日ソ經濟關係の發展に貢獻するところ少からざりし鮮銀浦支店も遂に其影を没するに至つた譯である。

(五)第六回ソヴェト

大會と日露問題

第六回聯邦ソヴェト大會は一九三一年三月八日から三月十七日に至る迄、モスクワ市ボーリツジョイ・テアトルで開かれたが、聯邦人民委員會議長モロトフ氏はその政務報告演説中において日本との外交關係につき次の如く述べてゐる。

日本との關係は依然として順調なる發達をつけ、日露基本條約に基づく親善關係の確立と、必要なる相互的理解に向つて進んでゐる。條約調印以來の數年殊に最近の二箇年において兩國間に唯一つの政治的衝突をも見たる事なき事實を述ぶるは余の満足する處である。又兩國の通商關係も著しく發達して既に日本と帝國露國との戰前貿易

額を四倍以上超過してゐる。殊に漁業利權の實施に伴つて發生せる係争問題は親善の精神により條約を嚴守して解決せられたし今後も解決せらるゝであらう事を確信する。條約とソヴェト立法を無視する偏狹の、貪慾なる計畫的集團の各個の企圖に對しては勿論ソヴェト政權は確乎たる處置を採つた兩國の利害關係に關する相互の尊重と條約による義務の嚴守はその親善關係を更に發展せしむる基調である。

次に三月十一日のソヴェト大會夜間會議において、モロトフ氏の政務報告討論中極東出身の一議員ボロダフキン(ハバロフスク市ソヴェト議長)は

余は一部日本漁業家の煽動的反ソヴェト行動に對し大會の注意を促す事を余の義務と考へる。日本の漁業家がソヴェト領海に於ける日本の合法的漁業保護の名の下に、西伯利出兵當時彼等が盗用せる漁場の使用を彼等に許さざる日露漁業條約を蹂躪し日ソ兩國の友好關係を脅威せんとしつゝあり、

故に極東露領が彼等にとつて滿洲に非ざる事を知らしむべきである。といふ意味の激語を放ち、之に對してモロトフ議長は、

吾等はソヴェト聯邦の領域上に行動する凡ての者をして我國の國法を遵守せしむるであらう。と答辯し、漁業問題に對するソヴェト側の立場を明確にした

(六)クレヂット問題

交渉

昭和六年の日ソ外交關係を概観するに當り、書き洩らし難い一事は、我經濟界のみならず、政界の問題とすらなつた對ソクレヂット問題である。

ソ聯邦の輸入貿易は歴史的に延取引をもつて特長とする處へ、現在ソ聯邦は五箇年計畫の遂行によつて國民經濟の全般的工業化時代にあり、莫大なる投資を必要とするため、外貨の輸入は出来るだけ長期のクレヂットによることを原則としてゐる。

此原則によつて獨、伊兩國では昭和六年に至り數億萬マーク(又はリラ)の對ソクレヂットを設定したが、同じ理由でソヴェト政府は昭和六年五月トローノフスキー大使を通じて、非公式に我幣原外相に約五千萬圓の商品借款、既に長期クレヂットの設定を提議し來つた。

大使は賜暇歸國前大阪、神戸、東京に於ける實業家の會合において日ソ貿易發展の爲之が設定の話を持ち出し、我關係實業家亦、現下の深刻なる不況が對外市場梗塞にある際五千萬圓の市場開拓は相當大なる意義あるに鑑み食指大いに動いたが、當業者としてはさらでに金融難の折柄之だけの巨額を相當長期に亘り露國に對し信用貸することは容易ならぬ難事業なので、之には列國の例に倣ひ、政府の補償が必要であるとの見地から、三井、三菱始め我對露貿易業者の有力筋殆んど全部を網羅する對ソ貿易振興會を組織し、政府に補償條件の適合を申請するに至つた。

一方商工省貿易局に於ても之が設定を

希望し、大體三千萬圓を限度とする對ソクレヂットを交附公債發行の方法により具體化する事に決定を見、大藏當局の非公式諒解をも得るに至つたが、尙種々の困難は依然として殘されて居り、夫等の中對露漁業關係者並に貴衆兩院の一部に見られる該クレヂット反對運動と、民政黨内閣の主要策たる行財政整理による貿易局併合問題の進行とは、クレヂット問題の將來に當時依然暗翳を投じた。

(七)日ソ小包郵便條

約の締結

ソヴェト領土通過をも含む日本とソヴェト聯邦との小包郵便交換は、革命後諸種の事情で中止されて來たが、この事實は特に本邦側にとつて不便少からず日本よりヨオロツバへの小包郵便は海路スエズ經由によるか、若しくはカナダ經由の徑路を選ぶ外途がなかつたので日本政府では昭和五年來田中大使に命じてソヴェト政府との間に日ソ小包郵便條約交渉を開始し來り、昭和六年春略意見の

一致を見たので條文作成中であつたが、遂に昭和六年十一月二十三日モスクワに於て日本側全權廣田大使、ソ側全權カラハン兩氏間に調印を見、更に其後日本側天羽參事官、ソ側ギルシフェリド(全聯邦郵電人民委員部國際局長)兩氏間に該條約の施行細則が調印された。

(八)廣田大使暗殺陰

謀事件

一九三一年十二月二十五日、東京諸新聞の夕刊は、初號見出しでソ聯邦における本邦全權大使廣田弘毅氏の暗殺陰謀計畫なるセンセーショナルな事件を一齊に掲げて人々を驚かした。

事件の概要は次の通りである。モスクワ駐劄チエツコ・スロワキヤ國外交代表部書記官カルル・ヴァネクは一九二八年頃からソヴェト市民ゴドフスキー(當時二十四歳)と知り合つた。ゴドフスキーはモスクワ某劇場の雇人を勤めて居り知己となつた動機は演劇見物骨董漁り等から兩者の考古的趣味が一致したため

あつた。其後ゴドフスキーはソヴェート
聯邦交通人民委員部の下級の勤務員とな
つたので、ソヴェート事情をスパイする
ことをその任務の一とするヴァネクはこ
れを奇貨として、ゴドフスキーに益々接
近し、金銭を與へ馳走を振舞ふ等厚遇し
てこれが買収に努めた。殊に一九三一年
ソヴェート鐵道運輸網の社會主義的再組
織計畫に際しては、新線建設の内情其他
につきゴドフスキーについて種々探知し
ようとすに至つた。處が滿洲事變が勃
發して日本軍が北滿方面にその占據區域
を擴大するに至り、さらでだに緊張を傳
へらるゝ日ソ關係を悪化せしめて、日本
を反ソヴェート戦争の第一線に驅り立て
る絶好の機會は至れりとなし、ヴァネク
は十二月始め頃からゴドフスキーに向つ
て用心深く、しかも執拗に滿洲事變を話
題に持ち出すやうになつた。そして遂に
十二月中旬の一日ヴァネクは、ゴドフス
キーとの會談中『若しモスクワに於てソ
ヴェート駐劄日本大使の生命に危害を加
へるなら、これが日ソ戦争の原因となる

事請合ひだ』と述べた。餘りに大それた
話にゴが直ちに反應を示さなかつたとこ
ろヴァネクは數日を経て再び極東におけ
る紛争の話を始め『日本大使の生命を狙
ふことは偉大な仕事だよ、君ならやらう
と思へば十分やれる』と大いにアヂつた
あまりに大それた陰謀にゴドフスキーが
ためらひ怖れをなしてゐるのを見たヴァ
ネクは今度はやゝ緩和して次の如く述べ
た。『此種の仕事は是非ともやつける
必要がある、これは單に示威的性質を有
するものに過ぎぬ。必しも日本大使を殺
す必要はない。モスクワの街上で錆びた
自働拳銃から大使の自働車の窓硝子に二
發も撃てば澤山だ』かくも數次にわたる
執心な教唆に、ゴドフスキーはソヴェエ
ト聯邦のため容易ならぬ陰謀計畫がこの
チェツク外交官を通じて企てられてゐる
ことを知り、自分に差當り××挑發者の
役目が振當てられてゐることを確信する
に至つた。そこでゴは自分の不束からそ
の祖國に對する斯くも忌はしい屈辱的活
動に惹き込まるゝに至つた重大な過失の

贖ひをするはこの時とばかり、十二月二
十二日付をもつてオ・ゲ・ベ・ウ（合同國
家保安部）に對しこの事を告發するに至
つたのである。

以上が明らかにされたこの事件の経過
内容である。尤も其後に至りブラグ方面
から出た情報はこの事件がヴァネクを追
放せんためにソヴェート政府及びゲ・ベ
ウが告發者ゴドフスキーとグルになつて
仕組んだ芝居であるといつた頗る獵奇的
な報も傳へられてゐる。だがチェツク政
府が不可侵權を有する自國外交官をあん
な重大内容をもつた罪名の下にモスクワ
から召還せざるをえなかつたといふ事實
又世界的に傳へられてゐる情報の誤謬で
あることをチェツク政府もヴァネク自身
も今日に至るまで公然反駁する何等の行
爲にも出てゐないといふ事實は、この事
件を單なるゴツツプであり、中傷的ナン
センスであると思惟せしむることを困難
としてゐる。

(九) 駐日ソヴェート

外交官移動

昭和三年一月ドブガレフスキー大使フ
ランス轉任の後を受けて來任せるトローヤ
ノフスキー大使は、賜暇休養の希望を容
れられて昭和六年七月十七日家族同伴東
京發歸國し、十一月十四日モスクワ發同
二十七日家族同伴歸任した。大使不在中
の外交事務を執るため、昭和六年七月五
日元ソヴェート外務人民委員部極東局長
にして最近まで哈爾濱駐劄總領事を勤め
た有名な極東通の外交家メーリニコフ氏
が、代理大使として來任した。而して氏
はト大使歸任後間もなく解任されて十二
月上旬歸國した。

一方駐日ソヴェート通商代表として日
露通商關係發展に貢献せるアエケーフ氏
も「アエケーフ遭難事件」の爲に昭和六
年八月七日歸國轉任の途に於いたので、
之に代つて前極東ソヴェート執行委員會
議長アサートキン氏が、十二月末夫人同
伴來任した。尙此の中間期において商務
を執掌するためフレイマン氏が、通商代

表代理として六月十三日來任し、アサ
ートキン氏着任後も、通商代表代理の資格
において働いてゐた。

更にソヴェート政府はマイスキー氏轉
任以來空席たりし駐日大使館參事官に前
ソヴェート政府外務人民委員部ハバロフ
スク駐劄代表スピルワネク氏を任命し、
氏は昭和七年二月五日着任した。尙十二
月中歸國轉任せる駐日大使館一等書記官
兼東京總領事ボドリスキー氏に代つて、
賜暇歸國中の同大使館二等書記官ジェレ
ズニヤニコフ氏が一等書記官兼總領事に
陞任し十二月十二日歸任した。

昭和六年から七年初頭にかけてかく
駐日ソヴェート外交官の移動を見、概ね
大使館、通商部共に重要人物によつて充
實を見たのは、滿洲事變と關聯してソ側
が對日外交關係を重視して來た證據であ
ると見られる。

(十) 滿洲事變と日ソ

外交關係經緯

昭和六年九月十八日夜、我滿鐵柳條溝
附近の線路爆破を端緒として勃發した滿
洲事變は、昭和六年の日ソ政治・外交關
係を述べるに當つて、最も重要視すべき
問題であるから、同年中において滿洲事
變に起因して日ソ兩國間に生起した兩國
の外交關係を茲に述べることとする。

滿洲事變の大きな炸裂力によつて、事
變前に日ソ間に保たれて來た三角關係の
均衡が破られ、急激なる變化がそこに起
つて來た。この變化中すでに既定の事實
となつたものは、新滿洲獨立國の成立に
よつて、滿蒙が支那から完全に分離獨立
したること、その既得權益の確保と共に日
本の勢力が政治、經濟、軍事一切の方面
において全面的に浸透し確立されたこと
である。この根本的政治情勢の變化は必
然的に日ソの政治、經濟關係の上にも種
々の重大な反映を見出し、又は見出さん
としつゝある。

一、滿洲事變と
ソ聯邦の立場

滿洲事變と對ソ外交關係の推移について、こゝに記述することとする。

滿洲事變勃發するや、日本政府は閣議の結果によつて、極力事變の擴大悪化を防止する旨決議し、これを中外に聲明した。此趣旨に基き一時噂されし哈爾濱出兵の如きも之を見合せ、一方在モスクワの廣田大使をして、ソヴェート政府當局に滿洲事變の原因、事變の擴大防止、ソヴェートの權益の尊重等に關し諒解を得せしめたので、ソヴェート政府でも、嚴正中立、絶對不干渉の態度を持する旨回答を與ふるところあつた。

ソヴェート政府がその後聲明せるところによれば同政府は滿洲事變に對して、一九二九年のソ支紛争に勝るとも劣らぬ重大利害關係を感じてゐた。蓋しソ聯邦は滿蒙とその國境を廣汎に相接して居る上に北滿には北滿鐵道の權益を有してゐるのであつた。又單にそれだけにとゞまらず五箇年計畫の進行と、資本主義諸國の經濟不況とは、後者のソヴェートに對する敵意と憎惡とを激奔せしめ、反ソヴ

る種の理由よりして現在の滿洲の事態に關し、挑發的風説を傳播することに利害を有する無責任な方面より出る捏造風説の無意味と、虚偽とに就き注意を促した。

ソヴェート政府は、支那と調印した國際條約並に他國の主權及獨立を尊重する傳統的不變の、平和政策より生ずる嚴正不干渉の政策を行ふものなることを完全に明瞭ならしめた。

然し乍らソヴェート政府は、日本軍部方面が支那軍の彼れ此れの司令官に對するソヴェート側の援助云々につき絶對に根據なき風説を日本の新聞紙及通信社を通じて傳播し以て、虚構の事實の流布に従事してゐる事實に對し、極めて遺憾の念を以て注意を促す事を餘儀なくされた。更にソヴェート政府は十一月十二日哈爾濱日本領事野氏が同地のソヴェート總領事館員との會談に於て、同様のことに言及した事實を看過することが出来ない。従つてソヴェート政府は、日露兩國の關係を錯雜

エート戰爭の危險が濃厚を加へ來つたことは、ソヴェート側輿論の常とせるところであつて、ソ側に言はせると滿洲事變はその有力なる導火線たり得るものであつた。

従つてソヴェート政府としては、滿洲事變の起らないことが最も望ましかつたし、起つた以上それが北滿方面に擴大し悪化しないことが最も望ましい立場にあつた。蓋し今日若しソ側一部で危險を感じるやうな資本主義諸國の對ソ戰爭が勃發するとしたら、それはソヴェートの社會主義建設に重大なる障害を及ぼし、プロレタリア革命政權を危殆に導く虞なしとなしなからであつた。

従つてソヴェート政府としては絶對不干渉の態度を固持して、事件の渦中に捲き込まれないことがその政策の要諦であつた。

然るに十一月初旬に至り日本軍の北滿進出が實現されるに至つた。此當時ソヴェートの日本北滿進出忌避事情と關聯して、ソヴェート政府がその嚴正中立聲明

ならしむる目的を以て滿洲に於ける或種の軍部方面に依り組織的に指導されてゐる此の不遠慮な反ソヴェート運動に注意を喚起する。同時にソヴェート政府は日本大使が余に與へたソヴェート聯邦の利益は滿洲に於ける事件によつて傷けられることなしとの確言を想起することが、此の際機宜を得たるものなりと思惟するものである。余は之に關して貴下の注意をより以上に喚起する理由を有するものである。何とならば日本軍司令官は、齊々哈爾方面に於て東支鐵道を越ゆる準備をなし、ソヴェート聯邦に實質上の損害を加ふる恐れある鐵道の運輸妨害を爲さんとしつゝありとの情報を接受してゐるからである。ソヴェート政府は、日本政府が其の爲し得る確言の効力を守り、之を侵害せざるべき事を期待するものである。

三、日本政府の對ソヴェート回答

エート回答

を破棄し、日本に敵對しつゝある馬占山の黑龍江軍に武器彈藥を供給し、軍事教官を派遣して之を支持援助しつゝありとの情報頻々として傳へられ、ソ支密約説、ソヴェートの出兵説が山と積まれて報道された。此當時日ソ關係の極度の緊張が報ぜられ一部では日ソ戰爭の危險すら云々されるに至つた。

二、最初の警告的對日通牒

かゝる情勢に鑑み、ソヴェート政府外務人民委員長リトヴィノフ氏は、十一月十四日駐ソ日本大使廣田弘毅氏を招いて日支問題に對するソヴェート聯邦の立場を闡明し、且つ日本軍が東支鐵道を越えて、更に北進せんとする計畫なる旨の報道につき日本政府に警告する聲明書を手交し、政府への傳達方を要請した。其内容左の如し。

十月二十九日ソヴェート聯邦外務人民委員次長カラハンから貴下に手交した聲明書中に於て、ソヴェート政府は或

此十一月十四日付モスクワ政府の覺書に對して日本政府は回答を發し、十一月十九日在モスクワ廣田大使よりリトヴィノフ氏に手交されたが、其大要は左の如くである。

日本政府は、その後、報道せらるゝ幾多の風説に信を置くものに非ざるは勿論、日本領事館軍事官憲において風説を捏造し、通信社、或は新聞に供給するが如き事斷じて無きを確言するものにして、十一月十四日ソヴェート聯邦政府の聲明書中に指示せる在奉天日本軍事官憲及び在ハルビン日本副領事の言明、あるひは談話が、ソヴェート側へ如何なる形式において傳へられたるやは知らざるも、前者はハルビンにおいて喧傳せられ居る風説中かゝるものありと新聞記者に語れるものに過ぎざるべく、又後者は、かゝる見込みあるが如何と、虚心坦懐にソヴェート總領事代理に打明けたるものなるべし。右を以て日本官憲が無根の風説を捏造すると解するが如きは甚しき邪推にし

て、日本政府の得たる情報によれば、支那側において黒龍江省軍の士氣を鼓舞せんがため、ソヴェート側より種々の援助を受け居れる旨喧傳し居る趣につきソヴェート側において其聲明通り絶対不干渉の態度を堅持し居るものとせば、各種の流言蜚語に對する苦情は寧ろ支那側に持込まるべき筋合のものと思考すると同時に、目下日支兩軍對立し居る状況に顧み、ソヴェート側において支那軍隊に對し兵器、其他を供給し援助するが如きこと無之旨、明確に表示せられんことを期待す。

日本政府は、滿蒙における權益擁護のためやむを得ず自衛處置を執りつゝあるものにして、ソヴェート側の權益に累を及ぼさざる様注意し居ることはいふをまたず、然るに黒龍江省軍隊は最近洮昂線橋梁を修理保護のため赴きたる日本軍少數部隊に對し、約束に背き突然攻撃を加へたるのみならず同軍は東支線を利用して、東西兩方面より援軍を續々チチハル方面に輸送集結し

ト聯邦の利益を侵害せざることを重ねて、茲に考慮を求むる次第である。尙ソヴェート政府は、右通牒發表と同時に、日本軍の齊々哈爾進撃に關聯し左の如く公表した。

「十一月十九日日本外務省永井次官は東京ソヴェート大使館を訪問し、代理大使に對し、日本軍の東支鐵道を通過せる理由並に鐵道を何等害せざることの詳細説明し、日本軍は齊々哈爾方面治安回復せば、直ちに撤退すべきことを言明し、諒解を求めた。

かくて日本軍の東支線横斷によるチチハル進出は、ソ側の支那援助説と關聯して日ソ兩國間に一種の外交戰を現出せしめたが、日本軍はその聲明通り飽くまで東支鐵道の權益を損傷せず、秩序整然としてチチハルに入城し、ソ側亦噂されたる如き中立放棄による支那援助等の事實全く無く、兩國何れもその眞意が諒解された當然の結果として、さしも緊張と危機を傳へられた日ソ關係もこゝに一先づ平靜状態に復した。

我が軍隊の少數なるに付け込みこれを威嚇し居れり、日本軍隊は東支線の運行を妨ぐるが如き意志はがう末もこれを有せざるも、支那軍隊にして、日本軍隊に對し挑戰的態度を持つること今日の日支兩軍の衝突を免れざることあるべく、ひいて昂昂溪方面は一時混亂状態に陥りためにソヴェート側の利益が害せらるるが如き事態を見るに至ること無きを保し難きにつき日本政府は右衝突を避くるため、並に萬一衝突發生の場合黒龍江省軍において東支線を利用せざる限り同鐵道の利益を害せざらんがため凡ゆる手段を講じつゝある次第なり、若し日本側の努力にも拘らず同地方に不祥事の發生を見ることあらば、その責任は支那側の負ふべきものたること勿論なるも、支那軍隊の輸送集結を許したる東支鐵道も亦、その責任の一部を負担すべきものと思考す。

四、ソ政府再度の對日覺書

然るにソヴェート政府はこの日本政府の回答に對して沈黙してゐなかつた。即ち十一月二十日の夜に至り、外務人民委員長リトヴノフ氏から廣田大使に手交された通牒は大要左の如し。

日本政府は、現在の日支紛争の状態に關し、一九二九年に於けるソ支間の衝突を引例されたるも、今回の日支紛争と右ソ支問題衝突事件とは全く類似性なきものである。何となれば當時ソヴェート聯邦は全く支那側の攻撃をただ撃退したのみに止まり、支那の領土を假に一時的にでも占據したることなく或は又、政權を移動して新政權を樹立するが如き、如何なる問題も發生しなかつたのである。更に又、ソヴェート政府は東支鐵道の保護を依然支那軍に全然委したのである。

ソヴェート政府は、現在の日支紛争問題に對し、最も嚴正中立を維持することを命令してゐることを強調すると共に、ソヴェート聯邦の平和政策を更に表明し、日本が滿洲に於けるソヴェ

昭和七年の政治・

外交關係

(一) 滿洲事變と日ソ

政治・外交關係

一、哈爾賓事變と日

ソ交渉

昭和六年十二月から、翌七年一月下旬へかけては滿洲事變の中心は北滿から去つて主として錦州方面に集中され、外交問題としても、歐米就中米國との關係が主となつて、對ソヴェート關係は第二次的なものとなるに至つた。

然るに別部「滿蒙問題」中「滿洲事變の経過」において記述されてゐるやうに一月末に至り、哈爾濱に吉林、反吉林軍の武力衝突と形勢悪化のため、居留日本人の生命財産が危険に瀕するに至つた。そこで日本軍哈爾濱出兵が不可避的となり、東支南部線の使用の必要が起つた。

そこで日本側では東支鐵道當局に交渉したが、日本軍の哈爾濱出兵は北滿におけるソ側の勢力關係に影響するところ少くないので、東支鐵道ソヴェート當局は最初之に反對の態度を示し、南部線の機關車をぞくぞく哈爾濱方面に集中して消極的に日本の出兵を阻止するの態度に出た旨報せられた。

然るに東支鐵道管理局長ルーデイ氏は問題の重大性に鑑み日本軍輸送問題をモスクワ政府の決定に仰ぐこととなり、之をモスクワに移牒した。

そこでモスクワに於ては廣田、カラハ兩全權間の外交交渉となり、一月二十九日以來兩者はこの問題について徹底的協議を遂ぐるに至つた。かくてソヴェート政府は、駐日トローヤノフスキー大使並に東支鐵道管理局長ルーデイ氏宛日本軍の北進を計畫的に阻止することは自國權益擁護の良法にあらずとなし、東支鐵道がソ支共管たる事實に鑑み、同鐵道支那側幹部の同意を條件として日本軍の南部線運行を許諾すべき旨命令を發した。依

つてトロヤノフスキー大使は二月四日午前十一時我が外務省に芳澤外相を訪問し、この旨報告をなし、東支鐵道管理局も亦南部線各驛要人、驛長に對し政府の命令を嚴達した。

かくの如きソ側の妥協的態度によつて日本側の哈爾濱進出は事無く完了し、其後哈爾濱は日本官憲によつて其治安を維持され、今日に至つてゐる。

二、東支東部線出兵と

日ソの應策

二月末に至つて東支鐵道東部線、一面坡方面に於て丁超等の反吉林軍が再び組織過程の新政權並に日本に對して反抗的蜂起を行ひ、同地方在住邦人及び多數の朝鮮人を脅かしつゝありとの報頻々として傳へられるに至つたので、我滿洲派遣軍では、ハルビン方面より日本軍隊の露支國境一面坡、ボグラニチナヤ方面輸送を東支鐵道當局に要望し、同時に一般軍人の運賃を五割引、鐵道保護の目的を以て輸送される軍隊を無賃とする件を提議

したが、北滿鐵道では日本軍の東部線國境輸送を殊の外重大視し、殊に滿蒙における白系露人團の反ソ策動に關する情報に對し、政府の手に入手されたる事實と關聯して、滿洲における新形勢の發展に非常な注意を拂ふに至つた。

かくて外務人民委員部長カラハン氏は、二月二十四日廣田大使と會見して左の事實に關し日本側の確報と説明を求め來つた旨ソ側が發表された。

一、ハルビンにおける日本軍司令官は、一面坡からボグラニチナヤに××××隊の輸送を要求して來たが、これは從來の單なる軍隊の移動とは違つて、政治問題を惹起するものである。

二、日本軍司令官は東支鐵道に對し一般軍人の運賃を五割引、鐵道保護の目的を以て輸送される軍隊は無賃とするとの取決めを提議したが、ソヴェート當局はこれをもつて、現行日露協約及び、露支協定に影響を及ぼす虞れあり政治問題と思惟す。

三、日本軍の直接保護援助の下に亡命白

問題

二月二十九日日本政府外務當局は、在東京外國記者團に對して、ソヴェート聯邦が滿洲事變の發展と關聯して、露支國境に大軍を集結しつゝある旨の山口浦鹽總領事報告を發表し、これがタス電報としてモスクワに報道された事實は、ソヴェート朝野の輿論を極度に刺戟したるものの如く、政府機關紙イズヴェスチヤ紙の如きは激越なる口調を以て攻撃的批判を加へた。これについてモスクワの廣田大使より三月六日外務省に電報到着したが、それは三月三日イズヴェスチヤ紙上に二月二十九日東京發、タス電報として掲載されたる左記報道の逆輸入的報告であつた。

日本外務當局の言に依れば、在浦鹽山口總領事來電は一外人の信據すべき情報として浦鹽への赤軍輸送は客年十一月より行はれ、軍隊は歐露より來れるものなること疑なき由を傳へ、又同電は浦鹽「ウーコリナヤ」ラズドリノエ、兩地方に軍團ありシエメトフ、ボシエツト、バラ

露系の反ソヴェート活動顯著なるものがあるが、これは先に廣田大使からリトヴィノフ外務人民委員部長及びカラハン同次長に與へた保證と抵觸する。

四、滿洲政府の組織及びその性質。右に對して廣田大使は二月二十七日日本國政府に照會して來たので、右諸項に對して、日本政府は左記要項の回答を發した旨傳へられた。

一、ソヴェート領と境する北滿には日鮮人が相當居住し現に反吉林軍たる丁超軍のため多大の壓迫を受け危険に瀕しつゝあるので、帝國政府として萬一の場合日鮮人をソヴェート領内に避難せしめソヴェート政府の保護を要請するとともに居留民保護の爲め軍隊を現地に輸送する外方法はないのである。兵數については居留民保護に必要な限度を超えざることは勿論であり、事態悪化の場合右兵數を東支鐵道に依り輸送せらるべく諒解を得たい、その外に帝國政府として何等他意はないことを重ねて宣明する。

パン及スバックスの軍隊と合すれば總計十萬に達し又浦鹽及びロシオ島に重砲隊設置せられセダンカには三個の新要塞の武裝行はれ、オリガ灣の(沃度)工場は毒瓦斯工場となり、浦鹽には日夜軍需品及食糧を積載せる列車到着し、ウスリー鐵道は全聯共產黨員及青年共產黨員(コムソモール)にて護衛せられ居る旨を報じ來れる由にて又日本總領事の牒報者は日ソ兩政府間の衝突は「ソ聯邦は日本を×する」が故に僅々三四個月の間に避け難き形勢にありとし、又右衝突は滿洲問題に端を發せざるときは漁業問題に依り惹起せらるべしと爲し居れる由なり、右と同時に外務當局は外國通信員に對し軍部は匪賊の討伐の爲め疲勞せる滿洲派遣軍の交代に付審議中なりと云へり。

因みに、右タス電報に對するイズヴェスチヤ紙の社説は「日本とソヴェート聯邦」と題する頗る長文のものであるが、其要項左の如し。

勞農聯邦の輿論がそれ等の事變、殊に勞農聯邦流域に於る事態の發展に對し特

三、ソ聯邦の極東防備

殊の注意を拂つた事は眞に當然の次第と言はねばならぬ。極東に於る日支衝突の當初から勞農聯邦は斷乎たる中立の立場を執つた。勞農聯邦の勞働大衆が帝國主義者の搾取の犠牲の下に苦しみつゝある支那人に同情した事は勿論否定し得ざる事實である。然し右は支那に於ける勞働者及農民の解放要求に對する同情であつて、勞農聯邦の一般的平和政策に伴ふ絶對不干渉政策を、少しも變更するものではない。

今日勞農政府の不干渉と平和維持の政策が一般に承認され、勞農聯邦内にある敵ですら尙この事實を認め、又日本芳澤外相の認むる所となり、芳澤氏は過般來議會に於て日本政府は勞農聯邦の絶對不干渉の事實を承認するものであると言明した。それにも拘らず我々は滿洲に於ける反勞農陰謀が更に擡頭せる事實を目撃するものである。又我々は同方面に於ける挑發的手段方法の全組織を目撃するのでその問題の性質を輕視する譯にはゆかないか。

我は現在勞農聯邦攻撃及びその地域獲得計畫に關し日本の責任ある陸軍當局から出た書類を所持してゐるものである。それ等の書類の一つは日本が勞農聯邦と開戦すべきか否か、若しくは勞農聯邦に對して強硬政策をとり何時でも戦争を開始し得る様用意する事を必要とせざるか否かの問題について記述せるものである。此の戦争の主なる目的は共產主義から日本を保護する事の問題よりも寧ろ勞農聯邦の極東領域及び東部シベリヤを奪取する事にある。更に他の書類に於ては勞農聯邦の軍備状態及び他國の状況を考慮し日露戦争は出來得る限り速かに開始されるべからざる旨を記述してゐる。即ちその中に述べて曰く、

「我々は時期を逸する場合事態はたゞ益々勞農側に有利となる事實を覺らねばならぬ。従つて日本帝國政府は出來得る限り速かに勞農聯邦と戦争を開始する事を目的とする政策を採用する事が必要だと思惟する」

政治・外交關係

即ち我が極東地域附近には奇怪なる事態が發展して居り、我々の周到なる注意を要求するものがある。この不快なる空氣の存在する事實は我々が本日發表せんとする日本外務省代表の言明する所によつて明かである。右の言明はウラヂオストツク駐在日本總領事の報告に基くもので、同領事は此等の情報を「信賴し得る外國人から得たものだ」と言つてゐる。右報告の提出は明瞭なる虚偽を混へた出たための捏造に基き自らその特殊の目的を明かにする者である。それによると此の外國人の意見として「ボルシェヴィキは日本人を憎惡する」を以て近き將來に日露衝突は避け難いといふにあるがさうした挑發的捏造は否定するに價ひしない。同時に又ウラヂオストツク附近に十數萬の勞農軍を集結せしめたといふ風説の出たためな事を辯護する必要もないと信ずる。然しながら現在の時機に於て我

我は右の事實に對し注意を拂ふのみならず特に日本の政治家が極東の形勢を觀察する上に於て事實に對し正當なる注意を

「勞農聯邦に對し徹底的打撃を與へ、且つ速かに問題を決定する我々の軍略に不拘ず、全然筋書通りに戦争を行ふ事を不可能ならしむる種々の理由がある事を認めねばならない。最も重大なる問題は日本の戦時行動の最後の點から生ずる。勿論我々はバイカル湖に進撃しなければならぬ。更に西方に進撃する問題に關してはその場合に臨んで生ずべき全般的形勢を考慮する必要がある。(以下省略)

日本の支配階級は滿洲に於ける白系露人の活動に關し何等關知する所なしと言明せるに拘らず、日本の滿洲占據後白系露人の活動が明かに復活され、滿洲に於ける日本の勢力の確定されるに従ひ多々益々勢を得つつある事實を恐らく否定し得ないであらう。我々は滿洲に於ける白系露人の反勞農的活動が日本の滿洲占據と直接關係を有する事實について幾多の證據を提供する事が出来る。既に白系露人自身が彼等の活動に關し公然發表して居る事實に就ては改めて言明する必要が

拂ふ代りに邪惡なる根源から資料を得る事に對して關心を持たざるを得ない。これ等の眞實なる事實は一方に於て勞農聯邦の平和政策を示し他方に於て平和の眞の支持者をして考慮せしむる所の事件の發展を示すものである。

即ち勞農政府が極東の境域を保護するため特に勞農聯邦の極東境域に於ける防備軍を増援する事によつてその防備を固むの已むを得ざる状態にある事を證明する。我々は勿論此の事實を隠くさうとは思はない。終始一貫平和政策を支持する勞農政府は大衆に對し、勞農政府が極東の形勢を眞面目に解剖して見ると勞農聯邦が目下爲すべく餘儀なくされる事は少く共外部の攻撃に對し、その境域の不可侵を保護するため凡ゆる必要なる且つ出來得る限りの手段を講ぜねばならぬ事であるといふ事實を示して居る。

此處に於てか我々は日本の文武兩方面の責任者達が公然勞農聯邦攻撃及沿海州並びにバイカル地方併吞を議論しつゝあつた事實を看過する譯には行かない。我

ない程明かである。特にバリの白系露人より成る諸團體は白衛軍の反勞農的活動の支持者として日本の役割につき、幾多の論文を發表してゐる。既に去る一月白系露人の機關新聞「ウオズロジチエニエ」紙は日本の政治家が勞農聯邦に對して敵意を有する白系露人の活動を期待する所大なる所以を幾度も力説した。又日本の計畫と白系露人の反勞農的陰謀の關係はこれ迄外國の觀察者に依つて屢々力説された所である。實例を擧ぐれば二月下旬ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は白系露人がハルビンに於て日本人に對する歡迎熱烈を極めた事實を報じ、日本が彼等白系露人に對し密約を與へたといふ噂をも記載してゐる。斯くの如きは日本が占據せる滿洲に於て勞農聯邦に對する侵略的傾向を強めた事實を證明するものに外ならない。此等の事實に鑑み我々は外國の侵略的企圖に對抗し勞農聯邦の境域を保護すべく十分に監視すると共に必要なる手段を講ぜざるを得ないのである。勞農聯邦の平和的政策は事

實を無視する政策ではない。我々は既に
 勞農聯邦が他國の挑戦を無視する譯に行
 かないと同時に、勞農聯邦は自國に對す
 る挑戦を打破する事に於て時期を逸する
 ものでない事實を屢々證明した。勞農政
 府は、依然確乎たる平和政策を實行し且
 つ支那に生じた事變に對し不干渉政策を
 續ける決心なるも、右は何人と雖も勞農
 境域を犯しその地域の一小部分と雖もこ
 れを奪取する事を黙過する事を意味する
 ものではない。我々は外國の領土を一時
 たりとも欲しないが、同時に我が領土の
 一時たりとも之を外國の手に委する事を
 欲しないのである。

右の如く日本外務當局の發表が東京外
 人記者團に對する意外の奮激をソ側に與
 へた事實について、我が外務當局の言明
 を綜合すれば左の如し。

「ソヴェート側は最近日本の大陸に於ける
 行動と意向に就て多大の危懼を抱き居
 り、稍疑心暗鬼の徴候がある。この疑心
 暗鬼は一部分ソヴェート側が早合點か、
 若くは肯綮に當らざる情報を基礎として

日本今後の動靜を憶測してゐる所から生
 ずるものとしか見られない節もある。併
 し日本政府としてはソヴェート側に對し
 て苟も、とやかくの行動に出る積りなど
 は更にならぬからこの問題は放置して置け
 ば自然に解決されるものと思はれる。即
 ち近き將來に於ける時局と事實によつて
 ソヴェート側の疑懼も氷解するであら
 う。

尙ほ北滿白系露人利用云々も誇大な情
 報に基くものと思はれる。この問題に就
 ては北滿その他の白系露人がこの際自己
 の存在を明かにせんため、虎の威を藉る
 狐の筆法で恰かも日本軍と深い關係があ
 る如く自ら誇大に吹聴する傾きもあるや
 うである。

因みに赤軍の露支國境集結、日ソ兩國
 間に交された外交文書その後、發表され
 た日ソ兩當局者の意見等々に就ては、項
 を改めて述べることとする。

四、赤軍集結と白軍策動問題と
 に関する日ソ外交往復文書

廣田大使は日本官憲が滿洲に於ける白
 露系諸團體に對して直接援助を與へたと
 云ふ説、及滿洲に於ける白衛軍の侵略的
 活動は日本の支持を受けたものであると
 云ふ外國及ソヴェート聯邦諸新聞の報道
 を否認して次の如く辯明した。

「日本の陸軍省が去る二月二十七日東
 京に於て發表せる通り滿洲に於ける日
 本軍が白系露人を指揮して白衛軍を組
 織し、勞農國境を脅威せんとしたとの
 諸新聞の報道は全然根據がない。若し
 白系露人の間に日本軍の名を利用して
 陰謀を企てる分子が存在する場合日本
 官憲は彼等の活動を阻止すべく斷乎た
 る手段に出づる方針である」

更に三月十九日廣田大使は同様の問題
 に關し日本政府を代表しソヴェート側に
 對して左の如く言明した。

「我關東軍は白系露人の活動に對し嚴
 重なる干渉を行ひ、若し必要あらば彼
 等のソヴェート聯邦に對する政治的特
 に叛亂的活動を防壓すべく努力する方
 針である」右は去る三月十五日廣田大

滿洲新國家問題、白軍問題、國境に赤
 衛軍集中問題等に關し、日ソ兩國間に交
 換されたる往復文書について三月二十三
 日ソヴェート聯邦外務人民委員部は左の
 如く發表した。

イ、赤軍國境集結

ソヴェート聯邦が赤衛軍を朝鮮國境に
 集中、且つ同地方に飛行場を建設しつゝ
 ありとの報道に關し三月十九日日本政府
 が廣田駐ソ大使を通じてソヴェート聯邦
 に提出せる照會につき外交次長カラハン
 氏は左の如く回答した。

朝鮮國境に赤衛軍が集中しつつある
 との報道は事實無根である。また同地
 方に軍隊を集中する意志を有しない且
 つポーツマス條約に違背する如き軍事
 施設を一切企圖せし事なく今後も企圖
 する考へはない。ソヴェート聯邦政府
 は終始一貫平和政策を取りポーツマス
 條約を嚴守せんとする者である。余は
 日本政府に對しポーツマス條約の義務
 を履行せん事を希望する次第である。
 ロ、滿洲の白軍活動

使からカラハン氏に與へた聲明と合致
 するもので其際聲明中には「萬一白系
 露人がソヴェート聯邦に對して何等か
 の行動に出づる場合日本は之を阻止す
 るに吝でない」
 旨を言明されたのである。

ハ、滿洲新國家承認問題

滿洲新國家に對する日本政府の立場に
 關し廣田大使はカラハン氏に對し次の説
 明を爲した。滿洲新政府にして條約義務
 を履行し在滿日本人の生命財産を保障す
 ることを日本政府に確約する場合、且つ
 同政府から日本に對し友誼的感情を披瀝
 する場合日本政府は斯の如き政府を歡迎
 するに躊躇しない。更に滿洲新國家と諸
 外國との關係に關しては廣田大使は
 「滿洲國の政策は門戸開放機會均等の
 原則に依るだらう」
 と述べた。尙ほ廣田大使はカラハン氏に
 對し、

「日本はまだ新滿洲國政府を承認して
 ゐない。日本政府は目下滿洲に於ける
 事態の進展を注視してゐるだけであ

る」
 と述べた。

ニ、ポーツマス條約

廣田大使はポーツマス條約に關し日本
 政府の立場につき三月五日及び三月十九
 日の二回に互り左の説明をなした。

「日本政府は東支鐵道によつてその軍
 隊を輸送し又同時に其軍隊を同方面に
 集中せしめたるも右は決してポーツマ
 ス條約に違反するものと認めない、何
 んとなれば右の日本軍隊の行動はソヴ
 エート聯邦に關する戰略的目的を有せ
 ず單に同方面在留邦人の生命財産保護
 を目的とするに過ぎなかつたからであ
 る」

更に日本軍の東支鐵道の警備に任じた
 る事實に關し廣田大使は日本側の行動の
 正當なる所以を力説し左の如く説明した
 「日本軍の行動は東支鐵道南部に駐屯
 せる滿洲護路軍が逃亡し同鐵道が匪賊
 の攻撃を受け其の輸送が妨害される状
 態に至つたので其の方面の保護に任せ
 んが爲であつた、然し三日以來日本軍

隊は右の行動を停止した。其理由は東支鐵道南部線の警備は吉林軍に依つて行はれる事になつた爲である。日本はポーツマス條約を現に忠實に遵守し居り將來も忠實に之を遵守する方針である。日本は東支鐵道に關し何等軍略的目的を有せず且つ日本は東支鐵道附近に日本軍隊を駐屯せしめんとする如き意向は絶対に無い」

ホ、日軍の國境集中問題

廣田大使は日本軍のソ鮮國境集中問題に關し去る三月五日カラハン氏に對し左の如き説明をなした。

「日本政府は我軍隊のソヴェート朝鮮境域集中の事實を承認しない、然し右は決してソヴェート聯邦境域を脅威する意思に出でたものではない」

更に右問題に關し廣田大使は重ねて三月十九日カラハン氏に對し、

「ソ鮮國境に駐屯せる日本軍は單なる領域警備の程度に過ぎない、日本は日ソ間に外交關係が再び開始されて以來ソヴェート聯邦國境に對し駐屯軍隊の

増加を行つたことは無い」と言明した。

五、ソ聯邦極東防備其後の經緯

イ、モロトフ氏の言明

ソ聯邦人民委員會議々長モロトフ氏は昭和七年四月三日開會されたオソアウイアヒム（ソ聯邦國防援助及び航空化學建設協會）第三次中央會議總會の席上一場の演説を行つたが、その演説中氏はソ聯邦防備問題及び極東問題に言及して左の如く聲明した。

「新帝國主義戰爭準備計畫が益々露骨になりつゝある事實は白系陣營中の或る風雲者流を活躍させつゝある。極東に於ける諸事變と關聯して白系派中には極東の沿海州をソ聯邦から切離し、この沿海州を以て、外國帝國主義者の支持を籍り、ソ聯邦に對する鬭争のための「緩衝國」を創設せんとする計畫を中心として、轉手古舞が行はれてゐる。パリの「ウオズロジチエ」紙

を終始一貫擁護することにある。この事はソヴェート政府の全歴史を通じ、行動により、事實によつて立證される所である。而して現下の情勢に於てソ聯邦は斷乎としてこの政策を實行しつゝある」

次いでモロトフ氏は目下ソ聯邦の平和政策を打壞せんとする幾多の挑戦が行はれ、極東に於ては白系露人、帝國主義列強の手先、支那將領が一緒になつて日ソ平和關係を破壞せんと努めてゐる旨を述べ、更に語を續け、

「是等の事實は又日本の軍事帝國主義的サークル中に當に滿洲の侵略に留らず、更に遠大なる侵略を主張するものがある事を立證してゐる。従つて極東に於ける善隣平和關係保持の必要は一層強くこれを強調しなければならぬ。自己の反戰政策に忠實なるソ聯邦は極東に於ける一切の挑戰者の企圖と組織的に鬭争し、且つ一步一歩かゝる企圖を暴露しつゝ今後とも執拗にその平和政策を遂行するであらう」

記者どもの如きづうづうしき風雲者流は氣を轉倒させ、ソ聯邦攻撃の手を解いて貫ひさへすればどんなソ聯邦反對冒險でも、どんな外國帝國主義資本への奉仕でも敢て辭せないのである。是等の諸君は總ての條件に際し自分達の舊祖國を犠牲とし、帝國主義者の金と外國銃劍の支持を籍りソ聯邦に對する事實的冒險に飛込むことを敢て辭せないのである。他に白系陣營は今や既にかゝる冒險の即ち白系露人により地主及び資本家の天下を回復する爲極東の沿海州をソ聯邦から切離さんとする冒險の望みなきことを悟つて、かゝる計畫には反對してゐる。最近前將軍デニキンすら極東に於ける謂ゆる「緩衝國」に絡まる冒險に飛込むことの望みなきことを公然と聲明するの餘儀なきに至つた。併しミリュコフ、デニキンの陣營と雖も「若し列國の態度が變れば」、「眞の」出兵をあこがれてゐない譯ではないのである。在外白系間の失神状態と無援状態がどんなもので

次でモロトフ氏は極東に於ける帝國主義者の計畫が密接に或る西歐資本主義諸國の參謀本部と關係を有して居り、且つ戰爭挑發者及び戰爭放火者の數が最近殖えつゝあることに鑑み、今後一層警戒を強め平和維持のため積極的に活動しなければならぬ旨を説述した。

ロ、ラデツクの警告

ソ聯邦における第一流の論客にして東洋通であるカール・ラデツク氏も、四月十日の勞農政府機關紙「イズベスチヤ」に於て日露戰爭を警戒し日本に對する米國資本主義の脅威を説き、日露提携の必要と赤軍の強大なる事を力説してゐるが、其中で大要次の如く述べてゐる。

「日本は資本主義各國の中にあつて表面平等の待遇を受けてゐるが、事實において黄色人種として侮蔑されてゐるその證據には日本人は米國や多數英國殖民地から排斥されたではないか。これに反してソ聯邦は日露關係の緊張せる今日においてすら日本の偉大なる業跡とその文化及び技術的能力に對し常

あるかはほら吹きケレンスキーが狡猾にも「ウオズロジチエ」紙にもミリュコフにも賛同してゐる事によつて判る。斯くの如く行詰つてゐる白系分子はどんな新冒險をもやり兼ねないのである。それだけしつかりして少しも油断せずソ聯邦擁護の準備を固めなければならぬ」。云々

越えて同年四月二十日モスクワ大劇場場に開催された全ソ聯邦勞働組合第九回大會の席上モロトフ氏は政府を代表して一場の演説をなしたが、その席上同氏は刻下の國際情勢特に極東に於ける諸事件に言及して左の如く聲明した。

「極東に於ける諸事件及び一般國際狀勢は全體としてソ聯邦勞働大衆よりの注意を喚起せざるを得ない。これ等事件に鑑み、帝國主義者諸君の戰爭計畫に對し、世界平和への脅威に對して益益警戒を強めなければならぬ。ソ聯邦の對外政策の基調は萬國勞働大衆の熟知する所である。我々の政策は他國との平和關係を保持し、世界平和の利益

に尊敬と稱賛の念を忘れざる唯一の國家である。

ソ聯邦は一旦緩急ある場合その國境全部を防護するに足る數百萬の兵を動員することができる。既に一九一八—一九二〇年のソ聯邦に對する列國干涉中ソ聯邦側は距離の關係において不利であり、且つ飢饉と大戦後の窮乏に苦しみつゝあつたにも拘らず、それらの干涉を排撃する能力を示し得たのである。今や勞農聯邦の軍隊は當時に百倍する状態にある。この際勞農聯邦を征服し得ると思考するが如きは笑ふべき限りである。日露戦争はロシア及び日本に對して非常なる不幸の原因となるのみならず、この闘争において日本の支配階級は單に彼等の墓地を見出すに過ぎぬであらう。

今日日本の後方には米國資本主義の恐るべき敵が控へて居り、米國が全機關を動員して日本に對抗する時に際し日本帝國主義の好戰的分子が殊更日ソ關係を緊張せしめんと企てゝゐるのは

中外に向つて宣言せることは兩國關係の不安を一掃する上に効果極めて大であつたが、之に對して當のソヴェト側が如何なる印象を受けたかについて、ソヴェト大使館一等書記官兼情報部長ガルコウイチ氏は大要次の如く語つた。

余は齋藤兼攝外相の外交方針演説中日ソ關係に關する報告に對して大なる興味と共鳴を感ずるものである。蓋し齋藤子はその演説において眞の日ソ關係を極めて明確に且つ誠實に特徴づけたからである。近來日本の限られたる一部に於ては相當露骨に反ソヴェト的見解を流布し且日ソ戦争を宣傳しつゝあるが、日本の責任ある人々がかゝる一部の爲にするところある宣傳を明白に否定し、反ソ輿論を鎮靜しつゝあることは注目に値する。此の意味で齋藤首相の演説は大いに効果的であると思ふ。

二、夏秋龜一氏の所説

日ソ關係に對する日本に於る代表的意見とは云ひ得ないが、露骨な反ソヴェ

笑止の沙汰である。ソ聯邦が挑戦を受

くる場合、ロシアは現在の立場においてその境域の利益を侵害せざる資本主義國の或るものと一時的同盟を締結する権利を有する。而してソ聯邦が全人類の平和と幸福のために戦ひつゝあるを熟知せる全世界の勤勞大衆は舉つてソ聯邦を支持するであらう。

日ソ關係が緊張せる際、責任ある地位を占めてゐる兩氏の前述せる所説によつて、我々はソ聯邦の對日態度を窺知し得るのである。そこで日ソ關係の悪化を傳へられてゐたその當時の日本側の代表的意見をも茲に掲げて参考に供しよう。

ハ、齋藤兼攝外相の聲明

五月十五日、犬養内閣總理大臣が兇變によつて倒れた後を繼いで組閣した齋藤首相は、六月三日貴衆兩院で外務大臣として外交關係について演説したが、日ソ關係につき左の如く聲明した。

滿洲事變の發展に伴ひまして北滿に於ける我が居留民の保護のため、帝國軍隊は同方面に出動して兵匪に當るこ

トの見解の見本として五月十九日から日本新聞紙上に連載された夏秋龜一氏の所説を紹介しよう。氏は「日米戦争か日露戦争か」の題目の下に日米戦争は單に一片の空想に過ぎないと斷定し、日露戦争は不可避的であると確言してゐるが、その日露の關係については大要次の如く述べてゐる。

「日本とソヴェト聯邦とは氷炭全く相容れざるものである。有形無形、政治、經濟、道德等の有ゆる人間界の現象に於て到底兩立する事が出来ないものである。……西伯利問題の解決とは一言せば、其第一歩としてバイカル湖以來東太平洋沿岸迄住居する西伯利各民族を獨立せしめ共存共榮機會均等の原則の下に門戸を解放し、其廣漠無限の天然富源を開拓して極東の樂園を出現せしむる事である。」

更に氏は結語として左の如く述べてゐる。

「日露兩國は死敵である。我、彼を殺さずんば我は彼に殺さるゝのみだ。赤

とゝなりましたが、其間該地方におけるソ聯邦の正當なる權益は常に之を尊重し之に損害を及ぼすが如きことなきやう十分の注意を拂つたのであります。此事實は我が軍隊の行動の跡に徴すれば明瞭に看取せらるゝ所であると存じます。尙ほ帝國政府はソ聯邦政府に對し我軍の北滿出動の目的は、居留民の生命財産の保護であつて他に何等の意圖を有するものでないと云ふことを屢々聲明致しましたから、ソ聯邦政府に於いては必ず帝國政府の眞意のある所を了解して居ることゝ確信します。然るに世間滿洲事變を契機として、日ソ兩國間に戦争の危険あり等と誠しやかに吹聴する者のあるのは甚だ遺憾でありまして、我が國民が斯る言説に迷はされざらむことを希望する次第であります。

因に齋藤兼攝外相が當日の外交方針演説中、日ソ關係が一部に噂されるが如き何等憂慮すべき事情に無く、寧ろ兩國間の諒解は益々強化しつゝある旨を明確に

露の脅威、西伯利獨立問題は日本の死活問題なのである。日露の衝突は到底不可避であとすれば、一日も早く決行するのが得策である」云々。

ホ、田中郡吉氏の日ソ關係批判

日本外事協會より昭和七年六月創刊された英文雜誌「コンテンポラリー・ジャパン」は前々駐ソ大使田中郡吉氏の「日ソ關係について」なる一論文を掲載してゐるが、これは公人として、又外交官としての所謂辭令的定石を脱した率直辛辣なるもので、日ソ關係緊張せるその當時ソヴェト側にも可なりの反響を與へたものである。こゝに極東防備に關する部分を左に摘録しよう。

吾々日本人がロシア國民の卓越せる、而も親しむべき性質を推賞し、且つ一國民としての彼等の偉大さを尊敬する事については元より問題でない。然しながら偉大さが屢々相手方に疑懼の念を生ぜしめる事實は歴史が之を證明してゐる。多數日本人の懐き易い考は、よし切迫した危険はなくとも、日ソ關

係は、若し巧妙なる處置を過るなら他日吾々との間に重大なる紛争を惹起するやうな或危険の可能性から十分に脱してゐないといふことである。平和と親善のために吾々にとつて必要なことは吾々兩國民は互にその見解を率直に開陳し、そして餘り手おくれにならない前に可能的災厄を防止し得べき實際的方策を探求しなければならぬ事である。

今後暫くの間支那は國際的の軍國的勢力としては尙計算外におかれるだらう。そこで我日本人が國防の問題を考へる場合、吾々の眼は何時も北方に向けられる。現在の處北方は吾々が確實ではないまでも、有り得べき危険を豫想し得べき實際上唯一の方向である。といふのは日露戦争で極點に達した北方の脅威は其後一時緩和されたが又其後漸次ソ聯邦の新しい有力な軍隊が水平線上に出現した。余は軍事上の事はよく知らないが而も其筋の専門家は凡ゆる點から考察して、ソ聯邦は眞に強

り兩國の關係は漸次良好となつてきた。

かゝる間に九月十五日、日本政府は滿洲國を承認した。日本の滿洲國承認に對するソ聯邦の態度は、不即不離ではあつたが、見方によつては却つて好意的態度を持してゐるのではないかとさへ思はれ日本に續いて滿洲國を承認するのはソ聯邦であらうとさへ報道された位である。

六、日本の滿洲國承認とソ聯邦

だがその豫想は實現されず、ソ聯邦の滿洲國承認問題は一時停頓状態に陥つたが、滿洲事變に對するソ聯邦の嚴正不干涉主義は日本の對ソ感情を緩和するに大効があつた。かくして滿洲事變以來しばしば異常の緊張を見た日ソ兩國の關係は日本の滿洲國承認前後を轉機として急激なるテンポをもつて親善傾向に向つて好轉して行つたと云ひ得る。即ち昭和六年秋以來極東露領と滿鮮境邊に暗雲低迷を見たのは、一方日本がソヴェート政府は滿洲における日本の政策を妨害するもの

力な軍隊を編制してゐることを余に語つてゐる。有名なる五ヶ年計畫は現に立案中の第二の計畫と共に軍事に關心を有する人々の心に殆んど拂ひ去り難い疑惑を加へ、且つ強めつゝある。勿論此軍隊が單に或一國民や、一事件に備へるため存在してゐると信するものではない。特にロシアの場合は、對内外情勢からも、國防上からも、廣大なる領土を有する政府統治權の維持上からも、強力なる軍隊の存続を必要とするのである。

然しながら一般に日本人の記憶に新たな幾多過去の苦い經驗の爲に、老大ななる軍隊の威力が將來必然的に日本其ものに對してではなくとも、日本が自らその生命線と感じてゐるやうな地域に差向けられるかも知れないといふ疑惑を殆んど排除するは出來ないのである。軍隊を指揮してゐる舊ロシアの當事者は今では根本的に變つたが、然し此事實は決して日本國民の心に多く

ではないかと憂慮せるに對し、ソ聯邦側が日本は歐米資本主義國の使喚によつて極東露領に侵入し、五ヶ年計畫の遂行を阻止するものではないかと疑ひ、互に疑懼せるによるものである。ところがこの間の誤解の一掃さるゝと同時に、ソヴェート政府の滿洲國に對する態度は極めて好意的となつた。

ソ聯邦としては正式に滿洲國を承認せずとも、日本の滿洲國承認の直後、露滿兩國は領事の交換により事實上の國交は開始されたのである。かくて日露滿の三國は國境問題や不侵略條約等幾多の懸案を残しながらも一路親善の傾向を辿りつゝある。

七、ソ聯邦の嚴正不干涉主義

誤解と疑惑のため日ソ兩國の關係は一時緊張を見せ、ますます悪化する傾向さへ看取されたこともあつた。ソ聯邦が用意周到にも國境警備を行ひ、極東方面に増兵したのは、決して滿洲における日本

對外活動に關する限りでは、新ロシアの中心政策は舊ロシアのそれと同様に膨脹主義であるといふことが日本人に信ぜられてゐるからである。云々。

へ、日本の滿洲國承認前後

以上によつて、ソ聯邦はその赤軍を極東露滿國境に移動し、萬一の不祥事に備へたことが分る。而も滿洲事變以來滿洲各地に匪賊横行し、特に露滿國境方面の治安が久しきに亘つて維持されなため相互に疑心暗鬼を生じ、加ふるに日ソ兩國側から以上列擧した如き所説が發表されたので、兩國の關係は緊張を加へてきた。

然しながらその間日ソ兩國の互譲により、兩國間の紛争の種であつた漁業問題が八月十三日に至り日露漁業暫定協約調印により解決する等兩國の關係好轉の兆を見せ、露國側は日本の眞意は匪賊討伐以外他意なきことを知り、又日本側もソ聯邦は極東に増兵したとはいへ、飽く迄傳統たる平和政策を堅持してをり、且つ將來も堅持するであらうといふことが分

の政策を牽制したり、妨害するためではなかつた。ソ聯邦の對外政策は終始一貫平和主義であり、嚴正不干涉主義である自國の産業發達に専心してゐるソ聯邦が何を好んで他國の事件に容喙する必要ありや？ 極東防備は一に自國の領土保持以外の何ものもない。又日本としても日本政府の聲明してゐる通り、東支鐵道その他滿洲内にあるソ聯邦の權益を尊重してゐる以上、兩國に不祥事の勃發する危険は絶無と云ひ得る。滿洲事變勃發以來ソ聯邦が滿洲國に對して採つた態度を辿つて見れば、その嚴正不干涉主義を理解し得るであらう。

(二) 日ソ不侵略條約問題

一、ソ聯邦側提案前後

昭和六年十二月卅一日芳澤新任外相が巴里から東京へ歸國の途次、ソヴェート政府外務人民委員長 マキシム・リトヴィノフ氏はカラハン同代理と共にモスクワにこれを迎へて廣田大使をも交へたる午餐の席上、滿洲事變に關するソヴェート

政府の絶対不干渉態度を表明すると共に進んで一の重大なる提案をした。

この提案に關し、タス通信が公けにしたところによれば、リトヴィノフ氏は外國の無思慮な内閣の一部に、日ソ關係悪化の可能性を信じ、幾多の憶測や策動が行はれてゐる際、日本との間に相互不侵略條約を締結することは大いに必要であると認める。ソヴェート政府はすでに此種條約を西歐及東洋の隣接諸國——ペルシヤ、トルコ、ロシアニア、アフガニスタン、の四國と締結して居り、フランスとは既に假調印を了し、ポーランド、フィンランド、ラトヴィヤ、エストニア、ルーマニアの五國とは著しく進捗してゐる。ソヴェートの隣接國中此種條約に調印せず、或は交渉もしてゐない國家は日本のみである。此際日本とも是非之を締結したといふにあつた。

芳澤外相は問題の重要性に鑑み、何等之に關して確答を與ふるところなく歸國した。然るにソヴェート政府では滿洲事變に

關聯して將來展開さるべき國際情勢に關し斯る條約締結の絶対必要性を認めざるもの如く、芳澤外相歸國に先ち、昭和七年一月十二日付を以て前トロヤノフスキー大使は外務省に犬養兼攝外相を訪問し、再びこの問題を提議した。これに關しタス通信社の發表せる處左の如し。

タス通信社が、政府當局に於て確問する所によれば、一月十二日トロヤノフスキー大使と犬養首相との會談は、滿洲事件殊に日本軍の北滿に關する移動並に駐屯、特に滿洲に於ける白衛軍の政治的、軍事的準備活動の再燃に關するものである。更に同大使は一九三一年十二月三十一日、芳澤大使のモスクワ滯留に際し、日ソ兩國間に不侵略條約を締結する可能性に關し、外務人民委員長マキシム・リトヴィノフ氏より同大使になされた提案に就き犬養首相の態度如何を尋ねたものであつた。トロヤノフスキー大使の提言に對し犬養首相はソヴェート政府の東支鐵道に於ける利益を侵害せんとする意圖は全

然有せず、との日本政府從來の確信を繰返し、更に、不侵略條約締結の提案に就ては日本政府は未だ此の提案を考究し居らざる旨を言明した。

二、日本朝野への影響

ソヴェート政府の該條約提案は、日本側の輿論に相當大なるセンセーションを與へ多くの新聞は該提案に關して社説を掲げたが、それは概ねこの提案に對して否認的なものであつて、その必要を認めぬとか、又は其時機に非ずといふのが大部分を占めてゐた。日本政府はこれについては何等積極的にその意を述べて居らず、努めてこの問題から回避的な態度を取つてゐるが、前記日本言論機關の輿論は大體政府筋の意嚮を反映せるものと見られてゐる。日本側の代表的な意見は左の如し。

『ソヴェート政府は國家建設の樞軸となつてゐる産業五ヶ年計畫完成前に隣接國と武力的に事を構へる事は不可能な状態にあるを以て斯る憂なき障壁を設けて國內の經濟政策を充分遂行しよう

を以て、政府は恐らく有耶無耶の中に態よく拒否するものと見られてゐる』

三、日本政府の態度

ソ聯邦の日ソ不侵略條約提案に對しては、日本政府は此の提案を考究して居らざる旨を言明し、應諾の意を表示しなかつた。その見地は大體次の如くである。

日本はすでにケロッグ不戰條約に加盟してをり、北京條約において日露兩國は互に宣傳をもつて侵さぬことを約定してをり、樺太及び朝鮮における國境には武備を施さぬことにしてゐるなどの理由から、この上不侵略條約を結ぶは屋上屋を架するもので、その必要を認めない。

而してその後も兩國の關係は好轉せず、却つて悪化する傾向があつたので、犬養内閣當時から問題にされながら遂に該問題は日本の滿洲國承認前後まで立ち消えとなつてゐたのである。

四、問題の再燃

日本の滿洲國承認前後より暫く立ち消えの形にあつた日露不侵略條約締結に關

する諸種の報道が、其後時を経るに従ひ頻々と傳へられるやうになつた。例へばソ聯邦側は日露不侵略條約の締結をソ聯邦の滿洲國承認に對する交換條件としてゐるとか、廣田大使は歸朝前カラハン氏其他露國外交當局者との間にソ聯邦の滿洲國承認問題に關聯してそれとなく日本の肚を探つた形跡ありとか、駐日露國大使トロヤノフスキー氏が屢次内田外相を訪問して日露不侵略條約に關し意見の交換を遂げたとか、又同大使が荒木陸相を訪問し、不侵略條約締結に就ての陸相の意嚮を訊ねたとか等々である。

日本の諸新聞は再燃したこの問題に對して、或は社説に、或は記事に日露不侵略條約問題を取扱つたが、その報道及び所説は區々で正確に捕捉し難い状態にあつた。十月十八日の讀賣新聞の如きは我が政府内にも賛否兩論あり賛成論は滿洲事件發生以來外交上孤立の位置にある我が國としてはこの際新興ロシアと接近し、不侵略條約によつて赤化思想の侵入を防ぐと共に日露提携を圖る

といふ便宜主義に基くものであり、殊に滿洲事變の結果舊奉天政權が崩壊したので北滿における露國の權益が侵害されるのではないのかといふ懸念を持ち日露提携によつてこれを牽制し暗に對支關係を有利に導かうといふにある我が國としてはロシアに對して領土的野心はなき勿論、北滿における東支鐵道を中心とする露國の權益に就てもこれを侵害する意圖なき事は、屢次の聲明によつて明かであり、又馬占山軍との交戰當時の日本軍の行動によつて立證されてゐる。況んや不戰條約の存する今日戰爭行為を回避する不侵略條約を事新しく締結する必要はないのみならず露國は自ら國內に強大な陸軍を擁してゐるのであるから、若し武力的抗争を避けんとするならば宜しく自國の徹底的軍備縮小を斷行する事が先決問題である。日本としては滿洲の事態に關し、歐米各國が猜疑の目を向けてゐる折柄、更に列國の疑惑を招く虞れある露國の提議に應ずる事は不利益なる

べきである。

と言ひ、反對論は

一、日本、ロシア共に不戦條約の調印國であつて最近兩國々交關係には何等事端を醸すべき虞れなき故、今俄かに不侵略條約を締結する必要はない。

一、不侵略條約の締結によつて赤化宣傳の侵入を防止し得るとの考へは、ロシアにおける第三インターナショナルの組織と地位とを知らざるもの、見解であつて必要以上にロシアと接近する事は慎重な考量を拂はねばならぬ一、我が國の現在に於ける國際的孤立は列國が我が滿洲に於ける行動及び所信を誤解せるに基けるものであつて、正義を擁する孤立は何等怖るゝ必要はない。故に今俄に外交方針に重大なる變更を加ふるが如きは、我が國情より見ても特に慎重考慮の必要があるといふ見地に立つた。

而して政府内に於いてさへ賛否兩論があるから、日露不侵略條約の實現は望み薄しと觀られてゐる。

次に再燃した日ソ不侵略條約に對するソ聯邦側の所見として、ソヴェト聯邦政府機關「イズヴェスチヤ」紙が、中外商業新報十月廿六日の社説に於て日ソ不侵略條約の締結に前だち先づソ滿不侵略條約を締結すべきことを唱道したのに對し十八日の紙上に掲げた其反駁的論評を左に紹介しよう。

日ソ兩國内に不侵略條約を締結せずして、ソ滿兩國間に之を締結すべしとの提案が餘り重大視されてゐないことを立證する必要があるまい。日滿議定書の締結により全滿洲軍事的保護は日本軍の手に委ねられ、日本軍は右議定書に基き依然滿洲に駐屯し、且つ今後も駐屯せんと企圖してゐるのは周知の事實である。かくて滿洲國は條約に基き他國即ち日本の兵力により國家の保護を全うし且つ全うせんとするものであるかゝる事情の下に於て完全に滿洲國の國防を掌中に收める日本との間に不侵略條約を締結せず、滿洲との不侵略條約締結を云々することが可能であらう

か、この問題に對する回答は殆んど無用であり、極めて明瞭である。滿洲國自身も之を熟知し、外交總長謝介石氏も過般「滿洲國境の共同防備に關し日滿兩國間に締結された議定書に基き滿洲國はソヴェト聯邦と獨立的交渉に入る權限を有しない」旨を言明してゐる。終始一貫熱心に世界平和のため闘ひつゝあるソヴェト政府は極東平和の促進に資する限り進んで滿洲國と不侵略條約を締結するに吝でないが、日本が滿洲國の主要兵力を代表するものなる事實に徴し、同時に日本との間に不侵略條約を締結する場合に於てのみ意味を有し且つ可能である本問題に關する限り、以上の觀點に立たざる解決策は徒らに輿論を誤らしめるものなる事を立證するのみであらう。

(三)日ソ漁業暫定協約

昭和七年の日ソ關係において特筆すべきことは、日ソ漁業暫定協約の成立である。該協定調印後と雖も、尙ほ取殘され

た幾多の懸案はあり、従つて將來絶対に紛糾惹起の虞なしとは何人も保證し得ないが、それにも拘らず日ソ漁業暫定協約の成立は、北洋漁業問題を中心として紛争絶えなかつた日ソ兩國にとつて寔に祝福さるべき劃期的な出來事である。

昭和六年初秋、漁業新交渉の機運が到來し、我が全權廣田大使は、現行條約實施以來發生せる各種の問題と條約解釋上の不一致に關する解決を期し、更に邦人現有漁區の安定によつて將來に於ける紛議勃發を未然に防止すべく、具體案を提げて眞剣な交渉に入つた。それは昭和六年十一月廿六日であつた。かくて幾度か折衝を重ねた結果、漸やく翌七年八月十三日夜十時、邦人漁區安定に關する協約の調印は、モスクワに於て廣田、カラハシ兩全權代表の間に行はれた。協定成立までの交渉の經過に就ては後述するとしてその覺書の内容に就て述べると大體左の如きものであつた。

一、日本人の現有漁區三百九十二ヶ所中六十漁區を除き、他は全部同一條件に

て昭和十一年迄借區契約を延長すること、尙右六十漁區は日本側に於て任意選定し得ること。

一、國營留保鮭鱒漁區は、昭和十一年迄五百萬ブード即ち全漁獲標準高の三割七分迄條約の規定に遵ひ増加し得る事但し増加する漁區の大部分はソ側個人コーペラチヴ組合及其他の團體の借受中のものゝ内より選定せらるゝこと

一、十八漁區、七漁區等の懸案漁區に關する日本側の具體的要求及反對は之を解決したるものと認むるも、條約及附屬文書の解釋に關する從來の主義上の主張は引續き之を維持すること

一、この協定が向後五ヶ年漁業條約改訂期迄の暫定的のものであると言ひながら、之によつて昭和四年の條約實施以來年毎に簇出せる紛争の禍根を一掃し得るとすれば、日ソ兩國親善の上に更に又た東洋平和の上に影響するところ多大なりと云はねばならぬ。

(四)蘇炳文事件と日ソ關係

先に皇軍が馬占山軍を討伐した際、ソ聯邦の同軍援助説が屢々報道された。その後蘇炳文が日滿兩軍に對して叛亂を起した當初にも同じくソ聯邦の援助説は一再ならず傳へられた。だが實際にはソ聯邦は常に自己が堅持してゐた滿洲事變嚴正不干渉主義を變更せずして、飽迄従前の態度を守つてゐたことが聽て判明したソ聯邦の終始一貫渝らざる不干渉主義を理解せぬために種々の誤解や誤報が傳へられたのであつた。

一、邦人引揚問題

蘇炳文が昭和七年九月末叛亂を起し、邦人居留民を監禁した際、その背後にソ聯邦が糸を操つてゐるかの如く傳へられた。而も蘇炳文の態度強硬にして誠意なく武力解決の外途なきに至つた時、蘇炳文事件が延いては日ソ關係に重大な係争を誘起せしめるのではないかとさへ危まれた。だがそれは杞憂に終り、反對にソヴェト政府は監禁邦人救出に好意を示すに至つた。即ち滿洲里駐在露國領事スミルノフ氏の斡旋により先づ十月廿九日

在留邦人中の婦女子百廿名が無事マツエフスカヤに避難し、同地のロシア官憲の至れり盡せりの保護を受け、更に第二次第三次の引揚げもソヴェート側の好意により無事終了し、マツエフスカヤに全部合してウラジオ經由内地に引揚げたのである。

二、蘇炳文引渡問題

その後日本軍の實力行使によつて蘇炳文は遂に敗れ、露領に逃亡した。茲に於て日本政府はソヴェート政府に對し蘇炳文以下首脳部の引渡を要求したが、ソ政府は日本の要求を拒否したので蘇炳文引渡問題を中心として日ソ兩國の關係は緊張し、正に正面衝突をも引き起さんとすの形勢となつた。

今この問題を中心とせる日ソ兩國の折衝を要約すると次の如くである。

日本軍の急迫によつてソ領内に遁入武装解除せられた反滿洲國首領蘇炳文は治安をぶん亂せる反逆者であるが故に、滿洲國に引渡されたと天羽代理大使が日本政府の意思を傳へてロシア當局に要求

したところ、ソヴェート當局は理論上からも又徳義上からも引渡す筋合でないとして拒絶した。即ち

ソヴェート政府はもし蘇炳文が單なる反逆人であれば、敢て日本政府の依頼を受けて反逆人との交渉に奔走しなかつたであらう。然しソヴェート政府は蘇炳文軍を交戦團體と看做し、中立國の態度を取り來り、蘇軍が露領に入るや武装を解除したものである。且つまた人道上からいつても懐に入れる窮鳥を引渡す譯には行かない。それは丁度ソヴェート政府が滿洲にある白衛軍の殘黨の引渡を曾て要求したのと同様である。況して蘇軍は日本人を殺戮してゐない。

といふのが引渡拒絶の根據である。こゝに於て日本側は

一步を譲つて引渡を要求せざるも、露領にさへ遁入すれば筒抜けに歐羅巴に逃げられ犯人をかばふ結果となり甚だ面白くないから蘇炳文等の行動の自由を飽迄束縛し、何等かの行動を許す場

問題を解決した。同大使在任中滿洲事變が突發したが、その間にあつて日ソ兩國親交の爲努力し、特に兩國の間に多年の懸案となつてゐた日ソ漁業暫定協約の成立に盡力した點は特筆さるべき功績といひ得る。

二、太田大使着任

廣田大使の後任として新任駐露大使太田爲吉氏は、同年十二月九日東京驛發西下、敦賀よりシベリヤ經由モスクワに赴任した。日ソ漁業暫定協約が成立したと雖も、こゝ數年の内には漁業條約は改訂の時期に達するし、北樺太における石油石炭事業についても解決を要するものがあり且日ソ不侵略條約締結や、通商航海條約締結問題等幾多の重要懸案が横つてをり、滿洲事變以來、従前以上に複雑多事となつた對露國交の現状より見て新任大使の使命や重且つ大と云ふべきである。

三、松岡代表の露都訪問

日本の全權代表松岡洋右氏は、ジュネーブ赴任の途次、昭和七年十一月三日露

合にはその都度日本側と相談の上で決定されたし。

この要求をなしたが、これに對し外務人民委員部長カラハン氏は確乎たる回答をなし、蘇炳文の處置問題は純然たるソヴェートの國內問題であるから、この問題に關する限り、最早や日本政府との交渉に應ずる餘地なしと斷言するに至つた。

かくて蘇炳文引渡に關する交渉は結局物別になつて了つたが。危まれてゐた正面衝突も起らず該問題は自然に解消したのである。

(五) 駐ソ日本大使異動

一、廣田大使の歸國

昭和七年九月二十五日モスクワ發、賜暇歸朝の途についた駐露大使度田弘毅氏は、途中滿洲里事變突發のため滿洲國視察の豫定を斷念して、アムール線廻り十月歸朝した。廣田前大使は、前々駐露大使田中部吉氏に代り、昭和五年十月モスクワに赴任し、爾來滿二ヶ年幾多の重要

都モスクワに到着した。氏は短いモスクワ滞在を利用し、聯盟における日本の立場や、日ソ兩國間に横る懸案について露國外務當局との間に懇談を遂げたのである。勿論同代表は本國政府から露國政府當局と公式の資格に於て會談乃至交渉を遂げる権限を別に賦與されてゐなかつたが、個人の資格を以て外務人民委員長リトヴィノフ氏及び同委員部長カラハン氏と會見し、滿、露三國間の關係に關する根本問題に觸れ、双方の意見を吐露したことは日ソ外交關係において看過し得ない問題であらう。松岡代表の露都滞在は短時日ではあつたとは云へ、日ソ間の諒解に一礎石を置いたものと言ひ得る

(六) 國際聯盟と日ソ關係

一、國際聯盟とソ聯邦

國際聯盟と日ソ關係を述べるに先ち、國際聯盟とソ聯邦との關係を簡単に紹介しよう。元來ソヴェート聯邦は非聯盟國であつて、國際聯盟に参加して居ないその理由は、聯盟國の大部分がソヴェート

聯邦を承認して居ない上、國際聯盟そのものは強國の利益を擁護し、弱國の權益を蹂躪する機關にすぎないと云ふ建前からかゝる機關に這入る必要なしと云ふのである。しかし國際聯盟主催一般軍備縮小會議招聘には應じて参加してゐる。昭和七年二月二日ジュネーヴで開催された該會議においてソヴェート聯邦は軍備全廢か、それとも制限縮小かの根本的大問題に關する決議案を提出したが、該決議案は葬られてしまつた。

二、滿洲事變とソ聯邦

滿洲事變に對するソ聯邦の態度は、嚴正不干渉主義であることは既に述べた通りであるが、滿洲事變勃發後、該事變に基因して捲き起された聯盟對日本の意見不一致に對してもソ聯邦は全然第三者としての立場を取つてゐる。昭和七年十月かの有名なリットン報告書が發表されるや、ソヴェート共産黨機關紙ブラウダは其の冒頭に於て報告書の批判を行ひ、同國共産黨の同報告書に對する態度を表明した。即ち報告書末文と對ソ聯邦關係を

左の通り批判してゐる。

リットン報告書を廻つて帝國主義諸國の間に白熱化した鬭争は帝國主義諸國の對立關係を尖鋭化した。此鬭争は世界に對し大なる脅威を暗示するものである。然らばリットン報告最とは如何なる内容を有つてゐるか？ リットン委員會なるものは日支事件調査のため聯盟によつて任命され、此任命と報告書提出の遅延とによつて聯盟委員會は滿洲及び支那に於ける日本の政策を第三國の干渉を受ける事なしに遂行せしめ多大の奉仕を爲したのである。同時に南京政府及び其帝國主義者達は報告書の完成を待つ必要ありとの口實の下に其裏切行爲を隠蔽するに可能づけた。リットン委員會には日本以外の帝國主義列強の代表者が参加した。リットン報告書は豫期の如く半植民地支那に對する帝國主義の共同利益を固守するものである。滿洲に於ける支那の形式的宗主權を承認するとはいへ滿洲を支那より事實上分離し、一方滿洲を外

開放主義より日本と同等の權利を主張すべきであらうことは想像に難くない。

リットン報告書は支那に於けるソヴェート運動に對し特別な注意を拂つてゐる。國際金融資本代表者達は支那共產黨の運動農民層に於ける共產黨員の農業政策の成功ソヴェート運動の擴大を注意深く監視し、共產黨は國民政府の競争者になり得るものであることを強調してゐる。何となれば支那の共產主義はそれ自身の法律と、軍隊と政府を建設するものであるからである。報告書は又一九三二年南京が支那赤軍と支那ソヴェートの戦鬪に豫期の如き結果を得なかつたことが、共產主義運動の危険を増加したものであると指摘してゐる。而して報告書によれば是等一切の問題を解決するものは中央政府を強固にするものであり、その前提は、『支那内部改造のための一時的國際協同』であるといつてゐるが之を一般用語に翻譯すれば支那に於けるソヴェー

ト革命彈壓のための南京政府援助と、全支那國際管理と、支那の國際帝國主義の植民地化で此の目的達成のために南京政府を利用せんと意圖するのである。

又、報告書は東支鐵道問題、滿洲問題の解決に關するソ聯邦の關心を詳細に取扱ひ、ソ聯邦の關心を帝國主義列強のそれと對比し、同時にソヴェート政府の政策は現行諸條約を基礎とする他の諸國の政策に對立するものであるといつてゐるが、これを又一般用語に翻譯すれば、すべての帝國主義列強に對し反ソヴェート聯邦統一運動の呼掛けである。

要するにリットン報告書は支那問題解決のために國際帝國主義の全般的足がかりを發見せんと企圖するもので、此の意味で或る程度まで妥協的であり、従つて米國の帝國主義者達はリットン報告書に不滿の色を漂はしてゐる。併し帝國主義の尖鋭化する對立は全般的妥協的解決を許さない。報告書を廻つ

ての鬭争は帝國主義對立の結び目を堅くし、此の結び目は結局戦争を惹起せずにはをかないであらう。

我々は更にソ聯邦評論界の權威カールラデツク氏がソ聯邦政府機關紙「イズヴェスチヤ」紙上に發表したリットン報告書の批判を聞かう。

リットン報告書は、實際の狀勢を全く無視し極東の紛争裡に帝國主義の鬭争が重大な役割を演じつつある事實を一切閉却してゐる。殊に日米鬭争について絶對沈黙を守り、帝國主義が、支那「混亂」の×である事實を没却してゐる。併し實際に於て帝國主義が最も恐れてゐるのは、支那に於ける秩序の恢復、換言すれば支那の統一に外ならぬのである。更にリットン調査團は極東問題に對するソヴェート聯邦の重要性に就いて特に注意を喚起してゐるが、確かに極東に於けるソ聯邦の役割は重大にして將來一層その重要性を増すであらう。但しソ聯邦は、日本若しくはその他の國家に關し何等か軍事的意圖

を有すると云はるる如き言質を與へるやうな行動をとつたことは絶對にない

ソ聯邦は嘗て日本の領域に對して帝國主義的政策を實行することなく、尙又滿洲に於て日本と競争者の立場をとつたこともない。またソヴェート・ロシアの輿論は滿洲に於ける日本の政策に對する見解を隠蔽しようとしなかつた。併し兎に角ソ聯邦は帝國主義の凡ゆる行動に對して鬭争する役目を引受ける譯には行かない。何となれば斯かる場合ソ聯邦はその存続する限り、すべての大陸と戦争しなければならぬやうなことになるからである。ソ聯邦は大衆の膏血を絞つた金で建設した北滿の鐵道を、ツァー政府から引受けた後、この鐵道から帝國主義的色彩を除去する爲めに努力して來たが、さればと云つてこの鐵道を他人に進呈する理由は更にないのである。

リットン調査團は帝國主義國間に行はれてゐる事實上の鬭争を一切隠蔽し乍ら、而もソ聯邦が日本を脅威する危

險に言及し支那國民のソヴェート・ロシア攻撃の機會に乗じて日本帝國主義がその地位を固めるやう日本を勧誘してゐる。即ちリットン調査團は、攻撃の鋒をソ聯邦に向けるとにより帝國主義各國間の鬭争を鎮定しやうと企圖してゐるのである。併し同報告は、日本の帝國主義を煽動して、ソ聯邦に對抗せしめ、日露衝突の場合日本に味方するやうな甘言を弄しながら一方ソ聯邦に對しては、日本と闘ふやうに持かける態度に出でゐる。要するにリットン委員會の提案は、日本と世界の帝國主義國間の妥協を慫慂し、此際日本が滿洲を日本帝國主義の專管××とする野心を放擲して、國際帝國主義の共同殖民地たらしむることを承認せしめんとしてゐるのである。

尙又同調査團は滿洲を非武装地帯とする事を提案し、日本が帝國主義諸國との戦争の場合滿洲を策戦上の根據地とする意圖を放棄すべく提議する一方日本がソ聯邦と戦ふ時にのみ、滿洲を

軍事的根據地に使用するやう提議してゐる。

同時に、支那領土内のソヴェート化する地方に於て蒋介石の所謂共匪討伐が全部失敗せる事實を記述せる後、支那國民黨に對し國際ブルジョアの援助を得ずして其政權を支持し得ざる所以を説き、右の理由によつて須らく國民黨は國際管理を承認すべきであると主張してゐる。兎に角リットン調査團は支那を國際帝國主義の殖民地たらしむることにより、最初の社會主義國家攻撃の根據地たらしめんとする甘美なる夢想を抱き、同時に××たる若き××帝國主義を驅つて社會主義の巨人に對抗せしめ、斯くて日本其ものを弱國たらしめんとする計畫を胸に藏して支那の國土を去つたのである。滿洲に於ける事件勃發の當初より帝國主義米國は他の帝國主義諸國を日本に向はしめる爲め凡ゆる壓迫を試みた。滿洲國が自力によつて成立せるものとなす日本の主張に對しリットン報告書が否定して

居る事實は、英佛兩國が日本の論據支持を恐れたことを示すものである。蓋し之を支持することは日本の味方となるに等しいからである。目下英米佛三國間には大車輪の協議が行はれて居る。此の交渉の進展如何によつては英佛兩國は米國と共に更に共同動作に出づることとなるべく、さもなければリットン報告の正確を認めると稱しながら日本が××することなくしては滿洲より逐出さるゝことを肯んぜざる爲め、最早や施すべき術なきに至つたと聲明するであらう。リットン報告書は米國の反日態度を強化し、反日に關する世界の輿論を動員せんとするものである。報告書の起草者が日本をしてソ聯邦に對立せしむると同時に、ソ聯邦に賄賂を使ひ、東支鐵道の所有者としてソ聯邦が滿洲に多大の利害關係を有して居る點を強調し、以て日本に對する共同戦に引込まんとして居る事實は、リットン報告書が掛引の結果である事を表はす歴然たる證左である。要するにリ

リットン報告書を如何にすべきかと言ふ問題は、聯盟の背後に於て決せられんとして居るのである。

因みに國際聯盟の日支問題に關する二十ヶ國諮問委員會への参加招請に對する態度に關しては、昭和八年の日ソ政治・外交關係の項で述べる。

昭和八年の日ソ政治・外交關係

一、駐日ソヴェート大使の異動

イ、トロヤノフスキー大使歸國

昭和八年初頭駐日ソヴェート大使の更迭が行はれた。駐日ソヴェート大使トロヤノフスキー氏は滿五ヶ年に亘り日ソ國交親善並に兩國の經濟的提携のため多大の努力を盡し、特に交迭前は駐日外交團主席として重きを爲してゐたが、尙同氏は在任中日本の朝野言論界、實業界の各方面に多くの知友を持つたため、各方面から非常に惜まれつゝ遂に二月十七日東

京驛發、教賀、浦鹽經由歸國した。

氏の日本在任が五ヶ年といふ長期であつたのみならず、その在任中極めて重要にして困難な問題が惹起したが、その間に處してよく日本の眞意を把握し、自國政府の對日外交を誤らしめなかつた氏の功績こそ日ソ外交史上に記念さるべきであらう。

ロ、ユレーネフ大使着任

昭和八年二月十七日歸國した前駐日ソヴェート大使トロヤノフスキー氏の後任として着任した前嶼地利駐劄公使コンスタンチン・ユレーネフ氏は、三月十一日午後入京、直ちに大使官邸に入つた。今後滿洲國を挾んで日ソ關係が益々複雑化されんとする際、ユレーネフ大使の手腕に期待するところ多大である。

外交官としての閱歷體験に申分なき人物といはれてゐる氏が、名外交官トロヤノフスキー氏の殘した成功の跡を引繼ぎ更により多くの功績を示されん事は日ソ兩國民の要望して已まぬ處であらう。三月二十日信任狀捧呈式を了した新駐

日ソヴェート大使 コンスタンチン・ユレーネフ氏は廿五日午後零時半より都下新聞記者團を麻布狸穴の大使館に引見して左の如く語つた。

日ソ兩國の關係がノルマルであり且つ相互理解と兩者の利益増進の方向へ向つて發展しつゝあることは余の満足とするところである。

日ソ兩國の善隣關係は極東平和のみならず世界平和の保證である。平和政策をとつてゐるソヴェート聯邦は云ふまでもなくこの日ソ關係に對して特に注意を拂つてゐる。

滿洲問題に對するソヴェートの中立と不干渉とはソヴェート政府から日本に對して行つた不可侵條約締結に關する提議——この提議は周知の通り受諾されなかつたが——と相俟つて、ソヴェート聯邦の平和親善政策を表現するのであり、ソヴェート聯邦が何等の侵略的意圖をも有せず、且つ平和事業に對して百方努力してゐると云ふ事實から來る結果である。

ソヴェート政府のこの公然たるそして世界周知の平和政策は、巨大なる國內建設事業に没頭してゐる自國の利益を守り得ると云ふ國威を自覺して撓まず遂行されてゐるのである。

余は今日に到るも尙ほソヴェートの政策を理解し得ないところの日本の一部の人々にも、やがてこの政策が理解されんことを希望してゐる。日ソ兩國の善隣關係を破壊せんとする企圖は、必ず失敗に歸するに違ひないと余は固く信じてゐる。事實と相互利益の眞剣な研究とは如何なる策謀よりも強いのである。

ソヴェート聯邦の國民は日本の國民に對して深い親しみを持つてゐる。日本の生活とその發展に對するソヴェートの關心は年と共に強く大きくなつてゐる。日本の學者、技術家、藝術家に對するソヴェートの歡待振りの中にも日本に對するソヴェートの關心は現はれてゐる。最近數ヶ年間に日本とソヴェート聯邦との實業界は兩國の産業狀

態を愈々深く理解する様になつて來たこの事實はソヴェート極東及びシベリヤにおける産業の發達と相俟つて、兩國の經濟關係を深め、貿易を發達せしめるものである。

北京協定締結以來の數年間に兩國の相互理解を深め、國交を親密ならしめんとする努力とは多大の成功を納めた。これは議論の餘地なき事實であつて、これこそ今後の日ソ關係の強化發展を來すべき、鞏固な土臺である。個人として余は日本に對して多大の興味を持つてゐる。

日本の歴史、古來傳はる文化、其特異性、稀に見る明美な風光及び日本の急激な發展は余の興味をそゝるものである。今後余の在任期間に直接日本に接觸して行くにつれて、余の興味は愈々強くになつて行くものと信ずる。

余は前任者から日本の言論機關と輿論について様々の稱讚の聲を聞いて來たがこの日本の言論機關が今後も日ソ關係に對して従前通りの注意を拂ひ、

且つ兩國の國交の強化に對して絶へず支持を與へられんことを希望してやまぬものである。

一、露國捕鯨船國際船舶法違反問題

昭和八年一月三日小笠原父島の不開港二見に入港し、わが領海測量の嫌疑をもたれたソヴェート政府の新造捕鯨船アヴァンガルト號、トウルドフロント號、エンツチヤースト號、(各二六〇噸)及び母船アレウト號(五〇〇噸)の四隻は、現場に急航した農林省の監視船俊鶴丸乗組の三宅農林技師と地方警視の手で一應取調べられ、事件は警保局と検事局の手に移され、横濱で取調べられることとなつた。よつて俊鶴丸は内務省の依頼により船隊を連航同月廿六日朝横濱へ入港した。爾來横濱港に抑留され、アレウト號の船長イワソウイチ氏以下責任者は東京區裁判所検事局検事の取調べを受けてゐたが、母船を除く三隻の捕鯨船が不開港たる二見に日本官憲の許可を受けずし

て入港した事實があり、且つ同港附近の領海において水深を測量した事實も認め得らるゝといふ理由で、二月六日午後宮城檢事正、棚町次席檢事、金澤、戸澤兩思想部檢事等協議の結果、船舶法第三條(日本船舶にあらざれば不開港場に寄港することを得ず)の違反事項中特に情狀の重きものとして右新造捕鯨船三隻を沒收し、各船長を各罰金一千圓づゝに處すことに決定し、七日付を以て馬場檢事の名の下に船舶法違反として正式に起訴し罰金と沒收の件は略式命令として求刑し裁判所の同意を待つばかりとなつた。

ところが、右の如き檢事局の斷乎たる處置を知つた司法省及び上級檢事局は、萬一起訴に際し遺漏があつては日ソ國交上に悪影響を及ぼすかも知れず一層慎重に態度を決すべきであるとの意見起り、一方外務省などでも船體沒收の結果が國交に及ぼす影響如何を重視するに至つたので、七日馬場檢事は横濱に繫留中の捕鯨船に出張して再調べを行ふと共に、八日更に協議のやり直しを行ふ事とした。

その結果船體沒收を免れたソヴェート捕鯨船隊の三船長は船舶法違反の略式命令に服し、罰金各千五百圓宛、計四千五百圓は取敢へず十日駐日ソヴェート大使館から完納、横濱に抑留中の捕鯨船の司法處分が解消することになつたので同船體は直ちに歸國準備に着手した。尙ほ同船隊は一旦浦沙に廻航後日本海からカムチャツカ沿岸、ベーリング海方面の捕鯨に従事した。

三、聯盟諮問委員會への露國參加招請問題

滿洲事變を中心として惹き起された日支紛争に對するソヴェート聯邦の態度は終始一貫嚴正不干渉主義であつたし、今後ともさうであらうことは、ソ政府外務當局の屢々言明してゐるところである。國際聯盟事務總長サー・ニリック・ドラモンド氏はソヴェート聯邦政府に對し聯盟の日支問題に關する二十一ヶ國諮問委員會への參加を招請した。

ソヴェート政府に對して招請しなかつた以前から、我外務當局は、ソヴェート聯邦がこの招請に應ずるや否やに關し、左の如き觀測を下してゐた。

ソ聯邦は從來滿洲國に對して絶對不干渉主義を採つて來て居り、しかもこれによつて日ソ關係は極めて圓滑に進んでゐたのであるから何を好んで自ら聯盟の尻馬に乗り紛争の渦中に飛び込みこれに依て紛争の範圍を擴大するが如き愚擧を敢てするだらう？ カール・ラヂツクのリットン報告書に對する批判から推しても明かであるが如くソヴェート聯邦は今後も依然として從來の對滿不干渉的態度は變更しないと見るのが正しい豫測であらう。

さて、ソヴェート聯邦は前記ドラモンド氏の該諮問委員會への參加招請狀を受取るや、その招請に對し昭和八年三月七日次の如く回答し、同時に右回答全文を公表した。

「ソヴェート政府は事務總長サー・ニリック・ドラモンド氏の書簡に包含

されたる諸提案を慎重考慮し、右書簡
附屬の文書を十分検討した結果、次の
如き結論に到達した。

國際聯盟の決定並に十九ヶ國委員會
の報告は聯盟規約、ワシントン九ヶ國
條約並にブリアン・ケロウグ條約を基
礎としたものである。ソヴェート聯邦
は右の内前二條約の參加國ではないが
最後の條約には加盟してゐる。ソヴェ
ート政府はその創建の當初より自由意
思に基き何等外部的壓迫無き條件の下
に於て一切國家が自決の權利を有する
といふを以つて其の根本原則と爲すこ
とを宣言し、征服乃至強力的奪取の結
果としての併合並に朝貢に絶對反對な
る旨を表明した。一切の國家の領土的
不可侵、政治的、經濟的並に行政的獨
立の絶對的尊重、平和的手段に依る以
外の國際的紛争の解決不容認、並に此
等の諸原則を含む國際協定の嚴肅なる
遵守の公約、此等は如上原則より當然
論理的に歸結せられる所である。而し
て普遍的且つ完全なる軍備撤廢に關す

げられたソヴェート聯邦の利益を實際
に考慮することを得るや疑ひなきを得
ない。以上の事情に徴しソヴェート政
府は聯盟の決定に參與し、現時の諮問
委員會に參加すること不可能なるを見
出した。ソヴェート政府は日支紛争事
件の當初より出來得る限り戦禍が更に
擴大し新なる世界的大火災の源泉とな
る可能性を阻止せんと欲し、嚴正中立
の政策を採擇した。右に準據しソヴェ
ート政府はその平和的政策にあく迄忠
實なるもので、紛争の迅速且つ正當な
る解決と極東に於ける平和の確保を期
する國際的諸機關並に個々の政府の行
動並に提案に對しては常に連帶的關係
を續けんとするものである。」
この文書によつてソヴェート聯邦の對
聯盟關係が窺はれ、同時に國際聯盟で取
扱はれてゐる日支紛争に對するソ聯邦の
嚴正中立主義は、確乎不動の對日外交政
策の基調であることが確證されるのであ
る。

るソヴェート政府の提案は此等の諸原
則を認めざる諸國も亦此等の諸原則を
侵犯し能はざらしめんことを期したも
のである。極めて最近ソヴェート代表
は國際的平和協定の侵犯並に強力的奪
取行為が通例正當づけられてゐる一切
の口實を國際的に排撃する一提案を一
般國際軍縮會議に提出した。パリ一條
約其他同様の諸條約は上述原則並に
ソヴェート政府提案の僅に一部に及ぶ
ものに過ぎない。日支紛争事件に關す
る國際聯盟の決定の根本的諸點は或る
程度までソヴェート聯邦の平和政策の
諸原則に接近し且つソヴェート聯邦政
府の見解との間に根本的諸點に於て一
定の一致が存する。然しながら國際聯
盟總會に依つて採擇された十九ヶ國委
員會の報告書中日支紛争事件に適用す
べき勸告案には上述諸根本原則と十分
に兩立せず、最も重要な數個の諸問題
に就き右根本原則と乖離したものが存
する事を余は諒承した。諮問委員會は
聯盟諸機關の構成精神と同一の趣旨に

基き總會の決定に依り設置されたもの
であり、其目的の一つは總會がその任
務を遂行するを輔けるに存し、且つ總
會に對して提案を爲さねばならない。
然し乍らソヴェート聯邦は國際聯盟の
加盟國に非ず。従つて總會の決定に
對しては何等の勢力をも及ぼす事が來
ない。諮問委員會の他の一つの目的は
聯盟國並非聯盟國間の行動の一致を圖
るを輔けるに存する。然しながら諮問
委員會の參加國乃至將來の參加國の過
半数即ち二十二國中の十三ヶ國はソヴ
ェート聯邦と外交關係を有せず従つて
ソヴェート聯邦に對して敵意を有する
ものである。ソヴェート聯邦は此等諸
國の大多數と交渉に入る事を得ず、乃
至此等諸國の内その利害が大略ソヴ
ェート聯邦の利害と一致する諸國と個別
的にも交渉に入ることを得ないもので
あつて、斯かる委員會がソヴェート聯
邦と此等諸國との行動の一致を圖る任
務を遂行し得ない立場にある事は明か
である。斯る國家が果して勸告案に舉

四、北滿鐵道讓渡問題

イ、折衝經過

昭和八年五月に入り果然具體化し、朝
野の注意を喚起せしめた北滿鐵道（六月
一日より舊名東支鐵道は北滿鐵道と改稱
さる）の讓渡問題の最近に至るまでの折
衝經過を述べることとする。

先づソヴェート側提議の經過を見る
に、さきに四月二十日太田駐露大使がソ
ヴェート外交次長カラハン氏を訪問し北
滿鐵道を中心とする露滿兩國間の紛争を
根本的に解決せんが爲にはソヴェート
政府の極東政策に根本的の再修正を施す
べき必要の時期に迫つてゐる事を指摘し
たのに對し、五月二日ソヴェート外交人
民委員長リトヴィノフ氏は我々太田大使を
外交人民委員部へ招きその席上、

北滿鐵道問題の實際的解決には同鐵
道を日本或は滿洲國に於いて買收經營
せらるゝ方が最善の方策と思惟する。
然しその賣却價格及び支拂方法等に就
いては誠意ある態度を示されたく、こ

の旨可及的速かに日本政府に傳達され
たし、なほソヴェート政府に於いても
駐日大使ユレーネフ氏をして日本政府
へ提議せしむる筈である。

と述べた。而してユレーネフ駐日大使は
五月四日外務省に有田次官を訪問し、そ
の會見席上本國政府の訓令に基き北鐵買
收方を提議した。よつて有田次官は東郷
歐米局長をもこれに列席せしめた上

帝國政府の確定的意見にはあらざる
も外務省のみの見解ではソヴェート側
の提議を受諾する用意を有してゐる。
然して右買收價格も日本外務省として
は相當程度に評價し、支拂方法として
も全部クレヂットによらず、若干部分
は現金にて支拂ふも可なるべく、これ
等の問題解決のため東京に日滿露三國
共同委員會を開催しては如何

と回答し、北鐵買收の用意ある明確なる
意思表示をしたので、この問題は愈々急
轉直下具體化せんとする情勢を誘致する
に至つたのである。
北滿鐵道讓渡問題は現在ソ滿従つて日

ソ満の重大なる紛争の種であり、將來も重大事態を惹起する恐れのある該鐵道を手放して紛糾の禍根を除去せんとしてソ側が該鐵道讓渡を提議したことに端を發するが、一度讓渡問題が公表されるや、日本の朝野に多大の注意を喚起したのみならず、同鐵道と利害關係を有してゐる各國にも少なからざる衝動を與へた。殊に滿洲は支那の領土であり、支那は滿洲國を承認せず、従つて滿洲において支那の主權を侵害する一切の行爲は斷じて承認することができないとの建前を持つる國民政府はソ聯邦政府の北滿鐵道賣却提議に極度に憤怒し、ソ聯邦を責むる聲は一變し、國民政府内の一部份においては對露斷交論さへ起つてゐる位である。國民政府の如くの見解に對してソ聯邦外務人民委員長リトヴィノフ氏は五月十一日記者團に左の聲明を發表し、ソ聯邦側の滿洲國に對する北滿鐵道賣却提議を確認すると共に、ソ聯邦政府は何人に對しても同鐵道賣却の權利を有するものなることを主張した。

越えて十三日、駐日ソ聯邦大使ユレーネフ氏は外務省に内田外相を訪問、該鐵道賣却問題につき前述したリトヴィノフ氏の聲明につき公式説明を加へ、併せて日本側の意圖を尋ねた。即ち、ソ聯邦が北滿鐵道を賣却せんとする當事國は滿洲國である以上、その同盟國たる日本に於いても十分斡旋の勞を取られたし

とて賣却問題につき、一、原則として買ふ意志ありや否や、二、交渉の地を何處にするか、三、賣却價格の基準を何處に置くかに關して日滿露三國間の豫備交渉開始を提議した。之に對して内田外相は、ソ聯邦の今回の申出は頗る諒とすべきものもあるも、同鐵道の賣却は問題頗る錯綜し、色々難問もあれば追つて慎重考慮すべき旨を約したのであるが、交渉は愈々具體化してきた。

こゝに於いて我が外務省では滿洲國側と協議の上根本方針を決定したので、内田外相は二十六日太田大使に宛て次の如き回訓を電送した。

一、五月二日モスクワ政府より提案あつた北滿鐵道讓渡問題に對し日滿兩國に於て協議の結果、の一九二四年奉露協定の精神に基き滿洲國をしてこれを讓受せしむべきを至當と認むるとの結論に達した。

一、讓渡方法としてはロシアが滿洲國のために北滿鐵道を拋棄するといふ政治的解決を基調とすべきものと思考す

一、讓渡に關する一切の具體的交渉は諸種の事情を考慮し東京において日滿、露三國代表相會合し、これを行ふべきを妥當と認める。

ソヴェート政府の北滿鐵道賣却提案に對する前述したわが回答はソ聯邦において好感を以つて迎へられ、六月三日には太田大使とソコロニコフ外交次長との間に會議が行はれた。結果ソヴェート政府は日本の回答に全く賛同するものであると正式に回答した。その回答文内容は左の通りである。

却に關する露滿間の交渉に當り仲介斡旋を執ること及び滿洲國政府が直ちに交渉に着手する用意がある。との通告を受つた。ロシア政府は滿洲國が交渉著手の用意ありとの右日本政府の通告を諒とし、また日本政府の提議を容れ交渉代表任命を受諾した。日本政府の提議により東京で交渉することも異議なし、交渉開始の時期は双方で決すべきもロシア政府としては二十五日から開始することを提議する。

かくして北滿鐵道買収交渉は急速に展開されるに至つた。わが外務省では既に豫期してゐたところではあつたが、直ちに之が準備を進めることになり。六月五日當局は左の通り語つた。

口、北鐵道讓渡の影響

思はれるから、大體ソ側の希望して來た頃から談判を始める積りだ。商議の様式についてはソ側のいふ通り同鐵道は舊ロシア帝政時代に於ける侵略の遺物であるが、完全に放棄し滿洲國がその損害補償の責に任ずるといふ建前で政治的に解決する方法で行くかどうかはソ側の提案を見ない中は確然としな

本年鑑締切迄には北滿鐵道賣却成立するや否やは判明しないが、既に相互に交渉開始の申合せも調つた今日、愈々之が行はれる際條件に關して折合はないで不成立に終らない以上、これが實現は時間の問題となつた。さて北滿鐵道賣却成立せば、日ソ並びに日滿露關係に如何なる影響を與へるだらうか？ 先づ政治的影響を述べると、帝制ロシアの執拗頑強なる帝國主義的東方進出の支配の下に約一世紀半に亘り極東の政局に絶えず不安の念を與へつゝあつた北滿鐵道もソヴェート政府の滿洲國への讓渡を契機として遂に極東の瘤は除去され、該鐵道を繞つて行はれた政糾は永久に解決されることとなるであらう。

次に經濟的影響について述べよう。ソヴェート側は北滿鐵道讓渡方法については代金の延拂にも甘んずる旨を表明してゐるから、結局ソヴェート側の考へ通り延拂の方法を取ることになるべく、滿洲國が買収するにしても之を援助する日本の爲めには延拂殘金は一種のクレヂット

となり、我對ソ信用が擴張される事になり、且つ東鐵問題の解決により今述べた如く極東に於ける危機を除外するを得、日ソ關係はここに著しく安定づけられるので、今後の兩國通商關係は一段と發展するものと觀測されるに至つた。

五、昭和八年の日ソ

政治・外交關係展望

イ、好條件下の日ソ關係

日本の聯盟脱退は世界の外交史上に一轉換期を劃した。その影響するところ決して些少ではなからう。特に脱退國たる日本は、今後の對外交政策上大きな變化を齎すに相違ない。その一つとして日ソ外交關係がますます緊密の度を加へて行くといふことは想像するに難くない。從來とても日ソ外交關係は極めて緊密であつたが、日本の聯盟脱退後、日本外交の主要努力と關心とは、以前にも増して東洋に向けられ、従つて日ソ政治外交關係はより深くなる可能性を多分に持つわけである。

この見地に立つて初めて昭和八年の日ソ外交關係を正しく展望し得るのである更にソ聯邦側としても、本年より開始された第二次五ヶ年計畫に於ては、第一次の場合以上に極東の産業開發に重きを置かんと計畫して居り、従つてそれに要する物資を隣接國たる日本に仰ぐ必要に迫られてゐるので、日ソ貿易は今後増大する可能性を持つてゐる。かくて此事實は日ソ國交の好轉に拍車を加へるに相違ない。以上二つの事實は日ソ關係の前途に洋々たるものがあるのを思はしめる。

ロ、前途に横はる暗礁

とは云へ、今後の日ソ外交關係は坦々たる大道を歩むが如く、しかく平穩だと必ずしも斷定し得ないのである。日ソ間には尙ほ多くの未解決の懸案が山積してゐる。曰く、不侵略條約締結問題、曰く滿露提携問題、曰く、最近減退の傾向を辿つてゐる日ソ貿易振興問題等々枚舉に追がない。此等の懸案は一朝一夕に解決できるものではない。加ふるに日ソ關係を暗礁に乘上げしめる他の要素が絶無だ

……云々

と述べて居り、越えて二月十五日よりモスクワで開會中の第一回全聯邦共營農場突撃隊大會十八日の會議に於て、全聯邦共產黨中央委員會書記カゴワイチ氏は其演說中軍備の充實強化と平和の確立に關し大覆次の如く指摘した。

第一次五ヶ年計畫の成功の結果、ソ

ヴェート聯邦は今や強力且進歩した獨立國家となり、單に簡單なる軍備を具へたばかりでなく、最新兵器を有するに至り、ソヴェート聯邦の敵も漸く聯邦の存在を忽にすべからざることを自覺するに至つた。若しソヴェート聯邦が斯る短期間に産業を發展させ得なかつたならば今日平和な労働に従事することは到底不可能で、必ずや東西交々資本主義諸國の武力干渉を受けたであらう。第一次五ヶ年計畫はソヴェート聯邦に平和を確保した。然し乍ら我々は阿呆の天國に惰眠を貪つてゐることは出来ぬ。帝國主義諸國は寸隙を見出せば直ちにソヴェート聯邦を攻撃しようとしてゐることを悟らねばならぬ。

我々は常に此等を念頭に置き、全勤勞大衆に此の事實を徹底せしめねばならぬ。平和のために戦つてゐるソヴェート聯邦の外交官は國際場裡に平和主義を鼓吹しつゝあり、今日世界に眞に衷心より平和の爲に闘つてゐる國がありとすれば夫はソヴェート聯邦に他ならぬ。我々は輝しき新生活の建設を目指して世界的な大事業を企圖した。我々は此の事實を各國勤勞大衆の爲めに完成せん事を期してゐる。我々は此の平和獲得の見地から軍縮會議に参加して軍備縮小を強調し、諸國と不可侵略條約を締結した。尤も日本は未だソヴェート聯邦と不可侵略條約を締結するに至つてゐないが、若し果して日本が平和を希求するならば、日本も必ずやソヴェート聯邦と不可侵略條約を締結するに至るであらう。さり乍ら平和を維持する爲めには單に平和を語る無準備の状態に止り、又は口先だけの祈りを捧げるばかりでは足りない。更に赤軍の戰鬥能力を強化する事を要する。近く創立

第十五周年を迎へる赤軍は今やその實力を強化し、眞の意味に於ける武裝文化勢力を構成して強力な國境守備の役割を果しつゝある。と

約言すれば、日ソ外交關係の將來は前途洋々たるものと共に又極めてデリケートな關係にあるのだから、一步誤れば重大な結果を招く恐れ絶無だとは云ひ得ない。故に今後の日ソ政治の圓滑を期するには、兩國當局者の互讓の精神が必要であると共に、兩國民の相互理解も缺くべからざることである。此兩國朝野の互讓と理解の上に立つてこそ、日ソ關係は今後ますます好轉し、極東平和の確立も期して待ち得らるゝであらう。前項北滿鐵道讓渡問題中にも述べた如く、多年に亘り極東の政局不安の禍根であつた北滿鐵道がソヴェート政府の劃期的政策によつて滿洲國に讓渡され、以て國際的衝突の根源を除去されやうとしてゐる。この北滿鐵道賣却の提議は其如何にソヴェート政府が日本との衝突を避け極東平和維持に専念してゐるかを明示す

る證左である。該鐵道讓渡の成立は極東
平和保障の一里塚を築くものであるから
其交渉成行は將來の日ソ政治・外交關係
をトする上に看過し得ないことである。

日本政府の對ソ外 交政策

一、我對ソヴェート 政策の基調

日本の對ソ外交政策は、之を基本的な
方面と、個別的な方面とに分つことが出
來る。基本的な方面とは一九二五年一月
締結の日ソ基本條約がこれを明示してゐ
るところであつて、同條約の諸要項はこ
れを左の如く要約することが出来る。

- 一、日ソ兩國平等の立場において、外
務關係を設定す
- 二、ポーツマス條約の効力存続と、新
漁業條約の締結
- 三、通商、交通、利權等、全經濟關係
の發展

つてゐるが、就中日露戰爭の結果、ポ
ーツマス條約によつて獲得されたる日
本の諸權益、就中露領漁業權益の實質
的存在は日ソ關係を永久に緊縛するも
のとなつてゐる。

四、文化關係

東洋文化と西歐文化の接合點をなす露
西亞の民族文化に對して、日本は明治
時代から著しく接近し、到底他の諸國
の比ではない。

以上が日本の對ソ外交政策の一基本的
要因である。これがために、日本はソヴ
エートとの階級的國家對立があるにも拘
らず、一九二五年一月國交條約を結ぶに
至つたのである。勿論階級的對立關係の
激化は、日本としては直接國家權力の問
題と結びつけられてゐるだけに、この方
面では凡そ相互利用政策とは反對の取締
を加へてゐるのは當然で、此意味で日本
の對ソ外交政策は二元的基礎の上に据ゑ
られてゐると言ふ事が出来るのである。

かくて日本は右の手では經濟的提携を
左の手では階級的敵對行動の禁止を、即

四、政治的敵對關係の激發を相互に抑
止し特に相互の宣傳的行動を禁止す
即ち漁業、通商、交通、利權等、兩國
の經濟的地理的線に沿うて、兩國の相互
依存關係を緊密にし、國交を進めて行く
一方に兩國が階級及び國家構成において
相互に對峙する故に、この方面で正面衝
突を避けるやう相互の敵對的活動を禁退
してゆくといふにある。

又即ち現在の國際情勢の下では日本は
其大隣邦たるソヴェート聯邦と提携し、
國交を緊密にしてゆく事は必要であり、
利益であるとの觀點から、基本條約がそ
れを明示するやうに、兩國の基本的事實
たる階級的對立關係には出来るだけ手を
觸れないやうにし、而も最大限度に經濟
的相互利用關係を設定してゆく政策を採
るに至つたのである。

又兩國間にかうした利用關係を設定し
てゆくといふことは、次の如き諸點から
みて極めて司能であり、有望であるにち
がひなかつた。
一、經濟的關係

ち二つの用意を施し乍ら日ソ國交の創造
に旅立つたのであつた。從て日ソ兩國は
大體此二つの線に沿ふて相互關係を發展
せしめた。日本の對ソ政策は漁業、通商
利權、交通等全經濟關係の分野で出来る
だけ多くの實利を得、共產主義、階級闘
争、無産階級獨裁等所謂赤化思想の傳播
について極力之を防止し取締るといふこ
とを主眼として打立てられ、遂行されて
來た。即ち漁業の方面に之を見るに一九
二八年一月日ソ漁業條約の締結を見、更
に一九三二年八月日ソ漁業暫定協定の調
印を見、その規定の上に露國側の積極的
進出と對立して飽く迄本邦露領漁業の優
越的地位を維持遂行せんとする政策をと
る一方、年々露領漁場に出稼ぐ數萬人の
邦人漁夫、就中露國側に雇傭される數千
人の邦人漁夫を所謂「赤化」思想に感染
する危険から防止する爲に、移民規則の
適用によつて之を制限し、取締りつゝあ
る點等、何れも我が國のこの二面的對ソ
政策を語つてゐるものである。この事は
通商についても、利權についても、交通

(A) 日本は歐洲大戰後世界的工業國化
したが、ソ聯邦、特に極東露領は從來
工業の極めて幼稚な原料生産地として
殘されて來た。

(B) 工業日本は其國內に各種重要生産
原料を制限され、それが欲乏に惱んで
ゐるに反し、極東露領は未開發富源に
充ちてゐる。

(C) 日本は漁業、鐵道、電氣其他相當
高度の技術を持ち、ソ聯邦は今そのの
習得移入を渴望してゐる。

一、地理的關係

(A) 日ソ兩國は樺太及び朝鮮北境の一
部で直接國境を接し、日本海を隔て、
一衣帯水の位置にあり、且滿洲國建設
により、有無相通の經濟關係において
遠隔の國家に比し遙かに利益である。

(B) 西伯利及北滿經由による歐亞連絡
運輸上日ソ兩國は絶対に提携の必要に
迫られてゐる。

三、歴史的關係

地理的關係からは兩國は西曆一六〇〇
年の古代から種々の關係交渉を持ち來

についても、或は他の分野即ち文化につ
いても等しく言へることである。即ち我
政府當局はソヴェート聯邦と交際するこ
とから生ずる經濟上乃至文化上の利益を
享受し、吸収することに努めつゝあるが、
又それら交際の中から附帶的に生じてく
る思想上の影響、傳播を嫌忌し、憎悪す
る事も亦頗る深刻である。現にソヴェ
ト聯邦との國交恢復後、日本に於ける社
會運動の尖鋭化に直面して、共產主義乃
至左翼的無産運動に對する取締は非常に
嚴重を加へて來た。これは治安維持法の
制定に、又一九二八年日本共產黨檢舉後
に於ける同法の緊急勅令による變改に、
雄辯に語られてゐるところである。

勿論日本における共產主義運動の害毒
とソヴェートとの關係については種々の
輿論もあり得るであらう。だが後述する
如く日本共產黨が國際共產主義總聯合た
る第三インターナショナル(通稱コミン
テルン)の支部であり、而もこのコミン
テルンは全聯邦共產黨を事實上中心とし
又モスクワに本部を置く等の關係から、

共産黨乃至共産主義運動の問題は、ソヴェト關係から之を別個の範疇に追ひやる事が出来ないのである。

日本政府の對ソ政策の一端を語るものにベツサラビヤ條約批准問題がある。舊露領ベツサラビヤは現在羅馬尼亞によつて支配されてゐるが、これが正式歸屬に關しては日本の批准如何が決定の鍵となつてゐる。即ち一九二〇年十月二十八日巴里に於て日、英、佛、伊、羅間にベツサラビヤ條約が調印され、羅馬尼亞はベツサラビヤ地方に對する主權を承認せられた。然し同條約は調印國全部の批准に依り効力を發生する事となり居り英、佛、伊三國は既に之が批准を了したるを以て同條約の効力發生は一に日本政府の批准に懸り居る結果、ソヴェト聯邦及び羅馬尼亞兩國は夫々同條約の不批准方、又は批准方に關し日本政府に希望を開陳してゐる、所で同條約の批准如何は、帝國に取りては英、佛、伊、羅に對する國際信義の問題たると同時に、他方ソヴェト聯邦に對する關係に於て極めて微妙な

る問題たるに鑑み、何れの國に對しても何等コミットせざる様注意し、現在に至るまでこれが批准を行はないでゐる。ソヴェト政府が日本の該條約不批准を好意をもつて見てゐることはいふまでもあるまい。日本の側からみるも亦遠隔の羅馬尼亞に對するよりも、隣接のソヴェト聯邦に對する利害が遙かに密接である關係上これは當然である。

二、政友、民政兩黨政府の對ソ政策

以上が日本政府の對ソ政策の根本である。だが、これは個々の政府によつて、如何に發動してゐるか？、民政黨、政友會の二大政黨が最近迄相互に政權を握つて來たが、この兩政黨内閣の間には對ソ政策について根本的な相違があるであらうか？成程政友會は民政黨、就中幣原元外相の外交政策——勿論其中に對ソ政策をも含む——を軟弱の名において徹底的に非難し排撃する。そこには何か根本的な相違がありさうに考へられるかも知れない。

勿論根本的な政策上の變化がそこに認められぬといふことは部分的、現象的な變化が存しないといふことではない。全般的にみて、民政黨の方が政友會よりもやや親ソヴェト的——といつて悪ければ、對ソ經濟利用關係をより重視してゐる傾向はあるのである。又客觀的情勢の變化が、其時々々の政府の對ソ政策に大小種々の影響を與へてゐることはいふまでもない。實質によつてこれを見よう。

三、日本共産黨政策と對ソ政策

一九二六年一月第五十二議會の劈頭に幣原外相は政府の對外施政方針を論じた其演説中、ソ聯邦と我國との關係は順調に發展しつつあり、之は東洋の平和確立の見地から必要である旨述べてソ側に並々ならぬ好印象を與へたが、それに續く田中政友會内閣は根本に於て前内閣の對ソ外交方針を完全に踏襲し乍ら而も紳士的幣原外交に對する其否定を意味する所謂「積極外交」政策の聲明と、一方支那

ない。だが、兩者の對ソ外交政策は形式的に考へられる程何も根本的な相違點をもつてゐる譯ではない。それは英國における保守、労働兩黨間の對ソ政策の相違に比し遙かに近接してゐる。何故ならば政友會にしる、民政黨しる、其對ソ外交政策を決定するものは等しく日本資本主義、就中最高資本主義の利害關係であり其基準は日ソ條約の上に發してゐるからであるこのことは兩黨内閣の對ソ政策の歴史が最もよい證明者となつてゐるのである。

即ち一九二五年一月日ソ國交條約締結に當つて當時の加藤高明内閣により打立てられた我國對露政策は、その延長である若槻内閣は勿論、一九二九年四月それに代り立つた政友會の田中内閣によつて繼承され、一九二九年七月其後を襲うた濱口民政黨内閣並びに次の若槻内閣も亦この軌道に沿ふて對ソ政策の展開に努力し來り、前大養内閣においても、根本においては何等の相違をそこに見出さないのである。

證跡もある。これは明らかに日ソ基本條約に違反する行爲ではないか。又第三インターナショナルの經營する露國共産黨大學に日本人の入學を勧誘し、現に六十餘名の日本人が變名して入學してゐるやうだが、之に對して陰に援助の態度をとつてゐる事實がある。これは右條約違反ではないか。

之は何が故に非公式の忠告的抗議として發せられたか、日ソ基本條約違反と日本政府が指摘してゐるのは第三インターナショナルが日本共産黨を指導したことを意味するの、それとも第三インターナショナルの黨員たり同時にソヴェト政府の官吏たる何者かが日本共産黨に關係したことを意味するの、それには日ソ基本條約第五條の宣傳禁止に關する次の如き事項を見る必要がある。

「兩締約國は互に平和及友好の關係を維持する事、自國の法權内に於て自由に自國の生活を律する當然なる國の權利を十分に尊重する事、公然又は陰密の何等かの行爲にして苟も日本國又はソ聯邦の領

域の何れかの部分に於る秩序及安寧を危殆ならしむる事あるべきものは之を爲さず、且つ締約國のため何等かの政府の任務に在る一切の人及締約國より何等かの財的援助を受くる一切の團體をして右の行爲を爲さしめざることを希望及意嚮を嚴肅に確認す。又締約國は其法権内に在る地域に於て(イ)地方の領域の何れかの部分に對する政府なりと稱する團體若し集團又は(ロ)右團體若し集團のため政治上の活動を現に行ふものと認めらるべき外國人たる臣民若しくは人民の存在を許さざるべきことを約す。」

以上の規定は日ソ兩國政府乃至政府の支配下にある何等かの團體又は個人の宣傳行爲乃至安寧秩序破壊行爲の一切を嚴重に禁じてゐる。此點でソヴェート政府の官吏にして若しも日本共産黨に關係してゐた者があるとすれば、當然此條項に抵觸する。然し第三インターナショナルの行動を此條項の枠内に入れるか、入れぬかといふことは、第三インターナショナルとソヴェート政府との關係聯絡等に

に一抹の暗翳を投じ、悪材料を提供したことは蔽ひがたい事實である。何故ならば此事件は日ソ兩國の階級的國家的對立の根底に觸れてゐるからである。其後頻發するこの種事件に對しても、大同小異の事が繰返されたのである。

四、對ソ關係惡化の他の原因

日ソ國交上の暗翳は單に之だけではなかつた。といふのは一九二八年十月以來ソヴェート政府はいはゆる五箇年計畫の建設に入り、一切の國內有望富源の自力開發に向つて進み、これがソ聯邦領土内に合法的に占められる日本の漁業、利權企業等とも種々の對立點を高め來つたからである。即ちそれあることによつて、日ソ國交を創造し、又た發展せしめ來つた經濟關係の内部に對立點を高め來つたことは、何にしても悪材料にちがひなかつた。

この事は逸早く日ソ漁業關係の上に最も熾烈に表はれ來つた。即ち日ソ漁業條

よつて決定されねばならぬ。ところがこれに向つてソヴェート政府が從來全世界に對して公言するところに據れば、第三インターナショナルは各國共産黨の支部を統一するプロレタリアートの世界黨である。従つてそれは露國又はソヴェート第三インターナショナルではない。各國共産黨が第三インターナショナルの支部であるやうに、全聯邦共産黨も亦其一支部であるに過ぎない。唯違ふところはソ聯邦のそれは一百二十萬人の黨員を有し、世界最大の組織たることである。此各國共産黨の世界的組織たる第三インターナショナルとソヴェート政府とは全然別個の機關であり、無關係である。だからソヴェート政府は第三インターナショナルの行爲に對して責任を持つ譯に行かないといふのである。

全聯邦共産黨が今日のソ聯邦に於ける唯一絶對の指導者であり、國家生活上に心臓と頭腦の役割を併せ持つものであつて、ソヴェート政府といへども事實上共産黨政府である事。又第三インターナショナル發動後の最初の出漁たる一九二九年に於て兩國漁業問題は極度に紛糾し、我當業者は勿論政府部内にまで自由出漁業說部分的には對ソ斷交說まで擡頭するに至つた。而して一方通商方面では兩國の取引額は年々著しい増額を示して、又北樺太利權の如きも、大體順調なる發展を示しつゝあつたので、政友會内閣の對ソ政策も何等根本的變更を迫られた譯ではなく、たゞ從來に比し政治的關係並に經濟的關係の一部に於て惡化の材料が増大しそれが濃厚になつたといふだけである。

五、濱口・若槻内閣の對ソ政策

昭和四年七月政友會に代つた民政黨の濱口内閣はソヴェートとの間に國交恢復條約を締結したのが同黨の前身たる憲政會の加藤内閣であり、殊に當時の外相幣原氏は濱口内閣に於ても同じ椅子につき且つ前内閣の對外政策を原則的に踏襲する旨聲明してゐる關係上ソ聯邦に關しては既に試験済の内閣であるとも云へる。

ヨナルがモスクワに本部を置き、其幹部員の絶對過半数が、各國共産黨員數の比例によつて全聯邦共産黨員に占められてゐることは世界的に明白な處であつて之はソヴェート政府としても敢て秘密にしてゐる譯ではない。第三インターナショナルとソヴェート政府間のかくの如き密接なる因果關係上、諸國外では此兩者を同一視して、同一の責任に問はふとするのである。然るに之に對してソヴェート政府は第三インターナショナルと政府とを全く別個の組織であり、無關係の機關であるとして、ソ側は今日まで言ひ逃れて來た。そして又形式的表面的には諸外國でも之を受容れてゐるが、日本政府内では日本共産黨と第三インターナショナルとの關係を更に精査した上對策を協議し、場合によつては第二段の抗議乃至警告を發するかに傳へられ、更に又、閣僚の一部には斷交をも賭して對ソ強硬態度を採る可しと主張する向もあつたが、結局問題は平穩に終つた。

然し日本共産黨事件が日本の對ソ政策事實、外務政務次官永井柳太郎氏は昭和五年八月一日民政黨政務調査總會で「日本の對露支關係は前内閣時代に著しく誤解と反感とを激成したが、民政黨新内閣によつて大いに緩和しつゝある」旨述べてゐるのを見ても、その一端が判る。

昭和四年夏支那官憲のクーデターによる東支鐵道回收に起因して發生した露支間の紛争に際し、日本政府は絶對中立の態度を持って何れにも偏することを選じた。殊にソ聯邦の滿洲里方面に於る行動に關し、米國政府が英佛を語らつて不戰條約に籍口し對露支勸告を取つた時、日本政府は此協同勸告參加の提議を婉曲に拒絶し著しく露國の心證を好くした。昭和六年一月第五十九議會休會明けに際して幣原外相は「對露國交が大體順調に發展し、特に通商の分野において相當目覺しい成果を示せること、漁業方面において兩國間に蟠る或種の紛争は遠からず解決を見るべきこと」を外交報告演説中に述べた。

策が兎に角日ソ親善の線に沿ふて進んで來てゐることを認められる。

然し乍ら昭和六年において特に明瞭に認められ出し、又日本人の輿論に反映して來たことは經濟の流域において兩國の相互關係が單に親善の表現ばかりではなくして、前記の如く五箇年計畫の段階に入つて諸外國—其中に日本もある—との對立を經濟の方面まで擴大したソ聯邦は漁業關係において日本との對立的要素を益々増大し來つた。例へばソ側の急進出により、兩國の漁業對策は激變した。そして漁業は兩國の經濟的相互依存の要因ではなくて、むしろ敵對的要因化して來た。利權企業の方面では露國の自力開發力の増大は利權契約條件の不利と相俟つて、沿海州森林利權の廢變となり、北樺太二大利權企業においても良好なる展望を與へない。

勿論一方通商關係の方面においても五ヶ年計畫の極東における進展と相俟つてクレヂット條件さへ適合すれば日本に對する注文は激増すべく豫想されてゐるの

の變化をもたらししてゐる。

滿洲國の生誕により地理的、經濟的及び政治的に接觸の度を深めた日ソ兩國の相互關係は今後愈々複雑化してゆくに違ひない。勿論國家組織の相違から種々な問題が惹起するであらうが、その半面では日ソ滿三國提携問題が益々眞剣に論じられる可能性が充分にある。

七、齋藤内閣の對

ソ政策

昭和七年五月十五日夕刻犬養前首相が不幸兇手に仆れた。該事件は從來屢々繰返された單なる政治的暗殺ではなく、兇行が陸海軍將校及下士兵によつて行はれまたその夜水戸市外常磐村愛郷塾頭を首魁とする農民決死隊が變電所を襲撃して帝都の暗黒化を企てたと云ふ點で、實に日本にとつて空前の大事件であつた。しかも此事件は、外には滿洲事變、上海事變によつて日本の國際關係が緊張重大化し、内には經濟的不況がますます悪化しその打開が極めて容易ならざる秋に突發

六、犬養内閣の對ソ政策

昭和六年十二月中旬安達内相一派の投げた協力内閣運動の石が遂に若槻内閣を内部的分裂に導き、遂に其總辭職となり犬養毅氏を主班とする政友會新内閣の組織を見るに至つた。

犬養内閣の對露政策は何うであるか？民政黨も政友會も現日本の支配階級の利害を代表する政黨内閣である限り、この内閣の更迭は根本的事實として手の平を返すやうな急激な政策の轉換がそこに見られるとは思へない、現に昭和七年一月休會明け第六十議會において芳澤新外相は帝國外交政策に關する施政演說中、ソヴェート政府が滿洲事變に際し絶對中立の態度を保持してゐる事實を挙げ満足の意を表明してゐる。

然し滿洲事變の進展による滿洲國家の組織實現と、日本の勢力の滿蒙全土に對する全面的擴大伸張とは、日ソ關係にも重大なる轉換の機運を與へ、客觀的情勢

したのである。加ふるに既成政黨に對する不信が逐年増してきてゐた矢先とて、該事件も既成政黨打倒を目標の一として行はれたのであるから、後繼内閣組織の大命は既成政黨の總裁に下らずして、齋藤實氏に下り、同氏を主班とする舉國一致内閣の實現を見るに至つた。

齋藤舉國一致内閣は、從來の純政黨内閣とは相違してゐるが、政民兩黨支持の下に成立したのだから對、ソ政策について犬養政友會内閣や、濱口若槻民政内閣とは全然違つた政策をとる筈がない。唯齋藤内閣の對ソ政策に關して特記すべきことは、その主班となつてゐる齋藤氏が、日露國交恢復以前から兩國關係の局面打開に盡力した後藤新平伯の歿後、昭和四年六月六日日露協會々頭に推薦され爾來ソヴェート側とは絶えず接近の機會を得て相互の理解を高めたのみならず、就中前駐日トローヤノフスキー大使とは大使が日露協會名譽會頭であつた關係上一層公私共親交があり、而も齋藤氏は特にロシヤ問題には關心を以て調査研究を續け來

つたため我國歴代の首相級の人物中では優越せるロシヤ通である。

齋藤内閣出現に對するソヴェート大使館及び通商代表部の要人の意嚮を綜合してみるに、「齋藤氏は日ソ親善を目的とする日露協會の會頭としてよくロシヤを理解し、又深く認識して居られる。従つてしばしば會頭としての子と意見を交へ、接觸の機會も多いが、東洋平和の見地から日露兩國親善關係は最も必要であるとの意見を抱懐せるは、吾々の常に耳にした所であつて、齋藤内閣の出現は必ずや日ソ兩國の親隣關係を鞏化し、延いては東洋平和に資する所大なるものがあらう」とその出現を歓迎してゐる點から見ても日ソ關係が急激に悪化するが如きことは萬無からう。

日本各政黨の對ソ政策

一、政友、民政兩黨の對ソ政策

前項日本政府の對ソ外交政策中にて政友、民政兩黨政府の對ソ政策について述べたが、兩黨政府の對ソ政策は結局兩黨政府の基礎たる政友會、民政黨の對ソ政策となるのである。だから本項に於ては兩黨の對ソ政策に關しては省略する。

二、國民同盟の對ソ政策

昭和六年十二月中旬安達謙藏氏一派の協力内閣運動によつて、俄然若槻内閣は分裂を餘儀なくされ遂にその桂冠となつた事は前述の通りであるが、然し協力内閣は實現せずして犬養政友會内閣が出現した爾來半歳に亙つて沈黙を守つてゐた安達氏は、昭和七年六月二十七日聲明を發表し、愈々時局に對應して新政黨結成に乗りだすべく、先づ政治研究のクラブを設け、新黨樹立の準備に着手した。

かくてこの政治研究のクラブは「國策研究クラブ」と名付け、超えて八月八日立憲準備に關する協議會を開いて凝議の結果、立憲の曉には黨名を「國民同盟」と

することとし、爾來は「國民同盟準備委員會」として乗出し、秋に至つて結黨を見た。十月三十一日の國民同盟全體會議の席上、安達委員長は、日ソ提携確立を力説して次の如く述べた。

「滿洲問題については國際聯盟の議論に關する限り多く憂慮するを要せずと信ずる。この際特に注意すべきはソヴェート・ロシアとの關係でソヴェート・ロシアが若し眞にわが國の極東政策を諒解し、進んで滿洲國を承認するのみならず、東支鐵道買収問題、カムチャツカ漁業問題等に關し根本的恒久解決策を講じて不侵略條約を締結せんとする眞意があるならば、それは局部的でなく、事務的でなく、日本の平和的世界政策の一環として慎重に審議すべきものと思ふ。日本としては滿洲國と接壤せるロシアとの間に疑惑を一掃し、兩國諒解の下にはゆる日本モンロー主義を確保するの地歩を固めることはわが世界政策の見地から見ても頗る有意義なりと信ずる。ロシアが極東の現状

を認識し、滿洲國を承認し、日本と不侵略の關係を確立するに至つたなら認識不足の列強は始めて現實の前に目醒むる事と思ふ。固より不侵略條約を考慮するに先立ち思想宣傳の徹底的取締り其他についてロシアの誠意を確かめ萬全の手段を講ずるの必要あるは勿論である。

國民同盟が今後どの程度までに發展し政界にいかなる役割を演ずるかは將來の問題であるが、ともかくにもあらゆる意味で、異彩ある該同盟の對ソ政策は注目し値するものがある。現齋藤内閣が日ソ不侵略條約締結を時機尙早と唱へてゐるのに、國民同盟は日ソ提携を力説し、日ソ不侵略條約を高唱してゐる點は特記するに足る。

三、社會大衆黨の對ソ政策

日本における無産黨は長い間合同、分裂を繰返して來たので、今それら各無産黨の對ソ政策を一々紹介することは非

常に煩瑣なことだから、そのうちで代表的であり、現在發展の過程にある社會大衆黨の對ソ政策について述べる。勿論唯一のプロレタリア黨と自負してゐる日本共産黨の對ソ政策は徹底してゐるが、同黨は非合法黨であるから、同黨については觸れないこととする。

滿洲事變をきっかけとしてファッショ運動の擡頭するにつれ、社會民主黨もその影響をうけ黨の運動方針に關する件を中心として國家社會主義派、社會民主主義派の二派に分れて、對立抗争を續けてゐたが、遂に七年四月十五日開催の擴大中央委員會において決裂し、國家社會主義派の敗北となつたので同派は脱退し、五月二十九日結黨大會開催、黨名を「日本國家社會黨」と決定した。この「日本國家社會黨」の對ソ政策は同黨の性質から見ても反ソヴェートののであることは云ふまでもない。

國家社會主義派脱黨直後の四月十七日社會民主黨の殘留本部派、即ち社會民主主義派は黨の再組織を協議した結果、全

國勞農大衆黨への合同提唱の件を可決しこの合同提唱を全國勞農大衆黨が受入れたので、遂に七月二十四日兩黨の合同大會が開かれることとなり、安部磯雄氏を中央執行委員長とする社會大衆黨が生れたのである。

社會大衆黨の對ソ政策は、極東における國際的對立除去のため日ソ不侵略條約の締結を唱導してゐる點から見ても、その一端を知る事ができる。同黨では單に親ソ政策を表明するだけではなく、昭和八年一月同黨中央執行委員長安部磯雄氏が特に此の問題を提げて、齋藤首相を訪問し自黨の意見を述べて、積極的に日ソ不侵略條約の締結促進に努めてゐる。

又駐日ソヴェート大使トロヤノフスキ氏の離任退京を機會に、一月三十日同大使を赤坂山王ホテルに招待し、送別の宴を催ふし、其の席上日ソ不侵略條約問題を中心に種々懇談する等同黨の對ソ政策は、該問題につき朝野各方面の意見區々たる折柄一般の注目を引いてゐる。

ソヴェート政府の對日外交政策

一、對日政策の基調

ソヴェート政府の對日外交政策は、基本的にはソヴェート政府の資本主義諸國に對する外交政策の一部をなすものである。即ちこれを一言にして説明すれば、ソヴェート政府は第一次、第二次五箇年計畫の目標とする一國內社會主義實現の過程において、政治的、經濟的にその必要が命ずるところに従つて、資本主義諸國と外交關係を設定し、親善より正確には相互利用關係—を結び、且つこれを深化してゆくにある。

一九一七年の十月革命より一九二〇年に至る所謂、戦時共產主義の段階においては、ソヴェートの對外政策は大いに之と趣を異にしてゐた。

それはプロレタリア・インターナショナルリズムの基調に立つて、外國にも自國と同様のプロレタリアを成就せしめ、所

謂世界〇〇を遂行するにあつた。ソヴェ
ート國家そのものが今日のコミンテルン
のやうな立場に立つてゐた。

ソヴェート國家の組織は、資本主義の
國際的構成網を非常手段によつて破壊し
た點で、資本主義世界の大きな脅威を呼
び起した。殊にソヴェート政府が、帝
制政府締結の一切の既存條約を破棄し秘
密條約を曝露すると共に巨大なる金額の
舊債務の廢棄を斷行した事は、資本主義
諸國をでんぐり返らした。資本主義諸強
國の一九一七年—二〇年に於ける對露出
兵と白軍の援助とは、その表面の理由の
何如を問はず、世界資本主義の階級的敵
たるソヴェートのプロレタリア革命政權
打倒にあつたことは今日何人も否定し得
ないところであらう。

然るに一九二一年新經濟政策への轉換
を機會にソヴェート國家においても、又
資本主義世界にあつても、一種の安定期
が到來した。即ちこゝで二つの世界は一
時干戈を収めて、相互に利用關係を設定
する必要に迫られた。

ソヴェート政府と諸外國との復交々涉
は一九二〇年頃から隨所で行はれるやう
になつた。日本に對してもソヴェート政
府は正常外交關係の復活を要望し、これ
が大連、長春、東京等の諸會議を経て一
九二五年一月二十一日の日ソ北京條約締
結となつたのである。

現在ソヴェート政府の對日外交政策が
右一九二五年一月の日ソ基本條約の上に
置かれてゐることは、日本の對ソ外交政
策の場合と全く同様である。

ソヴェート政府は日本との間に、その
政治的、階級的對立が激化し國際ソヴェ
ート戰線における日本の位置が高まるこ
とを極力避け、反對に經濟關係をその主
要な舞臺として平和的親善關係を維持發
展せしむことを外交政策としてゐる。

殊にかゝるソ政府の對日外交方針は、
歐米方面におけるその位置の悪化が強ま
れば強まるほど切實を加へ來る傾向があ
る。例へば一九二七年英國保守黨による
對ソ國交斷絶後、ソ聯邦は商品注文の増
加其他の方法により從來にも増して日本

其後再び反吉林軍策動の結果、日本は
在留邦人及鮮人保護のため東支鐵道部線
方面に出兵した。更に滿洲國の新組織に
よる日露支三角關係の完全なる均衡破壊
と不可避的にそこに行はれつゝある勢力
の編成替へとは、ソヴェートをして退却
を餘儀なくせしめてゐる。

ところで、聰明なるソヴェート政府は
腕を拱いてこの事態の前に黙止するであ
らうか？ 決してさうではない。といつ
ても、それが對日強硬政策の採用を意味
するものでないことはすでに述べた。も
し此場合強硬政策でソヴェートが突張つ
てくるとすれば、それは日本との對立を
益々悪化し、或は最後の危険を現出する
ことを意味する。だから正に反對である
即ちソヴェートは滿蒙時局解決策を對日
絶對親善策の上に求めてゐるのである。
即ち日本との間に經濟的相互利用關係を
最大限度にまで伸展せしめる事によつて
又、日本との間に不侵略條約を締結する
事によつて、更に日本の滿蒙進出に對し
アメリカ式抗議など提出する代りにこれ

と親善關係の設定に努力し出した傾向が
あるが、近年に至り獨逸、伊太利等を除
く外歐米におけるソヴェートの外交關係
が政治と經濟の兩戰線において概ね悪化
し來る情勢に鑑み、ソ聯邦は日本に對し
て益々親善關係増進の必要を認め出して
來た。

二、最近の對日外 交政策

かうした兩國關係の中に滿洲事變が突
發し、日ソ國交にも大きな衝動を與へた
勿論ソ側はこの事變の當初から絶對中立
主義を宣明嚴守し、日本も亦ソ側の權益
の尊重を聲明し、實行して來た。だが日
本の占據區域が昨秋に至り、東支鐵道を
越えてチチハルに伸び、ソ側の出兵説馬
占山援助説等が山と積まれて報道され、
諸外國の日ソ戰爭挑發策動が頻々として
行はれるに至り、日ソ關係は非常に緊張
を示すに至り、商取引の如きも賣買商談
は殆んど杜絶狀態に陥るに至つた。然し
此危機はソヴェートの嚴正不干渉政策遂

を既定の事實として暗黙の中に承認的態
度を示すことによつて、從來以上に日露
國交の鞏化發展に努むるであらう。かゝ
る根本態度の前にモスクワにおける日ソ
漁業暫定協約は昭和七年八月に成立し、
かくて漁業紛争問題は著しく解消され、
反ソヴェート運動の經濟的支柱として漁
業關係は反對に相互利用關係の要因に轉
化せんとしてゐる。これを要約すると、
ソヴェート聯邦は、その國境を侵害され
ず、社會主義建設を妨害されない範圍に
おいては最大限度の讓歩と妥協をもつて
對日絶對親善に轉向するであらうと考へ
られる。

然し乍ら、ソ聯邦は平和を唱へるだけ
で拱手してゐるのではない。滿洲事變の
勃發後ソヴェート政府の對日外交政策に
一大轉換が行はれた。その意味はソ政府
が滿洲問題に對する絶對不干渉主義を放
棄したのではなく、飽迄これを堅持しな
がら、その國境が犯さるゝ場合に處すべ
く、極東國境の國防施設を行つてゐるこ
とである。スターリン、モロトフ、ウオ

行によつてよく救はれた。ところが昭和
七年一月に至つて、反吉林軍の反日策動
を直接原因とする日本軍のハルビン出兵
と占據が敢行された。東支鐵道の南部線
は支那軍によつて諸所破壊され、ソ側の
權益の中心地ハルビンは軍事的恐怖下に
曝された。反吉林軍たる護路軍援助説が
流布された。然し出兵はソ側の平和主義
に反し絶對不干渉政策に反する。若し假
りに此鐵道を越えて出兵したとした場合
日本軍との間に事端を開き、遂に反ソヴ
エート戰爭の導火線をつくる危険は極め
て濃厚である。それよりも自國の國境を
寸尺たりとも犯されぬといふことを最
後の限界として極力戰爭の危険から身を
避け、只管五箇年計畫の完成を急ぐとい
ふその固有の立て前を墨守した方がどれ
程氣が利いてゐるか！ そこで或種の人
々には意氣地がないと思はれるかも知れ
ない。日本軍の東支鐵道使用によるハル
ビン乗り込み交渉に、同鐵道の共管者た
る支那側の承諾を條件として應諾し、何
等妨害的行爲にも出でなかつたのである

シロフ諸氏の昭和八年に入つてからの演説中、極東問題に關する言辭によつても、國防充實に力を注いでゐることが窺はれるのである。

其一例として、ソ聯邦陸海軍人民委員長ヴォロシロフ氏が本年二月中旬に開會した、ソ聯邦共同農場突撃隊第一回大會の席上なした演説の一節を引用しよう

ソ聯邦は終始一貫平和政策を遂行し、決して征服を欲するものでない……しかるに極東に於ては、全ソヴェート聯邦が、常に注意を怠つてはならぬ事態が存在してゐる……

他方において、ソヴェート聯邦が如何に極東平和を熱愛し、日本との衝突を避けるために如何に努力してゐるかは、前掲北滿鐵讓渡問題中に述べた。北滿鐵賣却の提議によつても明白に看取されるであらう。ソヴェート政府のこの和戦兩様の對日外交政策は、一見矛盾の如く見えるが、實は確手不動の對日平和政策を一歩も變更したのではなく、極東平和維持により専念してゐるのである。

日露基本條約

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約

日本國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦ハ兩國間ニ善隣及經濟的協力ノ關係ヲ促進セムコトヲ希望シ右關係ヲ律スル條約ヲ締結スルコトニ關シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下
支那共和國駐劄特命全權公使
從四位勳一等芳澤謙吉
「ソヴェート」社會主義共和國聯邦ノ中央執行委員會
支那共和國駐劄大使
「レフ・ミハイロヴィチ・カラハン」
右委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

ニ置クハ兩締約國ノ意嚮ナルニ依リ
兩締約國ハ兩國間ノ經濟上又ハ其ノ他ノ交通ノ増進ヲ妨クルニ至ルコトアルヘキ禁止、制限又ハ課金ヲ他方締約國ニ對シ差別的ニ行フコトナカルヘキモノトス
又兩締約國政府ハ兩國間ニ於ケル經濟上ノ關係ヲ調整シ且促進スル爲通商及航海ニ關聯スル特別ノ協定ヲ締結スルノ目的ヲ以テ事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ隨時商議ヲ爲スコトヲ約ス

十四年ニ確立セラレタル實行方法ヲ維持スヘシ
第四條 兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ左記ノ原則ニ從ヒ通商航海條約ノ締結ヲ爲スヘク且右條約ノ締結ニ至ル間兩國間ノ一般交通ハ右原則ニ依リ律セラルヘキコトヲ約ス

(一)兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ他方ノ法令ニ從ヒ(イ)其ノ領域内ニ到リ、旅行シ且居住スルノ完全ナル自由ヲ有スヘク(ロ)身體及財産ノ安全ニ對シ恒常完全ナル保護ヲ享有スヘシ

(二)兩締約國ノ一方ハ私有財産權並通商、航海產業其ノ他ノ平和的業務ニ從事スルノ自由ヲ最廣キ範圍ニ於テ且相互條件ノ下ニ他方ノ臣民ニ對シ自國領域内ニ於テ自國ノ法令ニ從ヒ付與スヘシ

(三)自國ニ於ケル國際貿易ノ制度ヲ自國ノ法令ヲ以テ定ムルノ各締約國ノ權利ヲ害スルコトナク、兩國ノ通商航海及產業ヲ成ルヘク最惠國ノ地歩

政治・外交關係

第一條 兩締約國ハ本條約ノ實施ト共ニ兩國間ニ外交及領事關係ノ確立セララルヘキコトヲ約ス

第二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦ハ千九百一十五年九月五日ノ「ポーツマス」條約カ完全ニ効力ヲ存續スルコトヲ約ス

千九百一十七年十一月七日以前ニ於テ日本國ト露西亞國トノ間ニ締結セラレタル條約、協約及協定ニシテ右「ポーツマス」條約以外ノモノハ兩締約國ノ政府間ニ追テ開カルヘキ會議ニ於テ審査セラルヘク且變化シタル事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ改訂又は廢棄セラレ得ヘキコトヲ約ス

第三條 兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ千九百一十七年ノ漁業協約ノ締結以後一般事態ニ付發生シタルコトアルヘキ變化ヲ考量シ右漁業協約ノ改訂ヲ爲スヘキコトヲ得ス
右改訂協約ノ締結ニ至ル迄ノ間「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ對スル漁區ノ貸下ニ關シ千九百一

團體ニシテ右ノ行爲ヲ爲サシメサルコトノ希望及意嚮ヲ嚴肅ニ確認ス
又締約國ハ其ノ法權内ニアル地域ニ於テ(イ)他方ノ領域ノ何レカノ部分ニ對スル政府ナリト稱スル團體若ハ集團又ハ(ロ)右團體若ハ集團ノ爲政治上ノ活動ヲ現ニ行フモノト認メラルヘキ外國人タル臣民若クハ人民ノ存在ヲ許ササルヘキコトヲ約ス

第六條 兩國間ノ經濟上ノ關係ヲ促進スル爲天然資源ニ關スル日本國ノ需要ヲ考量シ「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府ハ「ソヴェート」社會主義共和國聯邦ノ一切ノ領域内ニ於ケル鑛産、森林及其ノ他ノ天然資源ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國ノ臣民、會社及組合ニ許與スルノ意嚮ヲ有ス

第七條 本條約ハ批准セララルヘシ
各締約國ノ右批准ハ成ルヘク速ニ其ノ北京駐劄外交代表者ニ由リ他方ノ政府ニ通知セララルヘク且本條約ハ右通知中後ニ爲サレタルモノノ日ヨリ完全ニ實施セララルヘシ

批准書ノ正式交換ハ成ルヘク速ニ北京ニ於テ行ハルヘシ
右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本條約ニ通ニ署名調印セリ
千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤 謙 吉
エル・カラハン

議定書(甲)

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ兩國間ノ關係ヲ律スル基本法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ同條約ニ關聯スル諸問題ヲ規定スルノ有益ナルコトヲ認メ其ノ各全權委員ニ由リ左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 各締約國ハ他方ノ大使館及領事館ニ屬スル動産及不動産ニシテ自國ノ領域内ニ現存スルモノヲ右他方ニ引渡スコトヲ約ス

東京ニ於テ前露西亞國政府ノ占有シタル土地力東京ノ都市計畫又ハ公共ノ目的ノ爲ニスル事業ニ對シ支障ト爲ルカ

義共和國聯邦代表者トノ間ニ協定セラレヘシ

第四條 兩締約國ハ其ノ一方カ何レカノ第三國ト結ビタル軍事同盟ノ條約若ハ協定又ハ其ノ他ノ秘密協定ニシテ他方締約國ノ主權、領土權又ハ國家的安全ニ對スル侵害又ハ脅威ト成ルヘキモノ

ノ現ニ存在セザルコトヲ互ニ聲明ス
第五條 本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本軍及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書ニ通ニ署名調印セリ
千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤 謙 吉
エル・カラハン

議定書(乙)

兩締約國ハ日本國ト「ソヴィエト」社會

政治・外交關係

如キ位置ニ在リト認メラルル場合ニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右支障除去ノ爲日本國政府ノ爲スコトアルヘキ提議ヲ考慮スルノ意嚮アルモノトス

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ領域内ニ設置セラレヘキ日本國大使館及領事館ニ對スル相當ノ敷地及建物ノ選定ニ付一切ノ適當ナル便益ヲ日本國政府ニ與フヘシ

第二條 前露西亞政府即チ露西亞帝國政府及之ヲ繼承シタル臨時政府ノ發行シタル公債及國庫證券ニ依リ日本國ノ政府又ハ臣民ニ對シテ負ヘル債務ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ニ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セラレコトヲ得ス

尤モ右問題ノ調整ニ當リ日本國ノ政府又ハ臣民ハ一切ノ他ノ條件ニシテ均シキニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府カ同様ノ問題ニ付他ノ何レ

主義共和國聯邦トノ全權委員間ニ本日署名セラレタル議定書(甲)第三條ニ規定セラレタル所ニ從ヒ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月内ニ締結セラレヘキ利權契約ニ對スル基礎トシテ左ノ如ク協定セリ

一 「ソヴィエト」社會主義共和國政府ハ日本國代表者ニ依リ千九百二十四年八月二十九日聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書ニ記載セラレタル北「サガレン」ニ於ケル油田ノ各ノ地積五割ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス右開發ノ爲日本國當業者ニ貸付セラレヘキ地積ヲ決定スルノ目的ヲ以テ右油田ノ各ハ各十五乃至四十「デシヤテイン」ノ基盤目方ニ區分セラレヘク且全地積ノ五割ニ相當スル右方形ノ數ハ日本人ニ割當テラルヘシ但シ右日本人ニ貸付セラレヘキ方形ハ原則トシテ相隣接スヘカラサルモ日本人ノ現ニ掘鑿又ハ作業中ナル一切ノ坑井ヲ包含スヘキモ

ノ國ノ政府又ハ國民ニ與フルコトアルヘキモノヨリモ不利益ナル地位ニ置カレコトナカルヘシ

又締約國ノ一方ノ政府ノ他方ノ政府ニ對スル請求權又ハ締約國ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ノ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セラレルコトヲ得ス

第三條 北「サガレン」ニ於ケル氣候ノ狀態カ現ニ同地方ニ駐屯スル日本國軍隊ノ即時本國輸送ヲ妨グニ鑑ミ右軍隊ハ千九百二十五年五月十五日迄ニ同地方ヨリ完全ニ撤退セラレヘシ

右撤退ハ氣候ノ狀態カ之ヲ許スニ至ラハ直ニ開始セラレヘク且日本國軍隊ノ撤退シタル北「サガレン」ノ總テノ地方ハ直ニ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ當該官憲ニ完全ナル主權ニ於テ還付セラレヘシ

行政ノ引渡及占領ノ終了ニ關スル細目ハ「アレクサンドロウスク」ニ於テ日本軍占領軍司令官ト「ソヴィエト」社會主

ノトス右覺書ニ記載セラレタル油田中貸付セラレサル殘餘ノ地區ニ關シテハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府カ右地區ノ全部又ハ一部ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

二 又「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約締結ノ後一年内ニ選定セラレヘキ一千平方「ヴェルス」ノ地積ニ互リ北「サガレン」ノ東海岸ニ於テ五年乃至十年ノ期間油田ヲ調査試掘スルコトヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許可スルコトヲ約ス又油田カ日本人ニ依ル右調査試掘ノ結果確定セラレタル場合ニ於テハ右確定セラレタル油田ノ地積五割ノ開發ニ對スル利權ハ日本人ニ許與セラレヘシ

三 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セラレヘキ特定ノ地積ニ互リ北「サガレン」ノ

西海岸ニ於テ炭田ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦セル日本國當業者ニ許與スル事ヲ承諾ス又「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セラルヘキ一定ノ地積ニ互リ「ドゥーエ」地方ニ於ケル炭田ニ關スル利權ヲ右日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス又前二項ニ掲ケラルル特定ノ地積以外ノ炭田ニ關シテハ「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府力之ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

四 前諸號ニ規定セラルル油田及炭田ノ開發ニ對スル利權ノ期間ハ四十年乃至五十年タルヘシ

五 日本人タル利權取得者ハ右利權ニ對スル報償トシテ炭田ノ場合ニ於テハ其ノ總産額ノ五分乃至八分ヲ又油田ノ場合ニ於テハ其ノ總産額ノ五分乃至一割五分ヲ「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府ニ對シ毎年提供ス

ヘシ但シ自噴油井ノ場合ニ於テハ右報償ハ其ノ總産額ノ四割五分迄之ヲ増加スルコトヲ得

報償トシテ提供セラルヘキ産額ノ割合ハ利權契約ニ於テ確定的ニ定メラルヘク且右契約中ニ定メラルヘキ方法ニ依リ年産額ノ率ニ應シ等差ヲ設ケラルヘシ

六 右日本國當業者ハ企業ノ目的ニ要スル木材ヲ伐採スルコトヲ得且交通並物資及生産物ノ運輸ヲ容易ナラシムル爲諸般ノ施設ヲ爲ス事ヲ許サルヘシ右ニ關スル細目ハ利權契約ニ於テ定メラルヘシ

七 前記ノ報償ニ鑑ミ又企業カ當該地區ノ地理上ノ位置及其ノ他ノ一般狀態ニ依リ受クヘキ不利益ヲ考量シ右企業ニ要スル又ハ之ヨリ得タル何等カノ物件物資又ハ生産物等ノ輸入及輸出ハ無稅ニテ許可セラルヘク且右企業ハ其ノ收益の經營ヲ事實上不可能ナラシムルコトアルヘキ如何ナル課稅又ハ制限ヲモ加ヘラルルコトナ

カルヘキコトヲ約ス

八 「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府ハ右企業ニ對シ一切ノ適當ナル保護及便益ヲ與フヘシ

九 前諸號ニ關聯スル細目ハ利權契約ニ於テ協定セラルヘシ

本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴエート」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ヲ署名調印セリ千九百二十五年一月二十五日北京ニ於テ作成ス

芳澤 謙 吉印
エル・カラハン印

聲明書

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ「ソヴエート」社會主義共和國聯邦ノ全權委員タル

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン

日本國特命全權公使芳澤謙吉閣下

(往翰)

以書翰啓上致候陳者本官ハ閣下ヨリノ日本附左記ノ書翰ヲ承領スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ日本國ノ全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴエート」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ニ手交セラレタル覺書ニ記載セラルル油田及炭田ニ付北「サガレン」ニ於テ現ニ日本人ノ實行中ナル作業ハ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月内ニ行ハルヘキ利權契約ノ締結ニ至ル迄續行セラルヘキコトニ「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府ニ於テ同意スルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ聲明スルノ光榮ヲ有シ候但シ左記條件ハ日本人ニ依リテ遵守セラルヘキモノニ候

一 作業ハ千九百二十四年八月二十九日ノ覺書ニ掲ケラレタル地區、使用セラルル労働者及専門家ノ數、機械

下名ハ本國政府ニ於テ千九百二十五年九月五日ノ「ポーツマス」條約ノ効力ヲ承認スルコトハ兩國政府ニ於テ右條約ノ締結ニ付前帝政府ト政治上ノ責任ヲ分ツコトヲ何等意味セサル事ヲ聲明スルノ光榮ヲ有ス千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン(印)

交換公文

(來翰)

以書翰啓上致候陳者本官ハ日本國ノ全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴエート」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ニ手交セラレタル覺書ニ記載セラルル油田及炭田ニ付北「サガレン」ニ於テ現ニ日本人ノ實行中ナル作業ハ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月内ニ行ハルヘキ利權契約ノ締結ニ至ル迄續行セラルヘキコトニ「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府ニ於テ同意スルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ聲明スルノ光榮ヲ有シ候但シ左記條件ハ日本人ニ依リテ遵守セラルヘキモノニ候

政治・外交關係

並其ノ他ノ條件ニ關シテハ右覺書ノ記載事項ニ嚴ニ準據シテ續行セラルヘシ

二 石油及石炭ノ如キ産出物ハ之ヲ輸出シ又ハ販賣スルコトヲ得ス右作業ニ關係アル従業員及裝備ノ用ニ限リ之ヲ充ツルコトヲ得ヘシ

三 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ許與セラルル作業續行ノ許可ハ將來ノ利權契約ノ規定ニ何等影響ヲ及ボササルヘシ

四 北「サガレン」ニ於ケル日本國無線電信所ノ運用ニ關スル問題ハ將來ノ協定ニ留保セラルヘク且私人及外國人ノ無線電信所設置ヲ禁止スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ現存法令ニ合致スル方法ニ於テ調整セラルヘシ

本國政府ノ名ニ於テ本官ハ日本帝國政府ハ右書翰ニ全然同意ナル旨ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シ候本官ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

千九百二十四年八月二十九日日本國代表者ニ依リ聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書

石油 試掘 作業

一 此等試掘作業ハ政府ノ爲ニ株式會社北辰會ニ依リテ行ハレ居レリ

二 作業	位	地積	試掘井
「オハ」	「オハ」河ノ流域ニ於テ「ウルクト」灣ノ西ニ哩半	二、五〇〇	四
「エハ」	「エハ」灣ノ西ニ哩	一、六〇〇	ナシ
「ピルトウン」	「ピルトウン」河ニ沿ヒ「キヤツクル」灣ノ南西六哩	一、二〇〇	ナシ
「ヌト」	「ヌト」河ヨリ西五哩	二、五〇〇	一
「チアイヴオ」	「ボアタシン」河ニ沿ヒ「チアイヴイ」灣ノ西三哩	一、二〇〇	一
「ヌイヴオ」	「ノグリツク」河（「トウイミ」河ノ支流）ノ流域ニ於テ「ヌイヴオ」灣ノ西七哩	一、六〇〇	一
「グレイグレクトウイ」	「トウイミ」河ノ流域ニ沿ヒ同河ノ河口ノ南三哩	八〇〇	ナシ
「カタングリ」	「ナピリスキー」灣ノ北「カタングリー」湖ノ岸	一、六〇〇	一

三 使用セラルル専門家

四 機械

政治・外交關係

四〇〇（夏季）

一 作業者

七 石油ノ輸出

七七

芳澤謙吉

附屬公文

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員タル下名ハ茲ニ日本國政府ニ對シ千九百二十年ノ「ニコラエウスク」事件ニ關スル誠實ナル遺憾ノ意ヲ表スルノ光榮ヲ有ス
千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ
エル・カラハン（印）

署名議定書

支那國駐劄日本國特命全權公使芳澤謙吉及支那國駐劄「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦大使「レフ・ミハイロヴィチ・カラハン」ハ良好妥當ト認メラレタル各自ノ全權委任狀ニ基キ本日北京ニ會合左ノ文書ヲ審査セリ
一 日本國及「ソヴイエト」社會主義共

七六

和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約

二 議定書二通
三 聲明書一通
四 交換公文一件
五 附屬公文一件

全權委員ハ右文書ニ掲ケラレタル總テノ用語及條項ニ同意シタルヲ以テ正式ニ各文書ニ署名調印セリ

尙兩全權委員ハ日本國全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ニ手交セラレ且日本人カ北「サガレン」ニ於テ作業中ナル油田及炭田ノ狀態ニ關スル説明ヲ掲ケタル覺書ヲ本議定書ニ添附スヘキコトヲ約ス

右證據トシテ兩締約國ノ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

「ハイドロリック、ロータリ」式 三

「スタンダード、ケーブル」式 五

「ダイヤモンド、ボーリング」式 二

「スプリング、ボーリング」式（人力ニ依ルモノ） 一〇

五 設備 淺掘用

（イ）通信用 各所ノ作業ヲ連絡スル電話線、「オハ」及「チアイヴオ」ニ於ケル無線電信所

（ロ）運搬用 舢及傳馬船十二隻ノ外各所ノ作業ヲ連絡スル爲夏季使用セラ

ルル小型蒸氣船一隻及發動汽船數隻

（ハ）建設物（次頁別表）

六 輕便鐵道 ナシ

「ウルクト」灣ト「オハ」ニ於ケル工場ト

ノ間ニ哩半ニ亘ル「トロツコ」線及「カ

タングリ」ト「ナピル」トノ間約三哩ニ

亘ル他ノ線

七 石油ノ輸出 ナシ

炭坑作業

職員及労働者用家屋	「オハ」	三〇	一	二	七	八	六	一	一五
掘鑿用櫓	「エハ」	一	三	三	一	一	二	二	一
機關場	「ピ」	三	一	一	一	一	一	一	一
貯油所(土製)	「トウル」	一	一	一	一	一	一	一	一
燃料油「タンク」(鋼製)	「スト」	一	一	一	一	一	一	一	一
	「イヴ」	一	一	一	一	一	一	一	一
	「マイ」	一	一	一	一	一	一	一	一
	「グレイ」	一	一	一	一	一	一	一	一
	「カク」	一	一	一	一	一	一	一	一

除キ炭坑用ニハ特殊ノ建設物ナシ

六 輸出

「ドウエ」鑛山ノ産額ハ占領區域内ノ住民ニ依リ消費セラレ島外ニ搬出セラ

芳澤謙吉

日露講和條約

(明治三十八年九月五日調印)

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下兩國及其人民ニ平和ノ幸福ヲ回復セム

「ドウエ」鑛山 三菱會社ハ占領軍ノ爲ニ作業シ居レリ。「ロガトウイ」鑛山

三 専門家及労働者ノ數 専門家 労働者

二 鑛山ノ位置

「ドウエ」鑛山 海ニ近キ「ポストヴアヤ」ノ流域ニ於テ「アレクサンドロウスク」港ノ南約六哩、現ニ作業中ノ

四 機械 「ドウエ」鑛山ニ於テハ小型機關車ハ石炭ノ運搬ノ目的ノ爲ニ使用セラ

五 建設物

「ロガトウイ」鑛山 海ニ面シ「アレクサンドロウスク」港ノ南約十哩、現ニ作業中ノ坑ニ堅坑ナシ、千九百二十三年ノ産額約三萬噸

「ドウエ」鑛山ヨリ海岸ニ至ル一哩強ノ「トロツコ」線及「ロガトウイ」ニ於ケル四分ノ一哩弱ノ他ノ「トロツコ」線ヲ

一、オプ、ステート「セルジ、ウキツテ」

閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター、オプ、ゼイムピリアル、コ

一 本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權ガ其効力ヲ及ボス地域以外ノ滿州ヨリ全然且

第一條 日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルヘシ

第二條 露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓越ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス

二 前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其監理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ擧ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト

第三條 日本國及露西亞國ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラレベク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルベキモノト知ルヘシ

ノ商工業ヲ發達セシメムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス

第四條 日本國及露西亞國ハ清國カ滿洲ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿州ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス

第五條 露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順港、大連並其附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス露

第六條 露西亞帝國政府ハ長春(寬城子)旅順口間ノ鐵道及其一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス

第七條 日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ侵略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス

第七條 日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ侵略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス

政治・外交關係

第三條 日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事

ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ交通及運輸ヲ増進シ且之ヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其接續鐵道業務ヲ規定センカ爲成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

第九條 露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部及其附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓歩ス其讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

日本國及露西亞國ハ薩哈噠島又ハ其附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其他之ニ類スル軍事上ノ工作物ヲ築造セラルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上ノ措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

第十條 日本國ニ讓與セラレタル地域ノ

住民タル露西亞國國民ニ付テハソノ不動產ヲ賣却シテ本國ニ退去スルノ自由ヲ留保ス但シ該露西亞國國民ニ於テ讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服従スルコトヲ條件トシテ完全ニ其職業ニ従事シ且財産權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルヘシ

日本國ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財産權ヲ完全ニ尊重セララルヘキコトヲ約ス

第十一條 露西亞國ハ日本海「オホツク」海及「ベリリング」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國國民ニ許與セムカ爲日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ國民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ササルコトニ双方同意ス

露西亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ效力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通商航海條約ヲ締結スルニ至ル迄ノ間兩國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ最惠國ノ地位ニ於ケル待遇ヲ與フルノ方法ヲ採用スヘキコトヲ約ス而シテ輸入税及輸出税、税關手續、通過税及噸税並一方ノ代辯者、臣民及船舶ニ對スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル

第十三條 本條約實施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ各俘虜ヲ引受クヘキ一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ一方ノ政府ノ收容ニ係ル一切ノ俘虜ハ他ノ一方ノ政府ノ特別委員又ハ正當ニ其委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ同委員又ハ其代表者ニ於テ之ヲ受領スヘク而シテ其引渡及受領ハ引渡國ヨリ豫メ受領國ノ特別委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フヘシ

完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ルマテ之カ保護給養ノ爲ニ各負擔シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スヘシ同計算書ヲ交換ノ後露西亞國ハ成ルヘク速ニ日本國カ前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亞國カ同様ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ拂戻スヘキコトヲ約ス

第十四條 本條約ハ日本國皇帝陛下及露西亞國皇帝陛下ニ於テ批准セララルヘシ該批准ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ニ各之ヲ通告スヘシ而シテ其終リノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通シテ完全ノ効力ヲ生スヘシ正式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十五條 本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作り之ニ調印スヘシ其各本文ハ全然符合スト雖モ其解釋ニ差

異アル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルヘシ右證據トシテ兩帝國全權委員ハ茲ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ

明治三十八年九月五日「ポーツマス」月二十三日(九月五日)「ポーツマス」(「ニュー・ハムプシヤ」州)ニ於テ之ヲ作ル

同上追加約款

明治三十八年九月五日「ポーツマス」ニ於テ調印同年十月十六日公布

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ同時ニ且講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其軍隊ノ撤退ヲ開始スヘキコトヲ互ニ約ス而シテ講和條約實施ノ日ヨ

リ十八箇月ノ期間内ニ兩國ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然撤退スヘシ前面陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最先ニ撤退スヘシ

兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムカ爲守備兵ヲ置クノ權利ヲ保留ス該守備兵ノ數ハ「キロメーター」毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ス而シテ日本國及露西亞國軍司令官ハ前記最大數以内ニ於テ實際ノ必要ニ顧ミ之ニ使用セラルヘキ守備兵ノ數ヲ双方ノ合意ヲ以テ成ルベク少數ニ限定スヘシ

滿洲ニ於ケル日本國及露西亞國軍司令官ハ前記ノ原則ニ從ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ十八箇月ヲ超エザル期間内ニ撤兵ヲ實行セムガ爲双方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第二 第九條ニ付 兩締約國ニ於テ各任命スヘキ同數ノ人員ヨリ成ル境界劃定委員ハ本條約實施後成ルヘク速ニ薩哈噠島ニ於ケル日本

國及露西亞國領地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ就キ劃定スヘシ該委員ハ地形ノ許ス限リ北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要シ若シ何レカノ地點ニ於テ同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地點ニ於ケル對當ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スヘシ該委員ハ讓與中ニ包含セラルル附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ且讓與地域ノ境界ヲ示ス地圖ヲ調製シ之ニ署名スヘシ該委員ノ事業ハ兩締約國ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

前記追加約款ハ其附屬スル講和條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ
明治三十八年九月五日即千九百五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」ニ於テ
小村 壽太郎(記名)
高平 小五郎(記名)
セルジ・ウキツテ(記名)
ロ一ゼン(記名)

日ソ兩國の外交機關

ソヴェート駐劄 日本外交機關

一、駐ソ日本大使館
所在地 莫斯科ヘルツェン街
特命全權大使 太田 爲吉
參事 官 二、三 酒勾 秀一
一等書記官(三) 佐々木勝三郎
二等書記官 四、一 緒方 整肅
同 (用)宮川 船夫
同 四、二 島田 滋
三等書記官 五、一 安東 義良
同 五、二 尾形 昭二
商務書記官 三 川谷幸左衛門
外交官 補 六、二 成田 勝四郎
同 七、三 太田 日出雄
二等通譯官 七、三(用)油橋 重造
書記 生 三 下村 末郎
同 三 本多 降平
同 四 蓮沼 義光

政治・外交關係

樺太千島交換條約 要項

(明治八年五月七日調印)

第一款 日本ハ樺太島ノ一部ヲ所有スル權利及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ露西亞ニ讓リ今後樺太島ハ悉ク露西亞ニ屬シ「ラベルーズ」海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス
第二款 露西亞ハ樺太島ノ權利ヲ受シ代トシテ所領「クリル」群島即チ「シユムシユ」「アライド」「パラムシル」「マカシシル」「ラネコタン」「ハリコムタン」「エカルマ」「ジャスコタン」「ムシル」「ラココケ」「マツア」「ラスツア」「スレドネワ」及「ウシシル」「ゲトイ」「シムシル」「プロトン」「チエルボイ」並「ブラツト、チエルボエフ」「ウルツプ」島合計十八島ノ權利及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ日本ニ讓リ今後「クリル」全島ハ日本ニ屬シ東察加地方「ラバツカ」岬ト「シユムシユ」島ノ海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス
第三款 前條所載地、其地產ハ此條約批

准爲取換ノ日ヨリシテ直ニ新領主ニ屬スル者トス但其各地受取渡ノ式ハ批准後雙方ヨリ官員一名又ハ數名ヲ撰テ受取掛トシ立會ノ上執行スヘシ

第四款 前條所記交換地ニハ公同ノ土地、人ノ下手セサル地所、一切公共ノ造築、疊壁、屯所、人民ノ私有ニ屬セサル此種ノ建物等ヲ所領スルノ權利モ兼存ス各政府ニ屬スル一切ノ建物及動産ハ第三款ニ載スル雙方ノ受取掛役取調ノ上其代價ヲ按查シ其金額ハ其地ヲ新ニ領スル政府ヨリ出ス者ナリ

第五款 交換セシ各地ニ住ム日本及露人ハ各政府ニ於テ左ノ條件ヲ保證ス、各國民共ニ其本國籍ヲ保存スルヲ得、其本國ニ歸ラント欲スル者ハ常ニ意ニ放セテ歸ラルヲ得、其交換地ニ留ルヲ願フ者ハ其生計ヲ營ムヲ得ルノ權利及其所有物ノ權利及隨意信教ノ權利ヲ保全スルヲ得其新領主、屬民(日本及露人)ト差異ナキ保護ヲ受ル事雖然其各民ハ共ニ其保護ヲ受ル政府ノ支配下ニ屬スル事
(以下六、七、八款省略)

同 五 (用)辻 直正
同 六 間片 英彦
同 七 (用)田淵 繁一
同 (用)田村 正太郎
陸軍武官 砲兵中佐 河邊 虎四郎
補佐 官 歩兵大尉 田 中 彌
海軍武官 海軍中佐 前 田 稔
補佐 官 海軍少佐 前 田 直

二、駐ソ日本總領事館

イ、在浦鹽斯德
總領事 事(三) 山口 爲太郎
書記 生四(九七) 坂部 源吾
同 四 三村 正浩
同 五 根井 三郎
同 五 (用)高尾 正夫
同 五 片岡 長冬
同 五 安木 偉久太
通譯 生五 林 順三
同 中下 薫
ロ、アレクサンドロフスク
總領事 事四、一(用)佐々木 靜吾
書記 生六 高山 亮三

ハ、在オハ分館
書記 生三 (主任)村瀬 悌二
同 九 竹中 祐一
同 九 (○未)鈴 木 薫
ニ、在ハバロフスク
(總領事代理) 六、一 小柳 雪生
副領事 事 中田 吉太郎
書記 生三 村川 俊
同 六 藤井 宏
同 七

三、駐ソ日本領事館

イ、在オテツサイ
領事 事五、一 田中 文二郎
書記 生六 三谷 靜夫
ロ、在ブラゴウエシチエンスク
(領事代理) 七、三 豊原 幸夫
副領事 事 今井 二郎
書記 生六 緒方 整肅
ハ、在ヘトロパウロフスク(夏季開館)
領事 事四、一 緒方 整肅
書記 生五 (未)菅原 弘
同 (未)間庭 秀夫
同 (未)後藤 安嗣

同 野口 義雄
ニ、在ノヴォシビルスク

(領事代理) 六、二 大谷 二郎
副領事 生四(九七)(用)中村 隈三郎
書記 生五 太田 久
通譯 生五

(註) 略語用例左の如し
(用)は御用歸朝着 (未)は未赴任者
(○未)は未赴任出發期未定の者 役名
下の數字は官等俸給、例へば一、二は
一等二給俸の如し

四、駐ソ日本隊附將校(註)

ウオズネセンスク航空隊附島貫忠正大尉
モスクワ騎兵隊附 土居明夫少佐
(註) 日ソ兩國隊附將校交換は昭和四年
春ソ側の提案により實施されたるもの
で、これは勿論外交機關に非ざるも便
宜上本欄に掲げ置く。その大要は
一、兩國側より各二名の將校を選び、
隊附將校として交換駐派せしむ
二、右駐在期限は大體二箇年であつた
が、その後將校の第一回交換期限満了

後駐在期限は一年に短縮された。
(二)日本駐劄ソヴェー

ト外交機關

一、駐日ソヴェート

大使館

(所在地 東京市麻布區狸穴町)
特命全權大使 カ・カ・ユレーネフ
商務參事官(通商代表)

參事官 ウエ・エヌ・コチエートフ
陸軍武官 イ・イ・スピリワート
海軍武官 ア・イフ・リン
一等書記官 エム・ゲ・ガルコウイツチ
同 ウエ・ウエ・ジェレズニヤコフ
陸軍武官補佐官 ベ・ア・パノーフ
二等書記官 イ・イ・ジュールバ
海軍武官補佐官 エヌ・ベ・エルマコフ
日本語書記 ア・エル・クレトヌイ
會計課長 ペ・ゲ・ロマシヨフ
陸軍武官秘書官 ウエ・エム・コンスタンチノフ

二、駐日ソヴェート總領事館

イ、在東京
總領事 ウエ・ウエ・ジェレズニヤコフ
副領事 シチャドリン
口、在神戸
總領事 エヌ・ゴンチロフ
秘書 ウエ・ポリソフ
通譯 ベズウエルヒン
ハ、在京城
總領事 ア・イトキン

副領事 ウエ・クズネツフ
通譯 カルジスキ

三、駐日ソヴェート領事館

イ、在館函
領事 カラ ー シ
秘書 ベ・ルイジ ヨフ
通譯 カス パロフ
口、在敦賀
領事 イ・ベ ー ロフ
ハ、在小樽副領事館
副領事代理 エム・ライネ
二、在大連
領事 ミハイロフ

四、駐日ソ聯邦隊附將校

習志野騎兵第十四聯隊附
エヌ・ベ・ウイシネウニツキ
各務ヶ原航空隊附
ア・エル・シヤラーポフ

五、駐日ソ聯邦主要

政治・外交關係

職員閱歴

イ、ユレーネフ氏

(駐日ソヴェート全權大使)

イリヤ・ユレーネフ氏は別名を、コンスタンチン・コンスタンチノウイチ・クロトフスキーと稱し、一八八九年生れの新聞記者出身で、一九〇五年以來の共産黨員にして一九〇五年より一九一七年の間秘密結社運動に従事し、ペトログラード各聯合派に屬す、一九一七年よりペトログラード執行委員、赤衛軍總司令部附陸軍人民委員參與、全露軍事監督局長、東部及西部戰線革命軍事會議々員を歴任し、後外交界に轉じて一九二一年末ブラ駐劄外交代表ラトビヤ、チエツコスロワキヤ、イタリー駐劄全權の後、一九二五年波斯駐在公使となり、後奧國駐劄公使となり、一九三三年三月初旬トロヤノフスキー氏に代つて日本に着任し、外交界に投ずる前アジア民族運動にたづさはつたこともある。尙ユレーネフ氏は奧國駐劄公使として在任中、同じく駐劄日本

公使としてウイーン在任中の前有田外務事官と親交の間柄であつた。

口、スピリワート氏

(駐日ソヴェート大使館參事官)

イワン・イワノウイチ・スピリワート氏は、曾て外務人民委員部總務局旅券査證課長を勤め、後支那に派遣されて北平駐在ソヴェート總領事となり、其後外務人民委員部の極東地方代表として、ハバロフスタ市に駐在し、一九三一年十二月駐日ソヴェート大使館參事官に任命され、一九三一年二月五日東京に着任したハ、コチエートフ氏

(駐日ソヴェート通商代表)

氏は一八九四年ヴォルガ河畔サアラーに生る。歐洲大戰が勃發した一九一四年まで學業に従事してゐた。一九一四年より一九一七年までロシア軍に入り、西部戰線で出征兵として世界戰爭中絶えず戰線に参加してゐた。その後内亂が終熄するまで主として、南部戰線と高架索戰線で最高司令部員として積極的に内亂鎮壓に参加した。

一九二二年から高架素國民經濟會議々長となり、高架素における工業を指導した。一九二四年から現在に至るまで専ら外國貿易方面に活動してゐる。即ち氏はレーニングラードにおける外國交易團體を指導し、ハンブルグの通商代表部指導者として三年以上も獨逸に在勤してゐた現在ソ聯邦外國貿易人民委員部參與であり、一九三二年十二月から駐日ソヴェト通商代表となる。

トロヤノフスキー氏

(前駐日ソヴェト全權大使) アレキサンデル・アントノウイチ・トロヤノフスキー氏は、一八八二年中部露西亞ツィラ市に生れた。家系はポーランド系貴族である。砲兵士官學校卒業後砲兵中尉にて退役となり、次いでキエフ大學數理科を卒業、一九〇四年社會民主勞動黨に入黨し、一九〇九年キエフにおいて追放の宣告を受けた。一九一〇年にはエニセイ縣の流刑の身となりしも、外國に亡命し、瑞西、奧太利、匈牙利等に在つて、常にレーニン指導の下に黨のため奔走す。

走す。一九一七年二月革命後歸國す。一九一七年—二〇年の間メンシエヴィキに屬し、その中央委員であつたが、一九二二年再び共產黨員となる。永く外國貿易人民委員部參與、國家貿易局(ゴストルグ)理事長の要職にあつたが、一九二七年十一月ドブガレフスキー氏に代つて本邦駐劄全權大使に任ぜられ、今日に至る。

アサートキン氏

(前駐日ソヴェト通商代表) アレクサンデル・ニコラエウイチ・アサートキン氏は、一八八五年コストムスカヤ縣の寺院番人の子に生る。一九〇二年より社會民主勞動黨に接近し、同北部委員會「コストロム」團體の委任を受けて、學生俱樂部の組織に従事し其後各地の獄舎を轉々す。一九〇七年五月黨倫敦大會代表に選ばれ、其後黨務に没頭、屢々獄流刑に處せられた。一九一七年の二月革命後オデツサ、ソヴェトを組織し同年六月イワノフゾオ・キネシムスキー州鐵工労働組合議長に選舉さる。一九二〇年トルクメン共和國に派遣され、同國

の國民經濟會議長に任ぜらる。一九二二年モスクワに召還せられ、黨中央委員會幹部の一人となる。一九二四年白ロシア共產黨中央委員會書記長、同年末黨中央委員會組織指導部長代理となる。一九二五年第十八回ウラヂミル縣會議に於てウラヂミル縣委員會書記長に擧げられ、一九三〇年極東地方ソヴェト執行委員會議長に選任されたが病氣のため一九三一年八月十日辭任し、一九三一年十二月現職に轉ず。

通商關係

日露貿易の沿革

(一) 帝制露國との貿易

一、明治時代の通商關係

日露貿易の歴史は日露關係の歴史の如く久しく且つ古い。兩國間に通商修交條約の締結されたのは安政二年(一八五五)であつた。之を大別して帝制露國との貿易、ソヴェト聯邦との貿易に二分し得る。帝制露國との貿易に關して特に注目すべきことは安政二年(一八五五)に通商修交條約が締結されて以來、明治の末期に至る五、六十年の間兩國の通商貿易にはさして見る可き實績が無かつた點である。それは次の三原因に歸せられる。

- 一 明治維新前は日本が封建的鎖國主義で外國との通商貿易を欲しなかつた
- 二 明治維新後も全體としての日本の

通商關係

對外貿易が尙著しく不振であつた上に幕末から兆した日本官民の恐露乃至憎露の風潮が旺盛であつたため、對露貿易は特に振はなかつた。

三 日本が取引の直接の對象たる極東西伯利が經濟的にも、文化的にも著しく遅れ、且つ人口稀薄であつた。

明治八年樺太、千島交換、明治二十七年八年戰役の三國干涉、或は明治三十四年の極東に於ける第一次自由港制度撤廢、明治三十七、八年の日露戰役等は、其中間期に多少とも萌芽した日露間の商取引を刈り捨てるに十分の原因をなしたのである。

然るに大正三年に歐洲大戰が勃發するや、日本の對外貿易は一變した。その原因については大戰當時の通商關係の項で後述するが、日露貿易は大戰を轉機として激増したのである。

第二のソヴェト聯邦との貿易について

注目すべき點は、大戰と云ふ一大事變で惹き起された日露貿易の激變と違ひ、後者の場合は革命と云ふ國家制度の變革を齎らした一大事件によつて日露貿易が激變した点である。表面的に見れば以上兩事件は日露貿易に大影響を與へた點では同じであるが、本質的には全く相違してゐる點を忘れるなら、日本とソヴェト聯邦との通商關係を理解し得ない。戰爭は一時的に日本の外國貿易關係を激變せしめ、革命も亦一時的に日露貿易關係を杜絶に近い程度に激變せしめた。然し、戰爭によつてロシアの外國貿易政策は原則的には些少の變化を見せなかつたが、革命によつてソヴェト聯邦は外國貿易の獨占と云ふ確乎不動の原則を採用したのである。此原則を知つて始めて革命後の日露貿易が他の外國との貿易と相違してゐる點を理解し得るのである。とは云へ革命直後ソヴェト聯邦の對外貿易は殆ど見るべきものはなかつたが日本はこれ亦變態的にシベリヤ各國派遣軍

の軍需品乃至一般物資需要によりシベリヤとの取引額は相當巨額に達した。その後ソ聯邦は國內秩序を恢復し、諸外國の干渉を退け、更に隣接諸國と國交を修め通商關係を結ぶに至つた。日本もまたソ聯邦を承認したので日ソ通商關係はノルマルの軌道を歩むに至つた。以上の諸點に考慮を促しながら年代順に日露貿易の沿革を辿つて見よう。日露戰爭直前まで特記するに足る程の日露貿易は無かつたから、明治三十六年即ち日露戰役直前に於ける貿易から述べよう。

イ、明治三十六年（日露戰爭）前の日露貿易

日本の輸出

亞露	へ	一、二二九、九八六圓
歐露	へ	一、一二五、二五〇圓
計		三、三六五、二三六圓

日本の輸入

露亞	より	八、二六七、六五二圓
歐露	より	二九一、五五八圓
計		八、五五九、二一〇圓

即ち取引總額一千一百九十二萬四千四百四十六圓に達したが、それにつゞく明治三十七年と八年には兩國の貿易は完全に杜絶した。

然るに、日露講和後の明治三十九年並に四十二年に於ける兩國取引額は如何なる變化を現したかといふに、

ロ、明治三十九年（日露戰爭後）の日露貿易

亞露	へ	一〇、四九四、〇七七圓
歐露	へ	七、九〇一圓
計		一〇、五七一、九七八圓

日本の輸入

亞露	より	一、四〇七、二三〇圓
歐露	より	四〇、九四一圓
計		一、四四八、一七一圓

ハ、明治四十年の日露貿易

日本の輸出

亞露	へ	五、〇六七、七二三圓
歐露	へ	四四一、五六〇圓
計		五、五〇九、二八三圓

日本の輸入

亞露	から	一、六五五、六四九圓
歐露	から	一七四、八八七圓
計		一、八三〇、五三六圓

右表に明かなる如く日露戰爭直後の明治三十九年には兩國の總取引額一千二百二萬百四十九圓を算し、戦前のそれに比し少額の増進を跡づけたが、翌明治四十年には七百三十三萬九千八百十五圓といふ著しい減少を示した。

ニ、明治四十三年以後の日露貿易

更に明治四十三年より歐洲大戰勃發の前年たる大正二年に

至る四年間の兩國貿易額は次の如き趨勢を以て推移してゐる。

(單位圓)

年次	對露輸出額	日本輸入額	合計
明治四十三年	四、三四七、七九	九七〇、六五	五、三二五、三六四
同 四十四年	五、六六六、〇九	一、〇四三、五七六	六、七〇九、七五五
大正 元年	六、〇八二、九三	七三三、七七	六、八五五、六三〇
同 二年	九、二六六、八三	七九、四元	九、九六〇、三三

歐洲大戰前四箇年間の兩國貿易額は、年々相當の増加趨勢を示して來てはゐるが、而も日露戰役直前後の如く其總額一千萬圓臺を超ゆるには至らず、全體として非常に不振狀態を以て推移し來り、之を目して到底國を隣接する兩大國の正當なる貿易額と見ること困難なる狀態を示してゐるのである。之には種々なる原因が擧げられるが、我國の側について見れば、日露戰爭といふ劃時代的段階を通過した日本は、其後國內經濟恢復と滿洲及朝鮮に對する企業施設に汲々として露國に手を延ばす餘裕を持たなかつたこと、従つて我國と隣接する極東西伯利市場の如き遠隔の獨逸商品によつて充たされてゐたことを指摘しなければならぬ。

又同期間に於ける兩國の貿易が大體我國の著しい輸出超過によつて特色づけられてゐる事實も之を指摘しなければならぬ。

歐洲大戰直前たる大正二年の我對露貿易に現はれた重要品目別計數を亞細亞露西亞と歐羅巴露西亞とに分つて示せば左

の如し。

ホ、大戰前重要輸出品目別對露貿易

密	柑	五〇五、〇七七圓
林	檜	四九六、〇八九圓
生	巾及シーチング	四三四、七一圓
石	炭	四二一、八一七圓
玉	葱	二五五、二六二圓
食	鹽	一八四、三〇八圓
漁	網	一一二、二九八圓
打	綿	一〇九、六六二圓
醬	油	九六、九七九圓
綾	綿	六五、五二六圓
精	米	三三、四七一圓
燕	麥	一〇、〇三一圓
蕃	諸	三五、八八〇圓
洗	曹	三一、五八六圓
濯	達	一一、五〇九圓
藥	藥	一四、二八九圓
材	製	二四、六〇六圓
化	絲	四一、七九八圓
學	物	一一、七三〇圓
織	繩	一一、七三〇圓
綿	索	一一、七三〇圓
苧	袋	一一、七三〇圓
麻	木	一一、七三〇圓
靴	足	一一、七三〇圓
陶	磁	一〇、四一〇圓

鐵製品	三三、七四六圓
細索及蘆葦製品	一六、六四六圓
花 筵	二六、九三六圓
木製品	一八、四〇二圓
歐露へ	
生糸機械製細糸四	四一五、二四七圓
同 太 糸	三、六二三、三六〇圓
玉糸其他	四〇、七六二圓
石 炭	五七、八七二圓
寒 天	三五、三四〇圓
樟 腦	五四、二二五圓
絲 瓜	二一、五五四圓
竹 材	一六、九四六圓
大豆	三二六、三七四圓
豆 糲	七一、九九二圓
糖	一三、七六〇圓
茶子糟、魚糟	四五、八八八圓
毛 皮	一七、一二三圓
牛皮及水牛皮	六〇、二四二圓
獸 骨	二五、一五六圓

ハ、大戦前重要輸入品目別

對露貿易

註——但し歐露より輸入なし。

品目別に見た大戦前の日露貿易は其取引總額と正比例して不振貧弱を極め、一品目にして五十萬圓に達するは僅に輸出の部に密柑あるのみであつた。當時日露兩國の當業者並に識者間には此不振状態に慨して、日露貿易に關する研究が一再ならず献策され報告されたのも當然の事であつた。

二、大戦當時の通商關係

然るに日露貿易に異常なる刺戟を與へ發展を劃したものは大正三年に於ける歐洲大戰の勃發であつた。一寸前述したやうに大戦前まで歐露は勿論遠隔の極東西伯利に至る全露領の輸入市場を風靡したものは獨逸の商品であつた。當時獨逸の製造業者及輸出業者は露國の國情に適當したる品物の製作に苦心し且つ優良品を低廉に賣捌いたばかりでなく、露國の歴史的な商習慣たる長期延取引に應じ、露領各地に代理店を設置し、或は露國人を自國の製造工場に案内して親善を計る等凡ゆる手段方法を以て自國商品の販路擴

張と市場固めに努力した結果、會て露國市場の風靡者たりし英國商品を追ふて、對露貿易の王座を占むるに至つたが、一朝戰亂の結果獨露國交斷絶し獨逸商品の輸入が杜絶するに及んで、露國市場の需要は全然他國にこれを振向ける必要に迫られた。處で英佛兩國は露國と聯盟の間柄であるとはいへ、興亡を賭する大戰のため自國軍需品工業に全力を擧ぐる外、他國市場まで顧みる餘裕を失ひ、一方米國は距離遠隔であるといふ關係上露國の需要は一途に我日本に振向けられることとなつた。

従つて歐洲大戰後の我對露貿易は著しく激増したがその最も顯著なる現れは輸出の方面であつて、殊にその主要品目は戰時工業品乃至一般工業製品であつた。當時に於ける日露兩國貿易の異常なる發展を明にするため、貿易額と共に對露貿易の本邦貿易に於て占むる順位を示せば左の如し、

イ、本邦對露輸出額と其順位

(二) ソ聯邦との貿易

一、革命當時の通商關係

大正六年十一月七日露國勞農革命後の日露貿易は、前項に示した處のそれとは違つた意味で、これ又全く常則を脱した變體的性質を帯びてゐる。それは勞農革命後の露國が内亂と外國の武力干渉と經濟封鎖の重圍の中に在つたためであり、殊に日本の直接の貿易對象たる西伯利地方が革命反革命の諸勢力相搏つて政局動搖し殆んど常態的性質を失つたがためである。而も當時兩國取引額が相當巨額に達してゐるのは、各國派遣軍の西伯利地方駐滯及び反革命戰亂の爲の軍需品乃至一般物資需要等に據るものである。従つてこれも亦た當時における日露兩國貿易の實績と見ることが出来ない。否或意味では大戦當時以上に變動的な貿易現象と見ることが出来る。兩國輸出入額左の如し。

ロ、本邦對露輸入額と其順位

年次	對露輸入額	本邦輸入總額より見たる露國の順位
大正三年	一、〇六五、六〇四	第廿一位
同 四年	四、一七一、七三七	第十三位
同 五年	二、八七七、七八四	第十七位
同 六年	五、〇六八、三一九	第十五位

即ち輸出が第三位に上り一億五千萬圓を越えてゐる時期に輸入は十三位以上に出でず、四五百萬圓臺に彷徨し、大戦前のそれとさして大なる變遷(少くとも輸出のそれに於けるやうな)を見ないのである。

そこで當時日本の當局並に對露關係者は本邦對貿易のかゝる變動的一時的隆昌から、根底的、永久的隆昌にまで押し進む可く、種々考究し、計劃されたが、それは大正六年に於ける露國兩度の大革命による對露關係大變動のため遂に實現を見る段に至らずして止んだ。

年次	對露輸出額	本邦輸出總額より見たる露國の順位
大正三年	一二、三八〇、九四〇	第八位
大正四年	八九、五三八、四〇二	第三位
大正五年	一五一、二七七、二七〇	第三位
大正六年	八六、七四八、六九二	第五位

戰前大正二年に於ける對露輸出貿易の本邦對外輸出貿易に於て占めた順位は第一位の低きにあつたが、大正三年には第八位となり、更に翌大正四年、五年には一躍して第三位に進み、米國及支那に次ぐ重要輸出市場となり、從來本邦輸出貿易に於て印度、蘭領印度、英國等の占めてゐた地位を打超え、其金額の如きも日露協約の締結された大正五年には一億五千萬圓といふ巨額を算するに至つた。然し之は前述したやうに戰爭といふ變動的現象の産物であつて、此現象の消滅と共に消滅すべき性質のものであつた。このことは其當時に於ても本邦への露國商品輸入額が輸出額に比し著しく低かつた次の事實の中にも反證的に示されてゐる。

年次

年次	對露輸出額
大正七年	四〇、三〇、九七五圓
同八年	七〇、六三、七九三
同九年	三三、三六、九三六
同十年	一三、七四、九三二
同十一年	一〇、五九、六三八
同十二年	四、五四、〇〇〇
同十三年	三、五三、五七六

對露貿易の本邦對外貿易に於ける順位は輸出に於て大正五年第三位、六年第五位から、七年には第十一位に落ち、大正八年には軍需品輸送増加等のため第六位に再轉し、九年十四位、十年十二位を示し輸入は七年の十七位から、八年十九位、九年二十位、十年十九位と不振をつゞけてゐる。

日本軍の沿海州撤退並に露國反革命軍の没落が完全に實現を見たのは大正十一年秋であつたから、前表の中十二年十三年の輸出品目は十一年以前（日本軍駐兵當時の）のそれとは稍其性質を異にしてゐると見なければならぬ。其當時露國は極東地方をも含めて既にソヴェート政權

日本輸入額	合計
四、九三、一〇三圓	四、二八、三〇八圓
四、七〇、一〇三	七、六三、八九五
三、五八、八六六	三、九七、八〇五
七、〇五、一七三	三〇、八五、一〇四
一、〇七、三五六	二、五八、九六六
一、六八、三〇〇	三、三三、〇〇〇
一、五、六六一	一九、三九、七四一

に統一されてゐたが、日本との間には尙正式國交の回復を見ず、大連、長春、東京等に於ける交渉瀕踏みの時代であつた。従つて、露西亞革命勃發後大正十三年に至る期間の兩國取引は全然正常な貿易關係としての性質を持つてゐなかつたと云はなければならぬ。

二、國交恢復後の通商關係

大正十四年一月の日ソ基本條約締結は兩國關係の諸分野に於けると同様、通商關係に於ても劃期的なものであつた。兩國間には通商條約こそ未だ締結せられざれども、其基礎はすでに開かれた。殊に

同年十二月二十八日、ソ聯邦の對日通商機關としてソヴェート通商代表部が東京に開設され、次いで函館及神戸に其出張所が設置されるに及んでソ聯邦は此機關を通じて、日本の商品を買付け、又日本は此機關を通じてソ聯邦の商品を輸入する道が開拓された。前後八年間正規の貿易關係を斷絶してゐた日露國交はこゝに復活し完全に交易し、交換する方法を再組織するに至つた。

尤も復活したとはいへ、それは勿論舊時の通商關係其儘に復活した譯ではない日本側には大した根本的變化は見られなかつたかも知れないが、露國側はその革命的變革によつて貿易組織は國家のモノとなり、前記の如く駐日通商代表部を通じてのみ通商が可能となつた事によつて、しかも其モノボリの主體が有史以來最初のプロレタリア國家たることによつて、そこに舊帝政露國とは根本的な變化が見られ、従つて單に貿易方法に於てばかりでなく、貿易品目に於ても幾多の變更が生じて來た。

三、昭和元年の日ソ貿易

ソ聯邦の經濟年度は毎年十月一日に始まり翌年九月三十日に終るが、日ソ貿易が正規の關係に復した最初の年たる一九二五——二六經濟年度（大正十四年十月一日より大正十五年九月三十日に至る）の兩國取引狀態を露國通商代表部の査定によつて示せば左の如し（但し之はトランジット貨物を含まぬ純日ソ貿易額である）

日本よりソ聯邦へ	
漁業用品	一、四六八、〇〇〇圓
洋紙	三九〇、〇〇〇圓
麻繩	一四一、〇〇〇圓
金屬	二四一、〇〇〇圓
ワイヤロープ	六五、〇〇〇圓
樟腦	一〇、〇〇〇圓
其他	五七、四〇〇圓
計	二、八八九、〇〇〇圓
ソ聯邦より日本へ	
木材	七、一七八、〇〇〇圓

魚類	其他	計
二、七〇〇、〇〇〇圓	四〇〇、〇〇〇圓	一〇、二七八、〇〇〇圓

即ち第一年度の成果は、取引總額一千三百十六萬七千圓で内日本からの輸出僅に二百八十八萬九千圓であつたに對しソ聯邦の夫は一千萬圓を超へ、戰前に於る兩國の輸出入關係の位置を全く顛倒せしめてゐる。之はその品目が示すとほり我舊對露主要輸出品たる生糸や絹製品を始め一般贅澤品の輸出が杜絶したこと、新しいソ聯邦の經濟事情や、經濟組織が日本の當業者に十分に理解されず、且つ金融關係の圓滑を欲くこと等を一方の理由とし、戰前に無かつた露領沿海州木材の輸入が七百萬圓以上の巨額を示してゐること等を他方の理由とする。

四、昭和二年の日ソ貿易

だが復交第二年たる一九二六・二七經濟年度（大正十五年十月一日——昭和二年九月三十日）の日ソ兩國取引額は輸出

日本よりソ聯邦へ	
漁業用品	四、四六九、〇〇〇圓
洋紙	二〇八、〇〇〇圓
樟腦	五〇、〇〇〇圓
茶度	五三九、〇〇〇圓
沃度	二二六、〇〇〇圓
細網	三五五、〇〇〇圓
ワイヤロープ	七五、〇〇〇圓
其他	一九八、〇〇〇圓
計	六、二二二、〇〇〇圓
ソ聯邦より日本へ	
木材	八、〇三〇、〇〇〇圓
魚類	三、二八三、〇〇〇圓
白金	四二八、〇〇〇圓
豆糟	三〇五、〇〇〇圓
其他	三五六、〇〇〇圓
計	一、二三〇、〇〇〇圓

に於ても、輸入に於ても可なり著しい増進が見られた。其計數左の如し。即ち日本の對露輸出は、前年度に比し二倍以上の増加を見、品目の如きも前年度になかつた綠茶、沃度、ナメシ皮、セロイド等が新たに加へられ、著しい發

展を跡づけた。又輸入に於ては前年度に比し、一割六分を増加し、同じく新輸入品目として白金其他重要品目を加へた。

五、昭和三年の日ソ貿易

イ、取引額の激増

復交第三年度たる一九二七—二八經濟年度（昭和二年十月一日—昭和三年九月三十日）の日ソ貿易額は駐日ソヴェト通商代表部の査定に據れば、二千九百七十八萬圓に達したが、此中ソ聯邦から日本への輸入額一千九百五十九萬五千圓で日本からソ聯邦への輸出は一千十八萬五千圓であつた。

之を最近數年間の取引額と比較して示せばその發展趨勢左の如し。（單位千圓）

年 度	日本の輸入	輸出	合計
一九二六—二七年度	一〇、三六三	一、三二一	一一、六八四
一九二七—二八年度	一五、八九一	一、八五二	一七、七四三
一九二八—二九年度	一〇、八五五	二、九七〇	一三、八二五

註—一九二七—二八年度に於けるソ聯邦より日本への輸入品價額は兩國の實際勘定に於ては前掲額よりも遙に少く一千三百萬圓乃至一千三百五十萬圓程度である。従つて一千九百五十九萬五千圓中にはSIE及ソ聯邦より日本への輸入額約三割を占むる日本船舶備船料がソ聯邦の對日支拂勘定として加算されてゐるのである。

邦より日本への輸入品價額は兩國の實際勘定に於ては前掲額よりも遙に少く一千三百萬圓乃至一千三百五十萬圓程度である。従つて一千九百五十九萬五千圓中にはSIE及ソ聯邦より日本への輸入額約三割を占むる日本船舶備船料がソ聯邦の對日支拂勘定として加算されてゐるのである。

ロ、ソ聯邦より日本への輸入
一九二七—二八年度の日ソ貿易は前年に比し著しい増進を跡づけたが、就中日本からソ聯邦への輸出は激増し、即ち一九二六—二七年度に其前年の二倍高を示したものが、二七—二八年度には更に二六—二七年度のそれよりも二倍に近い増加を示すに至つた。

品目	金額	總額と比率
木 材	八、九六六	六・八%
魚 類	三、三三六	三・五%
白 金	四、八三三	六・八%
サントニン	一、三三六	一・五%
其 他	五、九四六	六・七%

注目に値する。

漁網の日本よりソ聯邦への輸出に於て同様に注目を要するのは、日本の統計によるとソ側の漁網買付が日本に於ける同品の全輸出高の約八〇%を占めて居り、全生産高の二〇%に相當することである。

船舶類では漁撈用カッター（小形曳舟）及クンガース（大形ボート）が六十萬圓に上つてゐるが、中二十五萬圓は蟹工船一隻の購入費である。

特に注目を要するのは日本緑茶の對ソ進出で一九二七—二八年度は前年度に比して四十萬英封度の増加を示した。即ち一九二六—二七年度に於てはその輸出額は百萬封度であつたのに、一九二七—二八年度に於ては百萬封度を算した。これは日本に於ける同品の海外輸出總額の七・五に當る。

上記の諸材料から明らかな様に、日ソ兩國の物資取引は已にもはや極東露領と日本との交換物資のみに止まらない。反對に、現在では日本の輸出物資がソ聯邦

白金、サントニンのそれにやゝ劣つてゐるが、これは後二者の一九二七—二八年度に於ける著しい進出に起因するものである。勿論前掲の諸品目はソ聯邦が日本に向つて輸出することの出来る品目別全部と其の限度とを示してゐるのではない。例へば新輸出有望品としての豆糟、亞麻、石油類、鐵礦、滿俺鐵、銀鉛鐵、鹽、加里鹽、石炭、木炭等は、ソ聯邦より日本への輸入品目の範圍を擴張し同時に輸出額をも現在以上に増進せしめることが出来る。

ハ、日本よりソ聯邦への輸出

日本よりソ聯邦への輸出は、會てその分野に於て第一位を占めてゐた漁業具並に漁場用品を始め、幾多の諸品目から成り立つてゐる。個々別々に記せば、黒色金屬、漁網、糸、船舶、綱索、食料品、特殊衣服、器械、防水布、藁製品等である。

この輸出の基礎を成す商品をより具體的に示せば次の如し。

内地に深く入込んで居り、恐らくその一部はトルケスタン市場へも入つてゐるのであらうと同時に、日本へ行く露西亞の物資もその産地が極東でないものまで加入されてゐることである。白金、サントニン、亞麻等がそれである。

二、貿易發展前の障害

兩國間の物資取引發展の障害は、通商代表の指示した通り、ソヴェート側經濟團體の意見によれば、他の諸國に於けるよりも日本に於て比較的商品買付の條件が有利でないといふ點である。具體的に云へばクレヂットの條件である、これらの障害の克服はクレヂット問題の圓滿な解決の意味に於て兩國の物資取引の、又日本商品の對ソ輸出の發展の眞實の要因の一をなすものである。

六、昭和四年の日ソ貿易

一九二八—二九年度（昭和三年十月一日—昭和四年九月三十日）の日ソ貿易は更に新たなる進展を跡づけた。即ち前年度に比し比率に於て二割四分四厘、絶対

數に於て七百四萬九千圓の増加であるが之を近年に於ける兩國輸出入取引と照合すれば左表の如し。（單位千圓）

年 度	日本の輸入	日本の輸出	合計
一九二五—二六年度	一〇、三七八	二、八三三	一三、六一一
一九二六—二七年度	一三、六六一	五、八九一	一九、五〇二
一九二七—二八年度	一九、五五五	一〇、二五二	二九、八〇七
一九二八—二九年度	三、七四二	一、三三三	五、〇七五

貿易増加趨勢は一九二六—二七年度には、二五—二六年度の四割一分増、二七—二八年度には前年度の六割増、二八—二九年度には二割四分四厘増を示した。右の中増率の特に著しいのは日本の對ソ輸出で即ち前記四年間に實に五倍（正確には五倍四分の一増）に達し日本の對ソ輸入は同じ期間に二倍の進展を示した。日本の對ソ輸出増進は最近二年間特に目覺しく、二七—二八年度には二六—二七年度に對し四百二十九萬四千圓、二八—二九年度には二七—二八年度に對し四百九十五萬圓の増加であつた。翻て對ソ輸入の増加テンポは二八—二九年度に幾分緩慢となつたが、之は主として輸入品目

中通常輸入總額の五割乃至六割を占むる木材と二割乃至三割を占むる魚類の日本市場に於ける價格低下に基因する者で、之を立證するものは木材が數量に於て前年度に比し二割四分増を示せるに價格に於ては僅に七分を増加したに過ぎなかつた事實である。木材其他の市場關係による輸入テンポの緩慢と並んで或品目例へばサントニンの如きは前年に比しその増率極めて著しく、即ち前年度の八十一萬五千圓に對して百七十一萬九千圓といふ實に二倍以上の激増を跡づけ、又魚類にあつては其價格低下と市場關係の不良にも拘らず四割、即ち百七十一萬一千圓の増加を示した。前記貿易現象の當然の歸結として日本の對ソ輸入品目の比率の上には種々の變動が現はれ、木材は前年度に於て輸入總額の六割二分を占めたものが二八—二九年度には五割四分となり、反對に魚類は二割一分から二割七分に進み、サントニンは四分から七分五厘に増加し、白金は六分七厘から五分五厘に減じ、其他品目に於ても六分七厘から五分

五厘に低下した。一九二八—二九年度兩國取引額を品目に表示すれば左の如くであつた。

イ、日本の輸入

品 目	輸入總額	總額との比率
木 材	一、八四〇、〇〇〇圓	五%
魚 類	五、九六、〇〇〇圓	二七%
白 金	一、三五、〇〇〇圓	六%
サントニン	一、七九、〇〇〇圓	七・五%
其 他	一、〇五、〇〇〇圓	五・五%
合 計	三、七四、〇〇〇圓	一〇〇%

其他品目内譯

北樺太國營原油	二四三、〇〇〇圓
古 鐵	一六四、〇〇〇圓
豆 糟	一五〇、〇〇〇圓
其 他	四九七、〇〇〇圓

ロ、日本の輸出

品 目	輸出總額	總額との比率
金屬及金屬製品	四、三三、〇〇〇圓	三九%
各種糸及魚網	四、三六、〇〇〇圓	三六%
食料品	二、九三、〇〇〇圓	二〇%
各種木製品	一、一三、〇〇〇圓	七%
化學工業品	三、七、〇〇〇圓	二%

各種用紙 二四、〇〇〇圓 一・五%
其 他 一、八三、〇〇〇圓 一三・五%
合 計 一、一三、〇〇〇圓 一〇〇%

右輸出品目中、食料品には日本綠茶（百四十八萬七千圓）及小麥粉（百二十三萬七千圓）が包含されて居り、金屬及金屬製品中には各種鐵（五十一萬六千圓）罐詰用鋇力（六十八萬二千圓）機械並に部分品（百十八萬九千圓）鋼鐵（十七萬一千圓）各種器具類（二十六萬圓）が含まれてゐる。次に各種糸及魚網の内譯は漁網並に漁網用糸（三百六十八萬八千圓）網索（八萬七千圓）綿織物（十五萬三千圓）其他呉服類（三十一萬六千圓）木綿太糸（九萬四千圓）で、更に化學工業品は沃度（十六萬三千圓）染料（四萬八千圓）各種化學工業品（六萬八千圓）等から構成されてゐる。

更に一九二八—二九年度の日本對ソ輸出品の内容を點檢するに其大宗は従前と等しく依然漁業用品で、漁網を中心とする各種漁業用品の需要は極東露領に於けるソ側漁業の發展と共に益々増進の傾向

を示し、一九二七—一九二八年度には六百萬であつたものが、二八—二九年度には八百萬圓に達し對ソ輸出總額の五割以上を占めてゐる。極東露領各種産業の發達は一般に日本に於ける對ソ輸出の増加を促進し、就中工業機械の需要は極めて多大であるが、一方綠茶輸出の趨勢も亦無視し難く次の如き計數を示してゐる。

年 度	數	金 額
一九二六年	400,000	360,000
一九二七年	1,000,000	578,000
一九二八年	1,400,000	850,000
一九二九年	2,500,000	1,478,000

ハ、取引品目の増加と市場の理解

日ソ貿易に於て最も興味ある現象は輸出入取引品目が年と共に新品目を加へ擴張されつゝある事實で、日本の對ソ輸入にありては單に極東露領西伯利亞地方の生産品に止らず歐露方面よりも之が輸入を仰がれ、同時に對ソ輸出にあつては極東露領の外に歐露中央地方へも仕向けらるゝに至り、且つ新輸入品目としても現

在では白金、サントニン等の外に、二八—二九年度より新に苛性曹達七萬一千圓を加へ、一方從來極東露領にのみ仕向けられて来た我漁網は、昨年度に入つて裏海漁場をも新市場として獲得するに至り沃度其他も歐露方面へ輸出されつゝある

日ソ貿易發展上の一大難障は兩國相互の市場知識の缺如であるが、其後日本人は漸次ソヴェート商品に對する知識を増進し、それに向つて馴致されつゝある如く、ソ聯邦も駐日通商代表部を通じて、日本市場と日本商品を研究し、之を接近しつゝある。通商代表部の認定する日ソ對輸出増進上の難障は取引條件そのものに關してであつて、商品の品質、價格の競合ひ、支拂條件が即ちそれである。此等の條件がソヴェート側にとつて他國よりの輸入に比して有利である限りに於いて日本の對ソ輸出は益々好調に發展を遂ぐるであらう。

二、漁業と利權及勞働

日ソ兩國の通商實績を報告するに當り其他の兩國經濟關係につき一言するならば

ば先づ石油、石炭の二大利權企業は昨年度に於て極めて満足すべき實績を挙げ、石油田は一九二七—二八年度の十萬六千噸に對して十七萬一千噸に増進し、石炭は十一萬五千噸を採掘した。一九二八年に締結され、二八—二九年度から始めて適用を見た漁業條約は、會て一部日本漁業家がそれに就て日本漁業の危機を叫んだ如く何等かの形に於てもソヴェート領海に於ける日本漁業の今後の發展を阻害するものでない。漁業條約水域から搬入した日本の漁獲物が管に減少しなかつたばかりでなく反對に増加をすら示してゐる事實は、日本の新聞が正に報道した通りで、最近二三年間に於ける日本の露領漁獲高は實に年總額五千萬乃至五千五百萬圓を算して一九二八年には約六千萬圓にすら達するに至つた。

ソ聯邦による日本勞働力の利用も年々増加し、ソヴェート機關による漁撈並に製魚の爲に雇傭した日本人數は一九二七—二八年度の四千三百三十八人から翌年度には八千人に躍進し、日本の露領漁業

に於ける勞働者使用數二萬乃至二萬五千人に對し既に三割乃至三割五分を占むるに至つた。

斯くて日ソの經濟關係は會て豫想したよりも遙に深化し、且つ複雑化し直接兩國の商取引關係に於ても、其他の利權、漁業關係に於ても逐年増進の道を辿りつつある。一九二八—二九年度の實績は最も明瞭に之を證明するものである。

七、昭和五年の日ソ貿易

一九二九・三〇年度（昭和四年十月一日—昭和五年九月三十日）一年間の日ソ貿易は、駐日ソヴェート通商代表部の發表によれば四千一百八十四萬一千圓を算し、前年度に比し更に著しい増進を跡づけたが、之を輸出入別に示せば左の如し

一九二九・三〇年度	一九二九・三〇年度
ソ聯邦より日本へ	三、七四、〇〇〇
日本よりソ聯邦へ	三、一三三、〇〇〇
合計	三、八七、〇〇〇
	四、八四一、〇〇〇

註—右數字中には關東州、大連、南滿方面とソ聯邦との取引額を含まず、若し之を加算する時は一九二九・三〇年兩國貿易總額は四千三百六萬四千圓に達する。

即ち兩國取引總額は前年に比し四百九十五萬四千圓（二三・四％）を増加してゐるが此中日本への輸入は却つて前年よりも二十萬三千圓（一〇・七％）減少し日本の對ソ輸出は七百五萬七千圓（四六・六％）といふ著しい激増を示してゐる。此事情は日本の五年度一般對外貿易が爲替安定の結果圓相場の上に現はれた變動と關連して内地の對外貿易に於て二割四分植民地貿易を加算して一割九分の減少を示してゐる。一般狀態と對比する時は誠に日本の爲に良好なる條件をなすものとして注目に値する。個別的に見る時は日本の對米貿易は三割四分減、對支貿易は二割九分減、對英領印度貿易は三割五分減を示し其他少數の諸國例へばソヴェート聯邦、丁抹、玖馬、土耳其、南阿聯邦及日本にとつて今年始めて獲得されたる

新市場アデン等との貿易が増進を跡づけたのみで其他大多數の諸國との貿易は減少してゐる。而も取引増進せる諸國と雖も其増率は極めて僅少で對ソ貿易に於けるが如き激増は他に類例がない。

尙通商代表部發表一九二九・三〇年度日ソ貿易については別項に詳細分析檢討されてゐるからこゝには省略して、たゞ同年度日ソ兩國の貿易外取引、即ちソ側による本邦勞働者雇傭關係並に日本船舶の傭船、更に又對ソ利權企業と露領漁業關係とを指摘しなければならぬ。

漁業勞働賃銀受取勘定 即ちソ聯邦漁業機關によつて雇傭されたる日本勞働者數及其支拂は次の如き顯著なる趨勢を示してゐる。

雇傭勞働者數	勞銀支拂總額
一九二八年 四、三八	一、五二五、〇〇〇
一九二九年 八、四九一	二、五〇〇、〇〇〇
一九三〇年 九、五五五	四、五〇〇、〇〇〇

前記ソ聯邦漁業機關による雇傭日本勞働者數並に勞銀支拂總額が逐年増加を跡づけた事實は、失業者の洪水を示しつ

つある現下の日本にとつて無視しがたい著大な意義を持つてゐると云ふべきである。

海運賃受取勘定 次にソ聯邦による日本船舶傭船數も、之が支拂料も亦最近二年間に左表の如く増大してゐる。

一九二九・三〇年度	一九二九・三〇年度
傭船數	三、三九〇、〇〇〇
一九三〇年 九七隻（四〇、〇〇〇噸）	四、八〇〇、〇〇〇

此雇傭勞働者並に傭船支拂勘定即ち日本の貿易外受取勘定を加算する時は兩國の經濟關係は既に五千萬圓を越ゆる事となる。若しも之に北樺太石油並に石炭利權企業及び日本漁業家のソ領漁業漁獲收入を加算する時は實に一億圓以上の巨額に達する譯である。

八、特別中間年度の日ソ貿易

ソヴェート經濟年度は例年十月一日に始まり翌年九月末に終る慣例であつたが一九三一年度及ソヴェート政府の決定に基きソヴェート經濟年度は全經濟部門に

於て其始期を一月一日に變更される事となつた。之は又ソヴェートの商取引に於ても例外ではなく日ソ貿易にも適用される事となつた。従つて一九三〇年十月一日より同年十二月末（昭和五年十月十二月）に至る期間は何れの年度にも屬せぬ獨立の中間期として之をソヴェート聯邦では「特別期間」（オソブイ、クワルタール）と呼んでゐる。此中間期に於て日ソ貿易は如何なる實績を示したか、之について駐日ソヴェート通商代表部は次の如く精査發表した。

日本よりソ聯邦へ	二、五四八、〇〇〇圓
魚類	一、六九二、〇〇〇圓
サントニン	二六九、〇〇〇圓
白金	一九五、〇〇〇圓
滿俺鍍	一五二、〇〇〇圓
苛性曹達	一〇五、〇〇〇圓
金屬	五八〇、〇〇〇圓
其他	一〇六、〇〇〇圓
合計	五、一二五、〇〇〇圓
日本よりソ聯邦へ	

綠茶	五〇七、〇〇〇圓
小麦	五四九、〇〇〇圓
牛	一、〇三八、〇〇〇圓
各種金屬製品	三三三、〇〇〇圓
電氣機械	二八、〇〇〇圓
油田用機械	一一四、〇〇〇圓
其他	一〇〇、〇〇〇圓
合計	二、五一〇、〇〇〇圓

輸出入總額は七百六十三萬五千圓にして之を一九二九年の同期間（十月十二月）と比較する時は若干減退を示してゐるが、然し此減退はソ聯邦より日本への輸入商品價格が著しく低落せるに據るもので、例へばソヴェート木材の日本市場に於ける價格は前年よりも三割安、魚類は三割乃至二割五分安、白金亦著しく安値を示した。日本よりソ聯邦への輸出に於ても前年同期間のそれに比し減少が見られたが、之は極東ソ領に於けるソヴェート經濟機關より本邦へ向けての注文の遅延並に同期間が一體に本邦對ソ輸出の季節外れに相當する爲であつて、漁業用品を主要輸出品と我對ソ貿易の最盛期が

例年春季である事は周知の通りである。而して現在既に漁業用品の輸出は部分的に開始された。通商代表部は今日迄に四百萬圓に相當する額を買付けたが之は六月乃至七月迄繼續される勘定である。

九、昭和六年度の日ソ貿易

イ、日ソ貿易の轉機

一九三一年度（昭和六年一月より十二月に至る）日ソ貿易は、駐日ソヴェート通商代表部の發表によれば、日ソ兩國輸出入總額は二千五百三十八圓三千一百五十九圓にして、前年度の四千一百八十四萬一千圓に比し、實に一千六百四十五圓七千八百四十一圓の激減を示してゐるがこれを輸出入別に示せば左の如し。
ソ聯邦より日本へ 一五、九一九、五二一圓
日本よりソ聯邦へ 九、四六三、六三八圓
輸出入總計 二五、三八三、一五九圓
而してこれを前年度（一九二九年十月一日より一九三〇年九月末に至る）ソ聯邦より日本へ 一九、六六一、〇〇〇圓

日本よりソ聯邦へ 二、二一八、〇〇〇圓
輸出入總計 四一、八四一、〇〇〇圓
に比すれば日本への輸入三百七十四萬五千四百七十九圓、輸出一千二百七十一萬六千三百六十二圓を減じて輸出入總額に於て實に一千六百四十五萬七千八百四十一圓の激減を示し、更に一九二九年度（一九二八年十月一日より二九年九月末日に至る）に比しても日本への輸入に於て六百八十四萬四千四百七十九圓、輸出に於て五百六十五萬九千三百六十二圓、總額一千二百五十萬三千八百四十一圓の減少を示し、一昨年迄は極めて順調に發展し來れる日ソ貿易の昭和六年度の實績は一九二八年前の状態に逆轉したことは注目に値する。

前述の如く昭和六年の日ソ貿易の最も大きな特色をなすものは、以前迄全く例外なしに激増を跡づけて來た日ソ貿易が總額においては勿論、日本の輸出においても輸入においても可なり著しい減退を示すに至つたことである。

通商關係

年輸出とも上向線を辿つて來た日ソ貿易が昭和六年において急激に下向し、一種の山形を描くに至つた事は何といつても日ソ國交恢復以來の出來事であつて、此事實の中に昭和六年の日ソ貿易を構成する諸要因の特殊性が内包されてゐる。そして此特殊性の中最も際立つてゐるのは、クレジット問題の未解決である。此問題については詳しく記述されてゐるからこゝは重複を避けるが、要するに昭和六年における日ソ貿易の不振は兩國の有無相通する經濟關係の原則に何等かの根本的な變調が現れたからではなくて日本の對ソクレジット設定が對ソ貿易の發展の根本的な契機として現はれて來たに拘らず、之が解決されなかつたためにかくは貿易の衰退を招くに至つたのである。

更に昭和六年の日ソ通商關係について特筆すべき二、三事項を略述しよう。

ロ、クレジット問題の重要性

元來露國の外國貿易は從來舊式の農民經濟を國家經濟の基礎として來たその經

濟的特殊性の故に自國への輸入は皆長期の延取引によるを商習慣として來たが、之はソヴェート・ロシアに於ても、何等の變改を見なかつたばかりか、ソヴェートロシアに於てはその國家經濟の再建と工業化のため莫大なる資金を必要とするにも拘らず、資本主義諸國は何れも例外なしにソヴェートへの金融を拒否しつゝあり、従つてソヴェートにおける輸入貿易へのクレジットは外債難を僅かに緩和する爲の商品借款に相當するものである。そこでこのクレジットは出来るだけ長期であることを必要とし、そのために一定の利子を支拂ふことも敢て辭せない立場に置かされてゐる。即ち價格品質其他の條件も勿論重要であるが、それ以上に現下ソ聯邦對外注文の要件をなすものは、クレジットの期間が長期であるといふことである。ソヴェート市場に進出するためにはこの長期クレジット設定の條件を具備する事が絶対に必要となつてゐる。獨逸及伊太利が昭和六年において何れも數億馬克又リラの對ソクレジットを自國

政府の保障の下に設定して、對ソ貿易の發展に努めたことは過般の事情を語るものである。

然るに我國においてはこの絶対必要な條件が今日まで備はらない。昭和五年八月公布實施された輸出補償法は、ソヴェートを主たる對象とはしてゐるが、而も補償金額餘りに過少であつて其利用價值に乏しく成果を擧ぐるに至らなかつた。ところへ持つて來てソ側では極東露領五箇年計畫の進行と共に資金費用の増大の爲日本に對して五千萬圓程度の各種物資注文を條件に從來よりも更に長期にして遙に多額のクレジット設定を要望して來たこれは別掲の如く我國において可否交々の論議捲き起り、一面漁業問題等とも絡まつて、政治問題化するにさへ至つた。當業者並に商工省當局は殆んど例外なしに之が設定による本邦貿易の振興を希望してゐるが、漁業關係政治家や、反ソヴェートの有力者方面における反對並に、未曾有の經濟恐慌による政府の赤字問題、行財整理等と關聯し、更に内閣更迭、重要

問題山積により、結局その設定を見ずして終つたのである。

ところでこれが解決されなければソ聯邦の對日注文は極度に制限され、今後益々衰退を見るの外はあるまい。日本への輸入は直接クレジットと結びついてゐないとは云へ、取引の相手が露國といふ特殊な國家であり、且つ輸出が極度に不振である場合、之又發展を望めないことは云ふまでもあるまい。

このクレジット問題は勿論昭和六年に始めて出現したものではない。從來といへども對ソ貿易上の主要問題であつた。しかし、日ソ兩國における客觀的狀勢が今年程尖鋭な形でクレジット問題を前面に押し出した時期は曾てなかつた。

昭和六年の日ソ貿易關係に大きな行詰りが現れて來たとするならば、それは云ふまでもなく、この尖鋭な現れをとつたクレジット問題が未解決であつた爲である。

これが昭和六年日ソ貿易關係の最も大きな特殊性であつて、本邦對露輸出品の

銀支店も亦所得稅追徴に就て浦鹽市財政部に對し訴訟を提起して對抗的態度を示した。

尙該事件は日ソ漁業問題と密接なる連關をもち、むしろ漁業問題の果をなし因をなすものであつて、ループル問題交渉の遅延紛争に伴つたとなつて、モスクワ交渉は其後數ヶ月を経るも解決に至らずソ側は前記昭和五年十二月十七日付命令の遂行を固執し、日本側は鮮銀支店の自主的清算遂行と業務閉鎖命令を始め、追徴金其他諸命令の撤回を主張し、妥協統一を見出すに至らなかつたが、遂に昭和六年四月七日に至り、モスクワに於て廣田、カラハン兩全權間に急轉直下懸案解決するに至つた。

解決條件左の如し。

- 一、朝鮮銀行は自主的に浦鹽支店を清算撤退すること。
- 二、ソ側は追徴課稅命令を撤回し、且つ行員の裁判問題も今後一切打切ること。

朝鮮銀行は右協定に基き、預金拂出清

大宗たる漁網並に漁業用品の輸出激減、綠茶輸出の著しい遅延と行惱み、等を始め主として我輸出貿易に現れた一聯の停滞と不振は皆この特殊原因に災ひされたものである。

ハ、朝鮮銀行浦鹽支店閉鎖

朝鮮銀行浦鹽支店閉鎖事件は昭和六年八月十二日ソヴェート極東地方政權による同支店検査開始から、同十月二日の検査終了、清算撤去決定、七月十五日の全行員引揚げで實に十一ヶ月にわたる長期の日ソ兩國重要懸案となつたところであつて、此事件の前半即ちソ官憲の検査開始検査終了、兩國の外交交渉についてはすでに本年鑑昭和六年版に掲げられ、その後半の経過については本年鑑昭和七年版に掲げられてゐるから、該事件の要點だけを掲げることとする。

昭和五年十月二日検査終了後一時は小康狀態を呈し、ソ側から鮮銀に對し新規の貸出を中込む等の事もあつたが、同年十二月六日に至り、ソ官憲は朝鮮銀行浦鹽支店の業務に違法ある旨記載せる検査

算事務を了し、昭和六年七月十五日長き歴史を有する浦鹽支店を撤去し、行員全部の引揚げ了するに至つた。

ニ、對ソクレジット擴張問題經過

ソヴェート聯邦からの注文に對して長期の信用を設定する所謂クレジット問題は、昭和六年から七年へかけて、日ソ貿易の中心問題となり、單に關係當局及當業者方面だけでなく、本邦の政治問題にまでなるに至つたし、且今後の日ソ通商關係を左右する重要問題の一つなので此問題の経過についてその概要を記述することとする。

元來この問題の起りは昭和六年六月駐日ソヴェート大使トロヤノフスキー氏が當時の幣原外相と會見の際、若し日本側が信用を設定して呉れるならばソヴェート聯邦では當面約五千萬圓額の註文を日本に提起することが出来るといふ意味を非公式に話したことに始まる。

そこで非公式とはいひ乍らソ側の責任者が日本側の責任者に向つて提起した話であり、世界不況のため海外市場の梗塞

調書を作製し、支配人に之が確認を求めた。然るに鮮銀は一切の業務がソヴェート財務人民委員の營業許可狀により許可されたる範圍内に行へるものなりとの理由で、違法行爲の確認を肯ぜず、再び紛糾は再燃し、一層深刻化するに至つた。昭和五年十二月十七日ソ官憲は、極東地方財務全權の指令を以て、鮮銀支店の營業を停止し、有價證券、帳簿金庫封印の上五日以内に清算委員を任命し、三ヶ月中に清算を完了すべしと嚴命を發し、清算に對しては監視委員を設けて嚴重監視の任に當り、且つ浦鹽市徵稅課より所得稅追徴として二百六十一萬餘圓の即時納入を命じ、更に不法露貨賣買に關する刑事被告として有門、三谷、竹部の三行員を召喚するに至つた。

浦鹽支店問題はすでにモスクワにおいて日ソ兩國外交當局者間に外交交渉中に屬するにも拘らず、右の如きソ官憲の行爲は國際儀禮を辨へざる不當彈壓なりとして駐ソ廣田大使よりソヴェート政府に抗議し、閉鎖命令の取消を迫ると共に鮮

した日本としては聞き捨てならぬ提言なので、之は直ちに閣議でも話題となり、櫻内商工大臣なども相當乗氣になつた。

一方日本側當業者の間にこの問題は一層大きな反響を呼び起し、大阪日露貿易協會、神戸對露貿易協會の二團體は眞先にトロヤノフスキー大使の出席を求めてソ側の眞意を糺し、それぞれ政府當局に向つて、對露クレヂット設定のため政府の決意と助力を促し、又東京では日露協會の主催で昭和六年六月十二日ト大使を招き、島田商工次官、松村農林次官、民間側から三井、三菱、住友、古河、大倉以下の有力會社、朝鮮銀行等の代表者參集してクレヂット問題を中心とする對露貿易促進懇談會を開催した。

勿論クレヂットの内容及びその注文の品目等については何等具體的細目が決定されてゐた譯ではないが、昭和六年に入つて獨逸、伊太利の兩國が政府補償の下にソヴェートに設定した數億馬克乃至リラの長期クレヂットと大體同様の條件がソ側では希望されて居り、又其品目とし

ては、

- (一)電氣設備、(二)新造船—帆船、汽船、曳船、タンク船、オイル・ボージ、浚漕船等、(三)既成船舶、(四)船舶用發動機、(五)製罐用ブリキ、(六)採油設備—鑿井機、ポンプ、バルブ等、(七)鐵道建設材料—レール、機關車、客貨車等、(八)オリガ灣築港設備—狹軌鐵道起重機、浚漕船等、(九)オリガ附近鐵礦採掘設備、シャフト等、(十)化學工業品—亞砒酸、沃度、硫酸、樟腦等
- (十一)銅一萬噸。

本邦當業者としては市場難に喘ぎ對外貿易は全般的に極度の行詰りに逢着し、之が未曾有の經濟不況の最大原因となつてゐる際として、約五千萬圓の新規注文は棚ボタ式の快報であるので、二つ返事で之に應じたいのがその眞意であるが、何分にも長期クレヂットの設定はさらでだに金融難に陥つてゐる當業者の最も苦痛とするところであり、大多數の中小商工業者は事實上之に應じ得ない經濟事情に置かれてゐる。その邊の事情を今少し説

明してみよう。

最初我國からソ聯邦への輸出は三ヶ月期限付約手拂であつたが、其後六ヶ月に延び、次いで九箇月となり、更に一年に順々に延びてゐる。我國の銀行は概して、ソヴェート通商部の振出した手形の割引を喜ばぬところへ手形の期間が段階長くなることは一層歡迎しない事となり對露關係當業者はソ側の手形を相當の期間手許に死藏する外ないこととなる。これは運轉資金固定の意味で、當業者の最も苦痛とする所であり、結局當業者は商賣はしたいが金融がつかぬため手を引かざるを得なくなる。かうした事情の下に在日外國貿易會社にソヴェートの註文を取られた例も少くない。

加ふるにかうした純經濟的原因の外に關係當業者は種々の政治的原因のため、銀行始め財界方面でソヴェートの信用状態を不安視する傾向が頗る強いのに惱まされてゐる。ソヴェートとの通商發展過程に於て發生したかゝる難關を突破する唯一の手段は、政府自身が當業者の對ソ

である。

二、補償限度

補償限度を七割五分まで擴張せられたきこと。

目下實施中の補償法によると政府の乙種補償は六割であつて、今其補償手形を銀行で割引くことになると銀行は手形額面の六割だけは割引依頼者に呉れるが、殘の四割はマージンといつて、銀行が萬一の場合に備へるため割引依頼者の名義で手形の期限内銀行に預金させるのが普通である。さういふ關係もあるから、政府の補償限度を希望する理由は、單に萬一のリスクを思ふばかりでなく、商工業者の金融上からも是非さうして欲しいのであつて、諸外國の例を調べてみても七割五分の補償は必ずしも其實例に乏しくないのである。

三、補償料

補償料は最初の一月に付月一分其後の期間に付月一厘五毛とせられたきこと。現在の補償料は最初の一月に付月二

信用に保障乃至補償を與へることであるかゝる必要に迫られて、昭和五年八月から政府は輸出補償法を制定し、對ソ輸出にも之を適用することゝなつたが、何分にも政府の補償金額が餘りに過少で、昭和六年度の政府の補償金額一百八十七萬六千圓中對ソ輸出に振當られたものは一百萬圓に過ぎず、かゝる少額を以てしては昭和五年度に已に二千萬圓を算する日本の對ソ輸出の金融を保障しえないことは云ふまでもない。

そこで新たに提起された約五千萬圓の新規クレヂット設定に當つて何よりも先決條件となるものは、政府が對ソ輸出補償法を改訂して補償額を擴張する事である。

三井、三菱、住友、大倉、古河始め本邦有力實業會社の大部を網羅する對露輸出組合では第一線に立つて該問題解決のため努力し來り、現に對ソ貿易振興會なる新團體をつくつて目的貫徹に努め來つた。

對ソ貿易振興會の特別委員は左の諸會社(個人に非ず會社名儀)である。三井

物産、三菱商事、大倉商事、古河電氣、浦賀ドック、池貝鐵工所、日立製作所、八坂商事、其の外對露輸出組合常務理事今井政吉氏が幹事に任ぜられてゐる。ところで對ソ貿易振興會は政府當局に對して、如何なる方法と内容により對ソ輸出補償問題を解決せんとしてゐるかといふに、その大要左の如し。

一、補償金額

政府の補償金額を最高金四千五百萬圓の範圍まで増額せられたきこと。

従來の我國對露輸出額は二千餘萬圓に達してをり、今後當業者の努力次第でこれがもつと増加を期待しうるが、まづ其中政府の補償による分を一千萬圓と見て、それにロシアが希望してゐる五千萬圓の長期クレヂットを引受けることゝすれば、政府の補償による對ソ取引額は合計六千萬圓になるのである。之に對して政府が假に七割五分の損失補償を與へるものとすれば、取引高に對する政府の補償金額は四千五百萬圓となる譯

分其後の期間に付月二厘五毛となつてをり、之は五分弱の割合に當るのである。當業者は此補償料を政府に支拂つた上、銀行の方へは別に割引料を支拂はねばならぬから、兩方を合すと當業者の負擔は比較的重くない、それが爲商談の成立を妨げないとも限らぬから、諸外國の例をも參酌して補償料は大體右述べる程度に引下げて欲しいのである。

四、損失補償金

損失補償金は公債を以て交附する法を採られたこと

現行法に従ふと補償手形が期日に至つて不渡となつた場合、政府は補償限度まで現金を以てその責を負はねばならぬ。従つて萬一の場合に備へる爲政府は豫算の上において、之に相當する支出の準備が必要であることは云ふまでもないのである。かかる關係から政府の損失補償は豫算と大關係があつて、補償額が増加すればそれに對する豫算も亦増加するの

は當然で、今若し現在の補償金額百八十餘萬圓を最高四千五百萬圓程度まで増加すれば、勢い多額の豫算を必要とすることになり、實現にやゝ困難あると思ふので、之を避ける意味で、萬一の場合は交附公債に依つて救済するといふ方法を政府に希望するのである。

民間貿易業者が右の如き具體案を以て極めて熱心に對露輸出補償法の改訂による對ソ貿易の發展を要望し、之が爲種々奔走してゐるに對して、本邦對露漁業家は兩國漁業關係が圓滑を缺き、ソ側漁業が急進出を遂げつゝある事實と關連して日本が若しソ側に應じ五千萬圓もの新規クレヂットを設定するとすれば、それはむしろ敵に武器を與へるものであるとの意圖をもつて概ね反對の態度をとつてゐる。この事實は政界の方面にも反映し、例へば貴族院公正會の如きはクレヂット設定に對し、明かに反對態度を取つてゐる。

一方若槻民政黨内閣の補償問題に對す

る態度は、その商工資本家擁護の立前から著しく肯定的に傾き、昭和六年七月三日、日本工業クラブに開催の日露貿易懇談會の席上、櫻内商工大臣は答辯中「若し諸君が熱心にクレヂット設定のために運動されるなら、私も微力乍らお力添えを辭せぬ」旨述べ非公式乍ら政府主務當局としての態度を明示した。爾來商工省貿易局が主として此問題にあたり、財政難の今日如何なる方法をもつて現行輸出補償法を改訂し、當業者の要望に添ふべきかを研究に努めた結果、十一月末に至り愈々立案を見、貿易局參與官會議に附議成案を得、商工省議の贊同を経て、原案を大藏省に廻附した。

同案の内容左の如し
一、政府補償額は三千六百萬圓として、輸出額の六割を保障す。従つて六千萬圓の注文を引受けることが出来る。
二、補償の財源は、交附公債によるが、決算が従來通り圓滑にゆけば公債の必要はない。
三、公債の利子は當業者の補償適用の際

徴收さるべき補償料を之が一部に充てる。

即ち同案によると萬一ソ側の支拂に支障が生じた場合にのみ交附公債を發行して補償するものであるから、何等國家の豫算に負擔をかける譯ではなく、此點赤字時代に處する方法としては最も賢明にして、又ソ側にしても支拂義務に支障を來すが如きことは從來の實例に徴するも全く存すまじく、此點頗る名案と評するを得やう。同案は現行輸出補償法の改訂法案として第六十議會に政府から提出せられ、假へ貴衆兩院の一部に對ソ政策上反對意見があるとしても結局は通過して昭和七年四月一日から實施に入るものと豫想され、而して當業者方面でも大體において同案に満足し、對ソ貿易の打開は既定の事實と目されるに至つた。然るに昭和六年十二月中旬突如として若槻内閣の桂冠となり、之に代つて犬養政友會内閣の組織を見たことは、新内閣の前内閣に比し對ソ親善政策により冷淡なると、前記改訂法案の上提さるべき第六十議會

が解散を不可避とする状態にあるとの二つの理由により俄然同案の前途には暗翳が投ぜられた。尤も一部には新内閣といへども三井、三菱始め一流資本家の希望する輸出補償擴張なら敢て反對すべきものであるまい、否恐らく此點では前内閣の方針を踏襲するに違ひあるまいとの意見が行はれてゐた。

因に、昭和七・八年に入つてからの對露クレヂット擴張問題の經過については次項で述べるであらう。

昭和七年の日ソ

通商關係

一、減退を續ける

日ソ貿易

日ソ貿易は一九三〇年（昭和五年）迄は絶えず増加してゐたが、一九三一年になつて一轉して日本仕向が前年の二千八十八萬四千圓から一千五百九十二萬圓に減少し、一方日本の對ソ仕向は前年の二千五百三十三萬六千圓から八百七十五萬

九千圓に激減し、更に一九三二年度はその傾向に拍車をかけた。即ち一九三二年度（昭和七年一月一日—同十二月末日）一年間の日ソ貿易は、駐日ソヴェト通商代表部の發表によれば次の通りである
日本への輸入 三二、四三五、〇〇〇圓
ソ聯邦への輸出 一四、四四四、〇〇〇圓
この外、ソ聯邦は貿易外勘定として一九三二年度に於て日本汽船備船料三百二十三萬圓と日本勞働者雇傭料百萬一千圓を支拂つた。この二費目を輸出入の總額に加算すれば、一九三二年度の取引總額は次の如くなる。（單位千圓）

日本への輸入	三二、四三五
ソ聯邦への輸出	一四、四四四
日本汽船備船料	三、二三〇
日本勞働者雇傭料	一、〇〇一
計	五一、一一〇

然し此の五千百一十一萬圓の總額の中には、二千四百八十七萬七千圓といふ利權と租借企業に關する輸出入額がある。即ち二千五十八萬四千圓は日本への輸入、四百二十九萬三千圓はソ聯邦への輸出で

ある。

利権企業及び租借企業關係の輸出入は、日本の決済帳尻に表はれてゐるから、茲では利権企業を除外したる兩國間の純貿易のみに付て述べることにする。一九三二年度に於けるソ聯邦より日本への輸入を前年度に比較すれば、次の如くである。(單位千圓)

一九三二年	一九三一年	
木材	六、八八二	四、五三三
魚類及海産物	二、七八二	一、六五二
石油類	一、九六二	二、四二一
化學製品	一、三〇六	四四四
白金	一、一三六	一、二六五
畜産物	三〇四	二五
サントニン	八〇一	四〇〇
滿俺鍍	二	三一八
亞鉛	一四五	四七
屑金屬	一八一	七六
其他	三一八	六七一
計	一五、九一九	一一、八五一

前表の如く、ソ聯邦より日本への輸入總額は、一九三一年度に比し約四百六萬

に於けるソ聯邦の仕入を極度に困難ならしめたのみならず、事實に於ても仕入は極度に縮小された。蓋しこれがため當該ソヴェート經濟機關は仕入を最少限度の數量に制限せざるを得なかつたのである。

日本に於けるソ聯邦の造船注文、金屬製品に關する購買の減少は、主として日本の諸工場がソヴェートの注文を短期間に遂行する事が出来なかつたためと、クレジット條件の不利なる爲とであつた。

大體に於て日本よりソ聯邦への輸出は上記の如き減少を示してゐるが、一方茶及電氣設備品の取引額は一九三二年度に於て増加した。

以上によつて一九三二年度に於ける日ソ貿易をその前年たる一九三一年度と比較しながら簡單に分析したのであるが、之は一九三三年度の日ソ貿易に對する展望をなすべき根據を與へるものであるから特に注意して置きたい。

日ソ貿易減退については種々の原因があらう。日ソ貿易を發展せしむるには、

通商關係

七千圓、即ち二六%の減少を示した。日本への輸入額の減少は、主として木材の日本輸入減退であるが、これは一九三二年に於ける高率關稅實施に因るものであつた。又魚類及海産物の日本への輸入額減少は専ら日本市場に於ける値段安に關聯を有するものである。化學製品及びサントニンの輸入も減少した。

一九三二年度に於ける日本への輸入中前年度より増加したものは、石油類、滿俺鍍及び石綿である。これらの商品は、品質の優良なると引渡の正確なるとに依り日本工業界に益々其の廣汎なる需要を得てゐる。

日本よりソ聯邦への輸出は、一九三二年度に於て前年度に比し次の如き變化が生じた。(單位圓)

一九三二年度	一九三一年度	
船舶及金屬製品	三、九六五	三、八八〇
綿製品(綢、ロープ等)	三、九六五	九四〇
茶	八〇三	一、三七〇
電氣設備品	三三、三三三	五三、五五〇

日ソ貿易發展上の障害物となつてゐるもの、即ち其減退の原因となつてゐるものを排除せねばならない。是等の障害物は一二にして止まらないが、その障害物中排除し得る可能性を有する障害物の一つにクレジット問題がある。外債を利用し得ないソ聯邦にとつて、購入額を増加せしめる唯一の途は、長期クレジットの利用である。このクレジット問題にして満足すべき解決を得るに至れば、兩國にとり良い結果を齎すべきは疑ひもない。これ、クレジット問題解決は日ソ貿易發展の鍵であると云はれる所以である。

二、對露クレジット擴張問題其後の経過

イ、犬養内閣の態度

若槻民政黨内閣に次いだ犬養政友會内閣が前述した輸出補償改訂案を踏襲するや否やについて危ぶまれるに至つたが、第六十議會は昭和六年一月休會明け早々解會となり、内には總選舉、外には滿洲上海事變の全面的重大化と、大問題山積

食料品 一七、八四七 一四、一八三
菓製品 一三、六三三 六、三四五
其他 三〇、〇九七 五、一五一
備船料 三、七〇、〇〇〇 三、三〇、三四八
日本勞働者雇傭料 一、〇〇一、三三三 一、〇〇一、三三三
計 三、九四、三〇八 一〇、二、六三三
右の表に於て示す如く、一九三二年度の日本よりのソ聯邦への輸出は前年度に比し、備船料及び勞働者雇傭料を含め、約三百九十六萬圓、即ち二七%の減少である。この合計金額の減少は、日本で購入せる或る商品の價格變動並に仕入の一般の減少に因るものである。

日本市場に於けるソ聯邦の仕入に全般的影响を及ぼしたのは、クレジット獲得の困難なることであつて、ソ聯邦は之を一九三二年中に決済しなければならなかつた。綿製品(漁網、綿糸、ロープ等)の仕入の減少に影響を及ぼしたものは、一九三二年に組織されたる「漁網家組合」が特にソ聯邦との取引に對して、ソ聯邦の受諾し得ないところの幾多の條件を設定したることであつた。斯かる事情は日本

して政府としても對ソ輸出補償問題どころではなくなつた。

然るに總選舉の結果は政友會の大勝となり、内閣の位置だけは落ちついたが、三月十八日より開會の第一次臨時議會は何分にも僅々五日間といふ短期のため、假りに政府が同案を採擇するとしても之を臨時議會に提案する望みなく、結局五月開催の第二次臨時議會に採擇上程されるのを待つ外仕方がなくなつたのである。

ソヴェート側としては國內經濟關係からも亦滿洲事變による日ソ關係の複雑化から非此際クレジットの設定を希望し、一月十日不侵略條約問題でトロヤノフスキー大使が犬養兼攝外相を訪問した際にも附帶的にクレジット問題について希望するところあり、又三月上旬新任駐日ソヴェート大使館參事官スピルワネク氏がト大使の意を受けて新任挨拶旁々前田商工大臣を訪問した際にもクレジット問題に言及して、日ソ經濟關係發展のため此際是非クレジット設定に關し特別の盡力を乞ふ旨を述べ、之に對し商相は

「之については犬養首相よりも話があつたし、主務省當局としても目下折角研究中である」旨答へた由である。

かくて犬養内閣による對露輸出補償擴張は来るべき第二次臨時議會への上程如何を中心として依然として、謎として残されたのである。

口、齋藤内閣の態度

然るに犬養首相は、第二次臨時議會を眼前に控え、昭和六年五月十五日帝都を騒がした所謂五・一五事件のため突如兎刃に倒れ、犬養政友會内閣は總辭職の止なきに至つたのである。新に生れた齋藤非常時内閣が對露輸出補償擴張問題に對して如何なる政策を採つたか、又今後採るであらうかを述べて見よう。

先づ第一に、組閣早々開會された第三次臨時議會において該問題がいかに決定されたかを述べることにする。

五月廿三日開會された第二次臨時議會の協賛を経たる豫算外國庫の負擔となるべき商工省所管の輸出補償價金の契約を要する件は六月十八日公布されたので、

商工省では即日これが實施の準備に取りかゝつた。即ち、今回の輸出補償金は前年度分に九十三萬四千圓を増額して總額二百八十一萬四千圓となし、昭和七年度以降二ケ年度内において國庫の負擔となるべき契約を昭和七年度において結び得ることになつた。因に商工省發表による昭和七年四月一日より同年十二月三十一日に至る滿九ヶ月間の輸出補償實績を同補償法施行以來の過去三年の實績に比較すると左の通りで、昨年よりロシヤ手形に對する補償は補償手形買取總額の四割七歩を占め、五、六年は執れも五割以上に達した。而して補償契約限度は昭和七年が二、八二四萬圓、六年が一、八七六萬圓、五年が九三三萬圓で、契約銀行は正金、豪銀、川崎第百、山口、鮮銀、北拓、北海道、敦賀廿五、大垣、共立、加能合同、加州、名古屋の十二行であつた

一方輸出補償法施行規則の改正以來規定解釋上疑義を生じ懸案になつてゐた對露輸出手形の期限問題が解決した。即ち對露輸出契約は年を逐ふて其の支拂期限

が延長され、昭和六年末に至つてソヴェート側は契約の種類により一年以上の延拂を要望するに至つたので、我が當業者は之が唯一の金融の道なる政府の輸出補償の適用によつて融資を受ける外なく對露輸出組合は商工省に對し折衝中であつたが、其の結果ソヴェート通商部振出手形は改正規則第四十四條の二の規定により商工大臣の承認を得て支拂期限十二ヶ月以上十五ヶ月に渡る場合と雖も最初の三ヶ月間を経過してから、即ち補償適用の時機より支拂滿期日が一年以内ならばは商工大臣の承認を受け補償手形として受命銀行に融資を取扱はしむることになつた。

しかしながら對露クレジット期限設定問題は未解決の儘、昭和七年に持越されるに至つたのである。

三、ソ領木材關稅問題

イ、ソ領木材關稅問題概要

昭和六年度の第二次臨時議會で政府提出原案通り、無修正通過し、六月十六日

から實施（朝鮮は本月十八日より）になつた改正關稅率は

(一)金輸出再禁止のため從量税と從價税との釣合が取れなくなつたから外國爲替の下がつた割合を三割五分と見做し、それ丈け均一的に從量税を引上ぐること。

(二)現在の産業中特別の保護を必要とすることから、その手段の一として製鐵、小麦、懷中時計、自動車又は機械の部分品、木材中のあるもの等に對し、個別的に定率引上げの事。

の二つからなつて居るが、日ソ貿易の大宗たる本題のソヴェート木材に對しては、昭和五年四月、從來課税の米材に對する均衡を名とし一躍して丸太百石につき九拾圓といふ重税を課せられた關係上、今回は米材中の米松に對しては(一)による保護主義の引上げが行はれたが、その方は免れて、前記(二)による從量税三割五分増徴の仲間入りをさせられたのである。而して、その結果、ソヴェート木材に對する輸入税はいくらになるか、

これ丈けの輸入税が掛るとせば荷主としてのソヴェート側として、どんな採算となるか、ソヴェート側にどんな打撃を與へ、それがソヴェート相手の一般貿易並に貿易外國際貸借勘定にどんな影響を及ぼすか等々につき検討し併せてこれが善後策につき述べることにする。

さてソヴェート木材に對し輸入税の掛るやうになつたのは木材關稅の根本的改正が實施せられた昭和四年三月卅日をその出發點とする。而もその際は輸入税表中中己の四(イ)厚さ二百耗を超えざるもの即ち厚さ八吋未滿の小角、板子並に板の製材品に對し從量一立方米壹圓拾錢を課せられた丈けなので、實際上、ソヴェート木材は全部丸太としてのみ輸入せられ、製材品としての輸入は皆無であつたため無税扱ひを受けたのである。これを當時吾國は米材萬能時代で逐年米材の輸入激増し、その勢の赴く處、どこで止まるか測るべからざるものあり、一朝非常時に際會せる場合の事も考へられたし、一方、吾國木材資本家の經營する露領林

業株式會社が曲りなりにも極東に於ける唯一の林業利權として沿海州に於て從業して居つたのみならず、王子製紙株式會社を経て間接に三井財閥を背景とする日露木材株式會社が吾國に於けるソヴェート木材一手販賣者として極東林業トラスト「ダリレス」と固く手を握つて、ウズリ一鐵道沿線に於ける森林鐵道の建設資金迄も引受投下し居つた際であり、他方北滿材の輸入期待もあつたので木材關稅問題を廻る吾國朝野の空氣が、自らかくあらしめたのであらう。次に木材關稅の改正せられたのは昭和六年四月一日である。その際は前述の露領林業株式會社は不幸にも既に没落し、日露木材株式會社もまた、ソヴェート木材から手を引いた後で、ソヴェート側の所謂産業五ヶ年計畫が追々國際經濟界の眞劍なる話題となり、世界至る處、ソヴェート商品ダンピング問題が喧しく論ぜらるゝの最中であつたのみならず、一方吾國經濟界の不況は年を追うて深刻となり諸物價の底落その極まる處を知らず、殊に南樺太に於る

木材業者は木材市價の暴落に依つてその窮狀甚だしきものあり、その救済策に腐心して居つた場合とて苟もその競争材として市場に現はるゝ外國材に對し禁止的輸入税の賦課を猛烈に請願し、政府もまた米國政府の要望その他の一般情勢の變移に鑑み、先年の改正に際し編入洩れになり、爲に著しく輸入増加を見、而もソヴェート材と同様内地材並に南樺太材の強敵となつた米材中の若干樹種を加へ、主としてソヴェート材を目當てにして、税表中、

己の四、縦屬ト、松、唐檜屬エゾ松、スプルス等、松屬、紅松等、落葉松屬、落葉松等。

(イ)厚二〇〇耗を超えざるもの 一立方米突 四圓四十五錢

(ロ)其他(丸太及割材を含む) 同 二圓七〇錢

と改正、製材品のみならず丸太にも重税を課することになつたのである。こゝに最も不思議とせられたのはこの際、ソヴ

エート材關係者に於て、荷主たるソヴェート側も、その取扱者側もこの重税に對し、何等關心を有せざる如く、殆ど靜觀的態度をとつた事である。これは丁度、南樺太材の積入數量の案外豫期より尠きこと判明のため、五年末期から市況が建て直つたため、ソヴェート材もその影響を受けて、市價漸く上向せんとし居つた處にソヴェート材の産地出材が成績不良で積出すべきものが幾何も残らぬといふ實情上その輸入量が極度に制限せらるゝに至つた一方、ソヴェート材の取扱に經驗を以て、輸入商がソヴェート側の術策に乗ぜられ、全然市況無視の値段にて買ひ應ずるが如き事あつたため、ソヴェート側は販賣技術さへ上手にやれば、關稅額位の高賣りは、關稅實施後の市價騰貴と相俟つて、敢て困難ならずとするが如き事態の認識に於て甚しき錯誤があつたやうであり、且つ主なる取扱者たる三菱商事株式會社との間に販賣方法その他につき問題百出常に紛争が絶えなかつたため、三菱側も關稅問題につき進んで斡旋

するの熱が薄かつたの致す處と考へられるのである。然し、今日となりては誠 hands-off の事をしたものと残念に堪えない蓋し、ソヴェート材に對する課稅率が米材に對し頗る公平を欲くものたるは理論的にも、實際的にも明かになり、昭和六年夏ソヴェート通商部代表アキエフ氏が本國歸還に當り日露協會その他の主催になる工業クラブに於ける送別會席上「自分の相當長き在任期間中、貴國官民諸氏の特別の庇蔭により、何等落度のなかつた事を感謝する……然し一つ遺憾に堪えぬ事はソヴェート材に對する多額の關稅が掛るやうになつた事である……」と臨席者一同に訴へねばならぬ程左様に問題を重大化しても、今更、これを根本的に動かすことは困難である。

ロ、改正木材關稅の影響

さて、この際の改正に依つて、從來無税であつたソヴェート木材を急に一躍して次ぎの如き重税が課せらるゝことになつた。

一、厚さ二〇〇耗以下の製材品

百石 一三三圓八一錢
二、其他の製材品、丸太 七五圓一三錢

(紅松、白松及落葉松)

而して表面上は右の如き金額になるけれども、税關に於ける檢量は米材並みに「プレルトン」式、即ち本末中間差しなるを以て、末口一方差しの寸檢法にて賣買せらるゝソヴェート材丸太は、商取引上の數量そのまゝにては通關手續ができず、一々實物につき寸檢するか、又は昭和六年一ヶ年間の實地檢査成績に基き作成主務省より指示の表式に従ひ、

- 一、長さ十五尺未満の丸太 末口直徑一尺以下 一七・六%増し 一尺以上 一四・六%同
- 二、長さ十六尺以上二十二尺以下 末口直徑の大小によらず二二・〇%
- 三、長さ二十三尺以上の丸太は實物に依り檢量のこと

と夫々長さ及太さにより歩増率に相違があり、今日迄の實際成績により通關費用等を加へ百石につき前記七拾五圓十三錢

通商關係

が商人の實際勘定では實に九拾圓に上ることになる。この計算にて關稅を負擔することは米材を伐採時から工場で製品となる迄一切前途のプレルトン式寸檢法で通るに反しソヴェート材は山元から搬出せられ、汽車積せられ、船積せられ、而して製材工場で加工製造せらるゝ迄一切純日本式に末口寸檢で受渡せらるゝに拘らず、米材との均衡がとれぬからとて、通關手續にだけ特別の檢量法を用ひられ、それにより關稅を課せらるゝといふことは全く商習慣を無視した取扱であるが、ともかく、以上の如き事情で從來無税であつたものが一躍百石につき九拾圓の重税をその材種又は市價によらずソヴェート丸太材は一樣に課せらるゝに至つたのである。この結果負擔力の乏しき白松丸太及落葉松丸太の輸入數量は果然その豫定の百五拾萬石に對し漸く前年同様に近き數量に減少を成した事は次の數字で明かである。

昭和五年度	九六七、九三一石
昭和六年度	九一三、五九三石

而してこの輸入減退は比較的關稅の安い(従價一割)支那各市場及無稅地の大連市場へソヴェート材の猛烈なる進出となり、そこに吐き口を見出した次第で、このために従來年々二十萬石近くの南樺太材を入れた大連市場はいふ迄もなく、上海、青島等の有力市場がソヴェート材で殆ど壓倒せられ、その反面に於て吾國內地市場が、それだけ南樺太材の入荷過剰で苦みを増すこととなつた。つまり、南樺太木材業者は江戸の仇を長崎で討たれた形となつたのである。

かくして、ソヴェート材は多難なる昭和六年を送り、七年に至り、突然、また今回の從量税三割五分引上げに逢ひ百圓につき三十圓増しの百二十圓となつたのである。今回は前年の引上げの場合とを異り、採算がとれぬといふが如き生優しい事ではなく、白松及落葉松丸太に對しては全くの致命的輸入禁止税となつたのである。これを數字で示せば、次の如くである。

白松及落葉松丸太日貨拂勘定

積地	海運賃	輸入税	合計	白松 賣値	差引	落葉松 賣値	差引
浦 鹽	七〇	一三〇	一九〇	二七〇	八〇	二七五	五
沿岸地方	五	一三〇	一三五	二四〇	一〇	二七五	七五
尻 港	一五〇	一三〇	二八〇	二六〇	二〇	二九五	三五
北樺太	二一〇	一三〇	三三〇	三三〇	〇	二七五	五五

(備考)

- 一、海運賃の中、北樺太積は日本人ステベ込、其の他はステベを含みず。
- 二、輸入税は改正後のものとす。
- 三、白松及落葉松共沖賣値は六月一日現在實際相場とす。
- 四、白松の斗過(太さ)は次の標準とす。
- 五、日本に於ける荷主経費百石につき約十五圓を要するもこれを含めず。

即ちこれに依れば、尻港積白松丸の如き産地に於ける立木代、造材賃、流送料及船積費等の一切生産原價を見ず、海運賃と輸入税とのみを計上するも賣値に比し尙百石十圓の缺損が生ずることになり、北樺太白松丸太にありては、日貨勘定收支残高百石二十圓也で産地原價及日本に於ける荷主諸経費を支辨せねばならぬ、餘りに甚しき惨状である。

ここでは國家企業のソヴェト聯邦の事なれば資本主義國の個人企業とはその經濟的立場を異にするとはいふものゝ、

積地	紅松丸太	白松丸太	落葉松丸太	計
浦 鹽	三四四、六七九	六四、四七二	一〇、八六五	四二〇、〇一六
沿岸	一六三、六八八	二九三、九〇九	一一一、六七七	五七九、二七四
北樺太	—	二六五、八八三	六、七一九	二七二、六〇二
尼 港	一五六、〇一五	一一二、二一〇	三七、八五八	三〇六、〇八三
計	六六四、三八二	七三六、四七四	一七七、一一九	一、五七七、九七五

境なりとし、従つて前年と大體同一數量の輸入を見る筈なりと假想すれば、

昭和六年度輸入數量
 量を控除すれば百十二萬石となり金額に於て前年の約七百三十萬圓(關稅込み)が六百二十萬圓に減することになる。

この數字的表現だけを冷靜に觀すれば、さ程騒ぐに及ばざる如きも、國際的關係は總べて、國民的感情が起源となり、主調となりて場合によつては報復關稅となり、輸入禁止となり、再轉三轉しては物資購入の手控となり、船腹使用「ボイコット」となるのは遠鑑が世界至る處に於て示唆せられあるを思へば、今回の關稅問題が單に木材界だけの事件として取扱ふ事の餘りに近眼的なるを怖るゝものである。

非生産的極まれりといふべきで日本輸入停止の外なきは議論の餘地がない。荷主としてのソヴェト側が憤激するも當然の事である。

ハ、該問題の影響

前述の如き收支計算上經濟的に白松及落葉松丸太の一部は吾國輸入の門戸が鎖された次第であるが、然らば、ソヴェト材はこのために數量に於て如何なる輸入制約を受くべきか、これは主としてソヴェト當局の方針にある處なるが市價の暴騰を見ざる限り、一方に於ては吾國以外の市場又はソヴェト國內需用の激増せぬ限り、従來の態度より推斷し、大體次の數字になるのであるまいか。

積地	紅松丸太	白松丸太	落葉松丸太	計
浦 鹽	三四四、六七九	六四、四七二	一〇、八六五	四二〇、〇一六
沿岸	一六三、六八八	二九三、九〇九	一一一、六七七	五七九、二七四
北樺太	—	二六五、八八三	六、七一九	二七二、六〇二
尼 港	一五六、〇一五	一一二、二一〇	三七、八五八	三〇六、〇八三
計	六六四、三八二	七三六、四七四	一七七、一一九	一、五七七、九七五

然らば、ソヴェト側が最近、駐日通商代表部を通じ吾國に於て幾何の物資購

最近五箇年間の對ソ輸出入貿易額 (單位千圓)

年次	輸 入	輸 出	備 考
大正十五	—	—	—
昭和二年度	五、八九九	一〇、一四三	—
昭和三年度	一三、六四四	一九、五五五	—
昭和四年度	一八、五三三	三九、七三六	—
昭和五年度	—	—	—
昭和六年度	—	—	—
最近二箇年のソ側對日備船料(海上保険料ヲ含ム)	—	—	—

べきものであるまいか、切に識者に訴へんとする所以である。

二、不公平な木材關稅改正

而してかくの如き頗る面白からざる事象を見るに至つた根本的の事情はいづれに歸すべきか、これは、關稅問題許りでなく、吾國のすべての社會に於て逢遇する非合理性乃至は非妥當性の曝露であるが、時運の進歩は日を追ふて止まる處なく昨日の必要とせるもの必ずしも今日の必要とするものに非らずとする程吾々の社會生活の内容に進化を見るに拘らず、一方その外面的表象たる法律命令がこれに伴ふて根本的の改正せらるゝ事なく、問題にぶつかる毎に膏藥張りの當面を糊塗しゆくのみなるを以て、露骨に云へば、力の弱きもの、溫和しいものゝ立場をいつも雲烟過雁視せらるゝの傾きがある。嘗つては、それ程大差違のなかつた關稅率も暫くにして、對比の隱當を失するに至つたが如きはその好適例である。ソヴェート材がいかにかに米材に比し關稅負擔が重いかを次の數字によりて説明が附

くと思ふ。

米ソ材丸太輸入額割合比較表

樹種	東京市場着値段	稅額	割合
米 檜 丸 太	一五、二五	二、〇三	一三・三%
米 梅 丸 太	六、二六	一、二四	一九・八%
米 1チ 丸 太	六、二八	一、〇一	一六・一%
ソ 材			
ホワイト、パイン	四、八四	一、〇一	二〇・九%
ホワイト、フアー	五、三八	一、〇一	一八・八%
ノール、フアー	五、九二	一、〇一	一七・一%
四、米 松 丸 太	五、五〇	〇、七〇	一二・七%
五、紅 松 丸 太	五、〇〇	一、二〇	二四・〇%
六、白 松 丸 太	二、八〇	一、二〇	四二・八%
七、落葉松丸太	三、〇〇	一、二〇	四〇・〇%

一、値段は現在市價を標準とし各等平均とす。

二、稅額は改正後の稅率による。

三、割合は單價に對する稅額の%とす。

即ち米檜丸太にありて一三・三%、最も負擔の多きホワイトパインにありて二

論者はすぐ、白松丸太の如きはその材種が南樺太中丸太と同一にして競争力強大なれば産業保護の見地に於て重稅を課するも止むを得ずと逃ぐるも、然らば、日本内地産の檜丸太、梅丸太と米檜、米梅丸太との關係如何、等しく競争材に非らずや、而も關稅負擔率に於て比較にならざる差違あるに注意ありたきものである殊に自國産業保護の觀點より論じ奇異に堪えざるは、米材中の米松長丸太即ち長十米突を超え、末口直徑三十糎を超えざる所謂打込み丸太に對し、吾國最近の大建築用材として必要缺くべからざるものとして、特に、無稅となり居るが、同じ大建築打込み丸太として使用せらるるソヴェート材中の落葉松丸太の長さ十米突以上のものが何等特典なきこと、其反面に於てこの米松長丸太の特殊扱ひのため、長さ十米突以上の落葉松丸太を豊富に移出しうる朝鮮北部地方の木材業者が右米松と原價の上にて競争しえざるため、その處分に困り居り、延いては朝鮮總督府の森林收入に悪影響を及ぼし居る

事である。これは前述の力の弱きもの、やかましく苦情を云はぬものゝ立場が輕視せられ居る一好例であらう。

ホ、ソ材ダンピング問題

次に簡単に述べ置きたきは所謂ダンピング問題である。事情を知らぬ人はよく、ソヴェート材は「ダンピング」をやるから市場保護のため輸入制限をやる必要があるといふ。然しこれは全く事實について正しき認識を缺いた人か、或はためにするもの悪宣傳である。「ソヴェート」聯邦は金に困つて居るから、「ダンピング」するといふ先入主的な觀察と思ふが、吾々の多年の經驗に依るも木材に關する限り「ソヴェート」側が意識的に「ダンピング」をした事はないと信ずる。或は外形的には「ダンピング」であるが如く見えるかも知れぬが、よく其取引の實際に注意するときは、寧ろ内地材や樺太材に比し、いつも割高に賣買せられ居ることが發見せられるだらう。木材檢量方法の一般木場慣習に反し買手不利なる事、「インボイス」の石切多く、その

協定に時日を徒費すること、「インボイス」が石切れすること多きため、關稅の支拂が實石數當り定額を超過すること、稅關手續に多くの時日を要するため（昭和六年の如きはある市場にては一船の完了に一ヶ月を要したり）市況變移に際し善處できざること、大體契約金は一割現金にして、而も木代金は船荷證券引替金に算入して、而も木代金は船荷證券引替金の條件なるにつきソヴェート材の取引には入船迄に現金金額を整ひ置かざるべからざるが如き不便不經濟なること、船積地との通信不圓滑のため積荷の内容入荷期日等を豫知し得ざる等々普通商取引とはその趣を異にするため樺太材の値段より尠くとも百石拾五圓見當安く買入れざれば引合はざるの實狀は雄辨に這般の消息を物語るものと思ふ。

要する處ソヴェート材の輸入數量は一部の恐露病者の怖るゝが如き決して吾國木材市場を壓迫するが如きものではなく、その取引狀態また問題視するに足らざる處にして、寧ろ吾國固有林保持の上

よりして、ソヴェート材の輸入を歓迎こそすれ決して排除すべきでなく、相互依存の経済的乃至社会的原理に據り善隣の誼を一層厚くするのが總ての關係に於てよしとするは贅言を要しないものと信ずるから、上述の如き苟も他國材に比し差別待遇をなすが如き感を自他に與ふる事を根本的に艾除するため、今回の關稅改正案議會通過の際政府が言明せるが如く次の議會まで木材の利用價值及實際輸入數量その他諸種の實情に即した最も中正なる稅率の研究を遂げ改めて改正案を提案、議會の協賛を求むべきものと思ふ。

へ、關稅改正後の露領材の本邦進出

極東露領木材の昭和七年の對外出廻高は百六十萬石に及び、其の六割は北樺太材で沿海州沿岸、ウスリ沿線の出廻は前年に比し著しく低下した。此中本邦輸入百三十五萬石である。本邦輸入高は前年に比し三十萬石の減退を示し、露國側ではこの現象は日本政府關稅率引上げに起因すると稱してゐるが、事實は沿岸州方

面の造材能力低減の反影にして改正關稅施行當時の本年六月の露領材市況に比すると、爲替相場の開き以上の大昂騰を示してゐる事實に徴して、昭和八年度に於て露國側は對日輸出に積極的進出を企圖するものと見られてゐる。即ち昨今の本邦に於ける露領白松相場を去る六月初めの關稅増徴實施直前に比すると左の通りである。

産地別	六月十日	十月十日	十二月十日
浦 鹽	二七〇圓	四五〇圓	四七〇圓
沿 岸	二四〇圓	四五〇圓	四七〇圓
尼 港	二四〇圓	四三〇圓	—
北樺太	二六〇圓	四四〇圓	四八〇圓

(備考) 六月十日の對米爲替は三十一弗八分の一、十月十日は二十三弗八分の一、十二月二十日は二十弗八分の一、七で此の間十一弗八分の一の開きを示してゐる。

昭和七年一月より十二月に至る露領木材の本邦輸入概計は前報した通りであるが、揚地別を前年に比較すると左の通りで本邦輸入が前年に比し一割二分減退し

た反面に支那仕向が著しく増加したのは注目に値する。

本邦輸入高積地別 (單位石)

昭和七年	同六年	増	△減
浦 鹽	一〇、九四	四八、〇三	△三三、〇九
尼 港	一六、七六	三〇、〇八	△一三、三二
沿 岸	四三、六六	五九、七四	△一六、〇八
北樺太	六二、八三	三三、〇三	△二九、八〇
合計	一、四六、三二	一、四五、九三	△三、三九

因に日本船により支那市場に仕向けられたものは北樺太積一五〇、〇〇〇石、其他二〇〇、〇〇〇石、合計三五〇、〇〇〇石で、前年より一〇〇、〇〇〇石内外増加した。昭和七年一月以降十二月に至る露領木材の總輸入高は一、二二〇、四七〇石にして昭和六年の一、六四五、九二石に比し四二五、五二二石の激減を示した。之は北樺太の造林は豫想以上の好成績を挙げたが沿海州方面の造材が極めて不振のため同地沿岸浦鹽方面の出廻が悪かつたためである。然し本邦仕向の減退に比し市況の關係から支那方面に一段の躍進を示したことは注目に値する。

即ち左の如し。

△本邦輸入總額對比(單位石)

材 種	昭和七年	同 六年
紅松丸太	三四、七〇	六四、三三
白松丸太	七三、〇七	七六、四四
落葉松丸太	八三、七三	一七、二九
白楊丸太	—	一五、二七
其他	—	一六、九〇
合計	一、二〇、四七	一、〇九、九三

△同上 積地別

○ウラジオ	昭和七年	同六年	増	△減
紅松丸太	三、四四	四、六九	△三、五三	七、三三
白松丸太	四、四三	九、一〇	△四、六七	一〇、八五
落葉松	二、二六	八、六九	△六、四三	—
○北樺太	—	—	—	—
白松丸太	三、三三	三、七〇	△三、七〇	—
○尼 港	—	—	—	—
紅松丸太	一、〇五	四、九〇	△三、八五	—
白松丸太	—	—	—	—
落葉松	一、六〇	三、三〇	△一、七〇	—
○沿岸	—	—	—	—
紅松丸太	一、四〇	三、九〇	△二、五〇	—

通商關係

白松丸太 三四、二五 二九、〇九 △五、一六
落葉松丸太 三三、九三 一三、六七 △二〇、二六
尚ほ昭和七年の露材支那仕向は上海、天津、青島、塘沽、營口に對し浦鹽、尼港、北樺太積の紅松、白松丸太約四十萬石に達し、更に浦鹽より製材として上海に相當數量の輸出行はれ、南洋方面にも見本取引程度の進出を示した。

ト、露領木材の米弗建の始り
從來邦貨拂を以て取引條件としてゐた露領木材の輸入に米弗建値とする契約が初めて結ばれ、業界の注意を惹いてゐる。即ち新潟市の桑山製材會社では此程駐日ソヴェート通商代表部の木材部との間に昭和八年一月乃至二月渡浦鹽積紅松五千石の先物輸入契約を結んだが取引條件は新瀉渡し「十九尺物百石當り一四〇米弗」「十三尺物百石當り一三五米弗」で契約と同時に取引總額の一割の手附を支拂つた。

代金の支拂方法は紐育ナショナルンチー銀行の對米電信賣相場により換算邦貨を以て支拂ふ事になつてゐるが、弗契約の新例をたてにしてソ聯邦側では今後の木

材取引には米弗建の契約を主張するものゝ如く此の新例は邦商側に非常な不利益を齎すものと見られてゐる。

四、露油輸入の諸契約

1、松方幸次郎氏の露油輸入契約

昭和七年度日ソ貿易に就いて特筆すべき事は、松方幸次郎氏の露油輸入契約の締結である。氏は八月二十七日敦賀出帆の天草丸で、露油購入交渉のため、故後藤伯秘書森孝三氏を伴ひ入露したが、この報道は日本内地に於ける英米側ローヤルダッチ・スタンダード・ライジングサンの石油商社間に多大のセンセーションを捲き起した。然も同氏は入露してから國賓待遇の歡待を受けてソヴェート石油輸出聯盟會々長リアヤボウオール氏と折衝の結果、電光石火的に九月二十四日モスクワに於いて兩氏との間に日ソ石油賣買契約は締結調印されるに至つたが、此報道は伯林より世界的に傳はり、米國の如きは日本海軍に對して燃料の鍵を持

つと云ふ強みをこれを契機として紛失するに至つたので非常な反響を與えたが、ウオール街石油株が一時四弗下つたと云はれて居る。

日ソ石油買契約がかくも急速に纏つたのは次の理由に基く。

即ち、松方氏はその入露前一年餘に亘り當時の駐日ソヴェート通商代表部石油主任スホドリスキー氏と數十回に亘り折衝を遂げて大體意見の一致を見たので、ス氏は去る昭和七年六月一件書類を携へて歸國、モスクワ本部に對し

一、駐日通商部に石油部を新設して以來三年に亘り各方面と商談を試みたるも日本側の黒海沿岸露油輸入は最初の試みであるため、輸送一切はソヴェートの負擔で日本着荷取引のこと
一、買手は貯油タンク設備、販賣擴張等に相當の固定投資を必要とする關係上中途破約に依る危険を恐れ賣手をして一部の責任を持たせるため双方利害共通の合辨又は從來の露領木材取引の如き委託一手販賣のこと

一、爲替は圓貨取引のこと
を希望してゐる等の事情を報告、且つ入露直前松方氏より最後に提出された十ヶ條の契約草案を基礎として、豫め討議の結果、日本市場の事情を考慮して大體松方氏提案に同意を表して同氏をモスクワに招き正式交渉を開始したのであるが、右の如きモスクワ交渉前に一切の準備が進められて居たため、僅々旬日を出でずして協定の運びとなつたのである。従つて松方氏の日ソ石油契約は

一、委託販賣を原則として運賃、關稅を控除したる、F、O、B、値段を基礎としたる販賣手数料制とすること
一、日本主要都市に數ヶ所に順次買手の費用を以て貯油所を建設すること
一、これに對してロシアはバクー・クローズヌイより精製油を供給すること
一、輸送費關稅はロシア側の負擔たること

かくて翌十月七日浦鹽から敦賀入港の天草丸で森孝三氏同伴歸朝したが、當時商工省制定に係る主要産業統制法に依り

内地六社は一齊に協定をなして値上げ統制價を以つて市場に對したため需要者たる自動車業者も結東、商工省に陳情し、デモンストレーションをなし極度に六社統制に反感を持つて居る矢先へ同氏が露油契約を締結して歸つたので自動車業者は全國各地から大舉敦賀埠頭に出迎へ、恰も凱旋將軍を迎へる様な熱狂振りで世人を驚かしたが如何に自動車業者が六社の羈絆から脱して露油を渴望したかが分る之が爲め六社が脅威を感じ、種々策謀して如何に松方氏露油阻止と油業者動搖に備へたかは後段に譲り、ソヴェート聯邦石油輸出聯盟會長リヤポール氏との契約内容は同氏より正式發表がないので種々な臆説が流布されてゐるが契約の相手なるソユーズネフチ、エクスポートの斷片的發表を基礎としてソヴェート側から

一、契約期間は一九三三年より五年間である
一、契約の種類はガソリン各種、並に其他の製品及原料である
一、此期間の契約數量は最低二十萬噸で

契約第一年度の一九三三年度には三萬五千噸輸入

第二年度以降五萬噸内外

一、販賣方法は委託販賣として昭和八年中に販賣會社を設立すること
等の契約要項が報ぜられて居るが此協定成立を契機としてソヴェート側では更に第二の露油對日進出を計畫し最近リヤポウォール氏は機關紙上で
燈油、機械油、其他の石油製品についても日本商社より多數の引合があり、目下取引條件等に付研究中であるが松方氏との契約が機會となつて漸次具體化するであらう。

と述べて居たが、果して昭和六年以來交渉中の日本石油が北樺太石油會社をしてガソリン八千噸輸入せしめた。此経緯については後段に譲るか多大の興味を以つて各方面に試験された其結果は

一、ボーメが高いのでビウイク自動車
一、ガソリンの走行十八哩に對して露油は二十三哩、即ち五哩のびがあること

通商關係

一、急坂でもノッキングしないこと
一、寒氣に際してもよりエンヂンの掛り早きこと

等の良好な結果を示したので露油に對する品質懸念は一掃されるに至り、其次け松方氏露油の渴望を來した譯である。之を要するに今回の松方氏露油輸入は六社の販賣競争心理は別として六十四議會に於ける燃料問題決議案に鑑みても將又聯盟脱退後の經濟封鎖對策に對しても貧弱なる國產油量にては到底さへ得ず軍事上、經濟上誠に意義ある契約にして石油を英米にのみ頼りし我國に露油輸入の新道を建設したる松方氏の功績は我が石油史上に赫々の記録を残したるもので此點何人も異見はあるまい。

ロ、堀清氏の露油輸入契約

松方幸次郎氏の、對露石油輸入契約に次いで、また露油の輸入契約が昭和七年十一月始めに駐日ソヴェート通商部と松方氏一派の共盛商會主堀清氏との間に成立した。即ち堀氏の對露契約は松方氏の契約とは別個のもので、専ら朝鮮中部地

方を中心として日本内地にも輸入販賣する計畫であるが、松方氏の契約とは抵觸しないことになつてゐる。而して契約大綱は、

一、期限一年とし、期限後更新する事
一、堀氏の責任輸入高は一年間に、イ、ベンデン 一三三、〇〇〇函 七〇、〇〇〇函
ロ、燈油
で右契約に基き朝鮮中部と裏日本方面への輸入を開始し、第一船として浦鹽よりベンデン六二、〇〇〇ガロンを積載した第二植田丸が去る十月三十日伏木に入港した。

因に堀清の露油輸入契約は翌昭和八年一月末に朝鮮商事株式會社代表岩本恆人氏とソ聯邦側との間に結ばれた朝鮮の露油一手販賣契約成立によつて破棄されるに至つた。

ハ、北樺太石油會社とのガソリンを除外露油一手販賣

北樺太石油會社では久しい以前よりモスクワに出張中の稻石代表をしてソ聯邦石油輸出聯合ソユーズネフチ・エクスポ

ルトとの間に露國産石油の一手販賣交渉を行はしめてゐたが、十一月に至り大體契約大綱に關する双方の意見一致を見たので、稻石代表は本社の招電により交渉経過報告を兼ね細目に互る契約案打合せのため十二月中旬モスクワ發一旦歸國することになつた。

即ち北樺太石油會社は昭和三年以來同七年に至るまでにソユーズネフチ・エクスポートを經て北樺太の同社利權油田に隣接せるソ聯邦側のサハレンネフチ・トラスト原油三十一萬五千噸を購入してゐるが、其地理的關係からソ聯邦は今後も引續き購入方を希望して居り、既に來年度渡し五萬噸の商談が懸案となつてゐる等の状態に鑑み前記交渉が行はれたものであるが、交渉の結果ソユーズネフチ代表リヤウオール氏は、北樺太石油會社に對しガソリン油（松方幸次郎氏契約）を除くソヴェート聯邦産石油、即ち原油、重油其他一切の日本に於ける一手販賣權を賦與する旨を聲明したので、稻石代表は歸國後契

での結氷期間にウラジオオから當地方に積出される數量は從來聯絡に圓滑を缺いたきらいあるに鑑み、十萬箱を下らぬ運送準備中であるが、積取船に木造船を廻航するとせば豫定の運送が出来ないかと懸念してゐる。何れにしても八年の販賣高は相當増大する見込である。

尙駐日ソヴェート通商代表部では朝鮮に對するソヴェート石油の積極的輸出販路開拓を企圖し、過般來全ソ聯邦石油輸出聯合日本代表にして同通商部石油部長なるスホドリスキー氏が専ら之が準備を進めた。

即ち朝鮮に於けるソヴェート石油の販賣方法については從來全鮮を南部（釜山）、中部（京城）、北部（元山）に區分し、三地方別に各一手販賣機關を設けてゐたが、統制の困難設備其他の事情で豫定の如き成績を擧げ得なかつた事實に鑑み、來年度からは、
一、三地方別一手販賣契約を撤廢し一個の一手販賣機關を設け、全鮮を統制す

通商關係

約案出來次第再びモスクワに赴き契約調印の段取で、

右契約成立すれば日本に於ける露油の販賣分野が二つに分れ、ガソリンは松方幸次郎氏、原油、重油、其他一切は北樺太石油會社によつて取扱はれる譯である。

尙ほ稻石氏は十二月三十一日、同社の露油大量一手輸入に關する基本的交渉を遂げて滿三年ぶりで歸國したが、氏の語る所によれば同社の露油一手販賣交渉経過は次の如し。

北樺太石油會社は北樺太に於けるソ聯邦側經營油田サハレンネフチ・トラスト原油を年々輸入してゐるが、今回新に高架索（バクー方面）産の原油、重油、其他松方幸次郎氏の依託輸入契約せるもの以外の石油類の本邦に於ける專賣契約につきソ聯邦の石油輸出機關なるソユーズネフチと交渉を進めたところ、同交渉は案外順調に進捗し、同會社の要求を容認してソユーズネフチは會長リヤウオール氏の名によつて專賣權を賦與する旨の覺書と同社に與へ、これに對し同社からも契

ること

一、樞要の地に根據設備を施し供給を完備すること

とし、從來より大規模の販賣網を擴充すべく目下この方法による一手販賣契約につき某邦商筋と交渉を進めてゐるが、遅くも明春一月初旬中には調印の捗びに至る豫定である。

因に以上述べた露油輸入の諸契約の昭和八年度におけるその後の経過については昭和八年の日ソ通商關係中に述べることにする。

ホ、朝鮮の露油賣買紛議

露國の朝鮮に對する石油輸出については昭和六年以來漸次全鮮に互り進出を企圖し、現に南部は釜山、中部は京城、北部は元山に販賣機關を設け、孰れも邦人との間に右三地方別に一手販賣契約を結び、昭和七年は一月から十一月末までにベンジン五十萬ガロン、燈油三十萬ガロンを販賣、品質、價格共に一般の好評を博し露油の進出に反比例して米油の退歩となり、その前送の伸張性については業界

約の大綱に關する覺書を入れ、折衝は大體一段落ついたので、一應本社に復命と打合せの上更に一切の準備を整へ、正式調印の段取である。従つて同社の準備ができ次第再びモスクワに赴き、調印することになつた。

二、露油朝鮮進出の企圖

契約の輸入量は、原油、重油類を主に年額二十萬噸乃至三十萬噸で高架索の外サハレンネフチの産油も含み、契約期間は五年毎に更新の形式を取ることになつて居り、松方氏の契約したもの以外は何でも輸入することになつてゐる。

昭和七年は露油販賣の試験時代で一月から十一月までにウラジオオから朝鮮に輸入した數量はベンジン五十萬ガロン、燈油三十萬ガロンに過ぎない。來春ま

業者との聯絡をとり、對露側交渉につき共同戦線を張ることになった。全鮮の同業者のこの奮激は事實に相違せるところありとて、石油部長スホドリスキー氏は左記數項を指摘して來た。

一、不良油が混入してゐたことは認める然しその數量は不明だが少量で二千箱も不良油があつたことは事實に相違してゐる。のみならず朝鮮の當業者から浦鹽仕向輸送されたトラム罐が不潔であつた爲變質したものもあり、其他朝鮮當業者の容器輸送の不注意により蒙つた損害もある。

一、契約の規格と異なる石油が浦鹽から朝鮮に輸出された事實はあるが、之は浦鹽で積込に際し技術上の誤から生じたことで必ずしも不良油ではなかつた。

一、朝鮮當業者が契約に規定せる責任數量を販賣し得なかつたことも紛議を起した一原因で、露油は品位、價格に於て歓迎されてゐるから此の問題で全鮮にボーイコットが起るやうな事はない。

ロ、露國通商部當局の言分

前述朝鮮人姜顯八の石油契約の損害賠償請求訴訟につき駐日露國通商代表部次席プロツキー氏は左の如く語つた。

朝鮮に對するソヴェート石油の販路開拓のため昨年十月中南、中、北部朝鮮に三つの石油販賣契約を結びF・O・B浦鹽を原則として對鮮輸出を行ふこととなり、此の販賣に關連して姜顯八氏との間に別項の如き假契約を結んだ事實はあるが、假契約は本國の承認を経、東京通商部本部の規定署名人の署名を待つて契約の效力を發生するのであるが本契約案を交換したのみで本國の同意を得られなかつた爲姜氏は署名したが通商部側の最後の調印の抄には至らなかつた。然るに姜氏は假契約を以て本契約と心得、一切の準備を了したと稱

に人を得なかつた爲め豫定の販路開拓が出来なかつたので、昭和八年度からは販賣組織を變更して積極的に進出する計畫準備中である。

五、露油取引訴訟事件

昭和七年度の日ソ貿易は減退の傾向を強めてゐたが、露油取引契約は順調に進んでゐた。然るに圖らずも露國石油の朝鮮輸入問題で朝鮮當業者姜顯八氏が駐日通商代表部長プロツキー氏を相手取り契約保證金返還、契約不履行に基く損害賠償請求訴訟を昭和七年七月十五日東京地方裁判所に提起すると云ふ事件を惹起した。この事件は業界一般に非常なセンセーションを捲き起したので、該訴訟事件の概要は次に述べることにする。

イ、該訴訟事件の概要

朝鮮咸南元山府仲町一ノ三姜顯八氏は東京下谷區花園町七辯護士中村莊太郎氏を代理人とし駐日ソヴェート通商代表部を相手取り契約保證金返還、契約不履行に基く損害賠償請求訴訟を提起した。

ハ、紛争は署名權問題

問題の中心は被告通商部を表示する署名權問題で通商部側ではソヴェート政府の在外通商代表部商取引規則一、ソヴェート通商代表部並に支部の名を以て外國に於て締結せらるゝ外國貿易に關する契約書、右機關により發行せらるゝ契約書、手形、一切の金錢上の責任證書及委任狀は二名の署名ありたる場合にのみ其效力を發す。右の内の一名は通商代表、其の代理者又は通商代表の委任狀に依る通商代表部の係主任者とし、他の一名は聯邦内外商業人民委員の承認を経、且つ聯邦人民委員會議に提出せられたる特別名簿中の當該通商代表部員中の一人たることを要す。

償請求訴訟を十四日東京地方裁判所に提起した。

即ち原告姜顯八は被告ソヴェート通商部の計畫せるソヴェート聯邦産石油原油及ガソリンの朝鮮市場に販路開拓に當り被告との間に石油類年額二百五十八萬ガロンの運送請負並に之が荷造の爲に要する石油罐及木箱の供給契約締結に付き交渉中、昭和六年十二月二十一日被告側石油代表スホドリスキーとの間に不取敢假約書を交換、同時に双方間に豫め協定されてゐた原告の提供すべき保證金五千圓の中二千圓を支拂ひ、昭和七年二月三日既に成立せる契約に基き原告は朝鮮京城府にある被告の朝鮮支部に於て同代表ジュラウスキー氏との間に本契約書に調印を了し、原告は同保證金殘金三千圓を被告に支拂ひ、原告は契約通り諸般の準備を進め被告の指圖により原告は同年一月二十三日石油積取の爲汽船蛟龍丸(一、〇〇七噸)に千二百個のトラム罐を積載して浦鹽に廻航したるも言を左右にして被告は浦鹽に積載したるトラム罐を積載したるトラム罐の引渡を拒否したと稱す。

を以て責任證書に署名の權限を有する者の名簿は通商代表部又は其支部駐在國の政府に通告せられ且當該國の相當機關を以て一般周知の爲公表せらるべし。

に基き被告通商部は豫め、露國大使館を経て第一署第二署の權限を有する通商部員の氏名を定め、其の權限を有する第一、第二の署名ある契約書、證書其他一切の商取引書類に限り責任を負ひ、右手續不備なる書類は無効なる旨を日本政府に通告、外務省告示を以て官報に發表されたが商取引の實際問題としては同通商部署名人の移動更迭があまりに頻繁にして日本當業者の認識に違なく、認識不足の爲往々にして問題をかもしたる實例尠くなかつたが、德義上相互の平和的解決を見、契約書、證書類の效力問題については訴訟事件を惹起したのは今回が始めてあり、通商部署名權問題に關係ある外務當局は今回の訴訟に關し、外交關係と國內法上から種々研究を進めてゐるが訴訟の結果は今後の對露貿易に影響するとこ

る尠くないので其の成行は極めて重大視されてゐる。

二、露油取引事件公判の経過

かくて問題は遂に司直の裁を受けるべく餘儀なくされたが、該事件は間接に國際關係もあるので裁判所側は通商代表部の構成、資格等につき外務省に諮問慎重に進め、第一回公判は十月十日、第二回公判は十一月二十八日、何れも東京地方裁判所民事第三部梶田裁判長係で開かれたが未だ問題の核心に觸れずして、該事件は昭和八年まで持ち越されるに至つた。

六、駐日通商代表更迭

イ、前通商代表の更迭

昭和六年三月十六日第二日駐日ソヴェート通商代表アニケーフ氏が突如佐藤信勝に狙撃され、重傷を負ひ、歸國後空席のまゝとなつてゐた駐日ソヴェート通商代表の後任として、有数のソヴェート政客にして極東通のアサートキン氏が任命され、昭和六年十二月夫人同伴來任し

た。

曩に極東における要職にあつた關係上極東一般の事業は云ふに及ばず、日ソ兩國間の諸種の問題にも精通せる氏は、着任以來日ソ兩國の經濟的關係増進の爲、日ソ貿易進展の爲、努力してゐた。

然るにアサートキン氏は日本在任中氏の宿痾がますます重くなつたので、在任僅か一年足らずして昭和七年十一月十八日午後九時二十五分東京發敦賀出帆の天草丸で來朝中の北氷洋探検隊シュミツド博士一行二十四名と共に歸國したが、歸國に際してアサートキン氏は次の如き長文のステートメントを發表した。

日ソ兩國當事者達が同氏の手腕を期待し、氏も亦この期待に副はんと努力したにも拘らず、遂に宿痾に禍され早く歸國すべく餘儀なくされた氏の遺憾想像するに餘りある。歸國に際して氏が寄せた此ステートメントは單なる形式的な挨拶ではなく、その當時の日ソ貿易の不振とその將來の發展に對して幾多の教訓と示唆とに富んでゐるので、茲にその全文を紹介

介することとした。

「日ソ貿易の現状は果して是を正常なりと稱し得るであらうか？ 此の質問は若干の讀者にとつては餘りに解りきつたこととて餘言を加へるまでもないかも知れぬ併し本文では全然余一個の私見を披瀝するものである限り、最も腹臆なく總ゆるるものに觸れて見たいと思ふ。何故ならば斯くすることが日露貿易の諸問題に關し一層明瞭な相互の理解に到達する一助となることを深く信ずるからである。そこで余が冒頭に述べたやうな問題をはつきり知るには若干の數字的引用を爲せば足りると思ふ。即ち最近數年に於ける日ソ貿易がこれを示してゐる。

ソ聯邦より輸入	ソ聯邦へ輸出	
一九六—七〇年	一三、六四〇千圓	五、八六九千圓
一九七—一〇年	一九、五九四	一〇、三三三
一九八一—二〇年	三、六四〇	一五、一三三
一九九—一〇〇年	三〇、八四〇	三五、三三六
一九二〇—二一年	三五、九三〇	八、七五九

右表の如き數字は僅かにシヤム、の如き國との貿易に比較し得るに過ぎない。比

律賓、英領海峽植民地及びエジプトとの貿易比率さへ對ソ聯邦の比率より高い。併し兩國の貿易が比較的僅少な數字しか示さなかつた時でも、徐々ではあつたが絶えず増加して行つたことによつて力づけられた時代もあつた。此の二年間は急に悪化した傾向がある。

日ソ貿易は一九三〇年迄は絶えず増加してゐたが、一九三一年になつて日本仕向が二千八百八十四千圓から一千五百九十二萬圓に減少し、一方、日本の對露仕向は二千五百三十三萬六千圓から八百七十五萬九千圓に激減し、昭和七年度はこの傾向に拍車をかけた。

日ソ兩國は地理的には南阿やエジプトやシヤムよりも接近してゐる大國である尤も兩國の經濟的關係は勿論輸出入貿易關係のみには限らない。例へば、極東露領に於て日本は石油、石炭、漁業の如き利權をもつて居り、又、我ソ聯邦商品の輸送のために日本船腹をチャーターし、日本人漁夫を雇傭したりして、これは日本の受取勘定を著しく増加せしめてゐる

ヂットを與へてゐるのに、日本は今日の處局限された金額で、しかも期限は僅かに六ヶ月である。

茲に興味あることは、他の諸國では國家補償がソ聯邦の買附注文金額の大部分を占め且つその期限はより長期を通過とするのに、日本ではソ聯邦仕向取引の大部分（約九割乃至九割五分）が國家補償の外に大會社によつて融資を受けて居り、しかも期限についても政府補償よりも二三倍も長期な事である。日本の實業界が對ソ取引に對し斯くの如き好意を寄せてゐることは誠に結構なことで、今後クレヂットの金額及び期限について大會社の融資が擴張せられれば日ソ貿易の發展は期して待つべきものがある。併し日本の對ソ輸出の鞏固な基礎を造るには獨逸並に伊太利の實行せるが如き程度の金額と期限を以つてせる國家補償を設定することが唯一の方法である。最近この問題は幾分進展を見つゝあるかの如き感がある。新聞其他の報道によると、關係各省では此の問題の研究を爲し近く召集

せらるべき議會に提出されるであらうとのことであつた。然るに此の種の斷片的報道は今日に至るも問題は決定するに至らず、殊に國家補償によるクレヂット期限が未定とのことであるが、隔意なき意見の交換によつて、日本の對ソ輸出の著しき擴張を約束づけ、以て此の問題の解決に與つて力あらんことを希望せざるを得ない。

併し茲に一つの危険がある。それは實業界に於てクレヂット問題の解決であり而してその健全なる發展のために自由潤達な道を拓くものであるといふ意見を聞くことである。余の考へでは、この點に關し我々の間に完全な相互理解が足りないやうである。何故なら若しソ聯邦が日本に於て物資をクレヂットで買付けるにしても、これは支拂といふ責任を解除するものではない。注成品に對する支拂とクレヂットの利息を支拂ふためにはソ聯邦はどうしても日本に對し何にかを賣渡さなければならぬ。況んやソ聯邦は日本船舶の最大な備船國であるに於てをや

き相互理解によつて右の如き不當な事情は何等の困難なしに解決せられるであらう事を信じて疑はぬ。

最後に余は甚だ遺憾ながら次の一事を述べたい。それはソ聯邦は現在其の第二次五ヶ年計畫の編成を終りつゝあつて、十二月には承認を得、然る後一九三三年度外國貿易計畫が決定し、各國に注文の大體な割當が行はれるのであるが日本の諸新聞紙其他の報道によれば補償クレヂット問題の決定するのは一九三三年三月であつて、ソ聯邦の對日仕向の好轉に關する方の問題は未だ對策が出来上つてゐないといふことである。日ソ通商關係の將來を決定する問題が斯くの如く時機を失しつゝあることは誠に遺憾なことであつて、これは是等の對策の實施期を遷延せしめるばかりでなく、其の對策の効果さへも薄弱ならしめるものである。若し日本の關係當業者が貿易相互關係の研究に充分な注意を拂はれるならば、前述の諸問題解決のテンポを早め得ると共に兩六國の經濟的相互關係の正常な發展を阻

ぬ道理である。

ある。近年備船に支拂ふ金額は五、六百萬圓に達し、對日輸出勘定はこれに充當されて了ふ。この事は一切の「ビジネス」は相對行爲、即ち賣がないのに買をしてはならないといふ簡單な問題に歸結する従つてこゝに第二の問題、即ち少くとも現在では最も緊要な問題たるソ聯邦の對日注文支拂充當の問題が生じる。勿論、日本が現在輸入制限の嚴則を施行しつゝある以上、或る國からの輸入擴張の問題を云々することは幾分批評を免れない。併し具體的問題としてはこれが自然的な省察であると言はざるを得ない。尤も一見この省察は合法性を有つてゐるやうではあるが、尙ほ問題を分析して行くと總ての文明國の利益は國民經濟全部門の收縮ではなく、擴張にあり、従つて對外貿易も之に倣はなければならぬといふ當然の理窟が各實業家の意見に上る。併し日ソ貿易に關する限り、周知の如く近年日本はソ聯邦に對し受取勘定となつてゐる。即ちこの方面から言へば商工業者間に前述の省察に對し何等の疑問も生じ得

害するに過ぎない多くの小障害の如きを解決し得ることは左迄困難ではないのである。

口、新任ソ聯邦通商代表

さきに歸國したアサトキン氏の後任として日本に派遣された四代目の駐日ソヴェイトと聯邦通商代表ウラヂミル・コチエトフ氏はニイナ夫人を伴ひ、敦賀から附添の敦賀領事館員、静岡に出迎へた通商代表部茶業部長リヴシツ氏等を隨へ昭和七年十二月九日午後八時二十五分東京驛着來朝した。氏は着任早々日ソ通商發展に關し次の如き抱負を述べた。

余は外國貿易人民委員部參與となる前に伯林、ハンブルグの通商代表部に駐在専ら對歐洲貿易にたづさはり、極東は初めてで餘り知識が無いから同僚とも相談して日ソ貿易發展のため對策を講じたいと考へてゐる。日本は非常に工業が發達してゐて、高級な機械類が生産されてゐる事を聞いてゐるが、何分地理的に遠隔なためかモスクワ方面にはあまり日本の商工業の狀勢が知られてゐなかつた。此

ぬ道理である。

國家補償は言ふまでもなく最重要な問題である。併しこれは一方的行爲であるこれは相對的行爲にしなければならぬ。何となれば斯くしてこそ兩國の利益にかなふところの日ソ貿易發展の完全な保證となり得るのである。余はソ聯邦輸出のために都合のいゝ條件をつくる方法について研究する具體的問題を茲に列べようとは思はぬ。これは今後に来るべき詳細な研究事項に屬するもので、主要なことはこの根本的な問題に對し相互の理解を徹底せしめなければならぬ。何となれば、相互理解によつて具體的な諸問題の解決が大なる困難なしに實現されるからである。極東露領材を例に擧げて見れば日本の木材業者總ては露領材に對する關稅は輸入材の種類、價值を考慮することなしに賦課されたものであるとの意見に一致してゐるが如き、之に就ては何人も異論のないところである。併しながら最近の關稅引上げは一層日本市場に於ける露領材の立場を惡化せしめた。即ち正し

の方面の相互の理解を深める意味に於ても兩國が經濟視察團の如きものを交換することは結構な事だと思ふ。來年度から始まる極東地方の第二次五ヶ年計畫に關聯してこれに必要な工業製品の需要は相當多額に上るが、地理的關係からその大部分は日本の供給を受けることになるであらう。殊に極東の鑛業開發に要する鑛山用機械類は日本で購入する積りである。極東の電化計畫を進めるのに必要な機械類の需要は増大して行く、總ては條件次第でこの方面にも漸次研究を進めて行きたい。極東漁業用の物資の來年度買付方針は未だ極つてゐない。漁網、漁具類の買付が昨年比し今年は非常に減退したとの事であるが、自給計畫が進んだのかどうか極東ロシアの事については餘り深く承知してゐない。これらのことは着任の上モスクワと打合せの事にしてゐる。日ソ貿易發展の要素は支拂條件にある。日本政府が二千萬圓内外の對ソ輸出補償を設定されたと聞いたがこれは兩國貿易發展に寄與するところが頗る大であ

る。

對日輸出の方では石油、水産物、木材等の一流商品の外に二流商品として化學工業原料の市場開拓にも大いに努める積りだ。苛性曹達や曹達灰の如き現に獨逸を経て日本に輸入されてゐる事實を見ても日本へは相當大量の輸出が可能づかられてゐる事が判る。日本が石油の大輸入國であるから露油の對日輸出は非常に有望であるが、パークと日本との地理的關係を見ると苦心を要する仕事だ。石油問題といへばモスクワでは松方幸次郎氏を知る機會を得た。同氏は非常に明い感じを與へ、そしてロシア人的性格の人であるから例のガソリン協定の如き仕事は極めて順調に進んだ。日本の對ソ當業者は余の仕事に對し非常な期待を以て迎へてくれるとの事であるが、余は兩國親善のため最善を盡すであらう。

ソ英暫定通商協定が來春廢棄されるがソ英間の通商貿易にはまた特殊性があり兩國間でなければ行はれ得ない事情もあるので、この影響が日ソ貿易に迄及ぶか

一、ソヴェート側よりの注文は當業者に
おいて、その生産能力の比率に準じ、
按分引受のこと

二、クレジットの期限は特に九箇月を承認しうべきも原則は六箇月とす

三、ソヴェート手形にして政府の補償を受けるものは六箇月としその他は三箇月毎に書換をなすこと

四、右の期限はそれ以上絶対に引延ばさざること

次に輸出組合法第九條に立脚して、對露輸出組合員外の輸出業者に對する統制方法が商工省から認可されたので對露輸出組合員外の日本人といへどもソヴェート聯邦輸出商取引を結ぶ場合は例外なくこの商工省の新輸出取締規則を適用されることとなつた。之に對し最初ソヴェート側では此統制の機動を多少誤解したが其後に至り釋然とした。

因みに昭和八年に入りて成立せる對露クレジット協定については後述することとする。

八、對露輸取出取締

通商關係

どうかは判らない。この話はトロヤノフスキー大使の繩張であるが、日ソ兩國間に懸案中の不侵略條約や通商條約が締結される事は兩國の通商關係を非常に好轉させるであらう。

七、本邦商品の對露輸出統制

商工省では豫て國家獨占貿易組織によるソヴェート聯邦との貿易振興策につき種々研究中であつたが、對ソ輸出に關しては特に統制を計る必要を認め、輸出組合法を適用して、我當局者間に行はれる極度の無統制、資本主義的アナキー、並に不當なる賣込競争、輸出商品の品位低下防止、營業上の弊害矯正等を計ることとなり、商工省は對露輸取出組に對し取締規則を許可實施することに決したが該規則認可の法理的根據は輸出組合法第八條の

「營業上の弊害を矯正するため特に必要と認むるときは、主務大臣は輸出組間に對し、必要な施設を命ずること

規則内容

本邦漁網の對露輸出統制については前述した。「本邦商品の對露輸出統制」欄に記載してあるが、更にその後の確定を掲げることとする。

商工省で慎重審議中の輸出組合法第九條に基く對露輸出統制に關する取締規則は昭和七年四月一日漸く決定の捗に至つたので、同日黒田貿易課長、室井、菱沼兩事務官は同日麴町區内幸町の對露輸出組間に於て當業者に對し取締規則制定に至るまでの經營並に取締精神につき説明をなし、當業者との間に實施上の打合せを遂げたが、同規則は同年四月上旬官報に公示發表され即日施行されるに至つた。此の結果漁網（綿糸類を含む）をロシアに輸出するものは總て過般商工省の認可を経たる對露輸取出組事業規程の適用をうけることになり四月三日對露輸取出組間は左の通り發表した。

一、駐日ソヴェート通商代表部の注文を受けたる者は部會の一員として通商代

を得」乃至

同第九條の

「營業上の弊害を矯正するため特に必要と認むる時は、主務大臣は法令の定むるところにより輸出組合の組合員に非ざる者にしてその組合の地區内に於て、組合員たる資格を有する者をしてその組合の定むる取締又は制限に依らしむることを得」

の二箇條である。即ち此二條に根據して商工省は輸出検査規則を設け、對ソ輸出商品に對しては對露輸出組合員たるものと否とを問はず、原則として對ソ輸出商品の一般に適用される。然し今次の取締規則は、先づ特殊商品に限り、検査の範圍を漸次擴張する方針であつて、先づ特殊商品中代表的なものとしては、本邦對ソ輸出の大宗たる漁網が擧げられてゐる。

即ち商工省は、前記輸取出組合法第八條に基き對露輸取出組に對して昭和七年三月二日付對露輸取出組規約を認可したが該規約による漁網類（綿糸を含む）の取引方法及取引條件は左の通である。

表部と契約を結び且つその支拂手形を受取るべし

イ 支拂期限は六ヶ月とすること但し已むを得ざる事情に依り必要な場合は九ヶ月迄延長することを得

ロ 通商代表部より受取るべき約束手形は三ヶ月期付手形を以て原則とし政府の輸出補償に依るもの又は手持をなすもの限り六ヶ月期付手形たることを得、但し六ヶ月以上の期付手形は絶対に受取らざること

ハ 右約束手形に對して要求すべき利息は年八歩とす

一、通商代表部より同一品種に付種々の指値（例へば現金の指値と延拂の指値又は原料指値と工賃等を分類表示する指値の類）提出を要求することあるも當業者間に於て協議したる一定の指値以外は絶対に應ずることを得ず
一、函館に於ける引合は從來の習慣に依り指値に延拂利息を含めて指値するも差支なし
一、通商代表部との契約には漁場渡（現

場に於けるキヤンセルを承認する意味)を条件となすことを得

一、輸出を爲さんとする者は品質及荷造等に付對露輸出組合事業執行細則に従ひ對露輸出組合の指名したる検査員の検査を受ける事を要す

一、本部會の商標は前項の検査に合格したる商品に對して附するものとす

一、検査に於て左に示すものは不合格と認む

品質

- 「イ」原絲脆張にして不揃なるもの「ロ」標準ものに達せざるもの「ハ」撚糸不良なるもの「ニ」撚の斑なるもの「ホ」撚數不足又は過多なるもの「ヘ」撚縮不適當のもの「ト」長幅量目の注文に合致せざるもの「チ」含有水分の多量なるもの「リ」網目數の注文に合致せざるもの「又」地合緊張を欲くもの「ル」結節の不良なるもの「ヲ」斑疵其他缺點著しきもの

一、前各號の一に該當するものに至らざるも前各號を參酌して不良と認むるもの

の及荷造方法の注文に合致せざるもの

昭和八年の日ソ通商關係

一、昭和八年の日ソ通商關係展望

昭和七年の日ソ通商關係の項目に述べた通り日ソ貿易は昭和五年までの遞増の傾向が昭和六年に至つて一轉して激減の傾向を辿り、翌七年にも更に減退を續けて行つた。然らば昭和八年は如何なる傾向を辿るであらうか？ 即ち、日ソ貿易は本八年度に至つて再び一轉して激増の傾向に戻るか、それとも遞減の傾向を更に深めて行くかは、日ソ兩當事者の最大の關心事であるは勿論、日ソ兩國家の最も重大な問題である。

だが日ソ貿易はそれらの中の何れの傾向を辿るであらうかを今明確に豫想し得ない。と云ふのは日ソ貿易の將來には樂觀悲觀兩根據が横つてゐるからである。

従つて、若し日ソ貿易の發展を阻害してゐる惡材料乃至懸案を解決し、更に日ソ貿易の發展を約束してゐる好材料を一層積極的に生かすなら、日ソ貿易の前途必ずしも悲觀を要しないが、之に反して此等の惡材料を除去し得ず、好材料をむざむざ殺して了ふなら、本年度の日ソ貿易は更に減退するに相違ない。

次に樂觀的根據と悲觀的根據を分析して日ソ貿易の將來を卜する參考としよう。日ソ貿易は兩國の利益共通するが爲、之を擴張することとして困難でなく、また擴張し得るのである。前項昭和七年度の日ソ通商關係の最初に列擧したところに依つて明瞭なるが如く、ソ聯邦より日本に輸入される大部分の商品は日本市場に必要なものなのである。勿論、此等の商品は他の諸國からも大量に輸入されてゐるものであるから、此等の商品の輸入は或る程度まで他の諸國よりの輸入を減少せしめるといふことゝなるかも知れぬが然し日本の一般的貸借勘定に重荷を負はしむる恐れがあると見ることは出來ない

この種のソヴェート産物資の日本への輸入は、先づ木材殊に日本市場にとつて貴重且つ有利なる樹種、例へば紅松に依つて増加せしめることが出来る。又石油類、殊にベンジンは松方氏との契約及び將來締結さるゝことあるべき高架索産石油類に對する契約に依り輸入を一層増加せしめることが出来る。又日本の企業家の或るものが既に好んで用ひてゐる滿僱鑛、クローム鑛及びソヴェート産石綿並に其他第二流品は日本市場に於て其の販賣を擴張することが出来る。

尙ほ今日まで日本が獨逸其他諸國に於て購入して來た鹽化加里もソ聯邦より日本へ輸入する可能性を有してゐる。

これと同時に、日本産物資の對ソ輸出も擴張することが出来る。日本産物資の對ソ輸出を擴張し得る主要なるものは、船舶、電氣設備品、ソヴェート漁業用品であるが、鐵道建設用機械類も亦可能である。

外債を利用しないソ聯邦にとつて、購入額を増加せしめる唯一の途は、長期ク

通商關係

クレジットの利用である。これは獨、英、伊、米等の諸外國とのソヴェート貿易に於ては實行されてゐる所であるが、日ソ關係に於てもクレジット問題にして満足すべき解決を得るに至るなら、兩國にとり良い結果を齎すべきは疑ひない。

クレジット期限は購入品の性質により九ヶ月から二十ヶ月の五種別とすることに協定成つた。然し注文品の値段は他の諸國と競争し得るものであらねばならぬのは言ふまでもないことである。

尙ほ造船、電氣設備品等對日ソヴェート注文の増加を促進するためには、注文品引渡期限の短縮を計る必要があることを附言する。

兩國貿易の法律的諸條件の調整、例へば通商條約及びこれに關聯する正常な貿易事務上の諸契約の締結は有らゆる通商及び金融上の鞏固な基礎を置くものであり、兩國の相互の事業に對する確信を一層固めるものである。

兩國政府の善良なる意志と事業界の密接なる提携とに依り、一九三三年は日本

とソ聯邦の經濟的聯繫の擴大と鞏化に轉向する年たり得るであらう。特にソ聯邦では極東地方及び東部シベリヤにおける第二次五ヶ年計畫のため、又ソ聯邦の他の諸地方における若干の建設のため日本工業の諸製品並に他の商品を必要とする故に、日本商品の對ソ輸出は好望であると云ひ得る。とは云へ、それがためには、勿論、ソ聯邦から日本への輸入にとつても、正常な諸條件が具備せられねばならぬのであつて、其時始めて發展の可能性がある。この後者の諸條件とは、若干の商品に對する關稅の引下げ、對日ソヴェート商品販路の正常なる法律的並に經濟的條件の創設である。之とともに日ソ兩國の政治・外交關係の良否は直に其通商・經濟關係にも反映する故に、日ソ兩國、更に日滿露の親善こそ、兩國の經濟的提携の先要條件である。この條件にして排除し、日ソ政治・外交關係が悪化するが如きことあらんか、日ソ通商關係の好轉は愚、急速度に悪化するであらう。これを要するに、昭和八年の日ソ通商

關係は必ずしも悲觀するに及ばないが、それとて徒に樂觀を許さない。世界各國は互に關稅を高め、保護貿易の採用によつて自國の經濟的不況を打開せんと大膽になつて居り、且つ正常なる通商條件が何處にも具備されてゐない今日、隣接せるソヴェート聯邦との經濟的提携は焦眉の急務と云ふべきである。

二、對露クレヂット協定成立

ソ聯邦側では北洋漁業仕込物資の買付季節を迎へる毎に對日買付條件として前年よりも長期のクレヂット設定を要望するので、對露のクレヂット期限は逐年延長されるのが常であつた。昭和八年度に於ても同じくソ聯邦では對日買付條件として十五ヶ月乃至十八ヶ月のクレヂット設定を邦商側に要望したので、我當局者間に非常なセンセーションを捲起したのであるが、かく長期のクレヂット設定を要望するのは、ソ聯邦の財政事情がこれを必要とするからである。即ち一九三三

年度のソ聯邦對外貿易は二億六千六百萬留の大入超を示し、更に對外備船料在外通商代表部の諸支拂勘定を合計すれば恐らく三億留以上の支拂勘定となつて前年に比し國際貸借に何等の改前を見られず剩へ現在物資購入の爲相手國により設定されたクレヂットは十億留内外に上り、獨逸に對し今年度決済すべきもの十億馬克に達し財政的には相當困難の様様であるから、今回駐日露國通商部が邦商に對し要請してゐる長期クレヂット設定問題は單なる掛引ばかりではなく、露國の財政事情を裏書するもので、露國の對外情勢から見て相當長期のクレヂットが實現せざれば背に腹はかへられず事實上輸入し能はざる事情に置かれてゐる。

かかる事情のためにソヴェート聯邦の對日貿易を一手に取扱つてゐる駐日通商代表部は今年から日本の對露輸出業者に對し、今年から從來の最長十二ヶ月よりも更に長期のクレヂット設定方を要請してゐるが、果然本年始めに極東造船所「ダリザウオド」が注文せる工作機械價格

十萬圓の買付を切つかけに本年一月末日より引合を始めた北洋漁業用物資のカニ網十一萬反、マニラロープ、同トワイン空罐其他價格百五十萬圓内外の買付に際し所謂クレヂット問題は實際問題として表面化し、遂に業界一般の論議の焦點となるに至つた。過去の對露輸出クレヂットの経緯を見るに年を逐ふて期限の延長を餘儀なくされて來た事實に徴し、且つソヴェート側が獨逸方面で行はれてゐる特殊の例證を指摘して、何處までも延長政策を續けようとしてゐる事實に鑑み、今後何處までも延長すれば兩國貿易の發展に最善の効果を齎すものやら業界でも皆目見當がつかなくなり、ために我が當業者をして尠からぬ不安を抱かしめるに至つたので、對露輸出金融の緩和、輸出増進のため補償制度を運用してゐる商工省では成行を重視し、各方面の情報を蒐集して今後の對露輸出補償問題につき慎重對策を審議し、具體案の作成を急ぐに至つた。

一方對露輸出組合では今年に入つてか

ら成約を見た對露輸出に關し、日本側によつて設定されてゐるクレヂット期限の延長に鑑み、商工省に對し輸出補償法施行規則中補償手形期限に關する條項の一部改正方を要請中のところ今回同當局の承諾するところとなり、四月一日より改正實施されるに至つた。即ち現行規則によると

一、約束手形(ソヴェート通商部振出しのもの)を補償手形となす場合は期限六ヶ月以上を認めず、當業者が十二ヶ月拂の契約を爲した場合は六ヶ月目に書換を要したのであるが、十二ヶ月通し手形を認め、更に約束手形は、一、商工大臣の承認により從來一ヶ年までの補償適用を受けてゐるが、今回更に十五ヶ月に延長することになつた。但し補償契約は三年度にまたがることを許されないから、十五ヶ月手形は來る四月一日まで補償適用を待つこと而して商工省では對露輸出の増進を計るため、駐日露國通商部側の要請により今後の對露クレヂット期限を商品別に協

定することになり、双方間に折衝を重ねた結果、遂に當分の間、左記の標準によりてクレヂットを設定することを兩國貿易の促進上必要なりとの諒解が對露輸出組合と通商代表との間に成立したので此協定に正式承認を與へたのである。よつて該協定は四月一日より左記の標準によりて實施されてゐる。

- 一、有色金属類(銅の如き種類) 九ヶ月
 - 二、食料品(茶を含む)及漁網類(漁網用綿糸を含む) 十二ヶ月
 - 三、ロープ及びトワイン類 十五ヶ月
 - 四、船舶 十八ヶ月
 - 五、電氣設備及び一般機械類(金額に依り) 十五ヶ月乃至十八ヶ月
 - 六、鐵道用機材 二十ヶ月
- 但し前掲以外の商品は其の種類に依り前記各項に準ず。
- 尙ほ又ソ聯邦通商部發行の手形期限を一週に付從來の六ヶ月期限を十二ヶ月まで延長する事については輸出補償法施行規則の改正を要する關係上商工省は大藏省と協議し、これも前述通り四月一日よ

り改正施行されてゐる。

この協定は永續的なものでなく、暫定的なものであるとは正へ、一先づ對露クレヂット延長問題は解決したわけである

三、露油輸入の其後の経過

イ、松方幸次郎氏の露油輸入準備

前述日ソ石油賣買契約を締結歸朝した松方氏は輸入第一年度の昭和八年より積局的に輸入準備をなし、先づ貯油タンク敷地としてさきに横濱市役所より拂下げることになり、假契約を結んだ鶴見埋立地第三地區二萬五千坪は一月二十日の横濱市會で可決し正式決定を見た。

然るに同地區船舶進入水路の水深は三十尺と豫定されて居つたが實測に依るとはるかに浅いので横濱市役所の手に依つて浚渫工事が施されたが海底の地盤案外に堅く市側に於ても鋭意竣工を急いだが最初三月末迄に竣工豫定が六月二十日迄延期し、此の間日本唯一の内務省所有特

殊浚濬機を横濱市役所に於て借受け六月末迄に完了豫定の處内務省の都合で借受延期となり、到底期日の竣工おぼつかなくなつたので、斯くては徒に時日延引の爲に松方氏の露油輸入に迷惑を及ぼす恐れあり、且つ横濱市の名譽の爲めに遺憾として責任上横濱市の費用を以てパイプラインに沖取タンク移入の荷役施設をなす事になり、市役所水道局に依り水道鐵管八吋及六吋もの一千三百米を鑄造取付けてタンカーよりの移入設備を完了した

一方タンクは最初三千噸二基、五千噸一基を横濱市鶴見區生麥の敷地に建設豫定を立てて浦賀船渠株式會社に不取敢三千噸二基(約五萬四千圓)を注文、同社は横濱工場で製作する事となり二月五日に敷地地鎮祭を行つて三月末迄に建設完了の處前述浚濬工事の遅延から延期に延期を重ねたが五月中旬建設をなし水張試験も完了した。引續いて五千噸タンクの製作に取りかかり、都合三千噸六基、五千噸一基のタンクが設置される計畫で、是等竣工の曉は一大偉觀を呈するであらう

此外に大阪附近の尼ヶ崎市埋立地一萬五千坪に五千噸タンク三基、名古屋市埋立地一萬四千坪に三千噸タンク二基、九州小倉市埋立地五千坪に三千噸二千噸各一基の建設豫定で着々準備を進めて居るので、近く之等が完成される曉は收容能力は莫大なものになる。

更に露油輸入の反響について述べよう松方氏露油輸入が世界的に反響を喚起した事は前述の如くであるが、國內的にも非常なるセンセーションを起し、在來競争場裡に相見えた六社は商工省の重要産業統制法に依り販賣價格の統一を計つて自己擁護に全きを得た處へ需要者の反感を買ひ、商工省を間にして双方がイキリ立つてゐる最中に松方氏が露油輸入契約に成功歸朝したので、恰かも救世主の如く待望したのも無理からぬ事である。

ロ、松方氏と需要者と
の賣買折衝

一方昨年度にガソリン一億二千四百四十七萬ガロンを使用した日本自動車業組合聯合會との間に一手引受方交渉中の處

一月下旬に内契約が成立、東京各組合に對しては一月中、地方組合には二月中旬に別項條件の下に申込を取纏め、聯合會の名で松方氏と取引に關する正式調印を爲すことになり、直ちにこの旨聯合會より全國組合へ指令を發した。

前略 豫て御報告申上置候松方幸次郎氏の露油に付き當聯合會に於て一手引受の契約を締結し全國自動車業者の希望で要數量を一括し、原價を以て之を各位に直接配給するの革命的取引を斷行する事に相成候に付ては御希望の各位は左記條項により可成貴組合又は協會を通じて御申出相成度此段御通知申上候

昭和八年一月
日本自動車組合聯合會
會長 柳田 諒三

全國自動車業者殿
條件

- 一、ガソリンスタンド設備は各人の負擔たること
- 一、ドラムによる配給希望者と雖も當分

追て別紙申込書至急御提出願上候(期限二月中)

- 之が設備は各自に於て爲すこと
- 一、露油は不取敢關東地方一鶴見。名古屋地方一名古屋。關西地方一尼ヶ崎。九州地方一小倉。の各大油槽所よりタンク自動車によつて正味配達をするものとす
 - 一、一ヶ月の所要豫定數量に該當する保證金を前納すること
 - 一、預り證は松方幸次郎氏より各個人宛提出すること
 - 一、右保證金は有價證券にても差支なし
 - 一、保證金の提供期日は三月中旬に當聯合會より通知す
 - 一、露油の配給は五月下旬の見込み
 - 一、品質はライ社黒貝以上の規格を保持す
 - 一、價格は松方氏と聯合會との契約原價による故に常に他の同業會社製品より低廉なること
 - 一、小賣分配價格は聯合會の指定により全國的に統制すること
 - 一、其他の事項は所屬組合につき御問合せ相成度し

右項目中價格の點は會議にも議論の焦點になつたが、現在六社より何パーセントの値引を爲すとか松方氏自身も言明し得ず、着荷當時の市價は何人も豫想し得ざる譯で、唯だ良品を他品より安くするといふことだけ判明せる次第であるが、一ヶ月十萬箱以上の消費者は商工省の重要産業統制法の適用もあり、且つ今より先物の價格を決定せば六社側に於ても對策を講ずることとなり、當業者にとりては不利だといふので具體的には決めない事となつた。一方松方氏の契約が五ヶ年間にわたつて居るので組合との契約も當然五ヶ年になる事となり、本年中に七八萬噸を引受けるが此數量は全需要量の約一割に當り、松方氏の委託契約が最少限度の責任數量であるから尙ほ多量の引受が出来る譯である。全國の一齊に配給するといふ事は從來六社側から借りて居つたスタンド、ドラム罐等の準備に多少の困難が伴ふので漸次配給といふ事にならう

ハ、六社側の松方露油對策

他方松方氏露油の入津については半信半疑の眼を以て表面平靜を裝ひ、その成行を注視して居た六社側では、松方氏が過般來自動車業組合聯合會側との折衝を重ねた結果、兩者間の提携略成立し、三月六日バス協會の露油契約に關する全國役員總會の開催を見、一方鶴見タンクの建設も五月末には大體竣工の段取となつて居る等着々實現化して來るので、漸次これが對應策を講ずるに至つた。六社側ではこの程各社直系取扱業者に對し

- 一、松方氏の露油は同氏一手販賣の如く信ぜられて居るが、右は一手販賣に非ず現に北樺太石油會社も原油、重油、ガソリンを輸入すべく對露交渉中なること
- 二、松方氏石油を市價より廉き値を以て販賣する趣なるも、一般周知の如く重要産業統制法第二條に於て商工省認定により強成加入を命令し得る事の規定もあり、即ち松方氏輸入露油が統制法の適用を受くる十萬噸に達せずとも市

場の平衡を紊り産業の發達を阻害するに於ては同規定に於て拘束され得る事三、以來自動車聯合會並に乗合自動車協會等の引受契約あるかに信ぜられて居るが契約は未だ締結し居らぬ事

以上の要旨の概を飛ばし此際直系取扱業者の動搖を防いで居るが、他方六日バス協會總會席上報告された全國バス業者の一ケ年使用量總計は一千八百六十七萬ガロンで、右總會の結果滿場一致を以て堀内會長及十名の實行委員に今後の松方氏との一切の交渉を一任した。以上の如く宣傳種々に亂れ飛ぶ有様にバス協會並に自動車聯合會方も一切實行委員に一任して松方氏露油輸入の第一船入荷を待つて具體的取極をなす旨言明した。

二、松方氏の原油輸入

松方氏露油輸入に依る取扱業者の動搖は依然として止まず需要者側の露油待望も去らざる現狀に即して遂に日本石油は北樺太石油會社をして従來北樺太原油輸入専門の立場を變更して松方氏の出鼻を挫く可くガソリン輸入計畫を思ひ立ち、

二、樞要の地に根據設備を施し供給を完備すること

の方針の下に右一手販賣契約期限が十二月で切れるのと昨年十一月末全ソ聯邦石油輸出聯合日本代表スホドリスキー氏の再任を契機として同統制問題は一層具體化し、爾來通商代表部は北部一手販賣契約者の岩本恒人氏と交渉中の處舊臘二十九日右全鮮統制一手販賣契約の成立を見たのでスホドリスキー氏はモスクワに對し右契約の確認を求め、その結果モスクワからの確認が到着したので全鮮のソヴェート石油販賣網統轄問題は實現せられ同石油の進出は一段の活氣を添へるものと觀測せられてゐる。

今述べた通り、駐日ソヴェート通商部に於てソ聯邦側の石油聯合ソユーズネフチ日本代表スホドリスキー、同代表部次席ブロードツキー兩氏と朝鮮商事株式會社代表取締役岩本恒人氏との間に正式調印を了した朝鮮に於けるソヴェート石油の一手販賣契約内容は概要次の通りである一、朝鮮全土に於けるソヴェート石油

通商關係

ソ側の販路擴張政策と相俟ち五月二十四日午前横濱入港のソユーズネフチでガソリン八千噸を輸入したが、之より先此計畫を知つた松方氏はガソリンのみの輸入と思はれて居た世人の耳目を驚ろかし、將來に於て本邦ガソリン使用量の激増に思を致し既契約のガソリン輸入量の増加と契約期間の延長とを通商部に交渉し、猶ほ潤滑油を併せ販賣する要を認めて、生麥敷地に製油所を設計し之が原油として最適品の北樺太原油の輸入と之が精製を決定し、駐日通商代表部に下相談の結果先づ初年度として右原油十萬噸を輸入すべく申出たので四月同代表部のスホドリスキー氏は之が契約上ソユーズ・ネフチと打合せの爲モスクワに向つたが不幸ス氏がモスクワで病臥した爲回答が延期された進入路浚渫工事遅延の爲露油輸入が遅れたが最初の注文一萬噸は昭和八年八月一日より七日の間第一週ノルウェーよりの備船タンガールノール號にて横濱入港となつたが、北樺太石油輸入の八千九百噸は混合して販賣するか、露油として販賣

するか興味を以て見られて居たが、露油としては販賣せぬとの日石の聲明に徴しても製精油の輸入は今後困難と見られ、全く動搖防止に外ならぬとされて居る點から見て松方氏第一船入荷の當業者の對策が見物である。多大の興味を以て見られて居た日石露油の試験結果は品質良好を發表されたので、三千噸タンク二基の七月十五日完成に依つて愈々具體化して來た。

ホ、露油の朝鮮專賣契約成立

駐日ソヴェート通商代表部では従來朝鮮に對するソヴェート産石油の販路開拓上、全朝鮮を南部(釜山) 中部(京城) 北部(元山)の三區域に分ち、夫々契約當業者にその區域内の一手販賣權を與へ銳意販賣網の擴充に努力して來たが、統制の困難と設備其他の關係から豫期の如き成果を擧げ得なかつた事實に鑑み、今年度よりは一、三地方別一手販賣契約を撤廢し、一個の中央販賣機關を設け全鮮の統制を計り

(ガソリン、燈油)の一手販賣をなす一、契約期限は三年とし、其の後事態の變化を考慮して更新すること

一、一ケ年の引受責任數量はガソリン、燈油四十五萬箱

一、朝鮮に於ける貯油施設(タンク)一切は朝鮮商事側の負擔に於て樞要の地に建設すること

一、當分浦鹽よりトラム罐によりて供給されるが、將來は高架索バーク方面より直接供給する

一、朝鮮商事は本契約調印の際保證金十萬圓を駐日ソヴェート通商部に支拂つた。

一、値段は英米品の時價に比し一定%の値引をすること

尙ほ右契約の結果従來全鮮を南部(桃原茂太郎氏) 中部(堀清氏) 北部は(岩本恒人氏)の三地方別に締結してゐた一手販賣契約は破棄され、北部經營の岩本氏によつて全鮮の露油販賣が統制された譯である。

前述の通り駐日ソヴェート通商代表部

と契約を結んで、全鮮の露油供給獨占權を獲得した朝鮮商事會社々長岩本恒人氏(資本金三十萬圓)は其の第一回輸入ベンチン六百噸、二萬箱をソヴェート商船カムチャダル號で輸入し、三月二日元山、三月二十八日清津、四月五日釜山、四月二十日京城に到着し全鮮の市場に出廻るに至つたが、これよさき六社側は露油の進出を防止すべく抜打的にベンチンの値下げを斷行した。今日まで十ガロンに付き八十錢方値下げし、京城では去る二十日より六社側は十ガロン五圓六十錢を四圓八十錢に値下した。よつて露油はこれに對抗すべく現在二十錢安の四圓六十錢で賣出してゐる。而して當地方に於ける狀勢を綜合すると六月に至らば全鮮の石油販賣市場は非常な混亂状態に陥るものと豫想されてゐる。右につき駐日ソヴェート通商部京城支部主任コノワロフ氏は語る。

朝鮮市場に露油の普及を見るまで多少の競争は餘儀ない事であらう。しかし露油は品質がすぐれてゐるから損して

まで競争はしない積りだ。
 朝鮮商事によつて賣出された露油のマークはガソリンは飛行機印、燈油は福壽印である。尙ほ第二回の露油輸入は五月十日と豫定され、ベンデン及び燈油各々五十噸宛浦鹽から廻送される筈である。朝鮮商事は全鮮に於ける石油の需要量の二割を露油を以て供給する計畫である。斯して六社側と對抗して朝鮮に露油販賣の統一戦線を以て之が進出に鎬を削つてゐる。朝鮮商事株式会社(資本金三十萬圓)の成立經過、露側との露油輸入獨占獲得契約の内容及び其後の活動状態は左の通りである。

昭和七年十二月二十九日駐日通商代表部石油部長スホドリスキイ氏との間に朝鮮一手輸入契約の假調印を爲すに當つて朝鮮商事は他の二社の舊施設(朝鮮商事側の言分によれば全然不用の設備なりと)を約三萬圓で買収したる上假調印を了し、假契約はモスクワに於ける石油輸出組合(ソユーズ・ネフチ・エクスポート)の承認を経て昭和八年

一月二十七日東京駐日露國通商代表部で當時の副代表ブロードスキイ及び石油部長スホドリスキイ兩氏の署名の下に本契約が成立し、茲に愈々全鮮の露油供給は朝鮮商事の獨占到歸することになつた。

而して右本契約概要は

- 一、契約有効期限三ヶ年
- 二、三ヶ年目の十二月に更改交渉を爲す
- 三、代金はその都度前拂とす
- 四、輸入油は當分ガソリン及び燈油
- 五、貯油施設の出来るまで函入油を輸入する
- 六、タンクの建設の場合は會社側の負擔とす
- 七、市場開拓のため露側は當分差値をせす、賣値段に對し伸縮性を保たしめる
- 八、品質は燈油ボーメ四十一度、ガソリン五十九度

尙ほ朝鮮商事側ではタンク建設のため三十萬圓を投資する豫定である。今同右

如くであつた。

へ、北樺太石油の露油輸入交渉

北樺太石油會社では豫てモスクワに於て稻石代表とソ聯邦石油輸出聯合との間に基本的協定を遂げた露國原油、重油其他の製油類の專賣契約交渉のための下準備を進めてゐたが、大體手配完了したので同社では再び稻石代表をモスクワに派遣することになつた。而して同氏は三月十七日午後九時二十五分東京發同地向ひ、同地に到着するや、同地に於て全ソ聯邦石油輸出聯盟との間に原油、重油類の本邦專賣權につき交渉を進めてゐるが其れとは別個に、かねて駐日ソヴェート通商代表部を経て全ソ聯邦石油聯盟と衝中であつた北樺太の露側油田サハレンネツチ・トラスト産原油輸入假契約が、この程駐日ソヴェート通商部と同社との間に左の通り成立し、近日中に正式調印を交換することになつた。

- 一、輸入契約量十二萬五千噸
- 一、本年夏期中に元山渡しのこと
- 一、契約調印の際北樺太石油は駐日ソ

通商關係

ヴェート通商部に對し契約代金全額を前拂すること

右原油は今夏中に内地に輸入し大部分海軍に納入される筈で賣買値段は双方極秘に附することを申合せてゐる。通商部は同契約の正式調印のため石油部長スホドリスキイ氏の暫定的後任としてレーズニコフ氏に石油取引に關し通商代表部の名に於て契約書、證書、其他の商用書類に第二の署名を爲す權限を與へ此の旨外務省に通告した。尙ほ一方モスクワに於ける稻石代表對全ソ石油輸出聯盟會長リヤボウオル交渉はリヤボウオル氏がソ聯邦最大の油田トラストとして知られてゐるクローズネツ社長に榮轉し、其の後任が決定就任するまで暫時休止の止むなきに至つた。

前述の如く昭和七年九月二十四日松方幸次郎氏がモスクワに於て全ソ石油輸出聯盟會長リヤボウオル氏との間にソ聯邦ガソリンの委託販賣契約を結び外油の大需要國たる本邦に對する歐露油供給の道を開いた事實に關係して既に日露國交恢

獨占契約によつて全鮮に賣出さるべき露油のマークは既報の通りガソリンは「飛行機」印で、燈油は主として需要者が鮮人なるため彼等の好む「福壽」印なる文字を使用してゐる。會社は目下の處赤字であるが社長岩本恒人氏を初め幹部社員は總て三十前後の新進氣鋭の士で、六社側を對手に白熱戦を交ふべく大いに意氣込んでゐる爲か此の點通商代表部側の好意を得てゐる。併し六社側の値下げに對し通商部側は今後如何なる對策を講ずるや「損をしてまで安くは賣れない」と語つた京城市部代表コノワロフ氏の言より察するも六社側との接戦には或る程度の限度があり、六社側の賣値に對し今後も常に下廻ることは困難の様ではないかと觀測される。併し之は通商部の掛引であつて六社側の對抗に對しては何處までも安く賣る覺悟をもつてゐるとも見られてゐる。何れにするも記者が觀測した限りでは會社幹部は通商部の今後の態度に多大の信頼をかけてゐるものゝ、一抹の不安の念をもつてゐる事は争はれないものゝ

復直後より注目されてゐた露油輸入問題は今や我が燃料の政策上に大なる役割を演ずることになつたが、これより先き北樺太の露國側油田サハレンネフチ・トラスト産原油の殆んど大部分を年々輸入してゐた北樺太石油會社では歐露原油をも輸入すべく畫策中、松方氏のガソリン輸入契約の成立に一層刺戟され、稻石代表をモスクワに派遣して原油並に製油の大量輸入契約を締結すべく交渉の促進に努め、一方六社側の日石と提携してガソリン八千噸を試験的に注文將來の大量輸入の前提に供へる等露油入計畫を具體化した。あるが、右ガソリン八千噸を積載して去月下旬黒海沿岸の露油輸出港ツィアプセを出帆した諾威傭船 SYEVE 號は五月二十四日朝無事横濱に入港し、税關手續の上鶴見の目石タンクに陸揚貯油される筈で昭和七年十月末以來昭和八年五月二十日迄に浦鹽を経て伏木に輸入された露油ガソリン二萬八千箱を除いては、初めて歐露油の直接本邦輸入が實現した譯でこの輸入実績の如以は將來の露油

輸入擴大して本邦燃料界に多大の影響を齎すものとしてセンチションを捲起してゐる。

日石が北樺太石油を経て最初注文した歐露ガソリン八千噸は諾威備船 STEVE 號によつて、五月二十四日朝横濱に入港したが問題はこの試験輸入が將來同社側の大量輸入の導因となるかどうかは一に品質採算問題に係ることはいふまでもないが一方松方氏側の露油輸入契約と關聯して成行は非常に注目されてゐる。即ち

日石側の意嚮では、露油の輸入は依然六社協定の拘束をうけない原油に重點を置き、製油については右ガソリン八千噸の成績を見てから對策を講ずる筈で今のところ具體的對策はたつてゐない模様である。従つて其の販賣方法についても露油として賣出すか、從來の同社マークによつて販賣するか興味をもつて見られてゐるが、今のところ大體露油の名柄によつて販賣することは考慮されてゐない。又原油輸入問題については北樺太石油代表船石正雄氏

がモスクワで交渉中であるが全ソ石油輸出聯盟會長リヤヴォール氏がロシヤ第一の油田グロズネフチ・トラストの社長として轉任以來後任會長未定のため爾來交渉は停頓してゐることである。

ト、露油取引訴訟事件

其後の経過

ソヴェート産石油年額二百五十八萬ガロンの對朝鮮輸送契約不履行に基く損害及び契約保證金九萬五千八百八十四圓の返還賠償請求に關する原告朝鮮元山府姜顯八對被告駐日ソヴェート聯邦通商代表部訴訟は既法の如く昨二十三日午前十一時東京地方裁判所民事第三部梶田裁判長係で原告代理中村莊太郎辯護士、被告代理井上卓一辯護士（通商部法律顧問）出席第三回辯論を行つたが、原被告の爲せる主張の内容は左の如し。

○被告 原告姜顯八は會つて京城南大門の高麗國際貿易合資會社無限責任社員たりし事あり、當時原告は其の會社が通商部との石油取引に際し再三立會ひ

相互の正式契約書には日本政府官報に發表するソヴェート側第一及び第二署名を必要とすることは既に知悉せるところなり、然るに今回原告との直接契約が第一署名の缺如により當然契約未成立なるに對し損害賠償を要求するは不當なり

○原告 本件契約書作成に使用したる用紙は被告通商代表部の用紙なり、而して右契約書には石油部長ヌホドリスキ一、朝鮮代表ロサリエフ及びジュラウスキー署名せり、若し右署名人等に代理權又は代表權なしとすれば右署名人等は朝鮮通商部といふ被告國家の建物内を利用し、手附金名義の下に前後二回合計金五千圓を騙取したることに歸着すべし

告の主張によれば、通商代表部石油部長ヌホドリスキ並に京城通商代表部支部に契約の代理權なしとの被告の抗辯を假りに受容するも、ヌホドリスキ及び京城支部は手附金五千圓を保證金として受取り、之を通商代表部に交付し、東京通商代表部は之を受理したるものなれば此の時に於て東京通商代表部は法律上言ふところの追認行爲をなしたるものなり、被告は右保證金を原告に返還せんとしたるも原告は言を左右にして受取らずして今日至りたりと言ふも、保證金を受取りし當時にさかのぼつて代理權を論ぜざるべからず

といふにあり、被告は原告の主張に對しヌホドリスキ並に朝鮮支部の代理權の有無及び保證金返還の意志表示に關する當時の事情につき證人ヌホドリスキ、前法律顧問ベックマン及び石油部東郷通譯を指名し、原告側より契約當時の原告側通譯沈東を申請し、結局裁判所は被告側證人としてヌホドリスキ氏及び原

昭和七・八年の對ソ海運

一、昭和七年の對ソ海運

日本の對ソ海運は直接の對ソ貿易ではないとは云へ、日本のソ聯邦より受取る備船料は、北洋の陸上漁區及びカニ工船に雇傭せる邦人漁獲夫及び漁撈製造技術者の雇傭賃銀と共に日本の對ソ貿易外勘定として貴重なるものである。従つて日ソ通商關係を論ずるに際して對ソ海運は見逃すことの出来ない問題である。

今昭和七年の對ソ海運勘定を述べんとするに先だちその前年たる昭和六年（一九三一年）度のわが對露海運賃總受取勘定を述べると、それは露領木材積取船、漁場送込、仲積、切揚船の貸船料を合せ四百十二萬四千六百圓にして昭和五年度

の四百八十萬圓に比すると、六十七萬六千餘圓の減少を示した。其主なる原因は漁場備船と木材出廻りが減退のため日本船隻の需要が低下し、且つ一方に於ては運賃が低落した爲である。

木材積取運賃 二、六二五、八二九圓
漁業用貸船料 一、四九八、七七一圓
合計 四、一二四、六〇〇圓
なほ木材運賃の中にはステベ勘定十三萬七千圓を含んでゐる。

今述べたソヴェート通商代表部の調査による我對ソ海運受取勘定はその後同部函館支部に於ける計算もれを加算して左の通り訂正發表したが、その結果同運賃は八十萬圓餘増加した。

木材積取運賃 二、六二五、八二九圓
漁業備船其他 二、五〇八、〇五一圓
合計 五、〇三三、八七九圓

因に木材運賃は日本内地並に支那方面への輸送、ステベ貸漁業備船の外に輸出入品の輸送賃をも含むものである。

次に昭和七年（一九三二年）度におけるソ聯邦の日本に支拂つた備船料は三百二

十三萬三千四百八圓にして昭和六年度の三百七十五萬圓に比して五十一萬九千六百五十二圓の減少である。(編者註。一九三一年度のわが對ソ海運賃總受取勘定については、駐日ソヴェート通商部の計算によつたのであるが、一九三二年六月發表のもの、一九三三年二月末發表のものとは數字に相違してゐる。駐日通商代表部發表の數字に往々にしてかゝる場合が見受けられるが、恐らく計算方法を變へるためであらう。)

而して昭和七年の備船料は北津漁業場配船の送込、仲積、切揚備船三十八隻、二十三萬四千八百四十三噸で、前年に比し九萬五千四百八十四噸、即ち三割を減じたもの及び沿海州木材運送(支那仕向を含む)百八十萬石ほど前年同様を合せたものである。

次に昭和七年にソ聯邦の備船せる日本船名、その噸數、備船料を掲げよう。

カムチャツカ使用船

東京取極

一、昭久丸 (七二五〇) 七九〇、〇〇円

二、神農丸 (七七〇〇)	八〇〇、〇〇円
三、愛媛丸 (六六九五)	七二五、〇〇
四、宇賀丸 (七二〇〇)	七七〇、〇〇
五、立石丸 (六三八〇)	七二〇、〇〇
六、明石丸 (四八五〇)	五一五、〇〇
七、瑞光丸 (六六五〇)	七二〇、〇〇
八、惠須取丸 (五一四三)	五九〇、〇〇
九、羽後丸 (五五二八)	六二〇、〇〇
一〇、日清丸 (四六六〇)	五四五、〇〇
一一、五州丸 (八一二二)	七七五、〇〇
一二、眞盛丸第一號(六五五〇)	七〇五、〇〇
一三、大安丸 (八七七〇)	八三〇、〇〇
一四、あいだ丸(七二二〇)	七〇〇、〇〇
一五、神洋丸 (六七五〇)	六一五、〇〇
一六、美崎丸 (七三七三)	六五〇、〇〇
一七、神洋丸 (六七五〇)	六一五、〇〇
一八、浙江丸 (五一〇〇)	四三〇、〇〇
一九、明石丸 (四八五〇)	四三〇、〇〇
二〇、杭州丸 (四六一〇)	四三〇、〇〇
二一、八雲丸 (四八七五)	四三〇、〇〇
二二、眞盛丸第二號(六五五〇)	四九〇、〇〇
二三、羽後丸 (五五三〇)	四六〇、〇〇
二四、まどらす丸(六一六五)	四五〇、〇〇

二五、日清丸 (四六六〇)	四〇〇、〇〇円
二六、吳淞丸 (五〇五〇)	五三五、〇〇
二七、江蘇丸 (五一〇〇)	五五〇、〇〇
二八、豐彦丸 (八一二四)	八五〇、〇〇
二九、大龍丸 (六九三〇)	九五〇、〇〇
神戸取極	
一、平安丸 (六九一一)	六九〇、〇〇円
二、昌仁丸 (六八一〇)	六八〇、〇〇
三、元山丸 (五一〇〇)	六〇〇、〇〇
四、劍山丸 (五四一四)	六〇〇、〇〇
五、隆東丸 (五四九九)	六一五、〇〇
六、豐彦丸第二號(七五〇〇)	七〇〇、〇〇
函館取極	
一、大星丸第五號(五五〇〇)	四〇〇、〇〇円
二、同第六號 (五五〇〇)	四〇〇、〇〇
三、同第七號 (五五〇〇)	?
總隻數 三十八隻	
總噸數 二十三萬四千八百四十三噸	

二、昭和八年の對ソ海運

1、對露船船界の神戸移轉

鈴木等は近く同地に主力集注、其他の方面でも夫々聯絡機關設置の對策を考究中である。一方、同地には新に對露取引に割込むべく、計畫中の仲介業者も漸増の傾向でソヴェート備船局神戸移轉による一九三三年の對露船船界は早くも混戦状態出現を豫想されてゐる。

口、昭和八年の對ソ海運展望

神戸のソヴェート備船部ソヴ・フラクトは三月末から本年度のカムチャツカ漁業用の送込の對日備船引合を開始した。本年は同方面に使用し得るソヴェートの自國船が數隻増配されるので日本船の備入が減退するのではないかと見てゐる向もあるが、一方に於てはソ國の經營漁場が昨年に比し鮭鱒漁區三十一ヶ所、カニ漁區四ヶ所、合計三十五ヶ所増加して、總漁區數三百九十二ヶ所となつたのであるから、全漁區が經營されるとすれば従來よりも多數の備船を必要とする譯で、我が船船界の成行は注目されてゐる。其後四月に入り、カムチャツカ出漁期に際して三月下旬以來漁場送込用に本邦

始め日本海、オホーツク海、太平洋沿岸に於ける所謂極東露領の海運のためソヴェート聯邦が備入せる日本船の運賃は年によつて増減はあるが、最近年間のそれは二百五十萬圓乃至五百萬圓に達し、わが近海備船界の一方のマーケットを組織化するに至つた。之を一手に取扱つてゐるソヴェート備船會社ソヴ・フラクト日本支部が舊臘東京から神戸に移轉して以來、わが對露海運界の中心も自然同地に移動したものと、同海運の主要役割を演じてゐる木材海運の需要者なるソヴェート木材部が依然東京に存置する關係上この方面の海運契約が従來通り東京で行はれるものか、神戸に移轉せるソヴ・フラクト日本支部の手に歸するものか、駐日ソヴェート通商部の方針が定まらなかつた爲め關係者は尠からず當惑してゐたがこの程に至つてソ側の對日備船關係一切の取引事務は神戸に於て行ふことに決定を見たので東京に於ける關係業者八名の中早くも泰通商會の如き對露關係主力を神戸に移動せる外、帝國汽船、柿谷、

噸型中古船七隻の中極東方面に配航されることゝなつて廻航中の四隻は来る十五日頃ウラジオに入港する豫定の旨同地商船隊に入電があつた。右四隻は直ちに木材運送漁場送込に配船されるとの事である。尙、同備船部は今年極東ソヴェート備船部が雇船した外國船は十七隻に達し其の大部分上海で契約したと報じてゐるが日本側の調査では眞疑不明である。次に最近までのソ聯邦の對日備船の實績を述べよう。

船名	重量噸數	備船料(一日に付)	成約月日	引渡日
羽後丸	五、五二八噸	八三〇圓	三月二十九日	四月七日
日清丸	四、六六〇	七四〇	同	四月八日
夕映丸	四、九三〇	八〇〇	同	四月七日
吳山丸	四、九三九	八〇〇	同	四月八日
神愛丸	六、四三六	八七〇	四月八日	四月十三日
神盛丸	六、八〇〇	八八〇	四月十三日	四月十八日
計	六隻 三三、二九三 (重量)			

で昨年五月十日現在の漁場向成約高二十隻、十三萬四千五百一噸に比すると十四隻十萬一千二百八噸の激減で對露マーケットの人氣は著しく沮喪した。斯く露國

の對日備船が減退した主なる原因につき露國側より傳へられてゐる情報を綜合すると次の通りである。
一、露國の船腹自給自足計畫が漸次實現

しつゝあり、今春露國が獨逸で買収した中古船八千噸七隻の中四隻を極東に配航したこと

一、對英通商斷交により露國は一概に對外支拂勘定節減の方針を取りつゝあり労働者の如きも支拂勘定となる外國人を雇備しない
一、極東地方は極端な物資缺乏を來し、漁場仕込遅れ、全漁場の經營は到底困難と見られるに至つたこと
一、本邦船腹界がプールを組織し對露取引戰線を統一したことが所謂ソヴェート側の獨占取引と抵觸を來したること
以上によつても昭和八年における日ソ聯邦の日本船腹需要は減退すべく、本年の對ソ海運は不振に終ると豫想されるに至つた。

最近の日ソ貿易の分析

一、最近數ヶ年の日ソ貿易

日ソ國交恢復後の日ソ貿易については

日露貿易の沿革中に於て年代順に記述して置いたが、今それを一纏にしてその消長の跡を辿つて見ると

ソ聯邦輸出	一九二七—二八年度	一九二八—二九年度	一九二九—三〇年度	一九三〇—三一年度	一九三一年度
輸出	一〇、一三四、〇七圓	一五、一三三、五六一圓	二一、七九、五五圓	二二、六六、〇〇〇圓	四、七六、〇〇〇圓
ソ聯邦入り	一九、五五、一七五	三、七四、三三八	三〇、八四、三七五	一九、八七、〇〇〇	一〇、〇九、〇〇〇
貿易總額	三九、〇八、二五〇	一九、八八、五一一	五二、六四、九三〇	四二、五三、〇〇〇	一四、八五、〇〇〇
同差額	(一九、四一、一七五)	(一六、一四、一六一)	(一六、一四、一六一)	(一七、一四、〇〇〇)	(一五、三三、〇〇〇)

であつて、日ソ貿易は一九三〇年までは殆んで例外なく急激に増進して來たが、同年を頂點として一九三一年には日本仕向が前年の二千八萬四千三百七十五圓から一千九百八十一萬七千留に減少し一方日本の對ソ仕向は二千百十七萬九千五百五十四圓から一千二百六十六萬八千留に激減した。

しかも一九三二年に至つて日ソ貿易の減少は更に急激を加へてきた。即ちソ聯邦外國貿易人民委員部の發表によると、一九三二年(一月—十二月)に於る日ソ間の純貿易額は、一九三一年度のソ聯邦對日仕向一千九百八十一萬七千留から

の約半近くの一千九萬九千留へ激減し、又日本の對ソ仕向は一千二百六十六萬八千留から四百七十六萬六千留に激減してゐる。この激減傾向は昭和八年第一期四半期に於いても看取される。
今之を輸出及輸入に分ち少しく内容に立入つて點檢することにする。

對ソ輸入の解剖

ソ聯邦一流の分類法に輸入品を農業生産品と工業生産品とに分類することがある。農産品の中には純然たる農産物の外に魚類の如き家畜の如きを含めて居る。又工業生産品と云ふも、木材の如き又

鐵産品の如きを含せしめて居る。從て其内容より云へば農業生産品工業生産品(其他の産業生産品と呼ぶ方適當ならん)と云ふは妥當を缺くが暫く此分類に従つて置く。今對ソ貿易の輸入品を右の二項目に大別するときは

一九三二年度	
農業生産品	一、三六三留
工業生産品	八、七三六留
其他	八六・五

であつて、農業生産品は一三・五%工業生産品は八六・五%を占めて居る。三一年度に於ては其比四〇・五%、五九・五%であつて、三二年度は農業生産品に於て約二七%を減じ工業生産品に於て二七%の増加を來たして居る。前者の減少は魚類の減少にて、後者は主として石油の輸入増加によるものである。

一、ソ聯邦外國貿易人民委員部發表

更にソ聯邦外國貿易人民委員部發表による輸入品明細の一九三二年度と三一年度とを比較對照すると次の様である。

ソ聯邦より日本が輸入せる商品別明細表

品目	一九三二年度		一九三一年度	
	数量	金額	数量	金額
小麦	—	—	七、五八	三〇九
油種子	—	—	七、四	五
甘草	六	五	〇	〇、一
醫藥原料	一	〇、四	八	四
野菜類及農産物	三、三	四四二	四九四	三三九、四
生皮	三〇	一〇	五	一
獸骨	三七〇	九	九三、四	二八、三
蜂蜜	四	四	一	四、三
其他獸禽生産物	九	二四	八四	一、三六
毛皮	三〇	二〇	一六	三四
魚類	九、六九三	七九〇	三、四四	五、五六
キヤビヤイクラ	一六	四	五、一	一五〇
其他獵漁生産物	二、三三	一四	一、七三	一七五
以上農産業生産品合計	一、六六八	一、六三三	四、四八〇	八、〇九
挽材類	三、八〇一	六	七、二七	一三
ベニヤ板	二八	三	五九	五
其他用材	三三、六三	一、八三	三九、七四五	三、七六
油粕	七〇九	七	三、七四六	一三〇
罐詰	四〇	一三	一、三四七	五五四
煙草	—	—	—	三六
澱粉製品	—	—	—	六
菓子類	—	—	—	三、二
其他食料品	—	—	—	七
滿庵鑛	—	—	—	六、八〇七
石綿	—	—	—	一、一三五
石炭、コークス	—	—	—	一〇五、〇三
石油製品	—	—	—	三、八〇四
酸化亞鉛	—	—	—	五、三六四
其他工業生産物	—	—	—	四、三〇一
曹達	—	—	—	四〇
香料	—	—	—	五
マツチ及軸木	—	—	—	一九
陶磁器、硝子類	—	—	—	一、三六
織物	—	—	—	一三三
手工品	—	—	—	三
電氣用金屬製品	—	—	—	一七
未加工金屬類	—	—	—	一七
金物屑	—	—	—	六、七九
ほろ	—	—	—	一
骨膠、骨粉	—	—	—	一五
縫糸	—	—	—	六

化學製品及藥品 一、〇三四
骨董品、寶石類 〇、三
映畫フィルム 〇、四
其他工業製品 一九三
△以上工業生産品合計 七三、四六二

合計 七三、四六二 八、七六六 六、七、一七
一九三二年度 七三、一七〇 一九、〇九 七九、六〇七

二、ソ聯邦駐日通商代表部發表

次に駐日ソヴェート通商代表部發表による對ソ輸入品明細を一九三二年度と三一年度とを比較對照すると次の様である。

(單位千圓)

品目	一九三二年	一九三一年	増減
木材	四、五三	六、八三	△三、三〇
魚類及水産物	一、六五三	三、七三	△二、〇八〇
石油生産物	三、四二	一、九三	△一、四九
化學製品	四、四	一、三〇六	△三、〇九四
白金	一、三六五	一、三六	△〇、〇〇五
獸類生産物	三、五	三、〇四	△〇、四一
サントニン	四〇〇	八〇	△三、二〇
滿庵鑛	三、八	二	△三、六
亞鉛	四、七	一、五	△三、二
金物屑	六	一、一	△五、〇

通商關係

其他 計 六一、八五三 一五、九九 三、五三
一九三二年度 六一、八五三 一五、九九 三、五三
一九三一年度 三、〇八〇、五七〇 三、七〇、九八 三、四六五、四八

三、大藏省發表

更に大藏省發表外國貿易表によれば、一九三二年度の日ソ貿易中、日本の對ソ輸入を一九三二年度のそれと比較すれば次の通りである。(但し此大藏省發表數字の中には浦鹽仲繼の所謂トランザット貨物を含んでゐる)

輸入額	一九三二年度	一九三一年度
露亞	三、〇六八、七三圓	三、〇八〇、五七〇圓
歐露	一、三六、五六	三、七〇、九八
合計	三、四〇五、四八	三、四六五、四八
△輸入品	一九三二年度	一九三一年度
豆類	—	—
石炭	一、一四、〇五八	一、一六、六九三
木材	三、五、四八九	五、三、七三三
油粕	三、〇九七	—
價格	一三、三五	—